

茅野市地域防災計画

【風水害対策編】

【震災対策編】

【原子力災害対策編】

【火山災害対策編】

【その他災害対策編】

茅野市防災会議

— 風水害対策編 —

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	H-1-1～
第2節	防災の基本理念	H-1-2～
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	H-1-3～
第4節	茅野市の概況	H-1-4～
第5節	防災アセスメント	H-1-5～

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強いまちづくり	H-2-1～
第2節	災害発生直前対策	H-2-2～
第3節	情報の収集連絡体制計画	H-2-3～
第4節	活動体制計画	H-2-4～
第5節	広域相互応援計画	H-2-5～
第6節	救助・救急・医療計画	H-2-6～
第7節	消防・水防活動計画	H-2-7～
第8節	要配慮者支援計画	H-2-8～
第9節	緊急輸送計画	H-2-9～
第10節	障害物の処理計画	H-2-10～
第11節	避難の受入活動計画	H-2-11～
第12節	孤立防止対策	H-2-12～
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	H-2-13～
第14節	給水計画	H-2-14～
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	H-2-15～
第16節	危険物施設等災害予防計画	H-2-16～
第17節	電気施設災害予防計画	H-2-17～
第18節	都市ガス施設災害予防計画	H-2-18～
第19節	上水道施設災害予防計画	H-2-19～
第20節	下水道施設災害予防計画	H-2-20～
第21節	通信・放送施設災害予防計画	H-2-21～
第22節	鉄道施設災害予防計画	H-2-22～
第23節	災害広報計画	H-2-23～
第24節	土砂災害等の災害予防計画	H-2-24～
第25節	防災都市計画	H-2-25～
第26節	建築物災害予防計画	H-2-26～
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	H-2-27～
第28節	河川施設等災害予防計画	H-2-28～
第29節	ため池災害予防計画	H-2-29～
第30節	農林水産物災害予防計画	H-2-30～
第31節	二次災害の予防計画	H-2-31～
第32節	防災知識普及計画	H-2-32～

第33節	防災訓練計画	H-2-33～
第34節	災害復旧・復興への備え	H-2-34～
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	H-2-35～
第36節	企業防災に関する計画	H-2-36～
第37節	ボランティア活動の環境整備	H-2-37～
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	H-2-38～
第39節	風水害対策に関する調査研究及び観測	H-2-39～
第40節	観光地の災害予防計画	H-2-40～
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	H-2-41～

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	H-3-1～
第2節	災害情報の収集連絡活動	H-3-2～
第3節	非常参集職員の活動	H-3-3～
第4節	広域相互応援活動	H-3-4～
第5節	ヘリコプターの運用計画	H-3-5～
第6節	自衛隊の災害派遣	H-3-6～
第7節	救助・救急・医療活動	H-3-7～
第8節	消防・水防活動	H-3-8～
第9節	要配慮者に対する応急活動	H-3-9～
第10節	緊急輸送活動	H-3-10～
第11節	障害物の処理活動	H-3-11～
第12節	避難受入れ及び情報提供活動	H-3-12～
第13節	孤立地域対策活動	H-3-13～
第14節	食料品等の調達・供給活動	H-3-14～
第15節	飲料水の調達・供給活動	H-3-15～
第16節	生活必需品の調達・供給活動	H-3-16～
第17節	保健衛生、感染症予防活動	H-3-17～
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	H-3-18～
第19節	廃棄物の処理活動	H-3-19～
第20節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	H-3-20～
第21節	危険物施設等応急活動	H-3-21～
第22節	電気施設応急活動	H-3-22～
第23節	都市ガス施設応急活動	H-3-23～
第24節	上水道施設応急活動	H-3-24～
第25節	下水道施設応急活動	H-3-25～
第26節	通信・放送施設応急活動	H-3-26～
第27節	鉄道施設応急活動	H-3-27～
第28節	災害広報活動	H-3-28～
第29節	土砂災害等	H-3-29～
第30節	建築物災害応急活動	H-3-30～
第31節	道路及び橋梁応急活動	H-3-31～
第32節	河川施設等応急活動	H-3-32～
第33節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	H-3-33～

第34節	ため池災害活動	H-3-34～
第35節	農林水産物災害応急活動	H-3-35～
第36節	文教活動	H-3-36～
第37節	飼養動物の保護対策	H-3-37～
第38節	ボランティア活動の受入れ体制	H-3-38～
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	H-3-39～
第40節	災害救助法の適用	H-3-40～
第41節	観光地の災害応急対策	H-3-41～

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	H-4-1～
第2節	迅速な現状復旧の進め方	H-4-2～
第3節	計画的な復興	H-4-3～
第4節	資金計画	H-4-4～
第5節	被災者に対する生活再建等支援	H-4-5～
第6節	被災中小企業等の復興	H-4-6～

— 震災対策編 —

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	J-1-1～
第2節	防災の基本理念	【風水害対策編】H-1-2～
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	J-1-3～
第4節	茅野市の概況	【風水害対策編】H-1-4～
第5節	被害想定	J-1-5～

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強いまちづくり	J-2-1～
第2節	情報の収集連絡体制計画	【風水害対策編】H-2-3～
第3節	活動体制計画	【風水害対策編】H-2-4～
第4節	広域相互応援計画	【風水害対策編】H-2-5～
第5節	救助・救急・医療計画	【風水害対策編】H-2-6～
第6節	消防・水防活動計画	【風水害対策編】H-2-7～
第7節	要配慮者支援計画	【風水害対策編】H-2-8～
第8節	緊急輸送計画	【風水害対策編】H-2-9～
第9節	障害物の処理計画	J-2-9～
第10節	避難の受入活動計画	J-2-10～
第11節	孤立防止対策	【風水害対策編】H-2-12～
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	【風水害対策編】H-2-13～
第13節	給水計画	【風水害対策編】H-2-14～
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	【風水害対策編】H-2-15～
第15節	危険物施設等災害予防計画	【風水害対策編】H-2-16～
第16節	電気施設災害予防計画	【風水害対策編】H-2-17～
第17節	都市ガス施設災害予防計画	【風水害対策編】H-2-18～
第18節	上水道施設災害予防計画	【風水害対策編】H-2-19～
第19節	下水道施設災害予防計画	J-2-19～
第20節	通信・放送施設災害予防計画	J-2-20～
第21節	鉄道施設災害予防計画	【風水害対策編】H-2-22～
第22節	災害広報計画	【風水害対策編】H-2-23～
第23節	土砂災害等の災害予防計画	J-2-23～
第24節	防災都市計画	【風水害対策編】H-2-25～
第25節	建築物災害予防計画	J-2-25～
第26節	道路及び橋梁災害予防計画	J-2-26～
第27節	河川施設等災害予防計画	J-2-27～
第28節	ため池災害予防計画	J-2-28～
第29節	農林水産物災害予防計画	J-2-29～
第30節	積雪期の地震災害予防計画	J-2-30～
第31節	二次災害の予防計画	J-2-31～
第32節	防災知識普及計画	J-2-32～

第33節	防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-33～
第34節	災害復旧・復興への備え・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-34～
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-35～
第36節	企業防災に関する計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-36～
第37節	ボランティア活動の環境整備・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-37～
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-38～
第39節	震災対策に関する調査研究及び観測・・・・・・・・		J-2-39～
第40節	観光地の災害予防計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-40～
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-41～

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動・・・・・・・・		J-3-1～
第2節	非常参集職員の活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-3～
第3節	広域相互応援活動・・・・・・・・		J-3-3～
第4節	ヘリコプターの運用計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-5～
第5節	自衛隊の災害派遣・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-6～
第6節	救助・救急・医療活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-7～
第7節	消防・水防活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-8～
第8節	要配慮者に対する応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-9～
第9節	緊急輸送活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-10～
第10節	障害物の処理活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-11～
第11節	避難受入れ及び情報提供活動・・・・・・・・		J-3-11～
第12節	孤立地域対策活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-13～
第13節	食料品等の調達・供給活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-14～
第14節	飲料水の調達・供給活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-15～
第15節	生活必需品の調達・供給活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-16～
第16節	保健衛生、感染症予防活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-17～
第17節	遺体の捜索及び処置等の活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-18～
第18節	廃棄物の処理活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-19～
第19節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-20～
第20節	危険物施設等応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-21～
第21節	電気施設応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-22～
第22節	都市ガス施設応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-23～
第23節	上水道施設応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-24～
第24節	下水道施設応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-25～
第25節	通信・放送施設応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-26～
第26節	鉄道施設応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-27～
第27節	災害広報活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-28～
第28節	土砂災害等・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-29～
第29節	建築物災害応急活動・・・・・・・・		J-3-29～
第30節	道路及び橋梁応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-31～
第31節	河川施設等応急活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-32～
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動・・・・・・・・		J-3-32～
第33節	ため池災害活動・・・・・・・・		J-3-33～

第34節	農林水産物災害応急活動	【風水害対策編】	H-3-35～
第35節	文教活動	【風水害対策編】	H-3-36～
第36節	飼養動物の保護対策	【風水害対策編】	H-3-37～
第37節	ボランティア活動の受入れ体制	【風水害対策編】	H-3-38～
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制	【風水害対策編】	H-3-39～
第39節	災害救助法の適用	【風水害対策編】	H-3-40～
第40節	観光地の災害応急対策	【風水害対策編】	H-3-41～

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	【風水害対策編】	H-4-1～
第2節	迅速な現状復旧の進め方	【風水害対策編】	H-4-2～
第3節	計画的な復興	【風水害対策編】	H-4-3～
第4節	資金計画	【風水害対策編】	H-4-4～
第5節	被災者に対する生活再建等支援	【風水害対策編】	H-4-5～
第6節	被災中小企業等の復興	【風水害対策編】	H-4-6～

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節	総則	J-5-1～
第2節	東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	J-5-2～
第3節	情報収集伝達計画	J-5-3～
第4節	広報計画	J-5-4～
第5節	避難活動等	J-5-5～
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	J-5-6～
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	J-5-7～
第8節	児童生徒等の保護活動計画	J-5-8～
第9節	消防・救急救助等対策	J-5-9～
第10節	警備対策	J-5-10～
第11節	防災関係機関の講ずる措置	J-5-11～
第12節	売り惜しみ・買い占め等の防止	J-5-12～
第13節	交通対策	J-5-13～
第14節	緊急輸送	J-5-14～
第15節	他機関に対する応援の要請	J-5-15～
第16節	事業所等対策計画	J-5-16～

第6章 事前対策活動【南海トラフ地震防災対策推進計画】

第1節	南海トラフ地震臨時情報	J-6-1～
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	J-6-2～
第3節	情報の収集伝達計画	J-6-3～
第4節	広報計画	J-6-4～
第5節	災害応急対策をとるべき期間	J-6-5～
第6節	避難対策等	J-6-6～
第7節	住民の防災対応	J-6-7～

第8節	企業等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J-6-8～
第9節	防災関係機関のとりべき措置・・・・・・・・・・	J-6-9～
第10節	関係機関との連携協力の確保・・・・・・・・・・	J-6-10～
第11節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画・・・・・・・・	J-6-11～

— 原子力災害対策編 —

第1章 総則

.....・N-1～

第2章 災害に対する備え

.....・N-2～

第3章 災害応急対策

.....・N-3～

第4章 災害からの復旧・復興

.....・N-4～

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

.....・N-5～

— 火山災害対策編 —

第1章 総則

- 第1節 計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-1-1～
- 第2節 災害発生直前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-1-2～
- 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・P-1-3～

第2章 災害予防計画

- 第1節 風水害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-1～
- 第2節 災害発生直前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-2～
- 第3節 情報の収集連絡体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-3～
- 第4節 活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-4～
- 第5節 広域相互応援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-5～
- 第6節 救助・救急・医療計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-6～
- 第7節 消防・水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-7～
- 第8節 要配慮者支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-8～
- 第9節 緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-9～
- 第10節 障害物の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-10～
- 第11節 避難の受入活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-11～
- 第12節 孤立防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-12～
- 第13節 食料品等の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-13～
- 第14節 給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-14～
- 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-15～
- 第16節 危険物施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-16～
- 第17節 電気施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-17～
- 第18節 都市ガス施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-18～
- 第19節 上水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-19～
- 第20節 下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-20～
- 第21節 通信・放送施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-21～
- 第22節 鉄道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-22～
- 第23節 災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-23～
- 第24節 土砂災害等の災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-24～
- 第25節 防災都市計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-25～
- 第26節 建築物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-26～
- 第27節 道路及び橋梁災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-27～
- 第28節 河川施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-28～
- 第29節 ため池災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-29～
- 第30節 農林水産物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-30～
- 第31節 二次災害の予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-31～
- 第32節 防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-32～
- 第33節 防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-33～
- 第34節 災害復旧・復興への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-34～

第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	【風水害対策編】	H-2-35～
第36節	企業防災に関する計画	【風水害対策編】	H-2-36～
第37節	ボランティア活動の環境整備	【風水害対策編】	H-2-37～
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	【風水害対策編】	H-2-38～
第39節	火山災害対策に関する調査研究及び観測		P-2-39～
第40節	観光地の災害予防計画		P-2-40～
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	【風水害対策編】	H-2-41～

第3章 災害応急対策計画

第1節	火山災害に強いまちづくり		P-3-1～
第2節	災害情報の収集・連絡活動		P-3-2～
第3節	非常参集職員の活動	【風水害対策編】	H-3-3～
第4節	広域相互応援活動	【風水害対策編】	H-3-4～
第5節	ヘリコプターの運用計画	【風水害対策編】	H-3-5～
第6節	自衛隊の災害派遣	【風水害対策編】	H-3-6～
第7節	救助・救急・医療活動	【風水害対策編】	H-3-7～
第8節	消防・水防活動	【風水害対策編】	H-3-8～
第9節	要配慮者に対する応急活動	【風水害対策編】	H-3-9～
第10節	緊急輸送活動	【風水害対策編】	H-3-10～
第11節	障害物の処理活動	【風水害対策編】	H-3-11～
第12節	避難受入れ及び情報提供活動	【風水害対策編】	H-3-12～
第13節	孤立地域対策活動	【風水害対策編】	H-3-13～
第14節	食料品等の調達・供給活動	【風水害対策編】	H-3-14～
第15節	飲料水の調達・供給活動	【風水害対策編】	H-3-15～
第16節	生活必需品の調達・供給活動	【風水害対策編】	H-3-16～
第17節	保健衛生、感染症予防活動	【風水害対策編】	H-3-17～
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	【風水害対策編】	H-3-18～
第19節	廃棄物の処理活動	【風水害対策編】	H-3-19～
第20節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	【風水害対策編】	H-3-20～
第21節	危険物施設等応急活動	【風水害対策編】	H-3-21～
第22節	電気施設応急活動	【風水害対策編】	H-3-22～
第23節	都市ガス施設応急活動	【風水害対策編】	H-3-23～
第24節	上水道施設応急活動	【風水害対策編】	H-3-24～
第25節	下水道施設応急活動	【風水害対策編】	H-3-25～
第26節	通信・放送施設応急活動	【風水害対策編】	H-3-26～
第27節	鉄道施設応急活動	【風水害対策編】	H-3-27～
第28節	災害広報活動	【風水害対策編】	H-3-28～
第29節	土砂災害等応急活動		P-3-29～
第30節	建築物災害応急活動	【風水害対策編】	H-3-30～
第31節	道路及び橋梁応急活動	【風水害対策編】	H-3-31～
第32節	河川施設等応急活動	【風水害対策編】	H-3-32～
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	【風水害対策編】	H-3-33～
第34節	ため池災害活動	【風水害対策編】	H-3-34～
第35節	農林水産物災害応急活動	【風水害対策編】	H-3-35～

第36節	文教活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-36～
第37節	飼養動物の保護対策・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-37～
第38節	ボランティア活動の受入れ体制・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-38～
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-39～
第40節	災害救助法の適用・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-40～
第 41 節	観光地の災害応急対策・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-41～

— その他災害対策編 —

— 雪害対策編 —

第1章 災害予防計画

- 第1節 雪害に強い地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・S-1-1
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え・・・・・・・・S-1-12
- 第3節 観測・予測体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・S-1-14

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 災害直前活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・S-2-1
- 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動・・・・・・・・・・S-2-3
- 第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮・・・・・・・・S-2-9

— 航空災害対策編 —

第1章 災害予防計画

- 第1節 情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・A-1-1
- 第2節 災害応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・A-1-2

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 情報の収集・連絡・通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・A-2-1
- 第2節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・A-2-2
- 第3節 捜索、救助・救急及び消火活動・・・・・・・・・・A-2-3
- 第4節 関係者等への情報伝達活動・・・・・・・・・・・・・・・・A-2-5

— 道路災害対策編 —

第1章 災害予防計画

- 第1節 道路交通の安全のための情報の充実・・・・・・・・・・D-1-1
- 第2節 道路（橋梁等を含む）の整備・・・・・・・・・・D-1-2
- 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・D-1-3

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保・・・・・・・・D-2-1
- 第2節 救急・救助・消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・D-2-2

第3節	災害応急対策の実施	D-2-2
第4節	関係者への情報伝達活動	D-2-4
第5節	道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動	D-2-5

一 鉄道災害対策編 一

第1章災害予防計画

第1節	鉄道交通の安全のための情報の充実	T-1-1
第2節	鉄道施設・設備の整備・充実等	T-1-1
第3節	鉄道車両の安全性の確保	T-1-4
第4節	鉄道交通に携わる人材の育成	T-1-5
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	T-1-6
第6節	再発防止対策の実施	T-1-9

第2章災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	T-2-1
第2節	活動体制及び応援体制	T-2-2
第3節	救助・救急・消火活動	T-2-4
第4節	緊急交通路及び代替交通手段の確保	T-2-5
第5節	関係者等への情報伝達活動	T-2-6

一 危険物等災害対策編 一

第1章災害予防計画

第1節	危険物等関係施設の安全性の確保	K-1-1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	K-1-4

第2章災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	K-2-1
第2節	災害の拡大防止活動	K-2-2
第3節	危険物等の大量流出に対する応急対策	K-2-6

一 大規模な火事災害対策編 一

第1章災害予防計画

第1節	災害に強いまちづくり	F-1-1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	F-1-3

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・F-2-1
- 第2節 避難誘導活動・・・・・・・・・・・・・・・・F-2-2

第3章 災害復旧・復興計画

- 第1節 計画的復興の進め方・・・・・・・・・・F-3-1

一 林野火災対策編 一

第1章 災害予防計画

- 第1節 林野火災に強い地域づくり・・・・・・・・T-1-1
- 第2節 林野火災防止のための情報の充実・・・・T-1-3
- 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え・・・・T-1-4

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 林野火災の警戒活動・・・・・・・・・・T-2-1
- 第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制・・・・T-2-2
- 第3節 活動体制の確立・・・・・・・・・・T-2-2
- 第4節 消火活動・・・・・・・・・・T-2-4
- 第5節 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・T-2-5

第3章 災害復旧計画・・・・・・・・・・T-3-1

茅野市地域防災計画

風水害対策編

(令和 5 年度修正版)

茅野市防災会議

□□□風水害対策編 目次□□□

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	H-1-1～
第2節	防災の基本理念	H-1-2～
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	H-1-3～
第4節	茅野市の概況	H-1-4～
第5節	防災アセスメント	H-1-5～

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強いまちづくり	H-2-1～
第2節	災害発生直前対策	H-2-2～
第3節	情報の収集連絡体制計画	H-2-3～
第4節	活動体制計画	H-2-4～
第5節	広域相互応援計画	H-2-5～
第6節	救助・救急・医療計画	H-2-6～
第7節	消防・水防活動計画	H-2-7～
第8節	要配慮者支援計画	H-2-8～
第9節	緊急輸送計画	H-2-9～
第10節	障害物の処理計画	H-2-10～
第11節	避難の受入活動計画	H-2-11～
第12節	孤立防止対策	H-2-12～
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	H-2-13～
第14節	給水計画	H-2-14～
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	H-2-15～
第16節	危険物施設等災害予防計画	H-2-16～
第17節	電気施設災害予防計画	H-2-17～
第18節	都市ガス施設災害予防計画	H-2-18～
第19節	上水道施設災害予防計画	H-2-19～
第20節	下水道施設災害予防計画	H-2-20～
第21節	通信・放送施設災害予防計画	H-2-21～
第22節	鉄道施設災害予防計画	H-2-22～
第23節	災害広報計画	H-2-23～
第24節	土砂災害等の災害予防計画	H-2-24～
第25節	防災都市計画	H-2-25～
第26節	建築物災害予防計画	H-2-26～
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	H-2-27～
第28節	河川施設等災害予防計画	H-2-28～
第29節	ため池災害予防計画	H-2-29～
第30節	農林水産物災害予防計画	H-2-30～
第31節	二次災害の予防計画	H-2-31～

第32節	防災知識普及計画	H-2-32～
第33節	防災訓練計画	H-2-33～
第34節	災害復旧・復興への備え	H-2-34～
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	H-2-35～
第36節	企業防災に関する計画	H-2-36～
第37節	ボランティア活動の環境整備	H-2-37～
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	H-2-38～
第39節	風水害対策に関する調査研究及び観測	H-2-39～
第40節	観光地の災害予防計画	H-2-40～
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	H-2-41～

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	H-3-1～
第2節	災害情報の収集連絡活動	H-3-2～
第3節	非常参集職員の活動	H-3-3～
第4節	広域相互応援活動	H-3-4～
第5節	ヘリコプターの運用計画	H-3-5～
第6節	自衛隊の災害派遣	H-3-6～
第7節	救助・救急・医療活動	H-3-7～
第8節	消防・水防活動	H-3-8～
第9節	要配慮者に対する応急活動	H-3-9～
第10節	緊急輸送活動	H-3-10～
第11節	障害物の処理活動	H-3-11～
第12節	避難受入れ及び情報提供活動	H-3-12～
第13節	孤立地域対策活動	H-3-13～
第14節	食料品等の調達・供給活動	H-3-14～
第15節	飲料水の調達・供給活動	H-3-15～
第16節	生活必需品の調達・供給活動	H-3-16～
第17節	保健衛生、感染症予防活動	H-3-17～
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	H-3-18～
第19節	廃棄物の処理活動	H-3-19～
第20節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	H-3-20～
第21節	危険物施設等応急活動	H-3-21～
第22節	電気施設応急活動	H-3-22～
第23節	都市ガス施設応急活動	H-3-23～
第24節	上水道施設応急活動	H-3-24～
第25節	下水道施設応急活動	H-3-25～
第26節	通信・放送施設応急活動	H-3-26～
第27節	鉄道施設応急活動	H-3-27～
第28節	災害広報活動	H-3-28～
第29節	土砂災害等	H-3-29～
第30節	建築物災害応急活動	H-3-30～
第31節	道路及び橋梁応急活動	H-3-31～
第32節	河川施設等応急活動	H-3-32～

第33節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	H-3-33～
第34節	ため池災害活動	H-3-34～
第35節	農林水産物災害応急活動	H-3-35～
第36節	文教活動	H-3-36～
第37節	飼養動物の保護対策	H-3-37～
第38節	ボランティア活動の受入れ体制	H-3-38～
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	H-3-39～
第40節	災害救助法の適用	H-3-40～
第41節	観光地の災害応急対策	H-3-41～

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	H-4-1～
第2節	迅速な現状復旧の進め方	H-4-2～
第3節	計画的な復興	H-4-3～
第4節	資金計画	H-4-4～
第5節	被災者に対する生活再建等支援	H-4-5～
第6節	被災中小企業等の復興	H-4-6～

風水害対策編

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、過去の梅雨前線豪雨、台風などの大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者及び市民等が総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、茅野市防災会議が作成する「茅野市地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

茅野市は、日本でも有数の活断層、急峻な地形を有し、南海トラフ地震対策推進地域及び東海地震防災対策強化地域に指定されている。このような自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 本市は、広大な市域を抱え、多くの急傾斜地、急勾配の河川、点在する集落など複雑な地形を有しており、過去から繰り返し豪雨、洪水、土砂、豪雪等の災害に見舞われてきた。また、市内には、内陸型地震を引き起こす活断層が多数存在するとともに、海溝型地震による影響も危惧される。

激甚災害が発生した場合には、その被害をできる限り減らすことが必要である。そのために、市が市の責務として市民の生命、身体、財産を守るため、防災に向けた対策を実施することはもちろん、市民一人ひとりが、自分のことは自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、自発的かつ積極的に防災に向けた役割を果たすことが求められる。また、同時期に広範囲にわたって被害が発生する災害が起きたときには、市が果たせる役割は限られる。そのようなとき、何よりも頼りになるのが、人と人との支え合い、地域コミュニティの絆（きずな）である。

このため、市では、市民と市が連携し、一体となって防災に向けた取組を実施することにより、地域において人と人との支え合い、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進するため、「茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例」を制定した。この条例の主旨を、本市における防災対策の基本理念とする。

- 2 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめハード・ソフトを組み合わせ、一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測、観測の充実・強化を図る。
また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、

傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

- (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

(ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。

(エ) 再度災害の防止により快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

(オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

(カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

4 市民は、「自らの命は自ら守る」との認識のもと、地域、職場、家庭においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時からとる。

5 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 茅野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から市域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関が相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び、指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に助力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 自主防災組織

自主防災組織は、自らの地域の災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動と市の行う防災業務に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 茅野市

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 市防災会議、市警戒本部及び災害対策本部に関すること。(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。(3) 水防被災施設の応急措置及び復旧に関すること。(4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 |
|---|

- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他、市の所掌事務についての地震防災対策に関すること。

2 長野県

- (1) 県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は、業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (9) その他、県の掌握事務についての防災対策に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 地震災害時における主要食糧の供給に関すること。
(2) 中部森林管理局 (南信森林管理署)	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(3) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 イ 地震防災知識の普及に関すること。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。
(4) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
(5) 長野労働局 (岡谷労働基準監督署)	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。

(6) 国土交通省 関東地方整備局 (長野国道事務所岡谷維持管理修繕出張所)	ア 災害予防 (7) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (7) 応急活動のための体制の整備及所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施
(7) 関東管区警察局	ア 管区内各警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(8) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(9) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(10) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(11) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(12) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(13) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(14) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(15) 東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(16) 中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

4 茅野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野警察署	ア 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること イ 治安の確保及び交通の規制に関すること ウ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること エ 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

5 陸上自衛隊 第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 （第13普通科連隊）	ア 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 イ 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) （茅野郵便局）	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) (株) 東日本旅客鉄道 （長野支社茅野駅）	ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 電気通信事業者	（東日本電信電話（株）長野支社、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、 楽天モバイル(株) ） ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通信の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(4) 日本赤十字社 （長野県支部） （茅野市地区）	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金品の募集に関すること。
(5) 日本放送協会 （長野放送局）	災害情報等広報に関すること。
(6) 日本通運(株) （長野支店）	震災時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(7) 中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) （諏訪営業所）	ア 電力施設の保全・保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(8) 中日本高速道路(株)	中央自動車道の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) ガス会社	茅野瓦斯(株)、帝石パイプライン (株) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(2) アルピコ交通(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(3) (公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 放送事業者	エルシーブイ(株)、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(5) 土地改良区 滝之湯・池の平・大河 原・笹原	ため池、水門、堰の防災に関すること。
(6) 医師会(諏訪郡医師 会茅野原地区幹事会)、 歯科医師会(茅野市歯科 医師会)、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(7) 薬剤師会 (諏訪薬剤師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(8) (一社)長野県 建設業協会 (諏訪支部茅野分会)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(9) (社福)長野県社会 福祉協議会(茅野 市社会福祉協議会)	ア 災害ボランティアに関すること。 イ 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 茅野市区長会	ア 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 イ 水防、その他災害に対する応急処置の協力に関すること。 ウ 災害時における避難、救助活動の協力に関すること。
(2) 茅野市消防団	ア 地震災害時の防火、水防等の消防業務に関すること。

	イ 情報の収集、伝達及び避難の実施に関すること。
(3) 信州諏訪 農業協同組合	ア 県、市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。 カ 防災協定に基づく生活物資の調達に関すること。
(4) 諏訪森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(5) 茅野商工会議所	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救援物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(6) 病院等医療施設 の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(7) 社会福祉施設 の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護、誘導に関すること。
(8) 茅野市赤十字奉仕団	ア 医療等救助、救護活動の協力に関すること。 イ 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
(9) 金融機関	ア 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(10) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(11) 危険物施設及び高 圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(12) 諏訪農業共済組合	災害時における共済援助に関すること。
(13) 諏訪交通安全協会 茅野支部	災害時における交通規制等混乱防止と緊急車両の誘導に関すること。
(14) 茅野市防火協会	防災に関する訓練の実施、広報に関すること。
(15) 茅野防犯協会連合 会	災害時の犯罪防止に関すること。
(16) 茅野市建設業会	ア 防災時の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。

(17) 茅野市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(18) 茅野アマチュア無線クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること。 イ 協定に基づく情報収集、伝達に関すること。
(19) 茅野市 自主防災組織	ア 災害時の初期消火等、初動対応に関すること。 イ 単位組織での防災訓練に関すること。
(20) 茅野市 ボランティア協議会	災害ボランティアに関すること。
(21) 柔道整復師会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

第4節 茅野市の概況

1 市 域

本市は、長野県の中中部やや東よりに位置し、東西約23.5km、南北20.5km、周囲96kmで面積266.59km²を有する。また標高は八ヶ岳の主峰赤岳の2,899mから宮川新井地積の762mと標高差は大きい。

経緯度からみた市役所の位置は次のとおりである。

東経138°09'42" 北緯 35°59'32"

2 地 勢

本市は、長野県の中央東よりに位置し、東は八ヶ岳連峰を境にして南佐久郡佐久穂町、小海町、南牧村に接し、北は大河原峠、蓼科山、大門峠により、北佐久郡立科町、小県郡長和町に接し、西は諏訪市に、南は富士見町、原村に、西南部は杖突峠等によって伊那市に接して、東、西、北側の標高1,000mから2,900mの山稜と諏訪盆地中央の一角に市域を構成している。

〈山脈〉

市の東部には、標高2,899mの赤岳を最高峰に横岳・硫黄岳・天狗岳など2,000mを越える山々が連なっており、その北端には蓼科山（2,530m）がそびえている。また、市の北部は蓼科山から西へ八子ヶ峰・車山が続き、その麓には白樺高原・霧ヶ峰高原が広がっている。霧ヶ峰高原は車山から穏やかに南へ続き、市西部の永明寺山へ至る。永明寺山の西には上川・宮川に沿った低地帯を挟んで西山山地が市の南西部を占めている。八ヶ岳の西側には広大な裾野が開け、南は原村・富士見町へと続く。標高1,200mをおおよその境として東側傾斜の急な山地となり、この裾野を大泉山（1,115m）・小泉山（1,070m）が南北に分けている。裾野の北・西方面の末端は、上川によって切られ、霧ヶ峰山地との間は金沢地域の浅い谷となっている。このように市域は、非常に複雑な地形をなしている。

〈河川〉

市内の水系は大きく二つに分けられる。ひとつは上川水系であり柳川・川久保川以北の河川がこれに流入している。もう一方は宮川水系である。何れも、天竜川水系に属し、1級河川は、上川、宮川をはじめとする18河川、準用河川は19河川また普通河川は29河川にのぼる。

また、砂防法に基づく砂防指定地のある河川は、13河川に及んでいる。これらの河川は、山間地を流れるため総じて急流であり、洗掘作用による流出土砂も多量で、これは災害の直接の要因となっている。

〈段丘〉

市内の段丘は4面に区分される。最も古い地形面である高位段丘面は、笹原付近より大泉山・小泉山以南の宮川・玉川・泉野から原村にかけて広がる、主に古八ヶ岳の火山泥流堆積物からなっている。市内に最も広く分布する地形面は中位段丘面である。北山・湖東・豊平に分布しており、上川や柳川の支流によって東西方向の細長い谷に刻まれている。おもに火砕流堆積物が分布する。この中位段丘を侵食して形成された低位段丘は主に柳川沿いに発達している。また、本町から茅野駅にかけて比較的広く発達している段丘面は下位段丘である。

3 地 質

日本列島の構成に重要な意義をもつものとして、糸魚川－静岡構造線と中央構造線（メディアンライン）の2つの構造線があるが、これらの構造線は、本市域の西方及び南側を走っている。これら2つの構造線に近接する本市域の地質の概要は次のとおりである。

茅野市の地質は、西山山地を構成する中古生層及び第三紀層の海底堆積物を主体とする岩石とフォッサマグナに噴出した霧ヶ峰・八ヶ岳火山の噴出した堆積によってできた地域に分けられる。

西山山地は杖突峠を境にして、南側は主に中生代・古生代と呼ばれる時代の海底堆積物が、地下深くで高熱高压によって変成された結晶片岩や粘板岩・蛇紋岩・石灰岩などが分布している。杖突峠の西北には新生代第三紀の海底堆積物である礫岩・砂岩・緑色凝灰岩が分布している。フォッサマグナには霧ヶ峰火山群・八ヶ岳火山列などいくつかの火山と多くの火山噴出物が分布している。霧ヶ峰火山群最高峰の車山山頂では、10枚以上の溶岩流の重なりがみられる。霧ヶ峰火山群でみられる火山岩は、安山岩類・凝灰角礫岩などである。八ヶ岳は、南北21kmにわたって一連の火山列を形成しており、この間に上下に重なるものも含めて大小20個に近い火山が配列している。

これらの火山は何万年という年月をかけて噴出しており、輝石安山岩の成層火山群からなる南八ヶ岳火山群と、主として玄武岩・角閃石安山岩・デイサイト・流紋岩などの成層火山群と溶岩丘群からなる北八ヶ岳火山岩群に二分されている。広大な八ヶ岳山麓は、八ヶ岳火山列の長い活動の中で、その火山噴出物である火山灰・火山礫・火山弾及びスコリアなどの降下物とともに溶岩流・泥流によって形成され、また、それらの火山噴出物が雨水や川の流れによって運搬・堆積を繰り返し、次第になだらかな山麓地形を形成していった。さらに、その後の地殻変動によって河川の侵食活動が活発になり、段丘地形が形成され、現在に至っている。

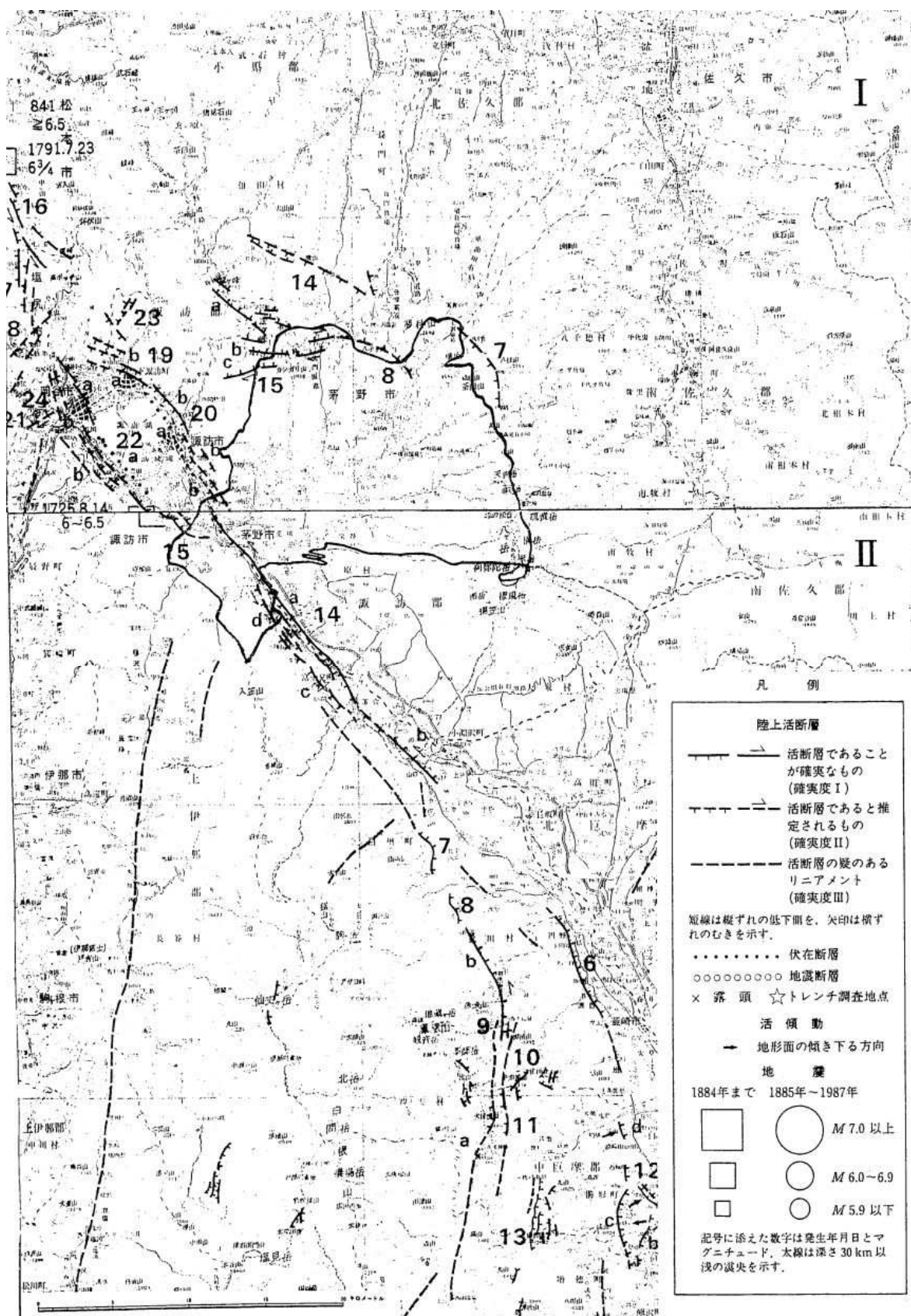
4 気 候

本市は内陸性気候の特性を有し、晴天日数が多く、四季を通じて湿度が低いうえに風が弱く、一般に日中の高温に比べて夜間は低温となる。

年平均気温は10度弱と比較的寒く、冬季は最低気温－10度以下、夏季は最高気温が3

0度以上となり、年間を通じて寒暖の差が大きい。また、夏は日中の高温に対して夜間は冷え、冬は高冷地のため寒さが特に厳しいという高冷地性気候の特色を有する。年間の降水量は約1,300mmであり、梅雨期・台風期の降雨がその大半を占め、冬季間の降雪は比較的少ない。

茅野市周辺における活断層の分布状況



第5節 防災アセスメント

第1 過去に発生した災害の特性

1 風水害の被害状況

「風水害」とは強風や豪雨を原因とする災害の総称で、その中には、風害、水害（内水氾濫、洪水）、土砂災害（地すべり、崩壊、土石流）などが含まれる。以下、過去に茅野市に被害を及ぼした風水害の被害状況等を整理した。

○過去に発生した風水害の被害状況

発生年月日	災害名	被災地区
明治31年 9月 6日	水害	永明・宮川・金沢・泉野・豊平・芹ヶ沢
明治43年 8月 9日	水害	永明・宮川・金沢
明治44年 8月 4日	風水害	特に宮川（高部地籍）
昭和 7年 7月 8日	水害	永明・宮川・豊平 災害救助法適用
昭和 9年 6月21日	水害	永明・宮川・米沢・金沢・豊平
昭和14年 7月10日	雹害	玉川・泉野・宮川
昭和34年 8月14日	台風7号	ちの・宮川・泉野を主とした地域
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風	市全域、特に湖東・泉野・豊平・北山 【災害救助法適用】
昭和36年 6月28日	水害	宮川・金沢・米沢・北山・泉野
昭和36年 9月16日	第二室戸台風	北山・湖東・豊平・玉川・泉野
昭和47年 7月11日	47.7月豪雨	ちの・蓼科・米沢
昭和49年 7月 4日	集中豪雨	米沢・北山・湖東・豊平
昭和53年 7月24日 ～25日	集中豪雨 降ひょう	米沢・豊平・北山
昭和54年 9月30日 ～10月 1日	台風16号	玉川・豊平・湖東・北山
昭和56年 8月22日 ～23日	台風15号	北山・豊平・米沢
昭和57年 7月10日	集中豪雨	米沢
昭和57年 7月28日	集中豪雨	市内全域
昭和57年 8月 1日 ～ 2日	台風10号	市内全域（特に金沢・宮川）
昭和57年 9月12日	台風18号	金沢・宮川・ちの・米沢・北山・豊平
昭和58年 5月16日	集中豪雨	金沢・北山・玉川・米沢
昭和58年 9月 8日	集中豪雨 降ひょう	宮川・米沢・豊平・玉川・泉野・金沢・ 湖東・北山
昭和58年 9月28日	台風10号	市内全域（米沢・宮川西山山麓・玉川・ 川久保川・豊平上場沢川・北山蓮井川）
昭和62年 9月10日 ～11日	集中豪雨	市内全域（特にちの・米沢・豊平・金沢・ 玉川・湖東・宮川・北山）
昭和63年 9月 8日	集中豪雨	北山・米沢に被害大（ちの・湖東）
平成元年 6月22日 ～24日	集中豪雨	市内全域

平成元年 9月 2日 ～ 4日	集中豪雨	市内全域
平成 4年 7月 7日 ～18日	集中豪雨	市内全域
平成 4年 8月 1日 ～ 4日	集中豪雨	市内全域
平成 4年 10月 4日 ～ 9日	集中豪雨	市内全域
平成 5年 6月29日 ～30日	集中豪雨	市内全域
平成 5年 9月 2日 ～ 4日	台風13号	市内全域
平成18年 7月17日 ～19日	18.7月豪雨	市内全域（特に、ちの、宮川、米沢、豊平、玉川、北山）
平成20年 8月 9日	降ひょう	豊平、玉川、泉野
平成21年 8月 8日	集中豪雨	ちの、宮川（静香苑）
平成22年 7月 1日	集中豪雨	玉川（鉢巻き線、上原山林間工業団地） 湖東（笹原）
平成24年 7月28日	集中豪雨	北山（柏原上部、東急リゾート）
平成25年 9月16日	台風18号	宮川、金沢、ちの、玉川、米沢、 北山、豊平
平成29年 10月23日	台風21号	ちの（上原アクアランド茅野西側）
平成30年 9月30日	台風24号	ちの（上原アクアランド茅野西側）
令和元年 10月 6日	台風19号（令和元年 東日本台風）	ちの、宮川、北山 【災害救助法適用】
令和 3年 8月11日 ～15日	集中豪雨	ちの、北山
令和 3年 9月 5日	集中豪雨 土砂災害（土石流）	宮川地区（高部区：下馬沢川流域） 【災害救助法適用】

2 風水害等の特性

本市は過去から繰り返し洪水・土砂災害にみまわれている。豪雨の度に、ちの、宮川・豊平・米沢を中心に被害が発生してきたが、近年では護岸工事や砂防ダム、急傾斜地対策等の砂防工事、森林の育成、流出土石防備施設等の治山工事、道路の舗装、側溝整備及び排水ポンプ設置など各種の対策がなされ、被害を最小限にする為の努力がされている。その反面、住宅地開発や工場、商業施設の進出及び野立て太陽光発電所等土地利用状況に変化が起きている。また、対策工事等から年月が経過し、経年劣化や砂防ダム等の土砂堆積によりその効果も低下しているところがあり、特に、近年にみられる気象変化（雨量増大等）への対応には懸念がある。パトロール等による点検、改修対策が必要となっている。

(1) 風水害

ア 昭和58年9月台風10号により、大きな被害を出した上川支流4河川は改修により、その後の豪雨（昭和62年9月）では100mmを超える総雨量があった

が、主な被害は中小河川水路の溢水程度であった。

イ 平成18年7月豪雨により、市内全域（特に、ちの、宮川、米沢、豊平、玉川、北山）に、平成21年8月集中豪雨では、ちの・宮川地区に、平成22年7月集中豪雨では、玉川・湖東地区に被害が集中し、豪雨地域が限定される特徴がある。

ウ 平成29年10月台風21号により、上原区下町（小江川）周辺で内水氾濫が発生した。上江川橋付近で上川の水位上昇により、小江川が流入できなくなり溢水して、局所的な内水氾濫（浸水被害）が発生するため、仮設ポンプを経て、令和3年には下町排水ポンプ場を整備し、流下能力の拡大も含めた治水対策を行った。

(2) 土砂災害

茅野市の地形の特色ともいえるような急峻で勾配のある山地斜面に降った雨水は谷を流下し、扇状地帯を形成している。また、河川の合流点は流木・土砂等による災害が発生しやすい箇所でもある。

宅地開発等による盛土等の造成地は、開発から30年以上経過し、石積み、堰堤等は経年劣化、変形等地盤構造にも変化が起きており、豪雨、地震により崩落、土砂流出の危険性が高まりつつあり、点検が必要である。

ア 平成21年8月豪雨（死者1名）により、ちの、宮川地区に被害が集中し、特に高部区上方の静香苑ではウトウ沢で土石流が発生し、施設内への土砂流入による被害を受けた。対策として砂防堰堤を設置した。

イ 平成24年7月は3度の局地的豪雨により、市内全域で土砂災害、浸水による被害を受けた。特に北山、湖東、豊平地区の山沿いでは、複数個所の山腹崩壊に起因するリゾート宿泊施設の建物倒壊、土砂流入や農地・林道の洗堀、土砂流入による被害が多数発生した。対策として土砂流出防備保安林に指定し、災害関連緊急治山事業及び圃場整備により復旧を図るとともに、危険箇所に登録して定期的な危険箇所調査による点検を継続中である。

ウ 令和3年9月豪雨により、高部区下馬沢川流域で大規模な土石流災害が発生した。守屋山一帯は中央構造線があり、破碎帯による巨石が多く、それらが下馬沢川支流から土石流となって下馬沢川流域に押し出されたため、高部区で多くの家屋が被害を受けたが、幸いにして人的被害はゼロであった。対策として、下馬沢川上流に複数の砂防堰堤を設置施工中（令和4年度事業）。なお、完成までの監視体制として、仮設の雨量計、土石流センサー、監視カメラ等を設置している。

(3) 台風

台風は、時期、季節によりその特性、進行状況は変わるものであり、温暖化の影響もあり、過去データとは多少変化が見え始めているが、長野県下への被害等影響はそのコースによるところが大きい。過去、長野県下に被害をもたらした台風経路は大きく5つのモデルコースに分類され、その中で、特に、茅野市に被害をもたらした台風のモデルコースは以下の3モデルと考えられる。

A 県の北側を接近して北東に進むコース

室戸台風（昭和9年9月）、伊勢湾台風（同34年9月）、第2室戸台風（36年

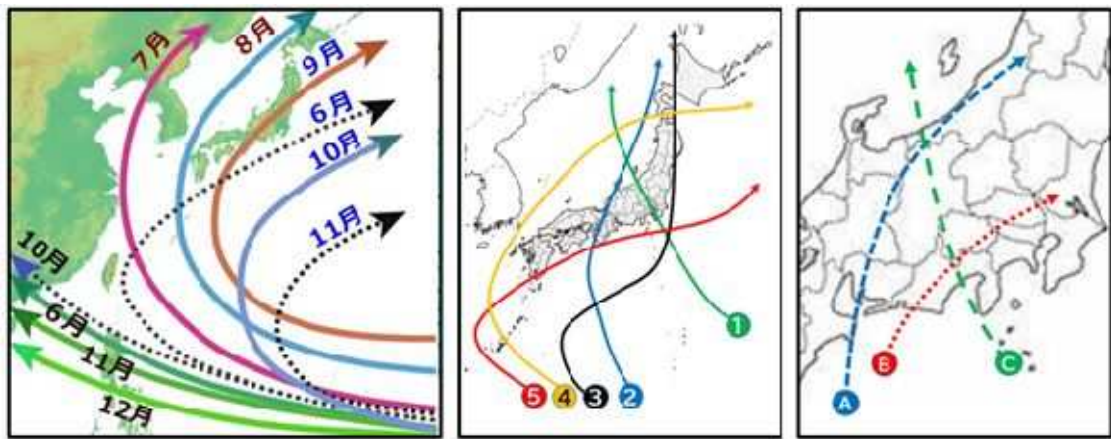
9月)等がある。主として風の被害が大きく、特に南風の吹きやすい地方では強風となる。降水量は比較的少ないが、地形的影響を受けて山沿い地方では局地的な大雨となることもある。

B 県の南方又は諏訪圏域を横断して北東に進むコース

カスリン台風(昭和22年9月)、アイオン台風(同23年9月)、狩野川台風(同33年9月)等がこのコースである。主として河川が氾濫して水害が心配されるので一般的には「雨台風」と呼ばれる。台風が来襲する前に前線がある場合は大雨が心配される。また強い北風が吹くので風にも注意が必要である。

C 長野県内を縦断して北上するコース

キティ台風(昭和24年9月)、台風7号(昭和34年8月)等である。このコースは風、雨共に強いので、「雨風台風」と呼ばれる。また、このコースは夏に多いので「夏台風」とも呼ばれている。



(一般的な季節ごとの台風コース)

(長野県下に被害を及ぼした台風モデルコース)

(茅野市に被害を及ぼした台風モデルコース)

第2 被害想定

1 災害素因の検討

災害に対する危険性は、災害誘因の特性のみで決まるのではなく、むしろ、当該地域が持つ災害に対する特性によって大いに異なる。この災害に対する特性に関わる要因を「災害素因」という。災害素因は「自然的素因」と「社会的素因」とに大別することができ、このうち「自然的素因」は、急傾斜地や軟弱地盤といった災害の発生・拡大要因となる地形・地盤(条件)のことを指し、「社会的素因」とは、木造家屋の密集地域・危険物施設集中地域といった社会条件によって作られた災害の発生・拡大要因(危険地域)のことである。

2 自然的素因の検討

自然的素因は、地形・地質などの土地環境要素と人為的に改変された要素からなり、現在の土地の性状を示すものである。その土地の性状は、地形分類などによって把握可能であり、それを調査することで現状の水害、土砂災害、地震災害の潜在的危機性を予測することがで

きる。

(1) 水害危険箇所

洪水には、大中河川の堤防が壊れたり、川の水が堤防を乗り越えて流入したりする外水災害と、降った雨が集まっただけで用水路や中小河川があふれて洪水となる内水災害とがある。「平成29年度茅野市防災アセスメント調査」及び毎年実施している「茅野市災害危険箇所調査」では、おもに堤防決壊や護岸決壊、越水などの外水危険箇所について調査されている。そのため、内水危険箇所については災害素因分類図から危険地域を把握した。

本市は宮川地区の低地を除き、概ね山間部に位置するため、河川は市街地・集落よりも明らかに低い所を流れており、内水による浸水被害が生じる可能性は一般に低い。ただし、茅野駅周辺のような段丘面上に立地する市街地では、通常浸水被害が生じる可能性はほとんどないが、集中豪雨など流域の排水能力を上回る降雨があった場合には、段丘上のわずかな凹地などに一時的に雨水が溜まることが考えられる。また、河川の高水位と地盤高との比高差が少なく、周囲の山地斜面と比べて地域の地盤勾配が著しく緩やかである場合などには、河道への排水能力が不足し、内水氾濫が生じる可能性もあると考えられる。

また、内水氾濫の原因としては、流域開発等に伴う雨水流出量の増加や流域の不浸透化の進行なども挙げられ、段丘面上での市街化の進行や、山地斜面の新たな造成・開発等により今後新たな浸水危険区域が生じる可能性もある。

(2) 土砂災害箇所

土砂災害の発生しやすい地域としては、山地斜面のほか山間の谷底平野、段丘周縁の段丘崖などが挙げられる。ここでは、「平成29年度茅野市防災アセスメント調査」、「茅野市災害危険箇所調査」で把握されている土砂災害危険箇所および及び「砂防基本計画」、「県単砂防等調査事業に伴う危険箇所見直し調査」で把握されている次の地域を要注意地域として扱った。

本市の山地は斜面勾配が急峻で、土砂災害に対する危険性は一般に高い。災害素因分類図によると上川支流や西山山地の谷沿いや柳川には、沖積錐の分布が目立ち、過去から繰り返し土石流が発生していたことを物語っている。また、段丘崖や谷底平野などの平坦地の背後斜面においては崖崩れ危険箇所が多く、注意が必要である。この他にも、埴原田では地すべりの危険箇所が集中している。地すべりの危険地域については、「平成29年度茅野市防災アセスメント調査」、「茅野市災害危険箇所調査」及び「砂防基本計画」で指摘されている箇所の他にも、災害素因分類図作成時の空中写真判読により、いくつかの地すべり地形が認められており、これらについても注意を要する。

3 社会的素因の検討

主に台風等の二次災害により、住宅や都市施設に火災が発生した場合、住宅密集地における延焼や危険物災害等のより高次の災害危険を発生させることが多い。

ここでは、茅野市における社会的素因を調査・検討することにより、被害を受けるとより高次の災害を発生させる恐れのある地域（加害危険のある地域）を把握した。具体的には危険物施設や消防水利について、市全域にわたる調査を行った。結果は次のとおりである。

(1) 火災に関する危険性

市域において大型の台風等が接近した状況の中で、火災が発生した場合は家屋密集地においては延焼の可能性が指摘されている。

延焼危険の想定は、建設省の「都市防火対策手法の開発調査」の手法を用い、茅野市市街地での延焼危険度を想定した。

不燃領域の算出は、市の中心市街地である仲町と本町を街区ごとに分割し、現地踏査と1/2500地形図上でプラニメータを用いた計測を行うことにより実施した。各街区の延焼の危険のある不燃領域率30%未満の街区は、仲町及び本町には存在しない。

(2) 危険物施設の分布状況

危険物施設は、災害の発生により出火原因のひとつとなる可能性があり、発災時には消火困難な状況に陥る可能性は高い。

市内の危険物保有施設は、車山・白樺湖周辺・北山・蓼科などの別荘地域と、茅野駅周辺の市街地地区や工場地域に多く分布している。

また、出火危険ウエイトの高い製造所・簡易タンク貯蔵所・屋外貯蔵所・第1種販売取扱所・一般取扱所・少量危険物貯蔵取扱所のうち、市内に立地するものは一般取扱所および屋外貯蔵所が多い。

危険物施設は、火災が発生した場合に延焼を助長する可能性があるため、木造家屋が密集し出火の可能性が高い地域に、危険物施設が集中するような場合には特に注意の必要がある。本調査で計測した密集街区には不燃領域率30%未満の延焼危険の高い街区に該当する地区はないため、危険物施設からの出火延焼の危険性は低いものと思われる。

(3) 消防水利施設の分布状況

通常、消防水利は火災発生時の消火活動に用いられる。しかし、市内で同時多発的に火災が発生した場合には、消防隊のみで鎮火に当たることは不可能であり、地域住民による初期消火が火災の延焼を防ぐ重要な役割を担うこととなる。

茅野市における消防水利施設の分布状況をみると、防火水槽は、市内の市街地・集落は57%、別荘地については13%が既に配置されており、また地域によっては河川水の利用も可能である。

4 土地利用の変遷の検討

自然災害は、土地の開発や改変、土地利用状況の変化等に密接に関連しており、土地利用の変化に従って、発生する災害の状況や危険区域も変化・変質する。

○土地利用の変化に伴う危険地域の拡大状況

人工改変によって生じた危険区域	＊蓼科別荘地をはじめとする別荘群の山地への進出により、山林の減少、道路面などの不透水面の拡大が土地の保水量の減少を招き、降雨時において河川の急増水の可能性が生じた。 ＊白樺湖周辺のスキー場や蓼科湖周辺のゴルフ場の開発は、山林の減少による土地の保水量の減少を招き、これらを集水域に含む河川は降雨時に急増水の可能性が生じた。 ＊開発地内の別荘地内で、切土・盛土による法面のある取付

	道路は、降雨や地震による法面崩壊が発生する可能性がある。 ＊休耕地や空き地等に設置される野立て太陽光発電所の開発により、自然環境の変化、豪雨による斜面崩落等の土砂災害への影響が懸念されている。
危険地域へ進出した住宅地等	＊急傾斜地へ進出した別荘群は、土砂を受ける可能性がある。 ＊塩沢・鬼場は河道屈曲部の集落であり洪水時における破堤や氾濫の被害を受けやすい。 ＊比較的流量の多い支流同士が合流する鑄物師屋・糸萱・上槻木・中河原では、豪雨時に河川氾濫の被害を受ける可能性がある。 ＊柏原・北大塩は音無川・桧沢川の谷口がひらけた地域であり、降雨時には洪水や土石流の危険性がある。
市街地における危険要因の集積	＊茅野駅周辺の段丘上は、人口・家屋とも高密度化している他、山がちな地形条件から沖積低地への開発が進みつつある。特に、宮川地区の沖積低地は軟弱な地盤が堆積しているため、地震時の木造家屋の倒壊等に留意する必要がある。 ＊別荘地の拡大により市街地以外の山地部にも危険物保有施設が分布している。

第3 茅野市における防災上の問題点と課題

1 都市型水害の可能性

当市は豊かな山林に恵まれ、山林での地下水かん養により豪雨時の雨水流量がかなり抑制されていると考えられる（山林の保水機能）。しかし、ちの地区の市街地に広がる段丘面では、地表面の不浸透化が進行し、表流水が集中しやすく、主に集中豪雨による水害（内水氾濫を主とする水害）が生じる可能性があるといえる。このような水害は都市化の進行に伴い徐々に深刻化する傾向があり、山地部での大規模開発等により保水力が低下すると、その被害がさらに助長される可能性があるため注意が必要である。

2 災害時の地区の孤立化

当市、その地形的な条件や交通網の状況から、土砂災害時に孤立する地区が発生する可能性がある。このような場合に備え、今後も防災無線の配備拡充やヘリコプターなど空路からの連絡体制の整備等を進めるとともに、災害状況の迅速な把握のための体制を整備し、災害発生時には本部において市域全体の状況を把握し、適切な対応ができるような体制づくりに努める必要がある。

3 観光客等に対する支援体制

市内には、別荘地やゴルフ場、スキー場など、観光の利用施設が多くある。観光客は市内の地理には不案内であり、避難場所や病院等へ移動することが困難なことが考えられる。このため宿泊施設や観光施設では、災害時に観光客の状況を把握し、的確に誘導することができる体制を整える必要がある。また、市としては災害時応急対策を市民だけでなく、観光客を含めた計画を策定する必要がある。

4 防災活動への住民参加と関係機関との役割分担

土砂災害や地震災害においては、同時期に協力体制が必要であり、市の職員のみで対処することは困難である。そのため、消防団や関係機関をはじめとする地域住民の協力は必要不可欠である。特に災害時に孤立化した地区では、他地域のとの通信・連絡は取れても場合によっては数日間も外部から救援を得られない状況が予想されることから、普段から地域住民の参加を前提とした防災訓練の実施、消防団及び関係機関との明確な役割分担や情報連絡方法についてあらかじめ、定めておくことが大切である。また、大規模災害時、特に大地震により火災が同時多発した場合には現在の消防力では対応しきれないことが、兵庫県南部地震でも明らかとなった。消防水利施設の分布状況は、木造家屋において出火した場合の初期消火の可能性を判断するための資料となるが、実際の災害時には家屋の倒壊や崖崩れ等の発生で消防車両の到着が困難・遅延、消火栓や防火水槽が使用不能な状態になる可能性がある。そのため、消防車両の到着を待たなくとも初期消火活動が行えるような自主防災体制の強化を含めて消防力の強化を図る必要がある。

風水害対策編 第1章 総則 第5節 防災アセスメント

既往風水（雪）害の発生状況

発生年月 項目		昭和34年 8月	昭和34年 9月	昭和36年 6月	昭和36年 9月	昭和49年 7月	昭和54年 9～10月	昭和56年 8月	昭和57年 8月	昭和57年 9月	昭和58年 9月	平成10年 1月	平成13年 1月	平成18年 7月
災害名称		台風7号	台風15号 (伊勢湾台風)	36.6豪雨 (梅雨前線)	台風18号 (第二室戸台風)	梅雨前線	台風16号	台風15号	台風10号	台風18号	台風10号	(豪雪)	(豪雪)	梅雨前線 (平成18年 7月豪雨)
災害原因		豪雨・風	豪雨・風	豪 雨	暴 風	集中豪雨 ・ 雷	暴風雨	暴風雨	暴風雨	暴風雨	豪雨	(豪雪)	(豪雪)	豪雨
被災地域	県下	全域		上伊那南部 から 下伊那北部	伊那谷		西部	北部・東部	全域	全域	全域	中南部	中南部	諏訪地域
	茅野市	全 域 、 特にちの、宮 川、泉野	全域、特に 湖東、豊平、 北山	宮川、金沢、 米沢、北山、 泉 野	北山、湖東、 豊平、玉川、 泉野	米沢、北山、 湖東、豊平	玉川、豊平、 湖東、北山	北山、豊平、 米沢	全域、特に 金沢、宮川	金沢、宮川、 ちの、米沢、 北山、豊平	全域、特に 米沢、宮川、 玉川川久保 川、上川	全 域 農業施設 交通マヒ JR 運休 高速通行止	全 域 農業施設 交通マヒ JR 運休 高速通行止	全 域 上原下町に 避難勧告
台風の経路コース		C	A		A		A	C	A	A	B			
総 雨 （ 雪 ） 量	県下	軽井沢 286.9mm		南部 500～ 1100mm			御岳山 110mm 上高地 88mm	長野 117.5mm 軽井沢 203mm	飯田 146.5mm 軽井沢 217.5mm	松本 180mm 軽井沢 224mm	御岳山 451mm 飯田 282mm		諏訪 69cm	諏訪 15日～24日 415mm
	茅野市	530mm	諏訪 129mm	99.1mm		蓼科 131mm		日雨量 北山 75mm	諏訪 134.5mm	諏訪 178mm	諏訪 215mm	積雪(消防署 8日 35cm 12日 14cm 15日 45cm)	積雪(消防署 21日 42cm 26日 22cm 27日 70cm)	15日～24日 (7箇所) 320mm ～460mm
瞬間最大 風速	県下						飯田 28.7m/s	軽井沢 19.8m/s	松本 南南東 27.8m/s	飯田 北東 22.7m/s				
	茅野市	南東 19.1 m/s	南東 34.2m/s		29.1m/s	30.2m/s	南南東 27.3m/s	16.9m/s	諏訪南東 22.0m/s	諏訪西 23.0m/s				
災害救助法		適応	適応											
被害額（千円）		1,070,000	351,299	322,760	341,720	408,331	14,540	212,400	1,425,330	136,000	5,149,885	199,100	154,716	340,677

風水害対策編 第1章 総則 第5節 防災アセスメント

発生年月 項目		平成 20 年 8 月	平成 21 年 8 月	平成 22 年 7 月	平成 24 年 7 月	平成 25 年 9 月	平成 29 年 10 月	平成 30 年 9 月	令和元年 10 月	令和 3 年 8 月	令和 3 年 9 月			
災害名称		降雹	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	台風 18 号	台風 21 号	台風 24 号	台風 19 号 令和元年東 日本台風	集中豪雨 8 月 11 日か らの大雨	集中豪雨 茅野市にお いて発生し た土石流			
災害原因		雹	豪雨	豪雨	豪雨	豪雨	内水氾濫	内水氾濫	豪雨 内水氾濫	豪雨	豪雨 土石流			
被災地域	県下								北部・中部	中部・南部				
	茅野市	豊平、玉 川、泉野	ちの、宮川	玉川、湖東	北山	宮川、金 沢、ちの、 玉川、米 沢、北山、 湖東	ちの	ちの	ちの、宮 川、北山	ちの、北山	宮川（高 部、安国 寺、ひばり ヶ丘）			
台風のモデルコース						B	B	B	B					
総雨（雪） 量	県下													
	茅野市		市役所 65 mm		蓼科（県） 140mm	金沢 142.5 mm	奥蓼科 190.5 mm	大沢 198.0mm	奥蓼科 309.5 mm	白樺湖 399.0mm	晴ヶ峰 160.5mm			
瞬間最大風速	県下													
	茅野市													
災害救助法									適応		適応			
被害額（千円）		168,000	99,500	59,404	237,143				67,500					

風水害対策編

第 2 章

災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

第1 基本方針

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地に何本もの中小河川が走り、上川沿いに河岸段丘が形成されており、その両側を中心に何箇所もの急傾斜地があり、集落は山際に多く点在している。河川が急峻で、鉄砲水による災害や集中豪雨による氾濫が予想される。これらの特性に配慮しつつ、適切な防災対策を進めるとともに風水害に強いまちづくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策では限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設風水害の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的な推進を図り、風水害に強いまちを形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。
- 3 気象変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第3 計画の内容

1 風水害に強い都市基盤づくり

(1) 現状及び課題

本市は、急峻な地形、急勾配の河川を多く有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、風水害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

【県・市が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い郷土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治

水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

- a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。
 - b 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する **治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する**。また、山地災害の発生を防止するため、森林の **整備・保全を推進する**。
 - d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) **気候変動による影響を踏まえ**、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「**流域治水協議会**」、「総合土砂災害対策推進連絡会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の **集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする**。
- (キ) **大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする**。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市全部局）

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。
特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討す

るよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

- b 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害の恐れがある時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- c 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民に周知するよう努める。
- d 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- e 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- f 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。
- g 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。
- h 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生の恐れのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- i 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- j 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害

時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

k 以下の事項を重点として、総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちづくりを形成する。

- (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
- (b) 住民自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
- (c) 河川、下水道について、築堤、河川掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
- (d) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (e) 浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める
- (f) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の物が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定める。
- (g) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (h) 浸水想定区域をその区域に含む場合、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模呼応上等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警

戒区域等を公表し、安全な市土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

(j) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報として住民、滞在者その他の者に周知する。

- (k) 土砂災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

- (l) 高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進。
- また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- (o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、両面防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
- a 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行いこれらの結果を踏まえる。
- b 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

- c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。
 - e 建築物等の浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
- a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うも。
 - b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (エ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - b 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
 - e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
 - g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時

系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、
平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との
災害協定の締結を推進するものとする。

i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り
組むものとする。

j 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものと
する。

イ【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 風水害に強いまちの形成

a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を
踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものと
する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえ
て検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目
標を設定するよう努めるものとする。

b 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するた
め災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を
とる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸
水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市長村
が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋
上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るととも
に、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安
全確保等に努める。

d 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生の恐れのある
所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関
する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

e 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指
導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に
応じて住民への周知を図るものとする。

f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届ける
ための緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路
等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で
信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な
経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、
区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送

配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

g 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

- (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
- (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供
- (c) 河川、下水道について築堤、河床掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
- (d) 出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保
- (e) 河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減
- (f) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に 到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村長への通知
- (h) 役場等の所在地に係る河川について、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な方法も用いての、市町村等への浸水想定の情報提供。
- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (j) 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施
- (k) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表する。
- (m) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
- i 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - ii 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - iii 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
 - iv 勧告による移転者への融資、資金の確保
- なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。
- (n) 山地災害危険地区等における **治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進**。特に、**尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進**。
- また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- (o) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保
- a 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。
 - b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。
- b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関との防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。
(別記参照)
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- h 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。
- i 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建築業団体等との災害協定の締結を推進する。
- j 災害応急対策への協力が期待される建築業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- k 電気事業者と協力し、大規模停電発生後に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数のものが利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- d コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。
- e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3

日分程度の燃料を確保しておくものとする。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

エ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 風水害に対する建築物等の安全性

a 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

3 災害危険区域の把握

(1) 現状と課題

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所（長野県建設部所管）6箇所、地すべり危険地区（長野県林務部所管）1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険溪流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所ので合計420箇所が把握されている。また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所25箇所、急傾斜地危険箇所30箇所ので合計55箇所が把握されている。これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるので、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

〔資料8〕 茅野市災害危険箇所調査一覧表

〔資料9〕 長野県防災計画における災害危険箇所一覧表

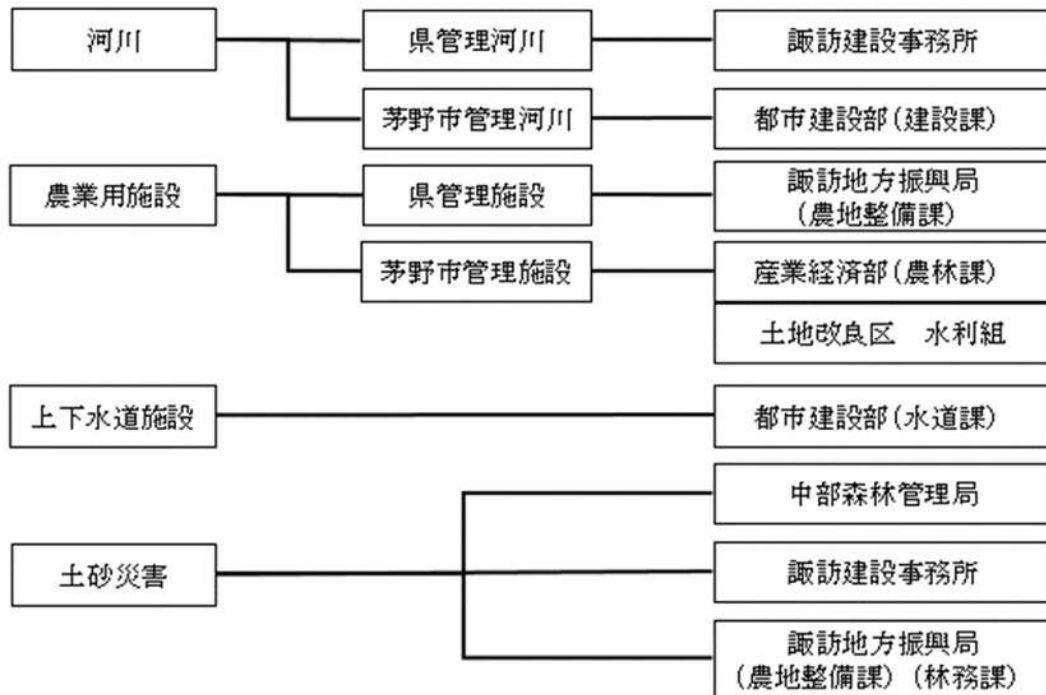
(2) 実施計画

ア 市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部、総務部

災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

(ア)	土砂災害警戒区域……………	都市建設部・産業経済部
	（うち土砂災害特別警戒区域）……………	（都市建設部・産業経済部
(イ)	地滑り危険箇所	農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
		国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
(ロ)	急傾斜地崩壊危険箇所	農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
		国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
(エ)	土石流危険箇所	農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
		国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
(オ)	浸水想定区域	国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
(カ)	重要水防区域……………	都市建設部
(キ)	水防上重要な水門及びため池……………	消防署・産業経済部・都市建設部
(ク)	道路橋梁など……………	都市建設部
(ケ)	危険物貯蔵所……………	消防署

(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



(別記) 付近の防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	防災機能		駐車場 面積 (㎡)
					活動 拠点※	ヘリポート	
7	富士見町落合 1934番地	信州葛木宿	国道20号	一体型(国)	○		9,000

※活動拠点の役割

緊急災害対策派遣隊 (T E C - F O R C E) 等の活動拠点

緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点・設置車両等の移動先等

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害の直前活動」の「災害情報伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように体制の整備を図る。

(1) 【市及び県が実施する計画】（総務部、企画部）

気象台からの情報収集の他、茅野市防災気象情報システムや長野県砂防情報ステーション等を活用し、災害の未然防止活動体制を速やかに図るようにする。

(2) 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 市は、風水害により市民の生命、身体等に危険が生じるおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画を作成しておく。
- (2) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づ

く災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

- (5) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 第11節「避難収容活動計画」参照
- (6) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係わる情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- (8) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。
- (9) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 災害未然防止活動

- (1) 大規模な災害発生の恐れがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。
- (2) 大規模な災害発生の恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供も含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (3) 県や、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- (4) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に、適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

- イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についての市との連携体制の整備
- (5) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市及び防災関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に務め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を図る。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市全部局）

- (ア) 情報を一元的に収集・整理・共有・伝達する「茅野市防災情報システム」の効果的運用を推進する。また、「長野県防災情報システム」との連携による迅速な報告体制等の運用法を研究する。（危機管理室）
- (イ) 被災状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- (ウ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (エ) 公共施設（地区コミュニティセンター、学校、公民館等）を情報通信の拠点とした「茅野市防災情報システム」の効果的運用を研究する。
- (オ) 情報収集手段として「茅野市防災情報システム」スマホアプリ等の活用を推進する。
- (カ) 「長野県防災情報システム」や茅野市防災気象情報システムによる雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度等のシステム連携による情報収集と市民情報との連携により、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることがで

きる仕組みの構築に努める。

(ク) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（本節末尾【参考】参照）

(ケ) 市防災行政無線の使用について職員に訓練を実施する。

〔資料 13〕 茅野市防災行政無線設置状況

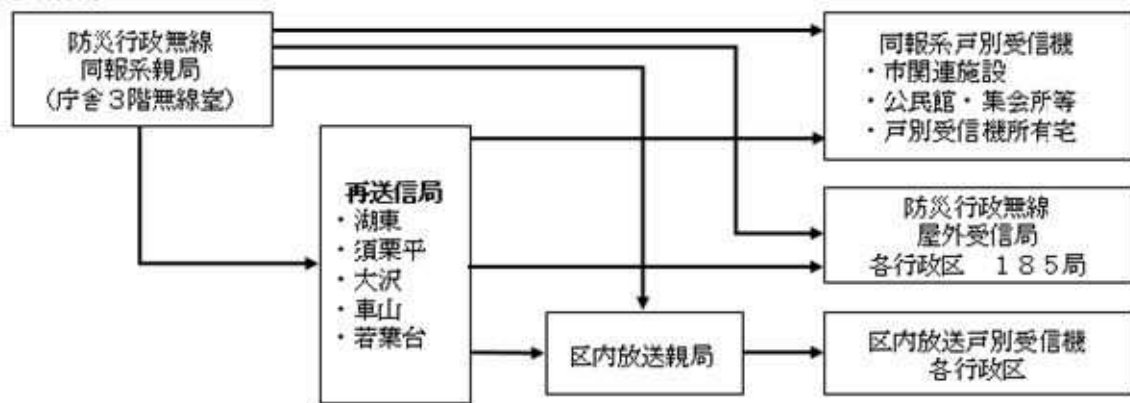
〔資料 14〕 区内放送施設設置状況

○無線通信施設管理運用部課

無線機	管理・運用	備 考
長野県衛星系防災行政無線	危機管理室防災課	防災課事務室
茅野市防災行政無線	危機管理室防災課	無線室
消防無線	諏訪広域消防	防災課事務室

○防災行政無線の状況

【同報系】



【移動系】



イ【県が実施する計画】

(ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定するものとする。（危機管理部）

また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間をあらかじめ定めるとともに、関係機関に周知する。（全部局）

(イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。（危機管理部）

(ウ) 市に派遣する情報連絡員が、円滑に情報収集・連絡等の活動が行うことができるよう体制の整備を行う。（危機管理部）

(エ) 関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した

場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。（建設部）

- (カ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進するものとする。（危機管理部）
- (キ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）
- (ク) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布するものとする。（危機管理部）
- (ケ) 情報を一元的に収集伝達する「長野県防災情報システム」の効果的運用を推進する。（危機管理部）
- (コ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。（危機管理部）
- (コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。（危機管理部）
- (サ) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（危機管理部）

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 県、市に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

エ【市民が実施する計画】

自主防災組織の平常時の活動を活発化し、情報収集及び連絡担当者等をあらかじめ定めておくものとする。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

災害対策にとって、情報収集は欠くことのできない前提条件であり、情報通信施設が被災した場合、情報網の混乱が予想される。そのため情報通信手段は多ルート

(地上系・衛星系等)で設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部)

- (ア) 同報系無線及び移動系無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。
- (イ) 通信施設の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図る。加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定する。
- (ウ) 市役所と集落とを結ぶ双方向の地域防災行政無線等防災行政無線の整備を図る。
- (エ) 災害時にアマチュア無線、タクシー組合等の協力により、災害時応援協定の締結を実施するなど、情報の提供得られるシステムを構築するように努める。
〔資料15〕アマチュア無線による災害時応援協定
- (オ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (カ) 衛星携帯電話、デジタル移動系無線、**公共安全LTE(PS-LTE)**等の移動系の緊急対策機器の整備を図る。
- (キ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- (ク) 災害対策本部設置時の通信施設(電話等)の配置計画をする。
- (ケ) 各区・自治会における個別受信機の導入支援を図る。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 電気通信回線は災害時の使用を考慮し、十分な回線容量の確保を行う。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られるシステムを構築する。(危機管理部)
- (エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、**公共安全LTE(PS-LTE)**等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (カ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (キ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努める。

ウ【関係団体が実施する計画】(NTT)

災害時優先電話の計画的な整備をする。

〔資料18〕災害時優先電話リスト

【参考】 災害時における安否不明者の公表の目安について

1 趣旨

災害発生時に迅速に要救助者を特定し、人命救助を効果的に行い、多くの人命を守るため、災害に巻き込まれた可能性のある方々を特定すること、また、大規模災害発生時に、安否確認のため家族や知り合い等から問い合わせが殺到し、混乱することを回避することを目的とする。

ただし、氏名等の公表に当たっては、本人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないか、個々のケースごとに慎重に判断するものとし、災害発生後48時間以内の公表を目標とする。

2 状況

令和4年8月に県としての考え方を整理したところであるが、その後、令和5年3月に国の指針が示されたことから、安否不明者等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る一連の手続き等について、改めて整理したものである。

3 区分ごとの公表の条件

安否不明者等の氏名等の公表条件は、下表のとおりである。

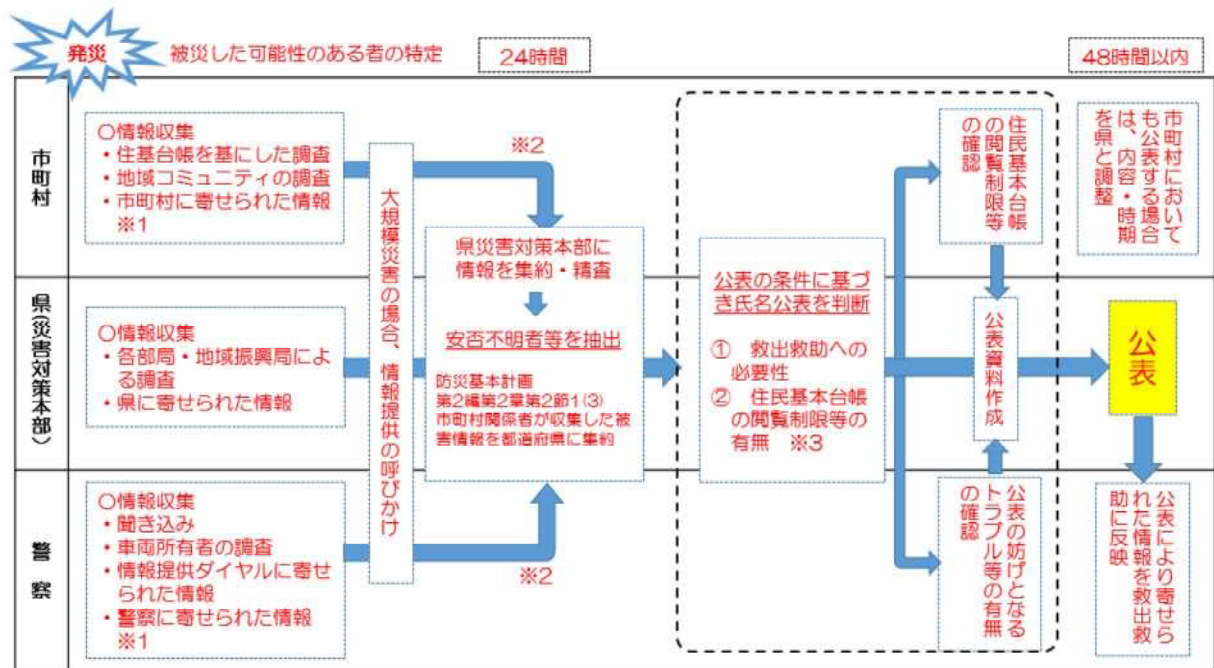
被災者区分	判断基準			公表・非公表	公表の範囲	備 考
	救出救助に費すること	公表による本人等の不利益の有無				
		住民基本台帳の閲覧制限等がないこと※1	家族等※2の同意			
行方不明者 安否不明者	○	○	—	公表	氏名 住所 年齢 性別	※1 住民基本台帳の閲覧制限措置がない場合においても、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがある特殊の事情を把握したときは、氏名等を非公表とする。 ※2 家族等とは、原則、配偶者や同居の親族とするが、それらの者がいないとき又は確認できないときは、子、父母、孫、祖父母など状況に応じて判断する。 ※3 非公表の場合、個人が特定されない情報を公表する場合がある。 ○ 不特定多数が巻き込まれた場合や、個人の特定に時間を要する場合（発生から48時間以内の公表に支障がある場合）等には、迅速な救助を優先するため、住民基本台帳の閲覧制限等の確認がなくても氏名を公表する場合がある。
	○	×	—	非公表	※3	
	×	○	—	非公表	※3	
死 者		○	○	公表	氏名 住所 年齢 性別	○ 不特定多数が巻き込まれた場合や、個人の特定に時間を要する場合（発生から48時間以内の公表に支障がある場合）等には、迅速な救助を優先するため、住民基本台帳の閲覧制限等の確認がなくても氏名を公表する場合がある。
		○	×	非公表	※3	
		×	○	非公表	※3	

- 公表の範囲 氏名、住所（大学まで）、年齢、性別
- 用語の定義
 - ・行方不明者・・・当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
 - ・安否不明者・・・行方不明者となる疑いのある者
- 根拠規定 個人情報等の保護に関する法律第31条第1項（保有）、第30条第1項及び第30条第2項第4号（利用・提供）

4 公表主体

長野県災害対策本部（長野県）において公表するが、市町村が独自に公表することを妨げるものではない。

災害時における安否不明者等に対する対応



※1 家族から情報が寄せられた際や調査の上で家族と接触した際に必要に応じ氏名を公表する旨を説明

※2 個人情報の保護に関する法律第61条第1項（保存）、第69条第1項及び同条第2項第4号（利用・提供）に基づく

※3 住民基本台帳の閲覧制限措置がない場合においても、公表により本人又は家族（以下本人等）の権利利益を不当に侵害する恐れがないが確認

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員の配置活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 茅野市防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市全部局）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができるよう職員参集システム等を整備する。
- (イ) 茅野市災害応急対策職員行動マニュアルに従い、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理し、必要に応じて見直しを行う。またマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (エ) 対策に従事する職員が、他の機関等の人員と識別できるよう、防災服などの整備を図る。
- (オ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、

災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

イ【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化するものとする。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じ見直しを行うものとする。
- (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討するものとする。
- (エ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (カ) 過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて活動体制の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての活動体制についても検討する。
- (キ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要であることから、茅野市防災会議等の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

災害対策基本法第16条に基づき、茅野市防災会議を設置し、市の災害特性および地域特性に対応した茅野市防災計画及び地域災害の特色を考慮した風水害対策計画の作成及び修

正を行い、その計画の実施を推進する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。防災会議は、知事を会長とし、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

(イ) 災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

ウ【関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

エ【河川管理者が実施する計画】

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める。また、**再生可能エネルギー等**の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、防災機能の中核施設の見直しを図り、災害発生直後の応急対策の中心となる施設の整備を進める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

防災中枢機能を果たす防災拠点のあり方を検討し、計画的に設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

(ア) 災害対策本部となる市庁舎の点検を実施し施設設備の安全性を確保する。また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢施設の整備を図る。

(イ) 庁舎被災時におけるバックアップ機能の点検、補強を進めるとともに、バックアップ機能作動下での対策本部の設置訓練等の実施を図る。

(ウ) 市有施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強、整備等を行う。

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ【諏訪広域消防が実施する計画】

消防活動の中核としての機能を確保するため、消防庁舎の点検を実施し、崩落の危険箇所を把握し、安全性の確保に努める。また、市と連携して市内の消防署所の防災機能の強化を図る。

ウ【県が実施する計画】（企画総務部、市民環境部）

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し補強等を実施する。（企画総務部）
- (イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室（防災センター）県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。（危機管理部、企画総務部、警察本部）
- (ウ) 発災時に拠点となる施設等の浸水対策を検討する。（総務部）
- (エ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能の強化を図る。（危機管理部、企画総務部）
- (オ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備を検討する。（危機管理部、企画総務部）
- (カ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。（警察本部）

エ【防災関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【市、県及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村間及び消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時からの連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 姉妹都市等との相互応援体制の確立を図る。
- 5 公共機関及びその他事業等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画【市、県及び関係機関が実施する計画】（総務部）

ア 広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。（危機管理部）

イ 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。（危機管理部）

ウ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。（危機管理部）

エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。（県・市）

オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。（地方整備局）

カ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

キ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。(県・市町村)

2 市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

現在、県内市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時応援協定」が締結され、諏訪広域6市町村間でも「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定」が締結されているほか、姉妹都市等以下の応援協定が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

協 定 名	協定先	協定日
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域広域6市町村	H7. 8. 22
長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村	H8. 4. 1
大規模災害時における相互応援に関する協定	甲州街道12市	H28. 3. 31
災害時における相互応援に関する協定(姉妹都市)	岡山県総社市	H8. 11. 11
災害時における相互応援に関する協定(姉妹都市)	千葉県旭市	H9. 11. 1
災害時における相互応援に関する協定(姉妹都市)	神奈川県伊勢原市	H19. 1. 30
災害時における相互応援に関する協定(友好都市)	千葉県浦安市	H24. 10. 22
災害時における相互応援に関する協定(友好都市)	福井県あわら市	H26. 8. 17

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部)

(ア) 「長野県市町村災害時相互応援協定」、「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定」に基づく応援体制の強化に努める。

(イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。

(ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

(エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

イ【県が実施する計画】(危機管理部)

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）
県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図る。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

平成11年4月に諏訪広域連合発足に伴い、諏訪広域消防本部が設置された。それまで各消防署が締結していた「消防相互応援協定」、「中央高速道路消防応援協定」は「長野県消防相互応援協定」に一括して諏訪広域消防本部が締結している。

協定名	協定先	協定日
長野県消防相互応援協定	県内市町村、消防本部	H. 11. 4. 1

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- (イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防隊受援計画」に基づき、速やかに受入れ体制を整える。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】（県内各消防本部、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

4 他の都道府県及び姉妹都市等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

県は、全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」中部知事会を構成する9県及び名古屋市による「災害時等の応援に関する協定」並びに新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県」（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。

また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」及び富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県と「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」を締結している。

市は、姉妹都市等である神奈川県伊勢原市、岡山県総社市、千葉県旭市、千葉県浦安市、福井県あわら市との応援協定が締結されている。また、甲州街道沿線12市間において協定が締結されている。

これらの協定により、他都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応ウィ実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

協 定 名	協定先	協定日
災害時における相互応援協定に関する協定	岡山県総社市	H8.11.11
災害時における相互応援協定に関する協定	千葉県旭市	H9.11.1
災害時における相互応援協定に関する協定	神奈川県伊勢原市	H19.1.19
災害時における相互応援協定に関する協定	千葉県浦安市	H24.10.22
災害時における相互応援協定に関する協定	福井県あわら市	H26.8.17
大規模災害時等における相互応援に関する協定	甲州街道12市	H8.12.1

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (イ) 関係市の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的 to 実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

- (ウ) 迅速かつ円滑な応援の受入れが図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。
- (エ) 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。
- (オ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対策を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

◆茅野市が相互応援協定している内容

協定名	対象	締結日
災害時の医療救護活動に関する協定	諏訪郡医師会	H8. 4. 1
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	茅野市諏訪郡歯科医師会	H15. 3. 25
諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定	諏訪広域連合・6市町村3医師会	H26. 3. 26
災害時の医療救援活動に関する協定	諏訪薬剤師会	H24. 7. 31
災害用備蓄医薬品の調達保管業務委託契約	諏訪中央病院	H9. 12. 1
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	信州諏訪農業協同組合	H19. 2. 1
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープながの	H10. 12. 15
災害時における救援物資提供に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング（株）	H28. 3. 22
災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定	興亜化成（株）、HARIO（株）	H30. 7. 12
災害時における物資供給に関する協定	（株）ナフコ	R3. 3. 25
災害時における物資供給に関する協定	NP0 法人コメリ災害対策センター	R3. 3. 25
アマチュア無線による災害時応援協定	ちのアマチュア無線クラブ	H9. 12. 1
茅野市と茅野市内郵便局との地域連携に関する協定	市内郵便局	H31. 1. 9
災害緊急放送に関する相互協定	エルシーブイ（株）	H18. 10. 23
臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定	諏訪広域連合、エルシーブイ（株）	H25. 8. 21
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー（株）	R3. 2. 15
茅野市、茅野警察署及び日本郵便株式会社茅野市内郵便局との包括連携に関する協定書	茅野警察署 日本郵便（株）市内郵便局	R3. 2. 15
災害時における相互協力	東日本電信電話（株） （NTT 東日本）長野支社	R3. 3. 16
防災・減災に関する応援協定	公益財団法人日本財団	H29. 3. 17
災害時における応急対策協力に関する協定	茅野市建設業会	H28. 8. 10

協定名	対象	締結日
災害時における応急対策協力に関する協定	茅野市水道事業協同組合	H9. 12. 1
災害時における応急対策協力に関する協定	茅野市建設事業協同組合	H21. 12. 15
災害時における応急対策協力に関する協定	茅野市電気設備業協会	H22. 12. 21
災害時における応急対策協力に関する協定	諏訪生コン協同組合	H24. 11. 28
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	日本建設機械インテル協会長野支部	H27. 3. 27
災害時における土地建物等の使用に関する協定	中部電力（株）諏訪営業所	H30. 4. 1
災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定	中部電力（株） 電力ネットワークカンパニー諏訪営業所	H31. 3. 22
災害時における応急対策及び復旧業務に関する協定	諏訪南行政事務組合	R2. 3. 23
不測の事態における一般廃棄物処理（ごみ処理）に関する協定	諏訪南行政事務組合 大栄環境（株）	R2. 3. 23
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境（株）	R2. 3. 23
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会諏訪支部	H30. 10. 31
災害時等における避難者支援に関する協定	（株）信毎販売センター	H20. 12. 12
災害時等における避難者支援に関する協定	（株）カネトモ	H21. 12. 28
災害時における避難者支援等に関する協定	公立諏訪東京理科大学	H30. 4. 1
災害時等における避難者支援に関する協定	（株）横谷温泉旅館	H27. 4. 3
災害時等における避難者支援に関する協定	（株）キッツ	H28. 2. 3
災害時等における避難者支援に関する協定	長野トヨペット（株）	H28. 7. 15
災害時等における避難者支援に関する協定	ファナックパートロニクス（株）	R2. 5. 15
災害時における生活物資等の供給に関する協定	（株）キッツマイクロフィルター	R2. 11. 12
災害時等における避難者支援に関する協定	（株）オンテック諏訪店	R3. 3. 17
大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	J R 東日本旅客鉄道長野支社	H28. 3. 18
災害時等における施設の相互利用に関する協定	茅野警察署	H24. 9. 14
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合	H25. 3. 28
災害時におけるL P ガスに係る協力に関する協定	長野L P 協会諏訪支部	H26. 3. 26
災害等発生時における遺体搬送に関する協定	全国霊柩自動車協会 長野県トラック協会霊柩部会	H28. 3. 18
災害時における災害救助犬出動に関する協定	救助犬訓練士協会	H28. 3. 25
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	R3. 3. 25
災害時における物資供給に関する協定	NP0 法人コメリ災害対策センター	R3. 3. 25
茅野市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人茅野市社会福祉協議会	R3. 4. 1
茅野市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	第一生命保険株式会社	R3. 10. 21
茅野市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬株式会社	R3. 10. 28

協定名	対象	締結日
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	ホテルちの	R3. 8. 18
茅野市、東急不動産株式会社、東急リゾーツ&ステイ株式会社及び一般社団法人諏訪広域脱炭素イノベーション協会との地域循環共生圏に関する包括連携協定書	東急不動産株式会社 東急リゾーツ&ステイ株式会社	R4. 3. 14
災害時の施設提供・避難者支援に関する協定	株式会社ダイナム	R4. 7. 22
災害時の相談業務に関する協定	長野県弁護士会	R4. 12. 20
茅野市、富士見町、原村と東京大学先端科学技術センターとの連携・協力	東京大学先端科学技術センター	R5. 3. 14
佐川急便株式会社との地域活性化包括連携協定	佐川急便(株)経営企画部広報課	R5. 3. 28
茅野市と株式会社クスリのサンロードとの包括連携に関する協定	株式会社クスリのサンロード	R5. 7. 4

(2) 実施計画【公共機関及びその他事業者間が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるように努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時から連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画【市及び県が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域活動拠点の確保

(1) 現状及び課題

大規模災害において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定(資料編参照)や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変

化等を踏まえ、継続的に更新する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

(ア) 大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

(イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有につとめる。

イ【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定し、関係計画の修正や本県の情勢、関係機関の体制の変化、災害対応で得られた新たな知見等を踏まえ、継続的に更新する。

(イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取り組み

- 1 救助工作車等の充足及び救急自動車の高規格化を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害時の医療、救護体制について、協定に基づき郡医師会等に協力を求め、災害時の救護班の編成方法、団体内の連絡方法、活動内容、患者の受入れ、書類の交換等の細目にわたって、連絡調整整備を図る。
- 4 地域災害医療センター（諏訪赤十字病院）を中心とした、広域の後方医療体制に関する近隣市町村との調整を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

ア 令和3年4月1日現在、茅野消防署には救助工作車1台、救急車3台、（うち高規格救急車3台）が配備されている。

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

イ 災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借り受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

〔資料29〕消防車両配備状況

〔資料30〕救助用器具一覧表

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

- (7) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (7) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図るものとする。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行うものとする。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言するものとする。
- (エ) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。また次に掲げる資機材の整備を図るものとする。

a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材

- (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
- (b) 照明用資機材
- (c) 可搬式標識、表示板
- (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材

b 警察本部で整備すべき資機材

- (a) aに掲げる装備資機材
- (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
- (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
- (d) エアーテント等後方支援用資機材

2 医療資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、諏訪郡医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」及び諏訪郡歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」による第8条（医薬品等の供給）に基づき、諏訪中央病院組合と「災害用備蓄医薬品の保管業務委託」により、初期治療用医薬品等54種類を常時備蓄している。

また、諏訪薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」においても備蓄を行い、災害時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下2箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管、管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす諏訪中央病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、健康福祉部）

- (ア) 災害時の負傷者、病人の応急医療に対応するため、諏訪郡医師会と協定を締結し、派遣体制を整備する。

〔資料31〕災害時の医療救護活動に関する協定書

〔資料32〕災害時の医療救護活動に関する実施細則

- (イ) 災害時に速やかに救護所の設置が図られるよう、医療機関の把握に努めるとともに、あらかじめ救護体制の確認を図る。

〔資料35〕市内の医療機関一覧表

- (ウ) 諏訪郡医師会との医療協定に基づく医療用資機材、医薬品等の備蓄については、その保管は、諏訪中央病院に委託する。

〔資料36〕災害用備蓄医薬品の調達補完業務委託契約書

- (エ) 医療用の資機材の備蓄、管理状況を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (オ) 県の指定する地域災害医療センター及び近隣市町村の医療用資機材の状況についてあらかじめ把握するなど受入が円滑にできるような体制整備を図る。

〔資料38〕県が指定した災害用医薬品

- (カ) 郡医師会、諏訪薬剤師会及び市薬業組合等における医薬品等の備蓄、迅速で効率的な供給対策についてあらかじめ調整を行う。

イ【県が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図るものとする。（健康福祉部）
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備するものとする。（健康福祉部）

- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行うものとする。（危機管理部、健康福祉部）
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行うものとする。（健康福祉部）
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図るものとする。（健康福祉部）

ウ【関係機関が実施する計画】（医療関係機関）

- (ア) 諏訪郡医師会及び諏訪郡歯科医師会等は、機関ごとに医療等協定に基づき、災害時に必要な医療用資機材、医薬品等の確保を図るものとする。また迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 諏訪郡医師会、諏訪郡歯科医師会及び諏訪中央病院組合は、初期治療用医薬品等の備蓄、管理状況を把握し、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (ウ) 災害時の連絡体制について、マニュアルを作成し平常時からの訓練に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

- 災害用医薬品備蓄場所（県地域防災計画より）

岡野薬品(株) 諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2

- 災害用衛生材料備蓄場所（県地域防災計画より）

ハトヤメディカルサポート(株)	諏訪市中洲三ツ俣5709-31

- 緊急用血清及びワクチンの保管場所（県地域防災計画より）

諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10諏訪合同庁舎

- 血液製剤の保管場所（県地域防災計画より）

県赤十字血液センター諏訪出張所	諏訪市清水3-3840-1

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資器材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1ヶ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学医学部附属病院ドクターヘリ格納庫に設置する。このような中で、本市でも災害拠点医療機関と連携をとり、災害医療体制を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、健康福祉部）

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

イ【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (7) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1カ所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13カ所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、緊急医療活動等の支援体制の整備に努める。

- (4) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。
- (5) 災害拠点病院への傷病者の搬送については、広域搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (7) 日本赤十字社長野県支部、諏訪郡医師会、諏訪郡歯科医師会、諏訪薬剤師会、看護協会諏訪支部等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。
- (4) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。
- (5) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。
- (エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

○ 災害拠点病院（県地域防災計画より）

諏訪地域（医療圏）地域災害医療センター	諏訪赤十字病院（諏訪市）
基幹災害医療センター	長野赤十字病院（長野市）

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（消防署）

(7) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情

報システム（E M I S）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

- (エ) 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年実施する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図るものとする。（危機管理部、健康福祉部）
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備するものとする。（健康福祉部）
- (ウ) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。（保健福祉部）
- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言するものとする。（危機管理部）
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と相互の協力関係の確立を図るものとする。（警察本部）
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行うものとする。（危機管理部、健康福祉部）

ウ 【関係機関が実施する計画】（医療関係機関）

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする
- (イ) 諏訪郡医師会は、他の地域の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動においても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

令和3年4月1日現在、諏訪広域連合の消防体制は、1消防本部6消防署(茅野消防署、諏訪消防署、岡谷消防署、下諏訪消防署、富士見消防署、原消防署)消防職員237人であり、消防車13台、梯子車1台、救助工作車3台、救急車13台(うち高規格救急車13台)指揮車4台で、うち茅野消防署は消防車4台、救助工作車1台、救急車3台(うち高規格救急車3台)で消防職員数50名である。茅野市消防団は、団長以下893人、消防ポンプ自動車25台、小型ポンプ付積載車45台が配備されている。大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び、住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】(総務部)

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気

高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

〔資料29〕消防車両配備状況

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震性防火水槽の整備、河川等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害に対処できる体制の構築を図る。

〔資料81〕茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、

予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

〔資料4-1〕消防機関の警戒体制

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の市町村から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ【県が実施する計画】（危機管理部、農政部）

(ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図るものとする。

(イ) 市町村に対し、市町村消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進するものとする。（危機管理部）

(ウ) 市町村と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及、啓発を図るものとする。（危機管理部）

(エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進するものとする。（危機管理部、農政部）

(オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

ウ【市民及び自主防災組織が実施する計画】

(ア) 防火・消火活動

市民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに(共助)、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本市の河川は、大部分山間地を流下する天然河岸、掘込み河道区間が多くまた平坦部の幹線では築堤区間となっており、洪水時の際は、前者では河岸の崩壊等による河道の堰止め、後者では堤防の沈下・すべり出し等による決壊が予想される。

また、洪水時に地震が発生した場合には、堤防の含水比が非常に高く、決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかける結果となるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部、都市建設部、産業経済部)

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

(ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項

- a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
- b 緊急時に使用できる資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

(ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

(エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

(オ) 河川ごとの水防工法の検討

(カ) 居住者への立退の指示体制の整備

(キ) 洪水時等における水防活動体制の整備

(ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

(ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所の避難計画の作成

(コ) 浸水想定区域内にある地下街等の施設の名称及び所在地を公表

(サ) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(シ) 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の(セ)～(ツ)の事項を実施するものとする。

(セ) 水防機関の整備

(ソ) 水防計画の策定

(タ) 水防訓練の実施（年1回以上）

a 水防技能の習熟

b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

c 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(チ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

〔資料4-2〕重要水防区域（県水防計画分）

〔資料4-3〕重要水防区域（市調査分）

〔資料4-4〕水防倉庫並びに備蓄資材一覧表

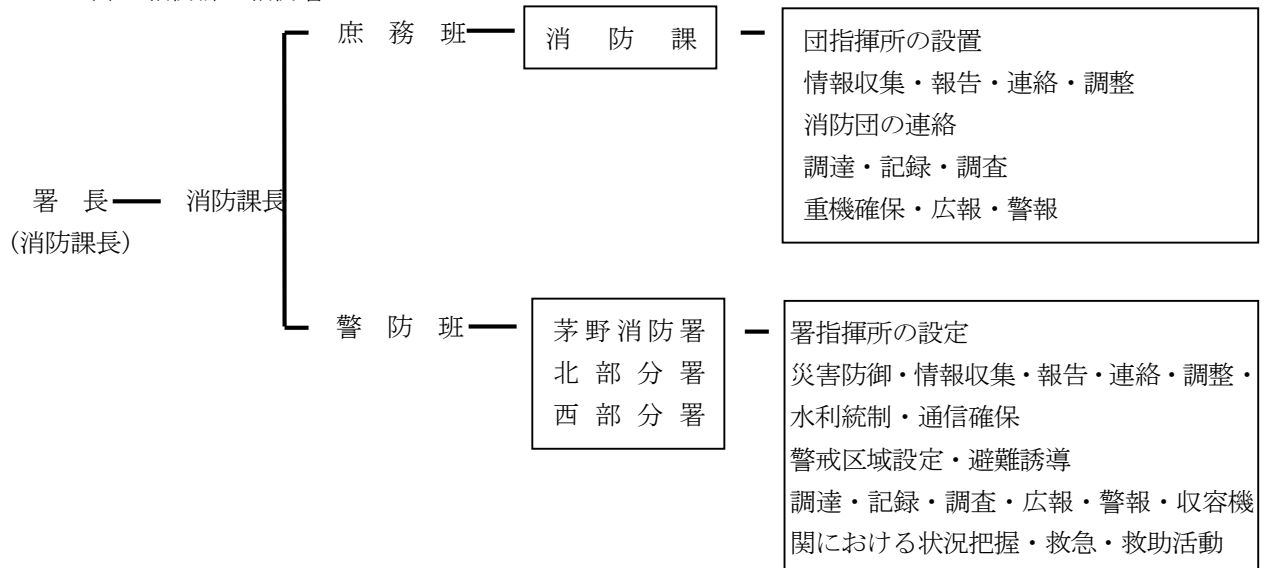
〔資料4-5〕気象観測所及び雨量・水位観測所

〔資料4-6〕水防に関する連絡系統図

(ツ) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

○非常時の消防署及び消防団の機構

(1) 消防課・消防署



非常召集は、署長の命令により行い、召集を受けた者は上記の活動機構に基づき、係長の指示により任務に当たるものとする。

(2) 消防団



全員を動員し、各分団最大限の編成とする。

イ【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施するものとする。なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによるものとする。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設立
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退きの指示 並びに勧告及び助言体制の整備
- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (サ) 水防団員の定員基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧機材の備蓄並びに排水対策用の移動式ポンプ車の配備
- (ス) 水防活動に要する資機材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防講習等訓練の実施
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合

に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

- (チ) 水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保については、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
- (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

- a 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
- b 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

- (イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

- a 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。
- b 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に

に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

- a 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- b 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）を作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため市、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、市民、自主防災組織の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国人住民や外国人旅行者等の観光客が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に要配慮者のうち避難行動要支援者については、市において避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画【市が実施する計画】（健康福祉部、総務部）

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。市が、市地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

- a 消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）
- b 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- d 名簿の更新に関する事項
- e 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市が講ずる事項
- f 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- g 避難支援等関係者の安全確保

ア 避難支援体制(災害対策基本法第49条の10, 11, 12, 13及び第50条、第56条)

(イ) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるため、避難支援等関係者には、消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等の地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決める。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

(ロ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- a 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
- b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、次のとおりとする。
 - (a) 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
 - (b) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - (c) 避難行動を取る上で必要な身体能力

また、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れた場合は、避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市へ要請することとする。

(ハ) 円滑かつ迅速な避難を図るためには、同居家族の有無なども要件の一つとする。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外はしない。

また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持に関わるケア児等については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (ア) 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。
- (イ) 難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるので、積極的に必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

ウ 名簿の更新に関する事項

- (ア) 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、次記により名簿情報を最新の状態に保つこととする。
 - a 新たに市に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
 - b 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、避難行動要支援者名簿の記載事項として災害対策基本法49条の10第2項に示している「住所」については、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないこと、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることとする。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。
- (イ) 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することとする。

エ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が求める措置及び市が講ずる措置

- (ア) 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。
- (イ) 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問などを実施する。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や

内容を説明するとともに、障害者団体等とも連携するなど対応を工夫する。避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行う。

- (ウ) 同意は、口頭によるものと書面によるものとし、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できるものとする。

また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととする。

- (エ) 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市が災害対策条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないため、市では、必要な対応を検討することとする。

なお、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」など、個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合も、「市の条例に特別の定めがある場合」に該当することとなる。

- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において次の措置を講ずる。

- a 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- c 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- d 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- e 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- f 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- g 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- h 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

オ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- (ア) 避難情報等の発令・伝達

- a 市は自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示の発令等を「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の判断基準により、災害時において適時適切に発令することとする。

b 避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報であり、避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいます。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のことを特に配慮する。

- (a) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- (b) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (c) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特別警報の伝達や土砂災害警戒情報等の気象情報の伝達には、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせることとする。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいるので、多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市においては、多様な情報伝達的手段を確保することとする。さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、次にあげる多様な手段を活用して情報伝達を行うことを検討する。

- a 聴覚障害者：FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置
- b 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- c 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- d その他：メーリングリスト等による送信、字幕放送、解説放送（副音声や2カ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組、音声多重放送）、手話放送、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

カ 避難支援等関係者の安全確保

(7) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこととなるが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。そのため、市は避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとなる。

(イ) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこととする。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこととする。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切であるため、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこととする。

キ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

ク 避難行動要支援者名簿の提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で定めている場合は、平常時から提供に際しては本人の同意を要しない。

ケ 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

コ 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 個別避難計画作成の努力義務

(1) 現状及び課題

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

(2) 実施計画【市が実施する計画】（健康福祉部、総務部）

ア 個別避難計画の事前提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、作成した個別避難計画を、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者と共有し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

イ 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 在宅者対策

(1) 現状と課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、要援護者支え合いマップによる安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施策等との連携のもとに行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】（総務部、教育委員会、健康福祉部）

(ア) 指定避難所の整備

災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴者、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備

災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（D W A T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

(オ) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(カ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、N P O ・ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。また、助け合いおたがいさまマップ（要配慮者支え合いマップ）の策定を推進する。

(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

(ク) 支援協力体制の整備

福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、N P O ・ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

4 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】（健康福祉部、総務部）

(ア) 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車輛（移動入浴車、小型リフト付車輛等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設

と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

- (カ) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。
- (キ) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。
- (ク) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (ケ) ホテル・旅館等の確保

要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

- (ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

- (イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度）を行う。

- (ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

- (エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

- (オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車輛（移動入浴車、小型リフト付車輛等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、

資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

- (カ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

- (キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。
- 経済産業省要望

- (ク) 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

5 外国人住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

本市における外国人住民人口は、平成25年現在718人【住民基本台帳12月31日現在】である。外国人住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国人住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、産業経済部）

(7) 外国人住民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国人住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国人住民等に対する支援体制の整備を図る。

(イ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館、ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するように努める。

- a 道路標識や案内板の整備
- b 観光地周辺の避難場所の整備
- c 災害発生時の観光客収容施設の設定

(ウ) 外国人住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国人住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国人住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(オ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人住民等の参加推進等を通じて、外国人住民等に対する防災知識の普及を図る。

(カ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(キ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国人住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国人住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い市内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警

戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(ウ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市は浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

イ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

土砂災害警戒区域及び浸水区域内に立地し、防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更した時は遅滞なく市長に報告するものとする。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等と、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を済ませておき、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本市の道路は、集落間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狹隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 茅野警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

(イ) 市内の幹線道路の整備を計画的かつ積極的に行い、緊急輸送道路としての機能確保をする。

イ【県が実施する計画】

(ア) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立するものとする。（警察本部）

a 緊急交通路指定予定道路を指定するものとする。

b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結するものとする。

c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進するものとする。

(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずるものとする。（建設部）

a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、

災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。

b 応急復旧のため、民間団体等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図るものとする。

c 緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入れ体制を整備する。

(ウ) 広域農道を始めとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について長野県農業農村整備長期構想（長野県土地改良長期計画）に基づき整備を推進するものとする。（農政部）

(エ) 市町村及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進するものとする。（林務部）

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中日本高速道路㈱）

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模災害発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資輸送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、教育委員会）

(ア) 最低1カ所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。

このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点となりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(ウ) 災害対策用ヘリポート等及び物資輸送拠点について市民に周知する。

○茅野市の物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート等

目 的	場 所	所在地
・物資輸送拠点	茅野市運動公園 総合体育館	玉川500番地
・災害対策用ヘリポート	茅野市運動公園 陸上競技場	玉川500番地

・その他ヘリポート	永明中学校グラウンド	塚原1-10-6
	長峰中学校グラウンド	宮川11288
	東部中学校グラウンド	玉川10030
	北部中学校グラウンド	湖東5643
	金沢小学校グラウンド	金沢1141

イ【県が実施する計画】

- (ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「拠点ヘリポート」を指定する。（危機管理部）

また、長野県広域受援計画で設定した広域防災拠点（資料参照）のうち松本ゾーンの広域防災拠点を優先的に開設するものとするが、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。

- (イ) 各地域振興局単位の拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定するものとする。（危機管理部）

この「拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「防災公園」と連携を図り、防災機能の強化を図るものとする。（建設部）

○諏訪地域振興局管内の物資輸送拠点及び拠点ヘリポート

目 的	場 所	所在地
物資輸送拠点	茅野高等学校 小体育館	宮川11395番地
拠点ヘリポート	茅野市運動公園 野球場	玉川500番地

ウ【関係機関が実施する計画】（ヘリコプター保有機関）

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現況及び課題

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県・市が実施する計画】（総務部）

- (ア) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にするとともに、無人航空機が速やかに活用できるよう平時から民間企業等との連携体制の構築を行う。

- (イ) 市内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保する。
- (ウ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (エ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。
- (オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。
 - a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握するものとする。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握するものとする。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化するものとする。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。
- (イ) (公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (ウ) (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

4 緊急通行車両等の事前届出の確認

(1) 現況及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておく。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】 (総務部)

災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認により緊急通行車両等の事前届出の確認を受けておく。

〔資料49〕緊急通行車両事前届出一覧表

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

風水害における河川の決壊等により、道路法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊などの被害が発生し、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう、道路、河川等の障害物を除去するとともに、住家等の所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 各種施設等の所有者又は管理者は、災害を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

道路、河川等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて措置を講じるとともに、障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるが、これからの確保体制を整備しておく必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部、産業経済部）

ア 茅野市建設業協同組合、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会等と災害協定を締結し、応急対策に備える。

〔資料50〕災害時における応急対策協力に対する協定書(茅野市建設業協同組合、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会等)

イ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

ウ 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

(2) 【県が実施する計画】（各部局）

ア 倒木処理に係わる技術的指針を策定するなど、市の体制づくりを支援する。（林務部）

イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市に対して指導する。（農政部）

ウ 災害時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。（建設部）

エ 建設業協会等と業務提携を締結し、応急対策に備える。

オ レッカー車、クレーン車等の保有業者の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。（警察本部）

カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保有場所を確保する。（警察本部）

キ 業者に対する車両、要員等除去体制及び能力の充実を依頼する。

(3) 【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

(4) 【市民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取り組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県・市が実施する計画】（総務部、企画部、健康福祉部、教育委員会）

- (ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (イ) 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者

等と協力し計画を策定するよう努める。

- (ウ) 市及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。

- (エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

- (オ) 県及び市は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。

- (カ) 県及び市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

- (キ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

- (ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

- a 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

- (イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

- a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法
(避難指示、高齢者等避難については第3章第12節を参照)
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(a) 給食措置

(b) 給水措置

(c) 毛布、寝具等の支給

(d) 衣料、日用品の支給

(e) 負傷者に対する救急救護

g 指定避難所の管理に関する事項

(a) 避難受入れ中の秩序保持

(b) 避難住民に対する災害情報の伝達

(c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(d) 避難住民に対する各種相談業務

h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(a) 平常時における広報

○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○住民に対する巡回指導

○防災訓練等

(b) 災害時における広報

○広報車による周知

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報（風水害対策編 第2章第11節 避難の受入活動計画）

市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、**緊急安全確保を講ずべき**ことにも留意するものとする。

(ウ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るため、条例により定めるものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策

定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ【県が実施する計画】

- (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理局）

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（県民文化部、健康福祉部）

- (ウ) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの安全性について助言する。（危機管理部、建設部）

- (エ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

- (オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブナーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・健康福祉部・農政部）

- (カ) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。（危機管理部）

- (キ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。（警察本部）

- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。（危機管理部、警察本部）

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を市及び県の指導等に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。

- (イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。
- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

オ【市民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - ① 指定緊急避難場所への立退き避難
 - ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - ③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
 - b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）
 - c 家の中でどこが一番安全か。風水害対策編 第2章第11節 避難の受入活動計画
 - d 救急医薬品や火気などの点検
 - e 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - f 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。
 - g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - i 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

カ【企業等において実施する計画】

- (ア) 帰宅困難者対策
 - a 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

- b 空港、駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合には、住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、教育委員会、健康福祉部、都市建設部）

(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市地域防災計画に掲載するものとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(オ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 【県が実施する計画】（県有施設管理部門）

(ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。

(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、市民環境部、教育委員会、健康福祉部、都市建設部）

- (ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- (イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、**医療的ケアを必要とする者**等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。**特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。**
- (ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに

配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- (ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満た

すよう協力を求めていくものとする。

- (f) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (g) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (h) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (i) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (n) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (x) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 市の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。）を示すよう努めるものとする。（危機管理部）
- (イ) 県有施設について市の指定避難所の指定に協力する。（県有施設管理部局）
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。（県有施設管理部局）
- (エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。（県有施設管理部局）
- (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市による可能な限り多く

の避難所の確保に協力するものとする。

- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、総務部）

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、（公社）長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）

- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
- 5 学校等における避難計画
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

5 学校等における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長または園長（以下この節において「学校長等」という）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（教育委員会）

公立学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校等に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

ア 防災計画（教育委員会）

- (ア) 学校長等は、風災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- (イ) 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会（以下「市教委」という）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - a 風水害対策にかかわる防災組織の編成
 - b 風水害に関する情報の収集と学校等、教職員及び保護者への伝達の方法
 - c 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物含む）の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 風水害時における応急教育に関する事項
- p その他、学校長等が必要とする事項

イ 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。
- オ 私立学校等（幼稚園）に対する指導
私立学校等については、公立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

6 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）
加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう体制整備に努める。

(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める。

イ【県が実施する計画】

在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

当市は平たん地が少なく、急峻な連山に囲まれた地形で、山間地に集落が点在し、これを結ぶ道路網は山間を走り、川沿いには多くの橋梁がある。

こうした地勢は、ひとたび、災害が発生すると孤立地域を発生させることから、山間地の過疎化、高齢化とともに、その対策が重要である。また、山間地には別荘や旅館、ホテル等があり、これらの孤立に対しても対策が必要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地帯を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段の確保に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の情報伝達手段を確保するために、市防災行政無線(戸別受信機を含む。以下同じ。)等複数の情報伝達体制の整備に努める必要がある。

屋外拡声装置(子局)による放送内容が聞こえにくい地域の解消を図るため、平成13年度に防災行政無線放送ダイヤル(フリーダイヤル「こうほうちの」)、平成15年度に「防災メール配信」、平成17年1月には「ビーナチャンネル」での配信を開始した。また、令和3年4月には、「防災行政無線メール配信サービス」を更新し、「LINE公式アカウント」、「LCV-FM769」、「緊急速報メール」に連動した情報配信も開始し、戸別受信機を保有しない世帯、聞こえにくい地域及び観光客等への災害情報等の多種手段による配信に取り組んでいる。

なお、デジタル化への更新工事に併せ、防災無線を聞くことができる区内放送施設整備の充実及び同報系戸別受信機の配備を促進し、令和3年度末現在99の区・自治会で防災無線を聞くことができる区内放送の整備を完了した。

方式別	令和4年度末現在
同報系	185基（屋外拡声受信装置（子局））
移動系	225台（基地局・固定局含む）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、移動系防災行政無線や衛星通信等の非常通信手段の確保を図る。
- (エ) 携帯電話会社の緊急速報メール配信サービスを活用する。

イ【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努めるものとする。
- (イ) 市町村における防災行政無線の導入について助言を行うものとする。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。

2 災害に強い道路網の安全対策

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。したがって、

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

- (ア) 道路の災害予防対策を推進する。
- (イ) 迂回路としての林道及び農道の整備を推進する。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。（建設部）
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。（林務部）
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。（農政部）

ウ【市民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高い地域を平素から把握する。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある市民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（健康福祉部、産業経済部）

(ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握する。

(イ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握する。

イ【県が実施する計画】

市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行うものとする。

ウ【市民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状と課題

本市では、ほとんどの行政区で自主防災組織が結成されている。大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間を要することが予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 全行政区における組織結成を推進する。

(イ) 災害時の活動要領について、教育指導を行う。

(ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ【市民が実施する計画】

孤立が予想される地域の市民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となる施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の安全性の確保等に配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（総務部、教育委員会、健康福祉部）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設等の安全対策

について指導する。

6 備 蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた市民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、市民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

食料品等の分散配置に配慮する。

イ【市民が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の市民は、平常時から備蓄について配慮するものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 市民が発災直後から概ね3日間を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の備蓄・調達については、市民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

現在、市では、各小中学校等に備えてある備蓄倉庫に食料品の備蓄があり、さらに、信州諏訪農業協同組合、生協コープながのとの調達体制の協定の締結を行っている。今後、

関係団体等との緊密な協力を得て、体制の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 平成12・13年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市の地域実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。これに基づき、市では、人口の5%の2食分程度を目安として、乾パン、ビスケット、レトルト食品等を備蓄し、必要に応じて更新する。

(イ) 食料品等の調達体制の整備をするため、関係団体との協定の締結実施し、調達体制の整備に努める。

〔資料59〕災害時における応急生活物資供給等に関する協定（JA信州諏訪）

〔資料60〕災害時における応急生活物資供給等に関する協定（生協ユープながの）

(ウ) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定を締結する。

(エ) 県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

(オ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(カ) 市民・企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。

イ【県が実施する計画】

(ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新するものとする。（危機管理部）

(イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図るものとする。（危機管理部）

(ウ) 県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食糧の供給を円滑、効率的にできるようにする。（危機管理部）

(エ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化するものとする。（企画部）

(オ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとるものとする。（農政部）

(カ) 県内外の米穀販売業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとるものとする。（農政部）

(キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化するも

のとする。（農政部）

- (ク) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、一般社団法人長野県LPガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化するものとする。（産業労働部）
- (ケ) 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社サークルKサンクス、株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（農政部・危機管理部）
- (コ) 株式会社デリックちくまとの災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定に基づき連携を強化する。（農政部）

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 農林水産省

- a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章の1の第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。
- b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結するものとする。

エ【市民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり概ね3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とするものとする。ほか、米作をしている農家については、災害に備えた米穀の備蓄をするものとする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達

体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。備蓄食料や調達された食料については、地域の特性、人口等に応じ、避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、産業経済部）

- (ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備する。
- (イ) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 市町村を補完する立場から、合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備するものとする。（危機管理部）
- (イ) 流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備するものとする。（危機管理部、商工労働部、農政部）

第14節 給水計画

第1 基本方針

大規模災害による水道施設の被害は広範囲に及び、全市的に相当期間断水することが考えられるので、被災を最小限に食い止めるため応急給水計画を定めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り応急飲料水の供給に備える。

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び災害を受けていない別系列の水源地並びにボトルウォーターにより行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の耐震化をすすめ、給水車・給水タンク等の確保を図るとともに、浄水機を配備し飲料水の供給に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急給水計画の作成
- 2 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置、予備水源の確保、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 3 給水車、給水タンク、給水袋等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。
- 4 応急給水活動マニュアルの作成、訓練の実施
- 5 応急給水応援受入れ体制の整備
- 6 市役所及び避難所への浄水機の配備

第3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

令和4年4月1日現在、当市には49箇所（21, 619立方メートル）の配水池があり、そのうち緊急遮断弁が設置されているのは、6箇所（5, 703立方メートル）である。配水池への緊急遮断弁の設置、施設の耐震化並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

〔資料62〕配水池一覧表

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、整備を行う。
- (イ) 市民が実施する事項に対する協力及び備蓄の必要性を啓発する。
- (ウ) 県が実施する事項に対する協力をを行う。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 施設整備について市町村に対する指導を行う。(環境部)
- (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する指導を行う。(環境部)
- (ウ) 水道施設災害等相互応援要綱(水道協議会)の整備を行う。(環境部)
- (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。(環境部)
- (オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部)
- (カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。(危機管理部)

ウ【市民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄(1人1日2リットル～3リットル)に努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

令和5年4月1日現在給水車2台、給水タンク12個、応急給水袋3,500袋、機械式浄水機1台、手動式浄水機10台が整備されており、緊急時にはこれらの機具により飲料水の供給を行う。しかし、大規模風水害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援(県水道協議会策定)が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- (イ) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (ウ) 災害の程度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (エ) 給水車、給水タンク、応急給水袋の確保を行う。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害等相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、環境部)
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する指導及び助言を行う。(環境部)
- (ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。(危機管理部)
- (エ) 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。(危機管理部、産業労働部、農政部)

3 応急給水活動マニュアルの作成及び訓練の実施

(1) 現状と課題

広範囲な断水に対応する応急給水活動体制の整備を進めるとともに、応急活動を迅速に行うためのマニュアルの作成し、それに基づく訓練を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

（ア） 応急給水活動マニュアルの作成

- a 職員の参集方法、班編成、情報伝達等指揮命令系統の確立
- b 水道施設被害の調査方法
- c 給水対象の把握方法（場所・日時・対象人員等）
- d 搬送方法
- e 応急給水活動内容の周知

イ【市民が実施する計画】

区・自治会を中心とした応急給水訓練へ積極的に参加する。

4 応急給水応援受入れ体制の整備

(1) 現状と課題

長野県水道協議会及び諏訪広域圏、姉妹都市間等での応援協定に基づき、受入れ体制の方法について、具体的に定める必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

- ア 県及び各市等関係機関との連携
- イ 水道事業者関係団体との連携
- ウ 区、ボランティア団体等との連携

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本計画

災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能のマヒ等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時に必要な生活必需品)

種 別	品 名
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
衣 類	下着、靴下、作業衣等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ、履物等
食器等	はし、茶碗、皿、ほ乳ビン等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー、洗面用具等
光熱材料等	マッチ、ローソク、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	テント、懐中電灯、携帯ラジオ、家庭用救急箱等

(必要量)

人口5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

- 1 市においては、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 市内流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能量の把握に努め、調達体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調整体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自らが行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必要品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最低限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 生活必需品の備蓄・調整体制の整備を図る。
- (イ) 市民に対し防災思想の普及を行い、市民における備蓄の促進を図る。
- (ウ) 市内業者等と災害時における生活必需品の調達に関する協定を締結し生活必需品の確保に努める。

〔資料59〕災害時における応急生活物資提供等に関する協定

(信州諏訪農業協同組合)

〔資料60〕災害時における応急生活物資提供等に関する協定(生協コープながの)

- (エ) 関係機関に備蓄・調達体制整備を促進する。
- (オ) 災害時に生活必需品を県、広域、災害応援協定締結市町村等から提供を受けることのできる体制を整備する。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、(一社)長野県LPGガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化するものとする。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)
- (イ) 被災市町村が自ら生活必需品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に生活必需品を届けられるよう、生活必需品等の要請・調達・輸送体制の整備を図るものとする。(危機管理部)
- (ウ) 市町村地域防災計画についての助言等を通じ市町村における備蓄・調達を促進するものとする。(危機管理部)
- (エ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図るものとする。(危機管理部)

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

エ【市民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋等の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、市はただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等についての調整する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、教育委員会）

- (ア) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (イ) 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画しておく。

（物資集積場所）

場 所	住 所	電 話
茅野市運動公園 総合体育館	玉川500番	7 2 - 8 3 9 9

イ【県が実施する計画】

- (ア) 協定の締結先と災害時を想定した、連絡方法を調整するものとする。
（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）
- (イ) 緊急時における輸送体制は第9節緊急輸送計画による。（関係部局）

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の供給体制の整備を図る。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設、石綿使用建築物等、大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には危険物施設が多数あり、これらの施設においては災害時における二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当っては、災害時によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(オ) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更を許可した際は、警察に対してその旨連絡、連携を図る。

ウ 【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び風水害に対する安全性の向上について指導するものとする。

b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施するものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、災害に対する自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導するものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には煙火製造所、火薬庫等の火薬類取扱施設を扱う施設がある。これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。また、火薬類の取り扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察署等への通報が義務付けられている。しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

(ア) 風水害発生時の対応等、適切な措置について、平常時から注意を喚起する。

(イ) 火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。

(ウ) 災害時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関へ要請する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

- a 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入り検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図るものとする。
- b 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
- c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。

(a) 自主保安体制の整備

風水害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。

(b) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

(c) 付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。また、高圧ガスの取り扱いについては、高圧ガス製造保安責任等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。災害時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

イ【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導するものとする。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施

し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図るものとする。

- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請するものとする。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導するものとする。また、災害防止訓練の実施を推進するものとする。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図るものとする。
- f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図るものとする。
- g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導するものとする。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導するものとする。
- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積みを避けるよう指導するものとする。
- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図るものとする。
- k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導するものとする。
- l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導するものとする。
- m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼するものとする。
- n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼するものとする。
- o 災害発生状況を把握するため、地域振興局等に空気呼吸器などの体制整備を図るものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導等について指導するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E事務検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

- (1) 現状及び課題液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

2の火薬類施設予防計画と同様に計画

イ【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとりべき緊急措置についての周知を確実に行うよう指導するものとする。
- (ウ) 災害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講じるよう指導するものとする。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県では県内における毒物及び劇物取扱法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害時に備えて常時備蓄している。また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 災害時における市民等の避難誘導方法について、警察署と協議する。
- (イ) 保健福祉事務所の指導のもと、保管貯蔵施設の事態を把握し、風水害災害時における対処を検討する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導するものとする。
- b 災害発生緊急通報システムを作成するものとする。
- c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行うものとする。
- d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとと

もに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行うものとする。

e 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器の体制整備を図るものとする。

f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催するものとする。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

ウ【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制を図るものとする。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内における放射性同位元素等使用事業所は、医療機関を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

(ア) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

(イ) 市は、関係機関と連携し、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射線物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその科学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、災害時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、総務部）

災害時石綿使用の建築物を把握するとともに、関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等についても関係機関と協議する。

イ【県が実施する計画】

アスベスト測定器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、災害時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図るものとする。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。風水害時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市民環境部、総務部）

(ア) 災害時の対応等、適切な措置について、平常時から注意を喚起する。

(イ) 特定施設の実態を把握するとともに、災害時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。

(ウ) 災害時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関へ要請する。

イ【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。

(ア) 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制に整備に努めること。

(イ) その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

第17節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

○災害に強い電気供給システムの整備促進

○災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を促進する。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の整備

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

電気事業者と連携を取りながら、共同溝の設置など、電線の地中化について研究を進めるとともに、実施を図る。

イ【県が実施する計画】（建設部）

電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝又は共同溝整備を推進する。

ウ【関係機関が実施する計画】

中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画（水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備）について、それぞれの技術基準等に基づいた耐震設計を行う。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（中部電力パワーグリッド株式会社）

(ア) 非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部）

地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

イ【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ【関係機関が実施する計画】（中部電力パワーグリッド株式会社）

(ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧用機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておく。

(イ) 県及び地域振興局、市町村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

(ウ) 県、市町村、電気事業者等は倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本計画

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用し、ガスを供給している。災害により、製造所、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから火災、爆発、生ガス中毒事故の二次災害発生が予想されるので、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図ると共に、常時職員を配備する。二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間での応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出動体制をあらかじめ定めておく、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令 及び（一社）日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。

また、緊急処置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に配置し、消防設備等の保安設備も配置している。導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進する。

需要家庭の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進する。（一部業務用需要家を除く）

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図る。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

ア 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施

イ マイコンメーターの全戸設置

2 要員の配備計画

(1) 現状および課題

災害時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に要員の配備計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

休日・夜間の災害に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、大規模災害が発生した場合は、要員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状および課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となるところから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部）

地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする

イ【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ【関係機関が実施する計画】（諏訪瓦斯（株））

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により、当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

a （一社）日本ガス協会

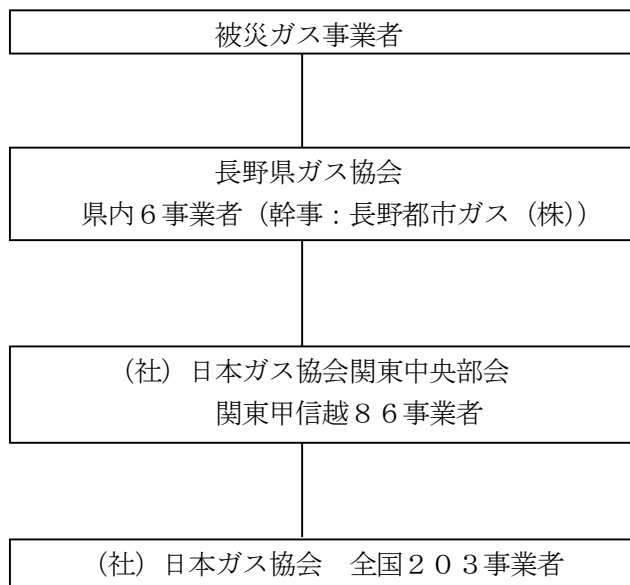
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

b （一社）日本ガス協会関東中央部会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

「帝石パイプライン事故対策要領」

※ 都市ガス事業者応援系統図



第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要になるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 老朽管・石綿セメント管のダクタイル鋳鉄管への布設替を推進するとともに、耐震化を図る。

(イ) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。

イ【県が実施する計画】（環境部）

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

ライフラインの確保として、緊急連絡体制、復旧体制の確立が必要である。また、広範囲な断水に対する施設の応急復旧体制を具体的に定めるとともに、迅速に行うための訓練を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

(イ) 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。

(ウ) 「災害時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

(エ) 水道事業組合との災害応急応援協定の締結をする。

〔資料63〕災害時における応急対策協力に関する協定書(茅野市水道事業協同組合)

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱によるほか、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

長野県水道協議会	0262-32-0111 内線4775
日本水道協会	03-3264-2281

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。

4 復旧資材の備蓄

(1) 現状及び課題

資材の備蓄は、費用と保管場所が必要となり、経済的負担を負うため、緊急水道資材共同備蓄システムに加入しているが、災害の規模により備蓄量が十分とは言えないのが現状である。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

復旧資材の備蓄を行う。

5 水道管路図等の整備

(1) 現状及び課題

水道施設・設備の施工後、速やかに図面等が補正できるよう体制の充実を図る。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

水道管路図等の整備を行う。

第20節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害について機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図る必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 排水施設等に雨水を浸透させる機能を持たせることで雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 5 下水道施設台帳の整備、拡充を図る。
- 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

(1) 現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入及び内水氾濫による住宅地等の浸水被害が予想される。この対策として過去の経験、浸水想定区域図、ハザードマップ等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置付けるとともに、都市下水路による整備も行う。

イ【県が実施する計画】

流域下水道施設の浸水対策と、公共下水道等の浸水対策に向けての市町村への啓発活動、助言等を行うものとする。

2 雨水流出抑制施設整備

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制し、地下水かん養を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

雨水浸透型の排水設備導入について、市民への啓発活動等を行う。

イ【県が実施する計画】

排水設備の雨水浸透化に向けて、啓発活動、指導等を行うものとする。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となる。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検

索等が実施できるように備える。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等は、市民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第21節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 市防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 移動系

昭和59年度から導入し、デジタル化の更新事業に伴い、平成28年度に避難所として指定している市内全小中学校、保育園、市関係施設、別荘等の管理事務所、市内の全区・自治会に、トランシーバー型の携帯機を配備し充実を図り、令和3年度末の時点で、基地局・固定局を含め、225台の移動系防災行政無線を運用している。

イ 同報系

(ア) 災害時に、全市一斉緊急通報を行うため、昭和60年度から3ヶ年間整備し、デジタル化への更新工事を平成27・28年に実施して、屋外拡声受信装置(子局)は増設分を含め185基設置した。

また、デジタル化への更新工事に併せ、防災無線を聞くことができる区内放送施設整備の充実及び同報系戸別受信機の配備を促進し、令和3年度末の時点で、99の区・自治会で防災無線を聞くことができる区内放送の整備を完了したが、更に普及を図る必要がある。

(イ) 同報系戸別受信機を設置していない場合に、市防災行政無線の放送内容を聞き直すことができる「フリーダイヤル(0120-610254)を開設した。

ウ 放送が聞こえにくい地域等の解消

平成13年度に防災行政無線放送ダイヤル「こうほうちの」を開設し、平成15年度は「防災メール配信」を開始、平成17年1月には「ビーナチャンネル」での配信もできるようになり、聞こえにくい地域及び観光客等への災害情報等の配信を図っている。

エ その他の情報伝達手段

(ア) 市防災行政無線に連動し、内容を文字化してSNS等で通知するシステムを運用している。通知連動先は以下のとおりである。(令和4年4月現在)

- a 防災行政無線メール配信サービス
- b 茅野市LINE公式アカウント
- c 信州諏訪LCV FM769
- d 信州防災アプリ

(イ) 諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に備え、「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」を諏訪広域連合とエルシーブイ(株)で締結している。加えて、インターネットを利用した「公共情報コモンズシステム」や携帯電話会社3キャリアのサービスである「緊急速報メール(エリアメール等)」を運用している。

〔資料13〕市防災行政無線の設置状況

〔資料17-2〕臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(総務部、企画部)

ア 国から時間的余裕のない事態の発生を知らせる緊急情報(緊急地震速報等)が発せられた場合に備え、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備・運用し、同報系防災行政無線を自動起動することにより市民へ直接伝達することができるよう、常時運用可能な状態に維持する。

イ 市民への情報伝達手段として有効な同報系防災行政無線が、区内放送施設の屋内戸別受信機で受信できるよう、時限付きで整備に必要な費用の補助金を増額する。

ウ 同報系防災行政無線の難聴地域については、フリーダイヤル「こうほうちの」、防災メール配信及びビーナチャンネル等より難聴地域を解消していく。

エ 防災行政無線が災害時に運用できるように、機器の保守管理を十分に行い、また、耐

震性の強化に努める。

オ 移動系防災行政無線の運用について、多くの職員が取り扱えるように、通信訓練を実施する。この場合、活動体制計画を考慮し、災害時に運用要員が不足しないよう、各部署において複数の職員に対して訓練（教育）を行う。

訓練内容

- 平常業務における運用を積極的に進める。
- 多くの職員を対象に通話試験を実施する。
- 他の機関と連携した通信訓練を実施する。
- 総合通信訓練を年2回程度実施する。
- 通信用マニュアルを作成し関係部署へ配布する。

カ 市防災行政無線のデジタル化による、地域防災系の防災行政無線の導入を計画的に推進し、災害時における指定避難所及び緊急時の避難場所との通信手段を構築する。

また、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える無線施設の整備を推進する。

3 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題県と市町村及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図る。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）
- (イ) 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。（危機管理部）
- (ウ) 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進するものとする。（危機管理部、建設部）
- (エ) 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行うものとする。（危機管理部、建設部）
- (オ) 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行うものとする。（危機管理部、総務部、建設部）
- (カ) 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持するものとする。（危機管理部、総務部、建設部）

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信施設等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部）

東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、**楽天モバイル(株)**が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信ふくそう対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

(ア) 被災状況の早期把握

市等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

(イ) 通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはグループ構成とする。
- b 主要な交換機を分散設置する。
- c 通信ケーブルの地中化の推進。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

5 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（松本支局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続

運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。

(エ) 毎年、冬季前に無電設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。

また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ エルシーブイ㈱

非常災害に際し、テレビ・ラジオの放送を確保する為に「緊急時対応マニュアル」を策定し、以下の措置をとっている。

- (7) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンド自家発電又は無停電電源装置を設置し停電時に備えている。

- (イ) 線路設備

各増幅器の給電には、停電時に備えてバッテリーを装備している。

- (ウ) 非常災害訓練

非常時には迅速な体制が取れるように訓練を実施している。

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）等の補強対策を行う。

また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

イ【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。

また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ【㈱長野放送が実施する計画】

- (7) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。

- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。

- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (7) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。

- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (7) 衛星通信基地局に送信装置を追加

- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保

- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

- (7) 地下受電設備の浸水対策の推進

- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (ウ) 演奏所電源系改修を実施
- (エ) STL非常回線の設置を検討
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

キ【エルシーブイ㈱が実施する計画】

放送施設が被災した場合は、状況を把握し放送継続のための対応を含めた放送体制を確保し、早急な復旧を図る。

(ア) コミュニティFM対策

a 演奏所が被災した場合

予備機器等を使用し、放送の復旧を図る。完全に機能を失った場合は、使用可能な機器により、親局から直接放送を行う。

b 親局、中継局ともに被災した場合

状況を確認し、親局の復旧を優先し対応する。

c 中継回線が被災した場合

本社と親局間については、無線による伝送を行い、放送を確保する。

(イ) ケーブルテレビ対策

a 演奏所が被災した場合

中継車とヘッドエンドを直接結び、送出する。

b ヘッドエンドが被災した場合

予備機器等を使用し、放送の確保に努める。

c 伝送路が被災した場合

状況を確認し、復旧作業を行う。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。

また、浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置しているほか、機器が老朽化した際は更新して信頼性を保っている。無線多重回線については、2ルート化及びグループ化を完了し、信頼性の向上を図っている。無線多重回線については、2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。

イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。

ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。

エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から空中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

道路管理者として、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第2.2節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守・補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る
- 4 茅野駅及び青柳駅の乗降客の安全確保を図る。

第3 計画の内容

1 災害予防計画の整備

(1) 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部）

地域防災計画の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

イ【県が実施する計画】

鉄道会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ【東日本旅客鉄道（株）が実施する計画】

(ア) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて随時精密に検査を行い、必要な措置を講じる。

(イ) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図

る。

(ウ) 関係機関との連携運転規制の基準

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第23節 災害広報計画

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び市民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害時には、被災者及び住民等から問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県、市町村、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び市民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、市全部局）

(ア) 被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

- a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン（インターネット）の確保
- b 窓口設置場所の確保
- c 部局ごとの窓口対応職員の指定
- d 外国人からの問合せにも対応できる体制

(イ) 市防災行政無線、災害時広報誌、公共情報コモンズ等を活用し、正確で迅速な情報提供が行えるよう、災害時用広報（同報系防災行政無線等）の案文を作成しておく。

(ウ) コミュニティ放送（ビーナチャンネル）、有線テレビジョン放送等、地域に密着し

た情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

- (エ) 市のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供できる体制を整備しておく。
- (オ) 被災者及び住民に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- (カ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ【県が実施する計画】

- (ア) Lアラート（災害情報共有システム）、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (イ) Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- (ウ) 被災者及び住民に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

ウ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び県と体制の整備・確認を行うものとする。

エ【電気事業者が実施する計画】

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害者情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

オ【電気通信事業者が実施する計画】

通信の仕組みや代替通信手段の提供について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

カ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部）

- (7) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されてないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理室防災課が、災害対策本部設置時には本部長の指示により情報発信班が行う。
- (イ) 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認を行っておく。
- (ウ) 独自協定及び諏訪広域協定を締結しているLCV（株）に対し、緊急放送を要請する。

イ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び県と体制の整備・確認を行うものとする。

ウ【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市と体制の整備・確認を行う。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第 基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害等に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域内等については、特に万全の対策が必要となる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取り組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に 法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。
- 3 県は、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定するものとする。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

八ヶ岳一帯の山地は八ヶ岳熔岩類で覆われ、柳川水系より北部は泥流、車山、八子ヶ峰及び米沢の上部山地は霧ヶ峰、諏訪湖周辺火山岩類に覆われている。永明寺山及び米沢の山地の一部は花崗岩類であり、柳川と宮川を挟んだ標高1,000メートルより下部は、火山灰に覆われ、西山一帯は中古生層、ちの地区の平坦地及び米沢の平坦地は沖積層である。永明寺山・米沢山地の一部の花崗岩類は風化が激しいマサ土であり、水に弱く、露出している場所においては災害の起こる可能性がある。なお、県防災計画に掲載の地すべり危険箇所は6箇所、土砂崩壊危険箇所は14箇所である。

〔資料66〕地すべり危険箇所（県防災計画分）

〔資料67〕土砂崩落危険箇所（県防災計画分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について

て定める。

- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。
- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (オ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生のおそれのある箇所を調査し、必要に応じて地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (イ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 地すべり防止工事を要する箇所について積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部）
- (エ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

ウ【市民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。

2 山地災害危険対策

(1) 現状及び課題

当市の山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険区域は、資料のとおりである。山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険地区については、令和4年4月1日現在、山腹崩壊危険地区81箇所、崩壊土砂流出危険地区118箇所である。

〔資料68〕山地災害危険地（県防災計画分）

〔資料69〕山地に起因する災害危険箇所（市調査分）

〔資料70〕民有林道における災害発生危険箇所（県防災計画分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

県と連携し、危険地域の周知を図り、関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、警戒避難体制の確立を図る。

イ【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。

これらの情報を基に、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について長野県強化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現況及び課題

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地のため河川が急峻で、災害や集中豪雨により土石流が発生し中小河川の氾濫が予想される。また、糸魚川―静岡構造線が走っており大地震が発生した場合かなりの災害が予想される。

なお、市調査分26溪流、県防災計画掲載分118溪流がある。

〔資料71〕土石流危険溪流（県防災計画分）

〔資料72〕土石流警戒河川（市調査分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。
- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (オ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生するおそれのある溪流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を促進するものとする。
- (イ) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町

村に提供するものとする。

(ウ) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにする。

エ【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに指定緊急避難場所の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

〔資料73〕急傾斜地崩壊危険箇所（県防災計画分）

〔資料74〕急傾斜地危険箇所（市調査分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。

(オ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すものなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、

防止対策事業の推進を図る。（建設部）

- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村に提供するとともに、住民等に危険が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）

- (ウ) 土砂災害危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強、改修工事を実施する。（農政部）

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【市民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに指定緊急避難場所の確認をしておくものとする。

5 泥流対策

本市は、火山性の地層がかなり広く分布しており、泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。この対策として砂防ダム等の設置をはじめ被災を最小限にとどめるため、警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

〔資料75〕砂防指定地（県防災計画分）

(1) 現状と課題

本市は、横岳をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤地域（火山地域）が分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

危険区域等について市民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

イ【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに監視システム及び警戒避難体制を整備する。

ウ【市民が実施する計画】

危険区域等について知識を深めるとともに指定緊急避難場所を確認するものとする。

6 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状と課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設がある。これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、健康福祉部）

防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図るものとする。（建設部）
- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知するものとする。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努めるものとする。（危機管理部）
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努めるものとする。（建設部）
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進するものとする。（農政部）
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供するものとする。（農政部）
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進するものとする。（林務部）
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等（林務部）
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載について助言をするものとする。
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行うものとする。
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知するものとする。（林務部）

7 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状と課題

本市の土砂災害警戒区域は、令和4年6月30日現在で**1299**箇所の区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は**613**箇所あり、区域内に住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

- (ア) 市民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ロ) 土砂災害警戒区域については、以下の処置をとる。
 - a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
 - b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災ガイドブックを作成し、それらを市民に周知する。
- (ハ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

- (ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。
- (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
- (ロ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ハ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。
- (ニ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

第25節 防災都市計画

第1 基本方針

人口の増加や住宅の密集化等、都市化の進展に伴い災害の危険性は増大している。災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。そのため、都市防災に対する総合的な対策の推進、土地地区画整理事業の推進、都市計画道路の整備、公園・緑地の整備及び保全に関する総合的な防災対策を図る必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 市街地における火災を予防するため、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 土地地区画整理事業等の面的整備及び都市計画道路等の線的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。
- 4 災害危険度判定調査の定期的な実施と公表
- 5 地区別防災まちづくり計画策定の支援

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の促進

(1) 現状及び課題

市街地には建築物が密集しており、地震に伴う火災被害の発生及び延焼拡大のおそれ大きい。これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等を指定できるとされている。この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域・準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし不燃化を図るものとする。

(イ) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図るものとする。

- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画を策定する。
- (エ) 防災都市を配慮した都市計画マスタープランの策定をする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ助言を行っていく。
- (イ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

近年の都市化の進展に伴う市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、このため、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から、街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

ア 地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた都市施設の整備を一層促進する必要がある。

イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災拠点施設の整備

ウ 高齢者等の災害時要支援者に対する安全性確保

エ 街路整備における、幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した交通ネットワークの形成

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 「都市マスタープラン」等の策定にあたり、都市防災対策に効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (イ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画を策定する。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 広域の見地から、災害時における避難地の確保は重要であることから、防災機能を有する公園の整備に努める。
- (イ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。
- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、

調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

3 市街地開発による都市整備

(1) 現状及び課題

市内には、道路、公園等の公共施設整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地が存在している。先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などによる面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現させるため、市街地開発事業を積極的に推進する。

(イ) 計画的に市街地整備及び住環境整備を図るため、地域住民に対し積極的に啓発活動、指導等を行う。

イ【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。このため、事業の推進に向けて市町村へ啓発活動、指導等を行っていく。

(イ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

4 災害危険度判定調査の定期的な実施

(1) 現状及び課題

災害危険度判定調査の結果、本市の市街地は、旧市街地を中心として、木造住宅の密集する地域があり、こうした地区内における木造住宅は、新耐震基準施行以前のものが多く、災害時には、倒壊・炎上の可能性が高いことがわかっている。こうした調査は定期的に行い、公表していくことで、市民に浸透していき、防災啓発につながるとともに、改善度が具体的な実績として記録されることで将来的な事業へ生かすことができる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

定期的に災害危険度判定調査を実施、公表する。

5 地区別防災まちづくり計画策定の支援

(1) 現状及び課題

市街地の位置、防災上の特性、都市施設の配置、震災被害の発生状況等、地区によって条件が異なるため、必要とされる対応策も異なってくることから、茅野都市計画で位置付

けた地区レベルの対応として市民による地区別防災まちづくり計画の策定を支援する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

市民による地区別防災まちづくり計画の策定を、各種情報を提供するなどして支援する。

第26節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。また、市内には多数の指定文化財が分布している中で、これらの文化財の強風または出水等の対策と安全性の確保についても併せて推進する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【市及び県が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

イ【建築物の所有者が実施する計画】

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により災害が発生するおそれのある区域について必要

があれば建築等の制限を行うため、長野県建築基準法施行条例による区域指定に努める。

(イ) かけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

イ【県が実施する計画】

(ア) 建築物及び敷地の安全性の確保を図るため、指導及び啓発を行う。

(イ) かけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。

ウ【建築物の所有者が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は茅野市文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本市における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建築物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

市文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 市教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。

ウ【所有者が実施する計画】

- (7) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。
- (イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

第2.7節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者は道路・道路施設及び橋梁について災害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

(ア) 道路及び橋梁災害予防

- a 市街地中心の避難場所と主要な都市施設とを有機的に連絡させる道路整備に努める。
- b 既存の幹線道路及び生活道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、次の予防策を進める。
 - i 道路改良
 - ii 道路法面保護
 - iii 橋梁取り付け部強化による落橋防止対策

(イ) 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として使用されることから、法面崩落対策及びボックス等の取り付け部について対策を講じ、災害による地区の孤立化を避けるようにする。

(ウ) 林道及び橋梁災害予防計画

林道は山間部等の幹線度道路等の補完として使用されることから、法面崩落対策、

地すべりの対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(エ) 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設は、巡視を実施して状況の把握に努め、交通上支障のある施設の整備を積極的に進める。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 落石等の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）
- (イ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）
- (ウ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。（建設部、警察本部）
- (エ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）
- (オ) 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、国・市町村、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制の構築を検討する。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進める。（地方整備局）
- (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行う。（地方整備局）
- (ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。（地方整備局）
- (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施する。（地方整備局）
- (オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を構成させる。また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急をするものから逐次整備を進める。（地方整備局）
- (カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は353.4kmである。

構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局）

(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。（中日本高速道路㈱）

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れる恐れがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。
- (イ) 応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

〔資料50〕災害時における応急対策協力に関する協定書（長野県建設業協会諏訪支部茅野分会）

イ【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。（危機管理部）
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。（全機関）
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。（建設部）
- (エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市が情報共有できる体制の整備に努める。（建設部）

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、市との協定等に協力する。

- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び橋梁に風水害の危険性が予測される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。（地方整備局）

3 危険防止のための事前規制

(1) 現況及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

ア 道路管理者並びに警察等はあらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

イ 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。

ウ 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検・維持管理を行い安全の確保に努める。

〔資料78〕河川の状況

第2 主な取り組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響などを勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

イ【県が実施する計画】（建設部）

(7) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努めるものとする。

(イ) ダム・堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずるものとする。

(ウ) 浸水想定区域や水位計、河川監視カメラ等、減災に資する情報を提供するものとする。
また、浸水想定区域図が作成されていない河川において氾濫が発生していることから、中小河川の浸水想定区域図の作成を促進し、浸水リスク情報の周知に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、健康福祉部）

- (ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (イ) 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。
- (イ) 市町村に洪水予報等の伝達を行う。

ウ【浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。
- (イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第29節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

茅野市のため池は、白樺湖、蓼科湖等17箇所あるがそのほとんどは、戦中、戦後の増産体制になって築造されており、資材は不足し現在のような建設機械の発達していない時期に人力により築造されたため、老朽が甚だしいものもある。下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

〔資料7.9〕ため池台帳

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

3 豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲でため池の低水位管理に取り組む。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

ため池の中で老朽化の甚だしいものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、適切な維持管理や防災工事が必要である。

2 実施計画

(1)【市が実施する計画】（産業経済部）

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告する。

イ ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

エ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

(2)【県が実施する計画】（農政部）

ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を整備し、毎年更新する。

イ 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次防災工事を実施する。

ウ 市町村が実施するため池ハザードマップ作成を支援する。

エ 市町村・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市に結果を報告する。

ウ 余水はけ口に堆積する浮遊物、ゴミ等を除去する。

第30節 農林水産災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒状による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等の被害が予想される。そこで、被害を最小限にするため予防技術対策の普及に努め、災害に強い森林整備等を推進する。

また、複雑な地勢と気象条件のもとにある農林業は、凍霜害及び病害虫害等の被害も予想され、この被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針により予防技術対策を、諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき、良好な森林の整備を実施する。
- 3 凍霜害及び病害虫害等の予防対策を、諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に周知徹底を図る。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、予防技術の周知が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

諏訪農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

災害発生のおそれのある場合は、県農政部、諏訪地域振興局、諏訪農業改良普及センターに連絡をし、指導の徹底を図る。

イ【県が実施する計画】（農政部）

(7) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。

(ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策

a 水稻

(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

(b) 路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

b 果樹

(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

c 野菜及び花き

(a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

(b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(c) 風速30m/秒の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

(d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

d 畜産

(a) 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。

(b) 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。

(c) 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

e 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

県、市等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

エ【市民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

(ア) 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

イ【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

- (エ) 市との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。（中部森林管理局）
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施行を実施する。
- (ウ) 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

エ【市民が実施する計画】

- (ア) 市森林整備計画に基づく、森林整備に協力する。
- (イ) 施設の補強等対策の実施する。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害予防のための措置を講ずる。
- 2 危険物等に係る二次災害予防のための措置を講ずる。
- 3 災害時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが 構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被害箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

- (ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を行う。
- (イ) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市を支援する。（林務部）
- (イ) 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市を指導する。（林務部）
- (ウ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。（建設部）

2 危険物施設等に関わる二次災害予防計画

(1) 現状及び課題

ア [危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

イ [火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

ウ [高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

エ [液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流失防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

オ [毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

ア [危険物関係]

(ア) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- b 立入検査の実施等指導の強化
- c 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- d 自衛消防組織の強化についての指導
- e 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の推進等の指導

(イ) 【県が実施する計画】（危機管理部）

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- b 立ち入り検査の実施指導の強化についての市に対する指導

(ウ) 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- b 防災応急対策用資機材等の整備

c 自衛消防組織の強化促進

イ [火薬関係]

(ア) 【県が実施する計画】 (商工労働部)

- a 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- b 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

(イ) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- a 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- b 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

ウ [高圧ガス関係]

(ア) 【県が実施する計画】 (商工労働部)

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

(イ) 【高圧ガス製造事業者が実施する計画】

- a 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- b 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- c 高圧ガス設備の転倒防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- d ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- e 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- f 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

エ [液化石油ガス関係]

(ア) 【県が実施する計画】 (商工労働部)

液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに立ち入り検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

(イ) 【(社) 長野県エルピーガス協会が実施する計画】

災害時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備するものとする。

(ウ) 【液化石油ガス販売事業者が実施する計画】

- a 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- b 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておくものとする。

オ [毒物劇物関係]

(ア) 【県が実施する計画】 (衛生部)

- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
 - b 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収材等の配置、防液堤等の設置等の指導
 - c 二次災害時の対策についての情報の提供
 - d 毒物劇物事故処理材の整備、充実
- (イ) 【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
 - b 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因になることや、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

イ 【県が実施する計画】

(ア) スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。（林務部）

(イ) 土石流対策にあわせ、スリット型堰堤などにより、流木対策を推進する。（建設部）

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地滑り及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業経済部、総務部、企画部）

(ア) 情報収集体制の整備

(イ) 警戒避難体制の整備

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 土砂災害危険箇所の把握

(イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動を取ることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取り組み

- 1 市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」、「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部、企画部、市全部局)

- (ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 警報等や、避難指示等の意味や内容
- d 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- i 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- j 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- l 様々な条件下(家庭内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動に関する知識
- m 正確な情報入手の方法
- n 要配慮者に対する配慮
- o 男女のニーズの違いに対する配慮
- p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- r 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- s 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- t 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
- u 避難生活に関する知識
- v 平素住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法

- w 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- x 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- y 南海トラフ地震(東海地震を含む。)に関する知識
 - (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- (イ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

 - a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 浸水想定区域内の地下街等
 - (c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (エ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- (オ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。

- (カ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- (キ) 教育機関、民間団体等との機密な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (ク) 各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、利府ライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。
- (コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (シ) 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等に参画するものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 災害時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

オ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、市民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市全部局）

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講演会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校等における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という）において、幼児及び児童生徒（以下この節では「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（教育委員会）

ア 学校等においては、大規模な災害にも対処出来るように、消防署、その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

（ア） 防災知識一般

（イ） 避難の際の留意事項

（ウ） 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

（エ） 具体的な危険箇所

（オ） 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 市職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（市全部局）

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

カ 災害時の職員行動マニュアルの作成及び配布

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部）

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【市民が実施する計画】

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第3.3節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害発生時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

また、災害時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市及び防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取り組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状および課題

現在、出水期を前に、土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）を見据え、「茅野市水防・土砂災害訓練」を、防災週間（8月30日～9月5日）に併せて「茅野市総合防災訓練」を実施し、この訓練日を「茅野市防災の日」と位置づけ、防災意識の高揚を図っている。

さらに今後は、要配慮者利用施設、避難行動要支援者を考慮する等、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 水防・土砂災害訓練

市は、土砂災害警戒区域等を保有する区・自治体の自主防災組織、消防団、市民、企業、その他関係団体の参加・協力を得て土砂災害時の相互の協調体制強化を目的として、区域的な災害を想定した水防・土砂災害訓練を実施する。

(イ) 実施期間

出水期・土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）までに実施するものとし、5月最終日曜日を基準とする。

(ロ) 実施場所

訓練担当地区は順次指定し、その地区内で土砂災害警戒区域等が存在する区・自治会を訓練会場として実施する。

(ハ) 実施方法

訓練担当地区コミュニティセンター及び訓練参加区・自治会の自主防災組織との

調整に基づき実施する。

イ 総合防災訓練

市は、県、各防災関係機関、市民、企業、その他関係団体の参加・協力を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な災害を想定した総合防災訓練を実施する。

(ア) 実施期間

原則として防災週間(8月30日～9月5日)に実施するものとし、9月第1日曜日を基準とする。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、防災拠点施設となる運動公園及び市内中学校を中心に全市的に実施する。

(ウ) 実施方法

毎年作成する「市総合防災訓練実施要綱」に基づき実施する。

ウ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。

(ア) 水防訓練

市及び水防管理者は、水防団等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、市防災行政無線、消防無線及び水道用業務無線等により、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

市及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化を図るため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常招集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練につい

ては、抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(ク) 警備及び交通規制訓練

警察は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(コ) 複合災害を想定した訓練の実施

市は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(サ) 火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。

エ【市が実施する計画】

(ア) 市は、自主防災組織、企業等の参加を得て、各種の訓練を実施する。

(イ) 市は、警戒地域内の避難促進施設に係わる避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

オ【市民が実施する計画】

市民は、市・県等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 茅野市地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

(ウ) 茅野市地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び水位に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する

事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状および課題

訓練実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考とするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

【市及び訓練実施機関において実施する計画】（総務部、市全部局）

ア 実践的な訓練の実施

- (ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果を得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果をもつ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (イ) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。
- (ウ) 避難行動要支援者避難個別支援計画（おたがいさマップ）による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後に評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第34節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 【市が実施する計画】

ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

イ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 【県が実施する計画】（建設部、環境部）

ア 県内市町村及び他都道府県と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。

イ 災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状および課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物

等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市全部局）

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、市で保管している公図等の写しの被災を回避するための手段を講じる。

イ【県が実施する計画】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用資材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

諏訪森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

イ【県が実施する計画】（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材 供給体制の整備を図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 現状及び課題

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（総務部）

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本計画

災害時に、被害の防止又は、軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

第2 主な取り組み

- 1 自主防災組織を担う人材の募集・育成
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の点検及び充実強化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 自主防災組織リーダーの育成

地域防災力の維持・向上のためには、地域防災を担う人材の募集・育成が不可欠となる。

また、自主防災組織の活動を担う人材とりわけリーダーは、複数年かけて自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時には地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や要配慮者の把握、防災訓練の指導等を行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要がある。また、災害時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められることから、リーダーの育成は非常に重要となる。

○ リーダーの要件

- ・ 防災に関心が高い。（災害対策の経験があればなお良い）
- ・ 行動力がある。
- ・ 地域において人望が厚い。
- ・ 自己中心的でなく、地域住民全体のために考えられる。
- ・ 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる。

（災害発生直後の混乱した状況での要件）

- ・ 非常時の現場の状況を取りしきる力がある。
- ・ 他人に声をかけ、活動に参加させる力がある。
- ・ 消火、救助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある。

2 日常における自主防災組織の活動

日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うものとする。そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すものとする。なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性に基づき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にどのように組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むものとする。

(1) 防災知識の広報・啓発

ア 地域ぐるみでの防災意識の育成

地域住民が防災に関する知識を習得できるよう、次のような普及・啓発に取り組むこととする。

- (ア) あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- (イ) 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり。
- (ウ) 防災講演会や研修への参加。
- (エ) 地域防災計画等の内容を十分理解するため、市から説明を受け、協議する機会を設ける。
- (オ) 災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- (カ) 地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報紙の作成。
- (キ) 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布。

イ 家庭内の安全対策

阪神・淡路大震災では亡くなった方（神戸市内）の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものであった。

また、発災直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食糧や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所があったことから、各家庭における、普段からの備えは非常に重要となるため、次のような具体的な安全対策に取り組むものとする。

- (ア) 耐震診断等の建物の安全策
- (イ) 家具等の転倒・落下防止
- (ウ) 防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- (エ) 住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策

(2) 地域の災害危険の把握

地域の災害危険箇所を把握し、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されるため、次のような視点から取り組むこととする。

ア 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の事態把握を行う。

イ 地域の実態に即した消防活動、要配慮者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。

ウ 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。

エ 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。

オ 市が作成した「ハザードマップ」（防災ガイドブック）を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

(3) 防災訓練

自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災組織の防災計画に基づき実施し、次のような点に留意することとする。

ア 正しい知識、技術を習得するために、消防機関等の指導を受ける。

イ 訓練終了後に、訓練内容を見直して必要な改善を行う。

ウ 地域内の事業所等の自衛消防組織、さらには近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。

エ 特定の災害だけでなく、地域の実状に即した訓練内容とする。

オ 要配慮者にも配慮した効果的な訓練内容とする。

カ 市や消防機関等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

キ 短時間でも訓練を行えるよう、実施方法等を工夫する。

ク 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。

ケ 訓練にあたっては、事故防止に努める。

コ 訓練の実施を市などに届け出ることとなっている場合は、忘れずに届け出る。

(4) 家庭の安全点検

普段からの点検整備は自主的に各家庭において行うべきであるが、自主防災組織としては「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう指導、推奨する。**特に**、火災による被害から命を守るため、住宅用火災警報器の設置についての指導を実施する。

また、建物等の点検を行う際は、建築関係の専門家の指導を受けられるよう、市に対して協力を求め、主に次のような対策を講じておく。

ア 火気使用設備器具等の点検

イ 危険物品等の点検

ウ 木造建物の点検

エ 家具等の転倒・落下防止の点検

(5) 防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努めることとする。

また、自主防災組織としては、自ら防災資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意することとする。

ア 各家庭に、消火器（地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等）、汲置の水バケツ、消火用水または乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。

イ 応急手当用医薬品については、できれば地域内の病院、薬局等に対して、災害時には医薬品の提供が得られるよう協議しておく。

ウ 救急救命用資機材として、AED（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。

エ 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社等に対して、災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておく。

オ 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、効率のよい維持管理への工夫も必要である。

(6) 要配慮者対策

ア 避難行動要支援者名簿

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。こうした教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、次の事項が定められ、**茅野市においては、「茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例」として定めることとなった。**

- (ア) 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- (イ) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、民生委員や自主防災組織等の避難支援等関係者に情報提供すること
- (ウ) 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- (エ) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課するとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置を講ずること

イ 要配慮者への支援方法の整理

災害時に「誰が、誰を、どのように避難支援するか」、つまり避難支援等関係者、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難のタイミング、指定避難所までのルート・交通手段などを整理することとし、要配慮者への情報伝達手段についても整理しておくこととする。また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することとし、要配慮者に関する情報は、実際に災害が起きた場合に、実効性が確保できるよう、個別に対応手段を取りまとめるほか、各団体の持つ身近な情報を含め、地域で重層的に対応できる体制を整えておくこととする。

ウ 災害時の外国人支援など

自主防災組織においても、地域に居住する外国人を考慮に入れた活動を行うこととし、同様に妊産婦や幼児・乳児、土地勘のない旅行者など、災害時に支援が必要となるかもしれない人々についても幅広く考慮しながら活動することとする。

3 地震災害時の活動

(1) 情報の収集及び伝達

災害情報の伝達ルートとしては、ラジオ、テレビによるものが最も有効であるが、地域の情報を網羅的に収集し、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして、自主防災組織の果たす役割は極めて大きくなる。自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて、市や消防機関等から伝達すべき情報を流し、また、逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市や消防機関等に報告することができるように地域の実情にあった仕組みを確立しておくこととし、自主防災組織は、防災計画により、情報班をおき、伝達係、収集係の責任者を明確にする。

なお、最近ではパソコンや携帯電話などによる情報のやり取りが盛んになっているが、災害時には電気、電話やインターネット回線が不通になる可能性も考慮し、他の手段等を確保することとし、伝達すべき災害情報については、次のようなものが考えられる。

- ・被害の状況（火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況）
- ・電気・ガス・水道、電話等の復旧見通し
- ・避難指示等
- ・救護活動の状況
- ・給食・給水、生活必需品の配給
- ・衛生上の注意等

(2) 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止に努めるとともに、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う。消火班の活動は、第1段階として街頭設置又は家庭設置の消火器等を使用して消火にあたる。これを使用しても消火不能なほど拡大した火災に対しては、第2段階として、可搬式小型動力ポンプにより消火活動にあたることとし、消火班の活動基準の一例は次のとおりである。

- ・地震が発生した場合、各消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、速やかにポンプの格納庫に参集する。
- ・組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。
- ・放水は原則として屋外で行う。
- ・火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- ・消防機関が到着したら、その指示に従う。

(3) 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災組織としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援を実施することとし、救出・救護活動に関して、次のような点に十分配慮する。

ア 救出活動

- ・大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。
- ・状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。

- ・倒壊物の下敷きになった人の救出に際し、同時に災害が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- ・避難行動要支援者名簿や支え合いマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。

イ 救護活動

- ・地域の医療機関とあらかじめ協議し、負傷者の受け入れ等について承諾を得ておくとともに、臨時の応急救護所を指定避難所に設けることについて、市や消防機関等と十分協議しておくことが望ましい。なお、重傷者が出た場合は、直ちにこれらの医療機関または応急救護所へ搬送する。

(4) 避難

災害時における避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、避難誘導、指定避難所の開設・運営等の大きく2つに分けられる。

ア 避難誘導

市の指定避難所に至るまでの指定緊急避難場所については、市や消防機関等と協議して、あらかじめ組織の防災計画において定めておくこととし、指定緊急避難場所は次のような条件を満たすこととする。

- ・がけ崩れ等による災害の危険のない場所であること。
- ・子ども、高齢者、障害者にとっても避難が容易な場所であること。
- ・救護活動に適した広さの場所であること。
- ・住民によく知られた場所であること。
- ・消火用資機材、救出・救護用資機材等を備え、自主防災組織の応急防災活動の拠点となること。

イ 指定避難所の開設・運営等

指定避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものであるため、災害発生後に指定避難所を開設する際は、市が指定した施設の安全確認がされた後、指定緊急避難場所から避難者を収容し支援を行うこととなる。指定避難所の機能・役割には、次表のようなものがあるので、自主防災組織として、各班で必要に応じた対応を行うこととする。

○ 指定避難所の機能・役割

分野・項目		指定避難所の機能	考慮すべき事項
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるように配慮する。
	生活場所の提供	家屋の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。

保健、医療、衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報、コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。 避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティの維持及び新たな避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるように調整に努める。

(5) 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足するため、自主防災組織としては、指定避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行うこととする。この際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がける。

また、住民への給水・給食にあたっては、要配慮者や自宅で避難生活を送っていても、料理ができずに食事を求めて指定避難所に来る人、帰宅困難者となった地域外の人等がいることを認識し、柔軟で的確な対応をとることとする。次の点にも留意することとする。

- ・自分で水や食事をとりにくることができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人への配慮。
- ・高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。

4 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間がある。そのため、被害が及ぶ危険を避けるには、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能となるので、自主防災組織としては、次のような活動を行うこととする。

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
災害発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。	※早期の情報伝達・事前行動が必要 ※土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する。 ○住民への避難の呼びかけ ○土のう積み等、被害を抑える行動 ○要配慮者の避難支援
災 害 発 生		
災害発生直後	早期に避難を完了し、指定避難所等での安否確認等を実施する時期である。 また、状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。	※被害を抑えるための行動と指定避難所運営 ○水防活動 ○安否や被害についての情報収集 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○指定避難所運営

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取り組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損出も大きい。企業は、企業活動の停止や、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 【市及び県が実施する計画】（総務部、産業経済部）

ア 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(2) 【企業が実施する計画】

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・店頭を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足の対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

オ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状態である時に従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第37節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、きめ細やかな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下、「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、茅野市災害ボランティアセンター、日本赤十字長野県支部茅野市地区会等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの事前登録

(1) 現状と課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国人市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（健康福祉部）

市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する普及啓発を図る等その支援に努める。

イ【市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等が実施する計画】

災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

イ ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

エ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との協定により、役割分担等を定めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、支援対象地域を考慮した適切な位置に設置できるよう相互協力に努めるものとする。

〔資料 x x 茅野市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定〕

オ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

カ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

キ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

現在、本市内には赤十字奉仕団等様々なボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的に沿ってボランティア活動を行っている。災害時においては、広範なボランティア活動が

必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるように、団体間の連携を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

【市社会福祉協議会が実施する計画】

国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 災害ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状と課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担う災害ボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

市、市社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部茅野市地区会等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本市におけるボランティアコーディネーターの養成、資質向上に努めるものとする。

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

- 1 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 県災害救助基金の積立

(1) 現状及び課題

災害救助法第22条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア 災害救助基金の積立額

災害救助法第23条の規定により、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額を各年度の最少額として積み立てる。

イ 災害救助基金の運用方法

- (ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- (イ) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
- (ウ) 救助に必要な給与品の事前購入

ウ 災害救助基金の管理

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。

2 財政調整基金の積立

(1) 現状及び課題

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。また、市においても同様に、財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部）

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

イ【県が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。既に国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、風水害に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（総務部、産業経済部、都市建設部）

ア 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。

イ 国、県また民間等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

(2) 【県が実施する計画】

ア 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。（危機管理部）

イ 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。（林務部）

ウ 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行う。（建設部）

エ テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。（林務部、建設部）

オ 古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。（危機管理部）

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市、県への提供について協力する。

イ 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第40節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 観光地での災害時の市、県、関係機関、関係団体の連絡体制を整備する。（産業経済部、総務部）
- (イ) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客の避難体制を整備する。（産業経済部、総務部）
- (ウ) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。（総務部）

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 観光地での観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。（産業経済部）
- (イ) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を促進する。
- (ウ) 関係機関、関係団体と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど災害時の活用体制を整備する。（観光部）

ウ【関係者が実施する計画】

- (ア) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国版の防災パンフレットを作製するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
- (イ) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、

避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図る。

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 基本方針

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を策定するものとする。

第2 主な取組み

住民等の提案による地区防災計画の作成を推進し、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められるものである。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、一定地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受けた場合は、これを必要と認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めることとする。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うものとする。

風水害対策編

第 3 章

災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害について、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動がきわめて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 市民に対し適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア) 【市が実施する対策】（総務部、企画部）

a 市民等への周知の措置

b 県、気象庁、消防庁、NTTから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署に周知する措置を行う。なお、周知に当たっては、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(イ) 【県が実施する対策】

a 市への通知

b 気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉ＦＡＸにより全市に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに当該市への電話連絡を行うものとする。また、長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市に対し連絡を行うものとする。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 【市が実施する対策】（総務部、企画部、産業経済部）

a 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を「勤務時間内にお

ける伝達系統図」により速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

- b 夜間・休日等の宿日直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの危機管理室防災課担当者に電話等により通知する。
- c bにより通知を受けた危機管理室、建設課、農林課及び水道課の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、危機管理室(災害対策本部)に通知する。
- d 市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

(イ)【県が実施する対策】

a 勤務時間内における取扱

(a) 連絡及び通知系統

長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報(解除を含む、以下同様)等は危機管理部課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図」により連絡する。

(b) 庁内放送の実施

すべての気象警報・注意報等について、危機管理部課長からその写しを受領した広報課長は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。

(c) 応急措置等の指示

危機管理部課長は地域振興局に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市がとるべき措置をあわせ指示する。

(d) 農作物対策の指示

農業技術課長は、農業農村支援センターに農作物等の技術対策について通知する。

(e) 指示事項の市等への通知

地域振興局長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて、市長のとるべき措置として指示された事項を、直ちに管轄区域内の市及び関係機関に通知する。

b 勤務時間外における取扱い

(a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直が受領する。

(b) 危機管理部の宿日直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。

(c) bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計

画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。

- (d) 地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市及び関係機関に通知する。

(ウ) 【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表するものとする。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

(オ) 【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達についてそれぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

(カ) 【市民が実施する対策】

以下のような災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により市長若しくは警察官に速やかにその情報を通報する。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

c 地象関係

山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(ア) 【市が実施する対策】（総務部、企画部、産業経済部）

県・気象台から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに該当エリアを判定し、避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

(イ) 【県が実施する対策】

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市へ電話連絡するとともに発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市に通知する。併せて、建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市への着信確認を行う。

(ウ)【長野地方気象台等が実施する対策】

県との協議に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

(エ)【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

エ 水防に関する水位情報発表時の対応

(ア)【市が実施する対策】

- a 江川橋・銭場等の水位監視により、諏訪建設事務所等からの通報を確認するとともに、市内河川の状況を把握する。
- b 小江川ポンプ場の水位上昇状況を監視カメラ、回転灯、警報によりモニターして、過剰な水位に際し、ポンプ停止指示に対応できる体制を維持する。

(イ)【県が実施する対策】

- a 洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。
- b その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- c 市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、全市部局）

- (ア) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予

想されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- (イ) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。
- (ウ) 市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (エ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
- (オ) 市は、災害時または災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (カ) 市民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (キ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者、その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮する。
- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- (ケ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (コ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (サ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (シ) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努

めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

- (ⅲ) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

- (ⅴ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への避難に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

- (ⅴ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適切適時に判断できるよう、市等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市等の活動を支援する。

- (ⅴ) 関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。

ウ 【市民が実施する計画】

避難する際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

エ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

- (ⅴ) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- (ⅴ) 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の派生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 【水防管理者（市長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生

が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市及び警察署に通報するとともに市民に対して周知させる。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

エ【市民が実施する対策】

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察官に通報する。

オ【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

○特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

○特別警報・警報・注意報の種類と概要(長野地方気象台が発表するもの)

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫して

		いる状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報は、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき

		に発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのある時に発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのある時に発表される。
	融雪注意報	融雪災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがある時に発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある時に発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがある時に発表される。

○特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、**指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）**、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

2 特別警報の指針等

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心の接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(4) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和4年11月21日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最大積雪深 (cm)
長野県	諏訪	58	69

※既往最大積雪深は、平成27年7月までの値。

注1) “*” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くことが予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

○警報・注意報発表基準一覧

(令和4年5月26日現在)

発表官署		長野地方気象台
府県予報区		長野県
一次細分区域		中部
市をまとめた地域		諏訪地域
警 報	大雨	別表1の基準に到達することが予想される場合
	洪水	別表2の基準に到達することが予想される場合
	暴風(平均風速)	17m/s
	暴風雪(平均風速)	17m/s雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)	12時間降雪の深さ20cm
注 意 報	大雨	別表3の基準に到達することが予想される場合
	洪水	別表4の基準に到達することが予想される場合
	強風(平均風速)	13m/s
	風雪(平均風速)	13m/s雪を伴う
	大雪(12時間降雪の深さ)	12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	1、積雪地域の日平均気温が10℃以上 2、積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量20mm以上
	濃霧(視程)	100m
	乾燥	最少湿度20%で実効湿度55%※
	なだれ	1 表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量15cm以上
	低温	夏季：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)2日間以上続く場合。冬季：最低気温-14℃以下(高冷地-21℃以下)
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下
	着氷	著しい着氷が予想される場合

	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨警報 (1時間雨量)		100mm

※1 湿度は諏訪特別地域気象観測所の値

※2 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。風水害対策編 第3章第1節 災害直前活動

※3 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

(別表1)大雨警報基準

(令和4年5月26日現在)

市等をまとめた地域	市等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
諏訪地域	茅野市	7	105

(別表2)洪水警報基準

(令和4年5月26日現在)

市等をまとめた地域	市等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
諏訪地域	茅野市	上川流域＝20.6 宮川流域＝13.4 滝の湯川流域＝8.2 柳川流域＝11.1 渋川流域＝8.7	—	天竜川水系諏訪湖(釜口水門)

(別表3)大雨注意報基準

(令和元年5月29日現在)

市等をまとめた地域	市等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
諏訪地域	茅野市	5	84

(別表4)洪水注意報基準

(令和4年5月26日現在)

市等をまとめた地域	市等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
諏訪地域	茅野市	上川流域＝15.1 宮川流域＝10.7 滝の湯川流域＝6.5 柳川流域＝8.8 渋川流域＝6.9	—	—

【府県版警報・注意報基準一覧表の解説】

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市等に対して発表する。
- 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表(別表1～4)の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市等についてはその欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kjjun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun/index_kouzu.html)を参照のこと。

- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzu.html)を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

別表5 警報及び注意報の区域

一次細分区域	市等をまとめた地域	二次細分区域
中部	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町 富士見町、原村

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣または長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	情報名	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予想区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は、本章第8節「水防活動」参照のこと。)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む。）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項（1）の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害） の危険度分布 （土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害） の危険度分布 （浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報 の危険度分布 （洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数 の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記

録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という）

	天竜川上流河川事務所	
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 共同	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という)
水防警報	諏訪建設事務所	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という。)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市長	市域
避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	諏訪建設事務所	知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方気象台	全国 関東甲信地方 長野県

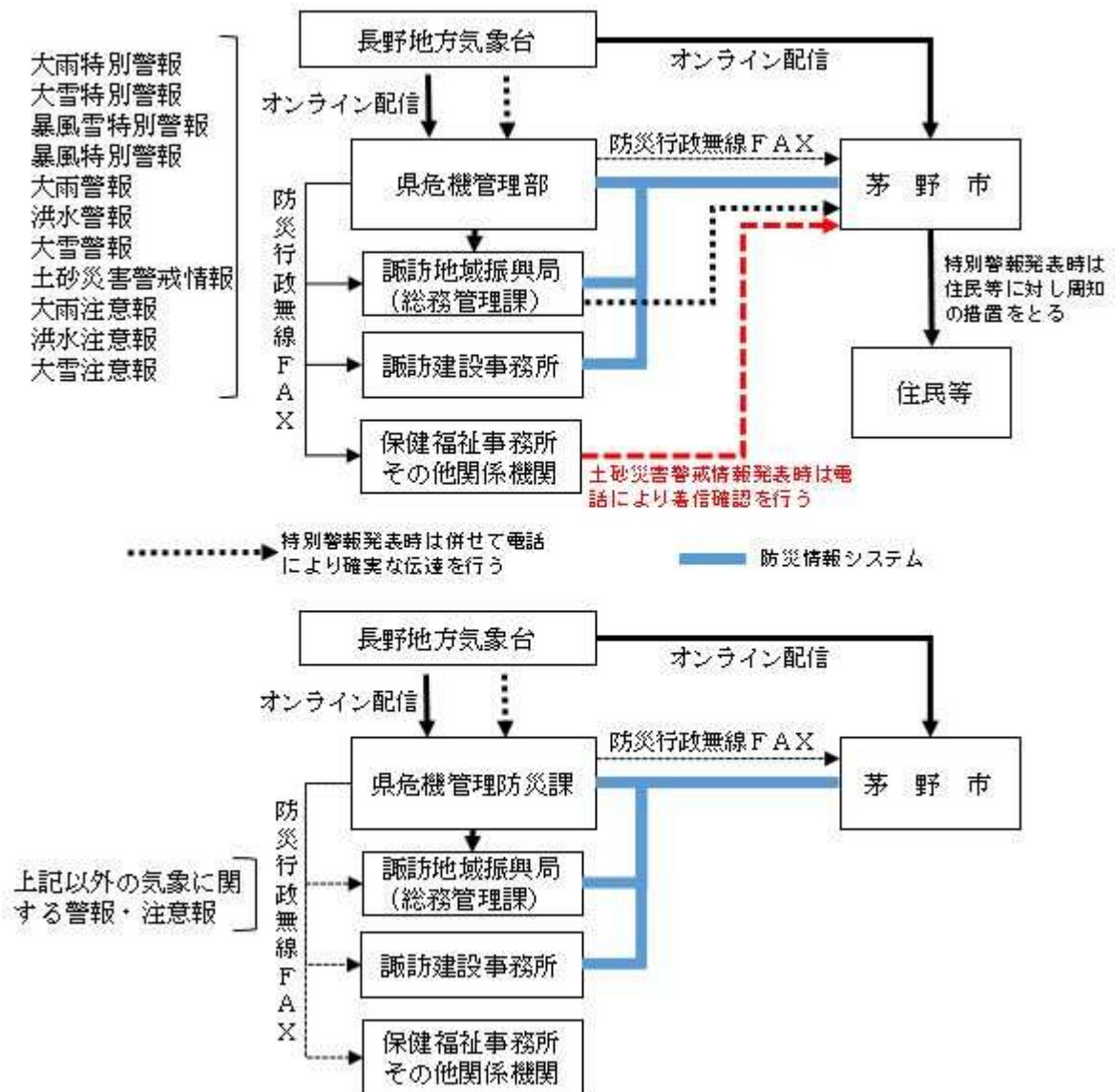
別表 警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 通信途絶時の代替経路

機関名	長野県防災行政無線（8は市内電話から掛ける場合）	
長野県（危機管理部）	電話	8-231-5208～5210
	FAX	8-231-8739
NHK長野放送局	電話	8-231-8840
	FAX	8-231-8841
東日本電信電話株式会社	電話	03-6713-3834（平日）
	FAX	03-6716-1041
中部地方整備局 （天竜川上流河川事務所）	電話	0265-81-6414（直通）
	FAX	0265-81-6420
諏訪建設事務所	電話	0266-53-6000

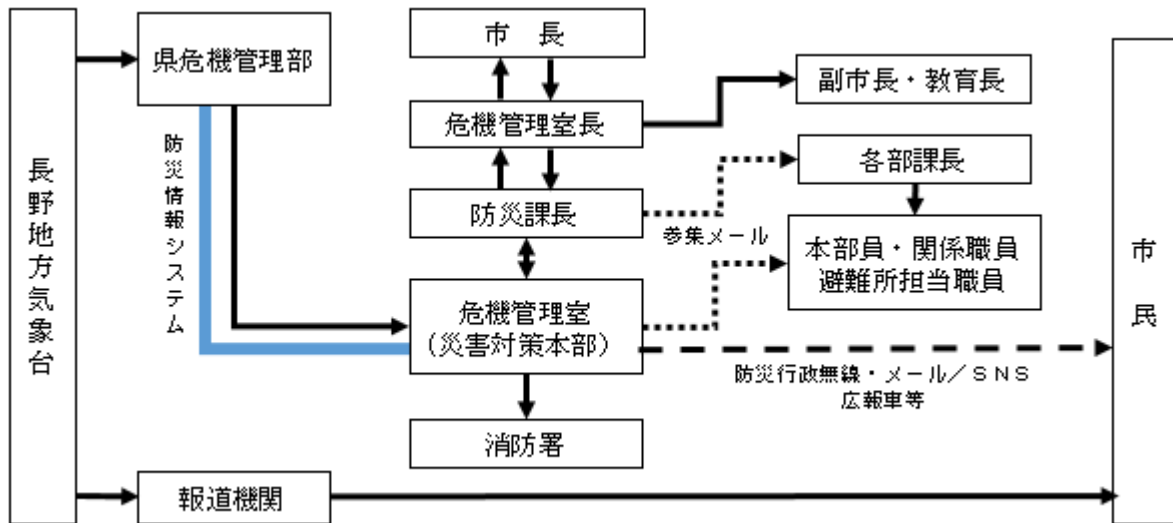
(2) 伝達経路図（气象台⇒県⇒茅野市）



(3) 伝達経路図（茅野市⇒市民）

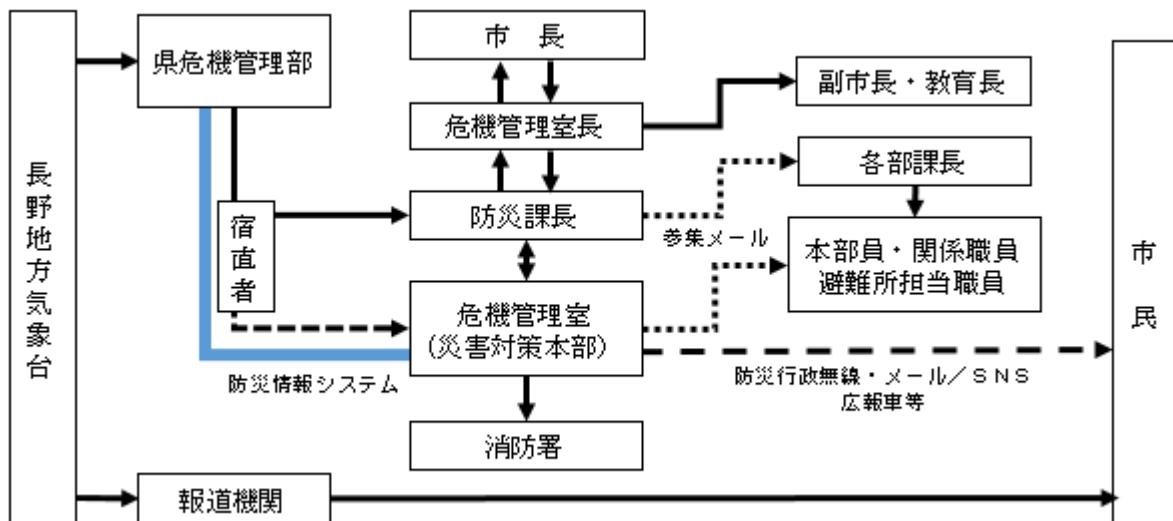
ア 勤務時間内における伝達系統図（勤務時間外において各課が配備体制の場合を含む。）

〔勤務時間内〕



イ 勤務時間外における伝達系統図（勤務時間外において各課が配備体制の場合を含む。）

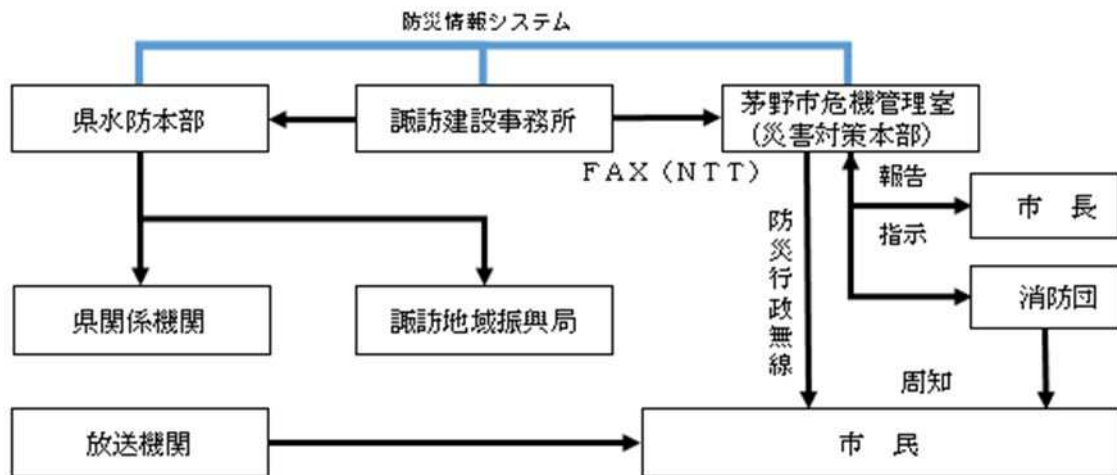
〔勤務時間外〕



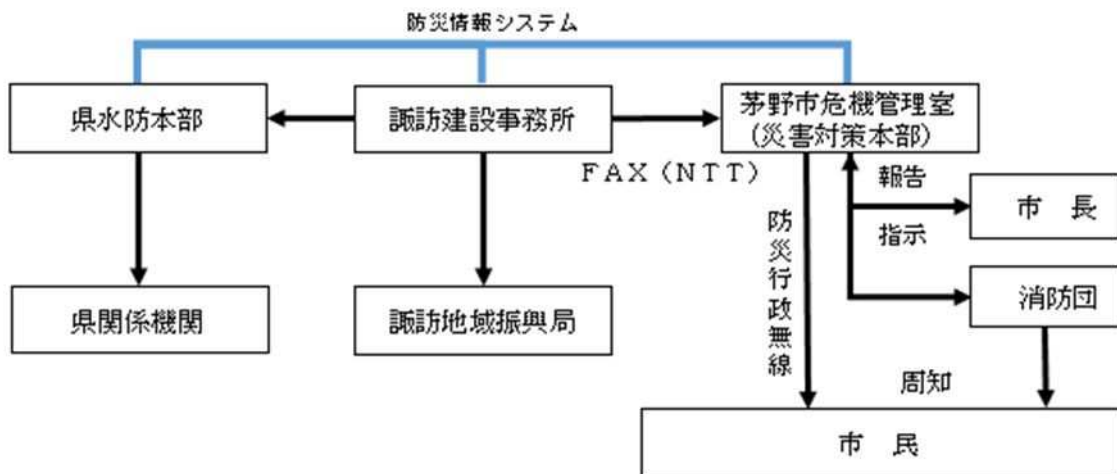
2 水防警報等

(1) 伝達系統

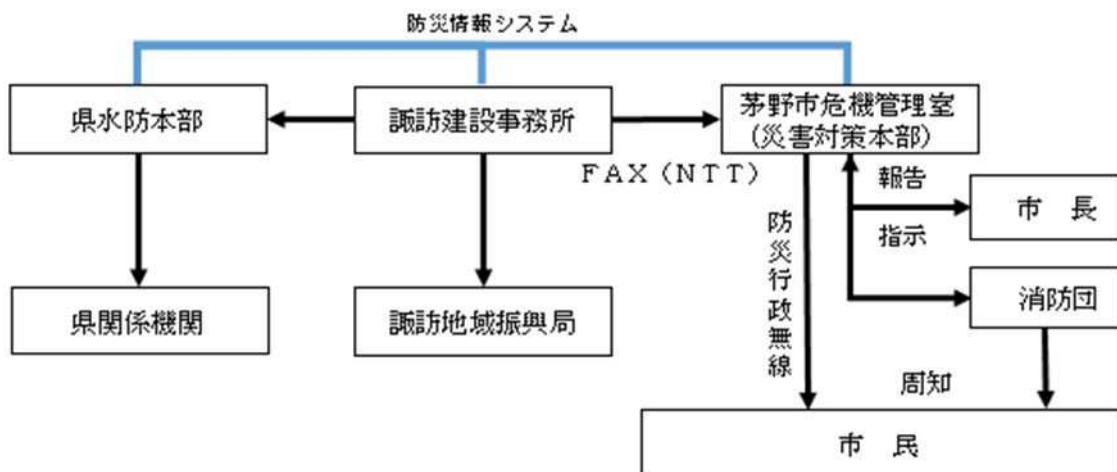
ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報



イ 水防警報 (知事が行うもの)



ウ 水位情報の通知 (知事が行うもの)

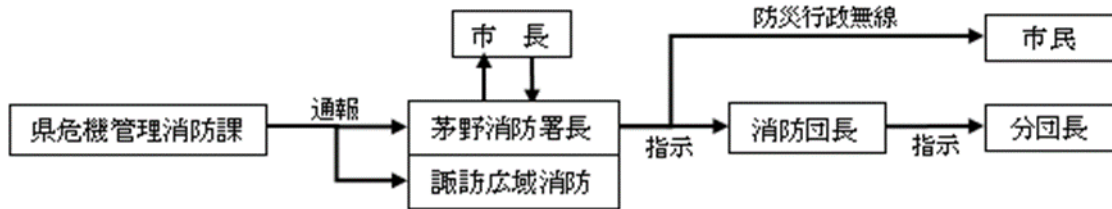


3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

(2) 伝達系統

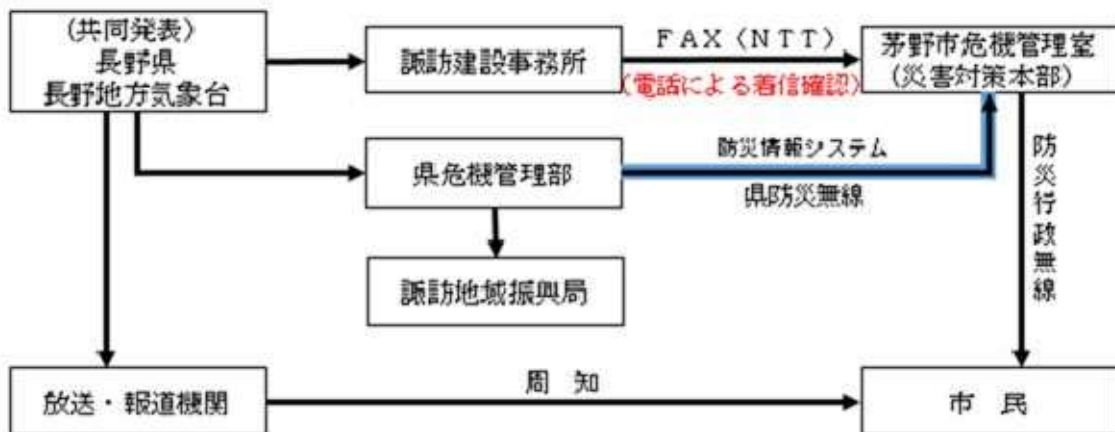


(3) 伝達要領

ア 消防署長は、市長から火災警報発令の指示を受けたときは、直ちに消防団長、各分団長に連絡する。

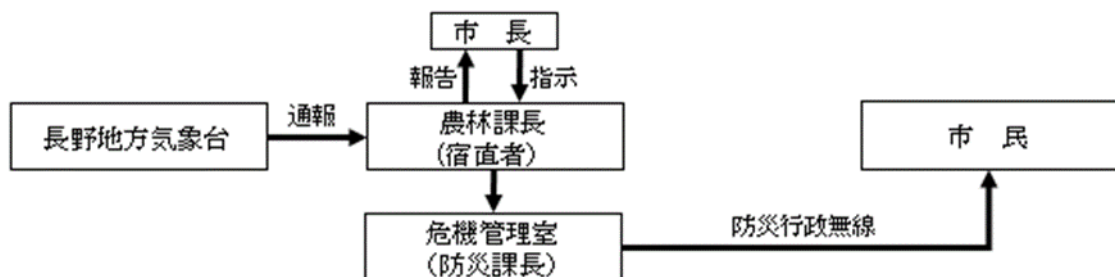
イ 防災行政無線により全市放送する。

4 土砂災害警戒情報



5 凍霜害警報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに防災行政無線により全市放送する。

6 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予 警 報 名	責 任 者
気象水防予警報	防災課長
火災警報	茅野消防署長
凍霜害警報	農林課長

7 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常な現象とは、例えば次のようなものである。

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨、山崩れ、崖崩れ等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇
地象関係	地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の現象

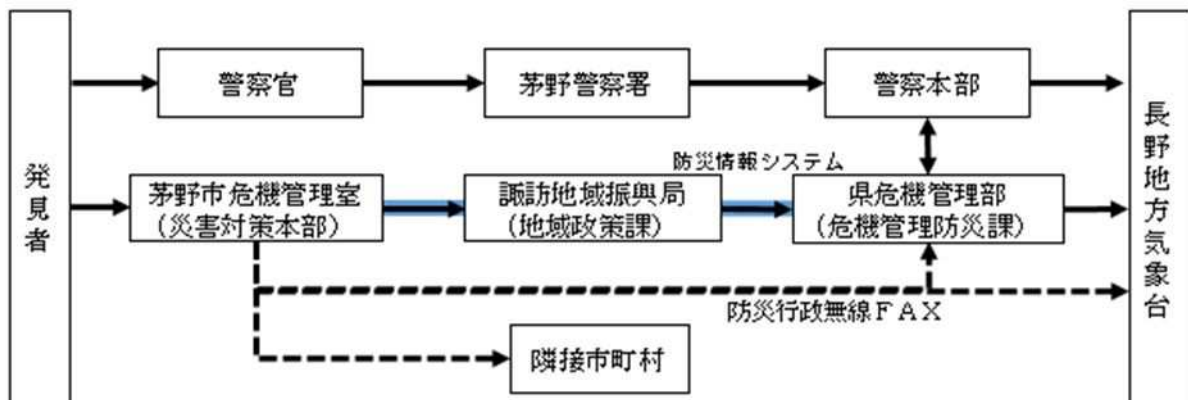
(2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、市役所又は警察官に速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた市は、(3)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。

ウ 情報が隣接市へ影響すると認められるときは、関係市へ通報する。

(3) 通報系統



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（多量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告するものとする。

〔様式 1〕被害状況報告（概況速報）又は県防災情報システム

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

- (1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。
- (2) 調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。
- (3) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。
- (4) 諏訪地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。
- (5) 職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (6) 県・市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。
- (7) 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、

住民登録の有無にかかわらず、**本市**の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。**また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。**

○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

調査事項	調査機関及び担当部	協力機関
概況速報	市(災害対策本部)	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市(災害対策本部)	諏訪地域振興局
避難情報・避難状況	市(災害対策本部)	諏訪地域振興局
社会福祉施設被害	市(健康福祉部)	諏訪地域振興局
職業訓練施設被害	施設管理者	諏訪地域振興局
農・畜・養蚕・水産業	市(産業経済部)	諏訪農業農村支援センター
農地・農業用施設被害	市(産業経済部)	諏訪地域振興局
林業関係被害	市(産業経済部) 諏訪地域振興局 中部森林管理局	諏訪森林組合 財産区
公共土木施設被害	市(都市建設部) 諏訪建設事務所 長野国道工事事務所	
土砂災害等による被害	市(都市建設部) 諏訪建設事務所	
都市施設被害	市(都市建設部)	諏訪建設事務所
水道施設被害	市(都市建設部)	諏訪地域振興局
廃棄物処理施設被害	市(市民環境部)	諏訪地域振興局
感染症関係被害	市(健康福祉部)	諏訪保健福祉事務所
医療施設被害	市(健康福祉部)	諏訪保健福祉事務所
商工関係被害	市(産業経済部)	諏訪地域振興局 商工会議所
観光施設被害	市(産業経済部)	諏訪地域振興局・市観光協会
教育関係被害	市(教育委員会)	南信教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市(総務部、企画部)	
公益事業被害 (ライフライン関係)	鉄道・通信・電力・ ガス等関係機関	諏訪地域振興局
警察調査被害	県警(茅野警察署)	諏訪地域振興局
火災速報	市(災害対策本部)	諏訪広域消防
危険物等事故による被害	市(災害対策本部)	諏訪広域消防・県警察
水害等速報	市(災害対策本部)	諏訪広域消防・水防団

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項 目	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
安否不明者	行方不明者となる疑いのある者
重傷者・軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込の者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込の者。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊、半壊に至らない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び、全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にならない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流出し、田畑の原形を留めない程度のものをいう
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のものをいう。
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より市関係課にいたる報告様式、市関係課及び関係機関より危機管理防災対策課（市災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は様式編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア)【市が実施する事項】（総務部、企画部）

- a 「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、本節第2の5に定める様式及び連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 本市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は諏訪地域振興局長に応援を求める。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は次の(イ)のdに定める。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。
- d 「茅野市防災情報システム」経由による「長野県防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

(イ)【県（本庁）が実施する事項】

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合に

において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

(a) 県において災害対策本部を設置した災害

(b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害。なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。

f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。

g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努めるものとする。

j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

(ウ) 県現地機関等の実施事項

a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。

b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。

d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣の派遣を求める。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理

防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

イ 水防情報

- (ア) 雨量の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）
 - a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）
 - a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機等（ドローンを含む。）による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（総務部）

- ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動無線機器の活用を図る。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

エ NTT等の電気通信事業者に対し、協定による通信・電力の優先的な取扱い、災害対策用移動通信機器等の要請を行う。

(2) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。

(危機管理部)

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管理部)

カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。
(危機管理部、警察本部)

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行う。

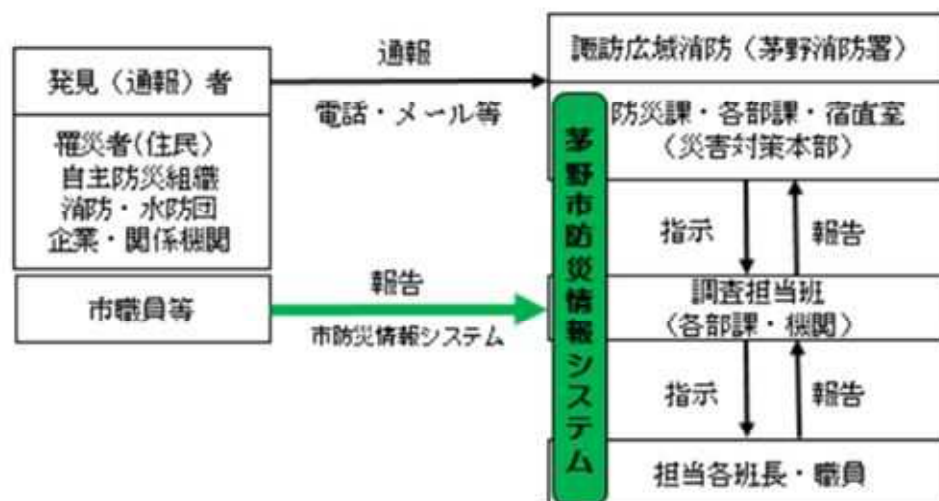
〔資料15〕アマチュア無線による災害時応援協定

〔資料xx〕災害時における相互協力に関する協定書(NTT東日本)

〔資料xx〕災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書(中部電力)

【別記1】 災害情報収集連絡系統（市の組織内における連絡系統）

災害発生時



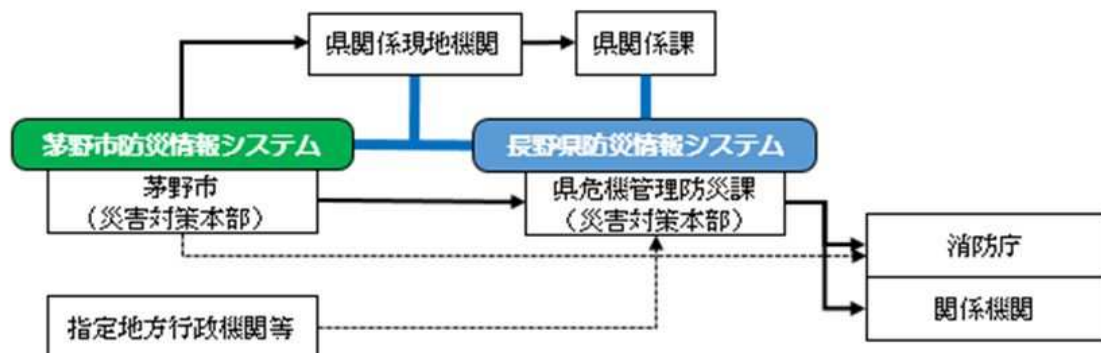
【別記2】 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報（消防庁への速報は消防庁第4号様式（その1）

長野県防災情報システム（クロノロジー）、又は消防庁第4号様式（その1）を使用する。

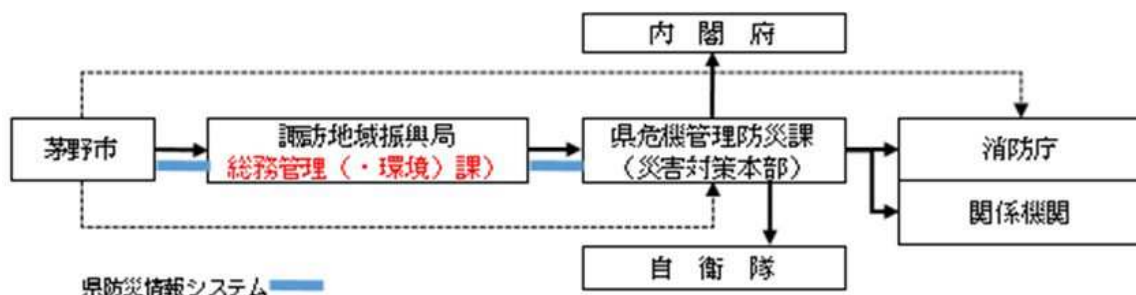
市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。

県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



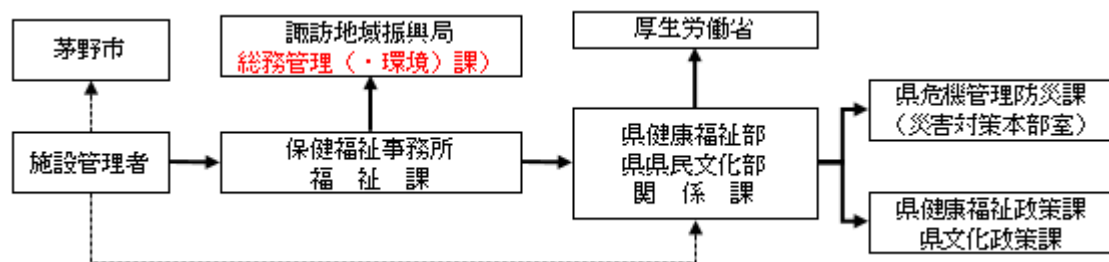
(2) 人的及び住家の被害状況報告（消防庁への報告は消防庁第4号様式（その2））

避難準備等避難状況報告（様式第2-1号）又は茅野市防災情報システム（クロノロジー）から選択し長野県防災情報システムにより報告

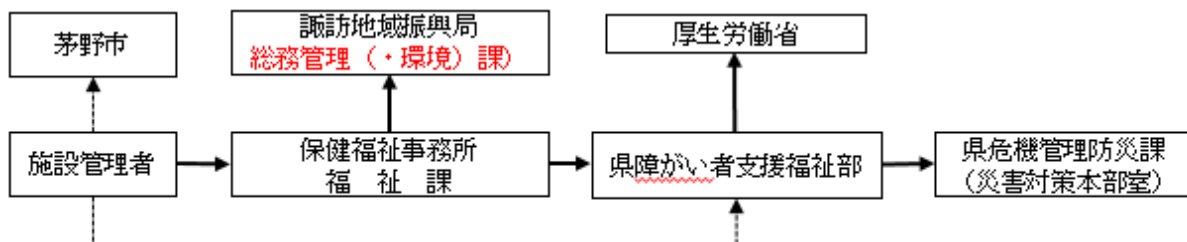


行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式3号

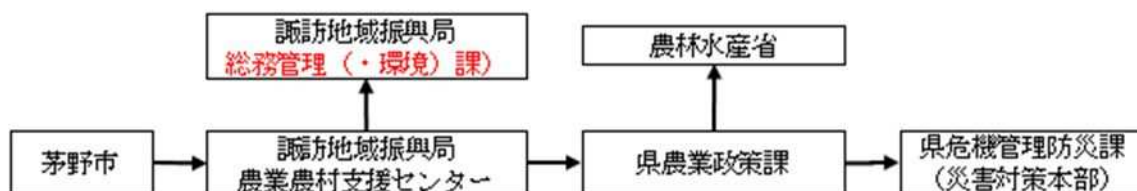


(4) 職業訓練施設被害状況報告 様式4号

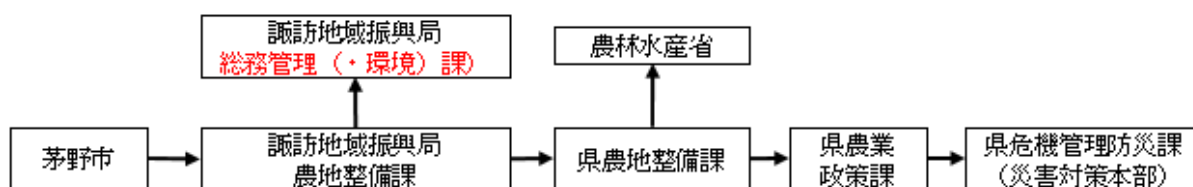


(5) 農業関係被害状況報告 様式5号

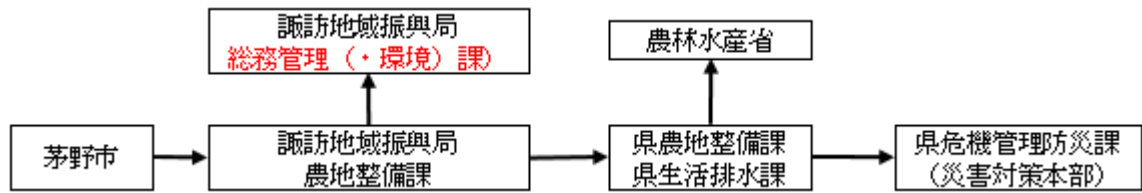
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



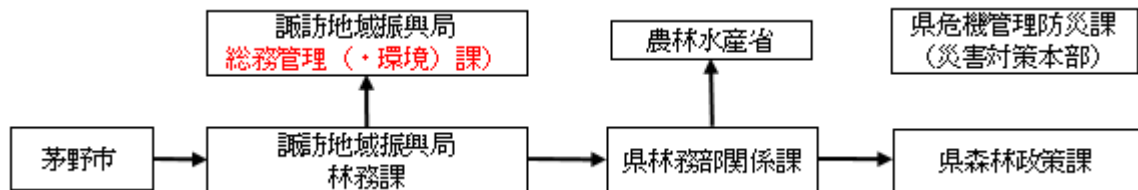
イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

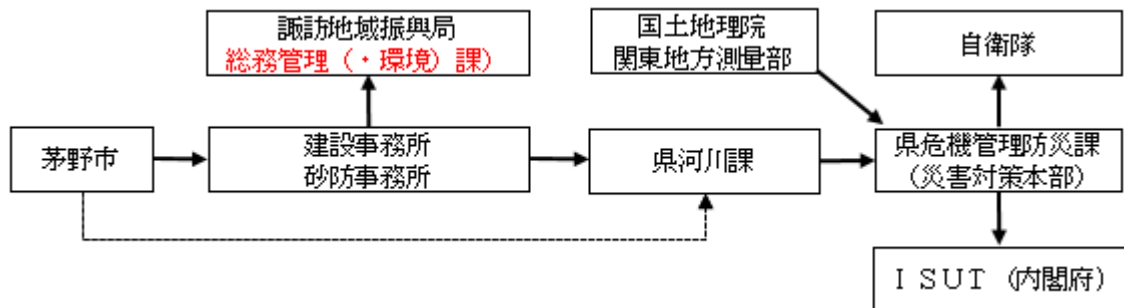


(6) 林業関係被害状況報告 様式6号

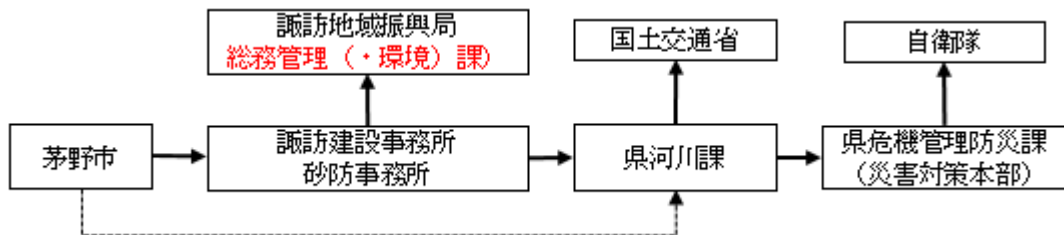


(7) 土木関係被害状況報告

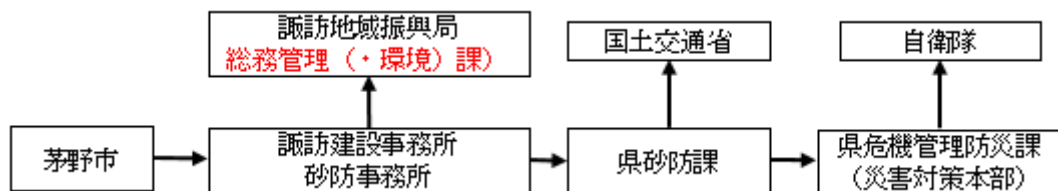
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



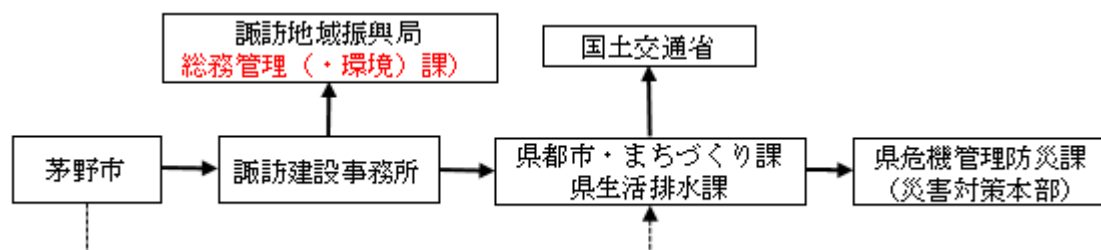
イ 公共土木施設被害状況報告等 様式7号



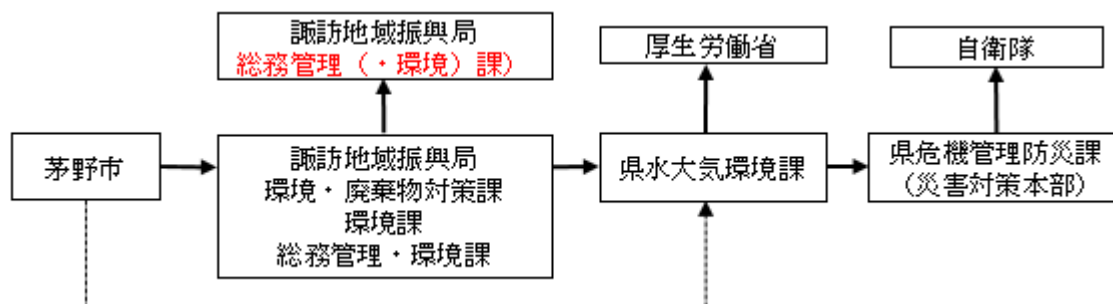
ウ 土砂災害等による被害報告 地図もしくはGIS又は様式7



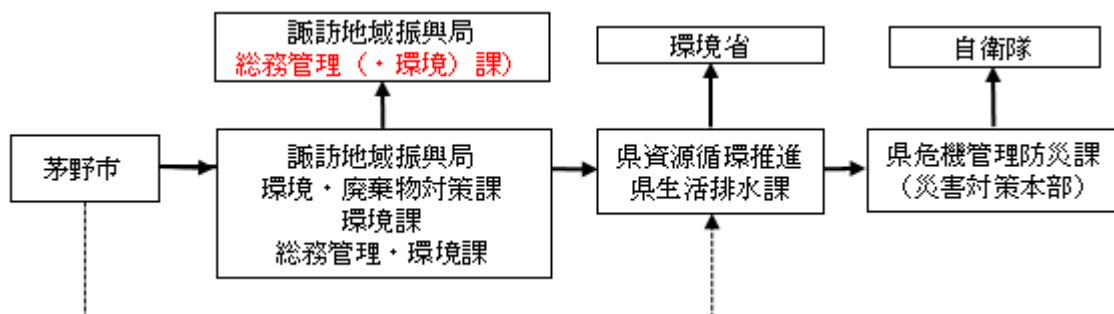
(8) 都市施設被害状況報告 様式8号



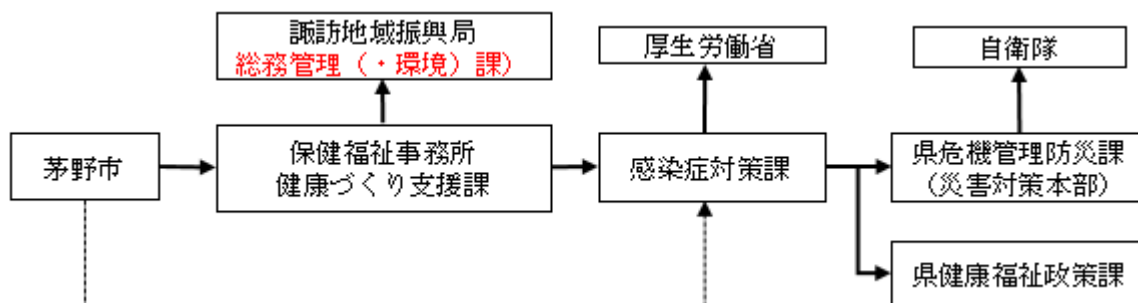
(9) 水道施設被害状況報告 様式9号



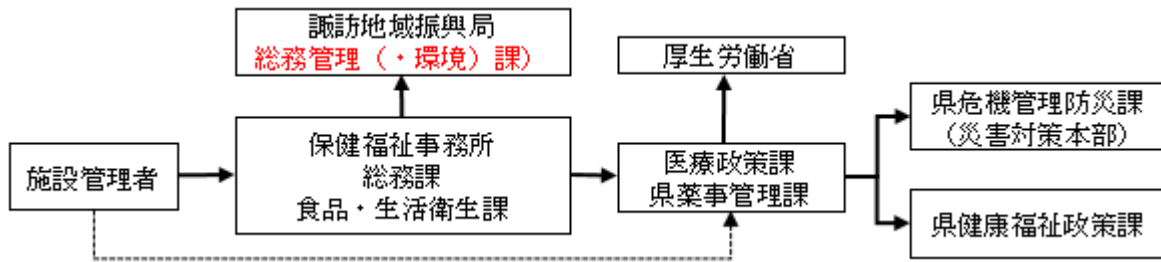
(10) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



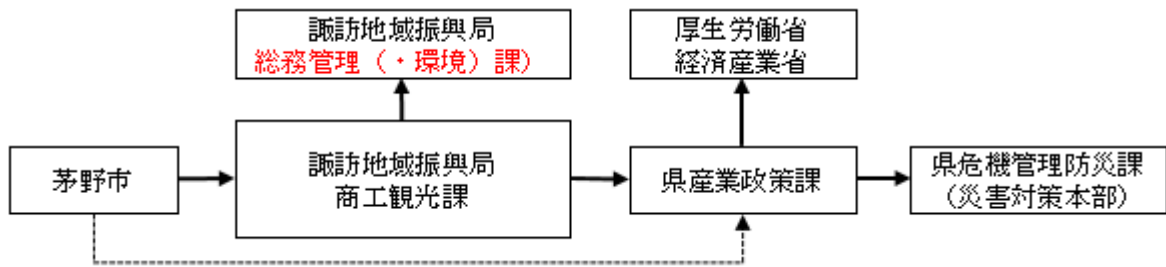
(11) 感染症関係報告 様式11号



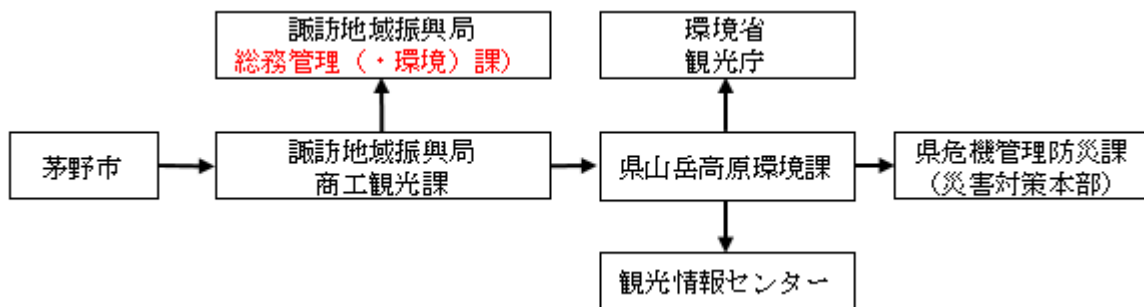
(12) 医療施設関係被害状況報告 様式12号



(13) 商工関係被害状況報告 様式13号

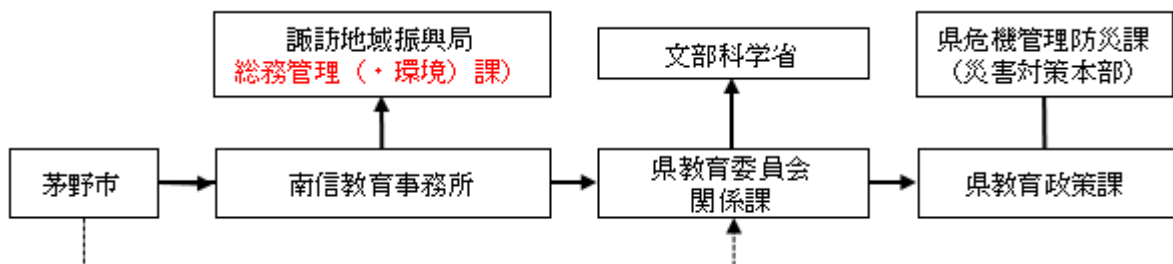


(14) 観光施設被害状況報告 様式14号

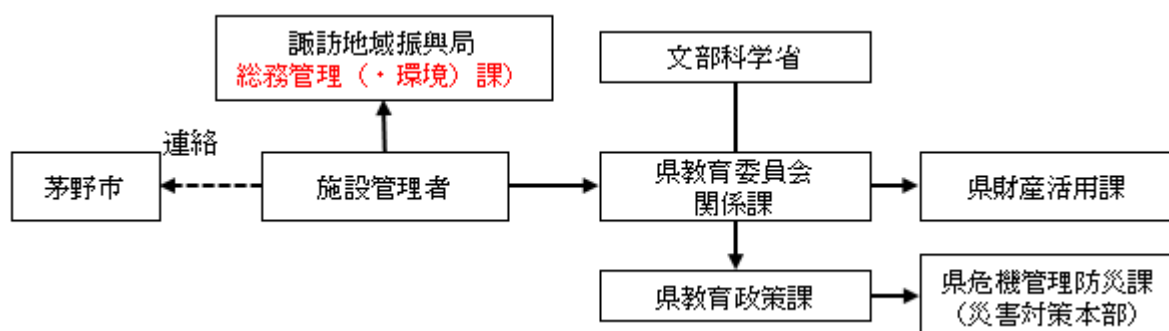


(15) 教育関係被害状況報告 様式15号

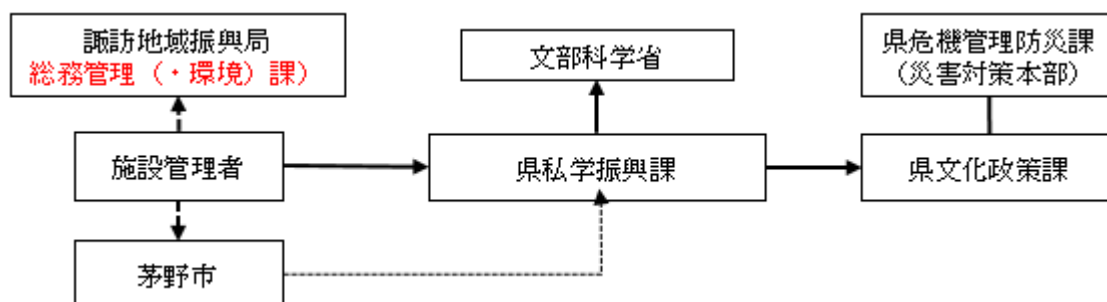
ア 市施設



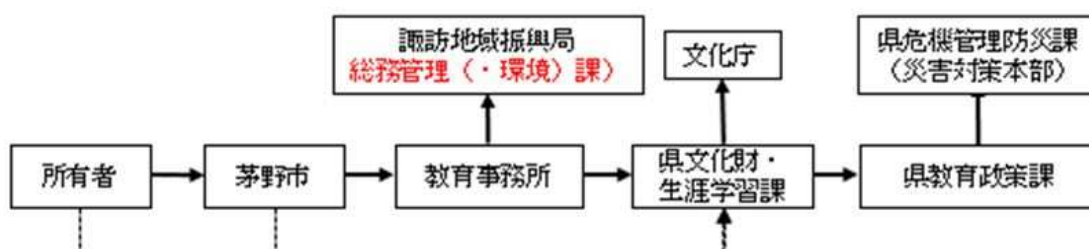
イ 県施設



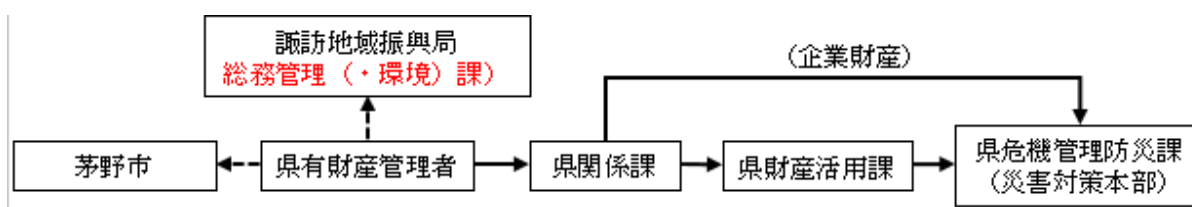
ウ 私立施設



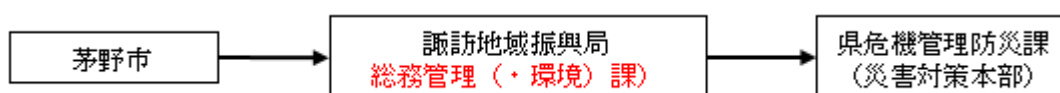
エ 文化財



(16) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告 様式16号

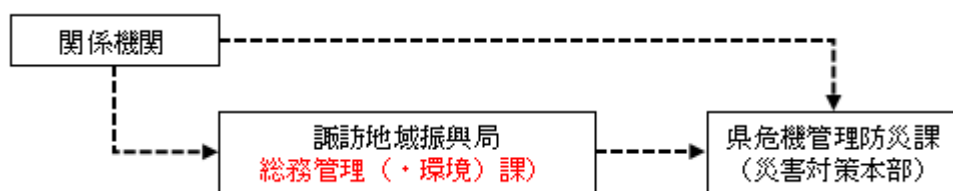


(17) 市有財産 様式17号



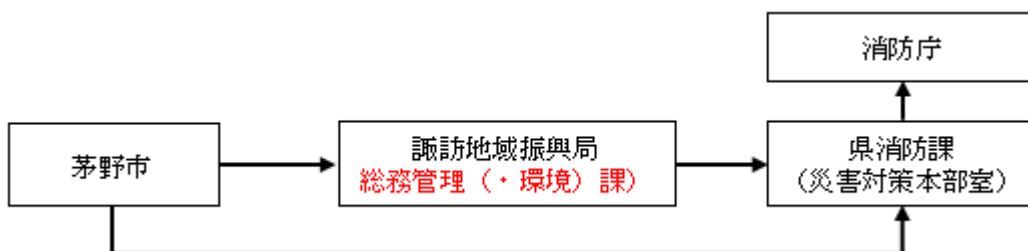
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(18) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号

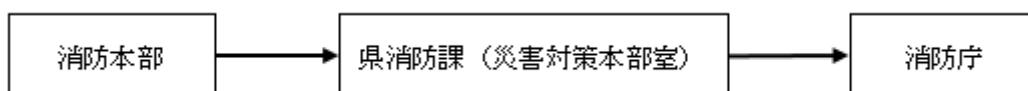


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

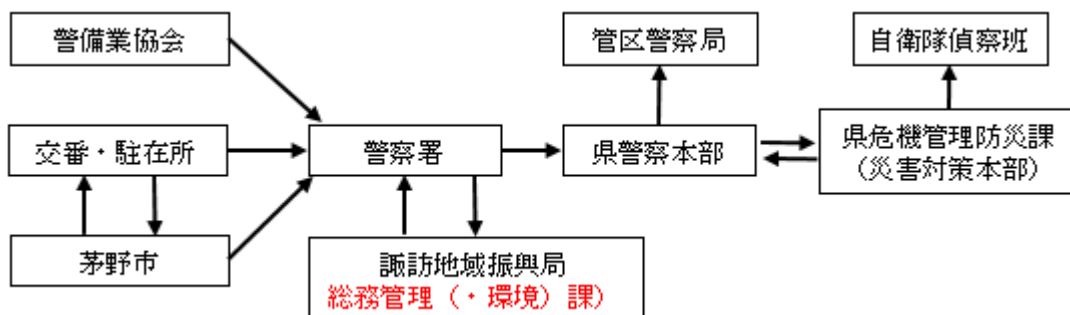
(19) 火災即報 様式 19 号



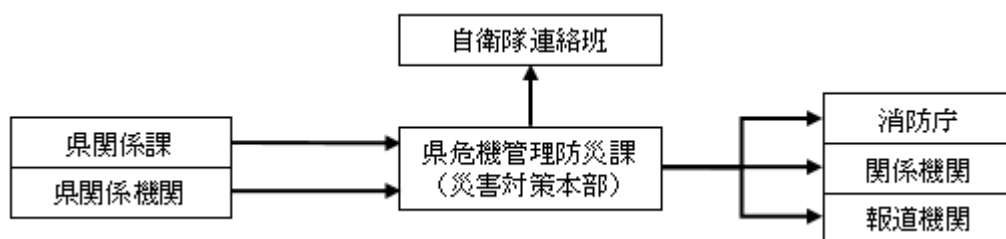
(20) 火災等即報（危険物に係る事故）



(21) 警察調査被害状況報告 様式 20 号

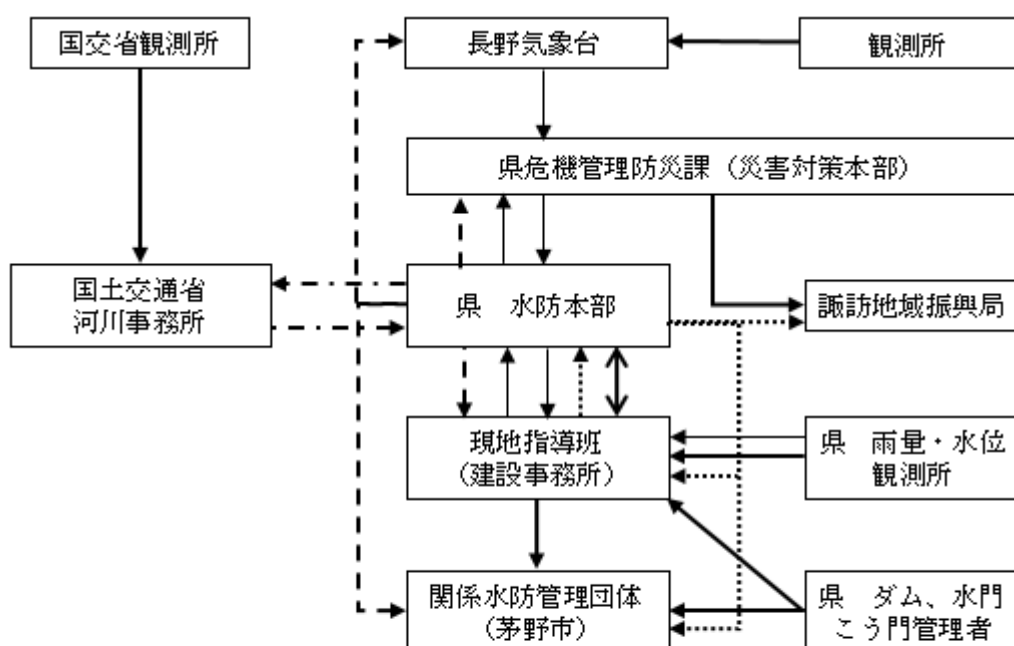


(22) 被害状況総合報告 様式 21 号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は(2)から(17)までの報告によるものであること。

(23) 水防情報
雨量・水位の通報



- >はオンライン配信又はNTTファクシミリ等による伝達を示す。
->はファクシミリによる伝達を示す。
- ↔は長野県水防情報システムを示す。
- .->は統一河川情報システムを示す。
- ->は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ協力を推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【市が実施する計画】（全市部局）

(1) 責務

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画(県・茅野市)、受援計画(県・茅野市)及び「茅野市災害応急対策職員行動マニュアル」の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 災害対策本部等の危機管理初動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

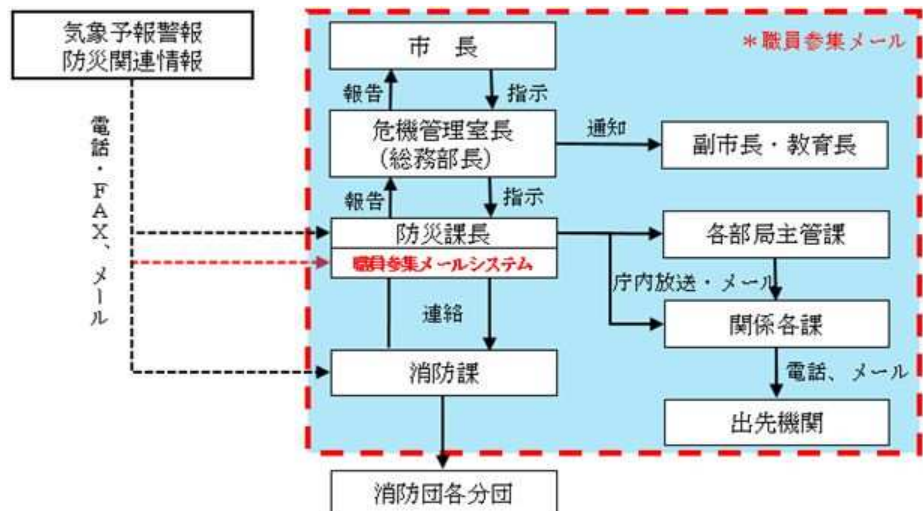
〔付紙1〕「風水害時等の活動体制基準」「地震災害時の活動体制基準」

(3) 配備体制指令の伝達及び配備担当者の招集

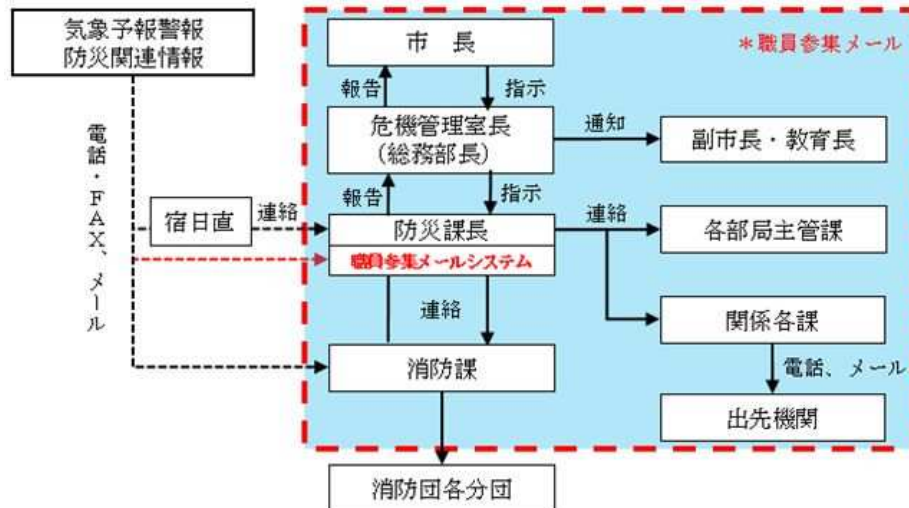
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

(イ) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 伝達方法

参集の伝達は、全職員個人が事前に登録する「茅野市職員参集メール※」（以下、「職員参集メール」という。）により行うことを原則とする。なお、「職員参集メール」発動の要件にあたらない場合等、市長（又は危機管理室長）の配備決定に基づく関係職員への配備指令の伝達は次の方法による。

配備決定に基づく防災課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(ア) 勤務時間内

- a 本庁：庁内放送のほか、電話、グループウェア（メール、掲示板等）、参集メール、使走等のうち最も速やかに行える方法及び複数の手段を用いて伝達する。
- b 出先：本庁関係課から電話、グループウェア（メール、掲示板等）等により伝達する。必要に応じ、防災行政無線、携帯電話（SNS・グループメール）等複数の手段を用いて確実に伝達する。

(イ) 勤務時間外

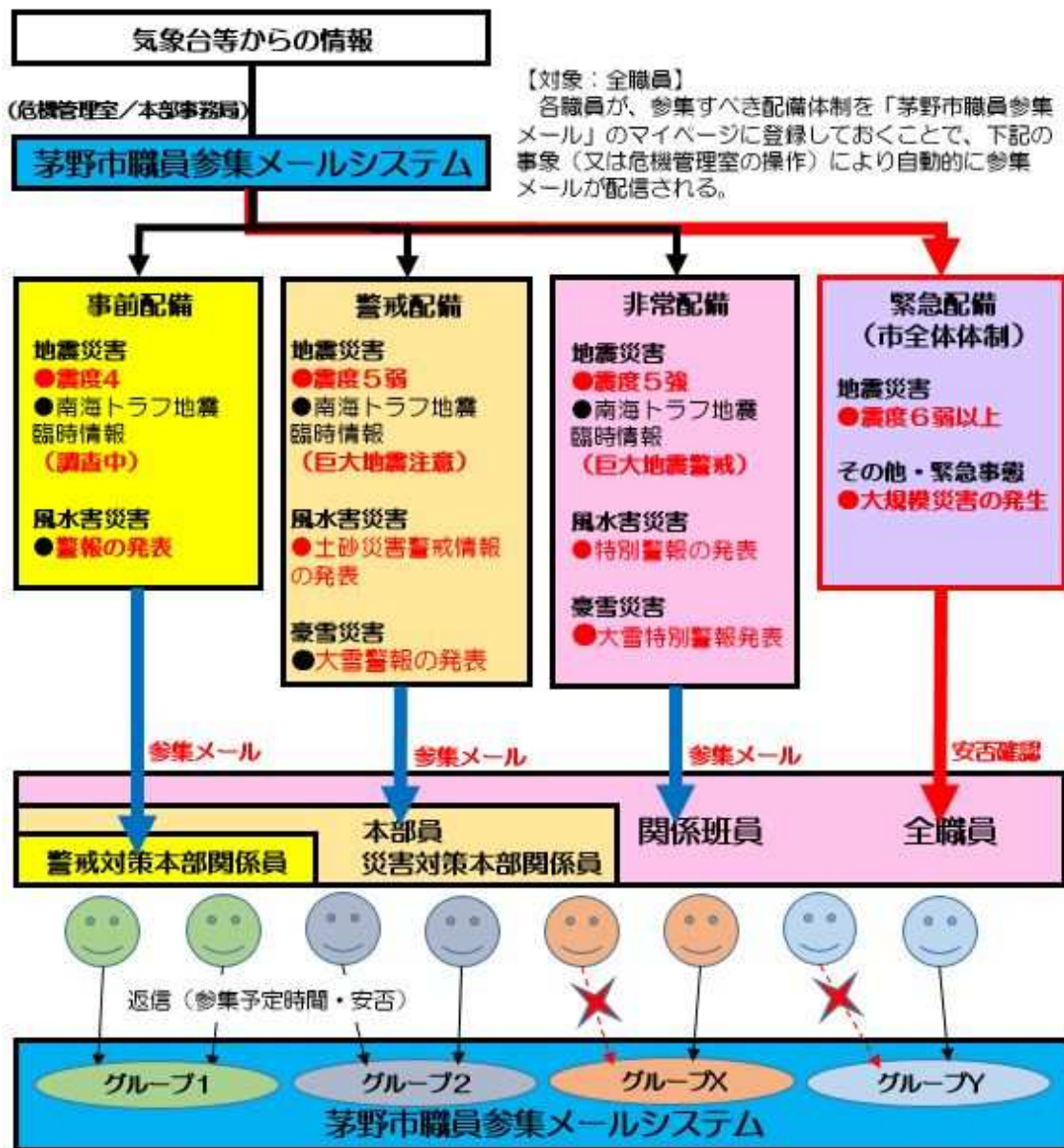
防災課職員が手動設定で行う「職員参集メール」による他、以下のとおり。

- a 本庁：各部課の災害時職員連絡網、携帯電話（SNS・グループメール）等、複数の手段を用いて速やかに伝達する。併せて、安否確認を行う。
- b 出先：本庁関係課から災害時職員連絡網、携帯電話（SNS・グループメール）等、複数の手段を用いて速やかに伝達する。併せて、安否確認を行う。

※「茅野市職員参集メール」

Jアラートや長野気象台等が発表する緊急地震速報、地震情報、気象警報、国民保護情報等に連動して、自動的に送信される参集メールを言う。

全職員は、各種の活動体制基準に基づき事前命令として、参集要件を登録しておくことで、要件に応じた参集通知メールとして個人宛に届く。



ウ 配備担当者の指定

関係部課長は、事前命令として第3項 活動の内容1(2)の、災害対策本部等の危機管理初動体制(活動体制基準)による、配備に対応する配備担当者を指名し、その連絡方法を定めておく。

エ 職員の参集

(7) 指示による参集 (事前命令)

第3項 活動の内容1(2)の、災害対策本部等の危機管理初動体制(活動体制基準)による配備の対象となる関係職員は、「職員参集メール」等の連絡に対応し、速やかに参集又は連絡対応を行う。

(イ) 指示によらない参集 (自主参集)

職員は、日頃からテレビ、ラジオ、インターネット及び防災メール等による災害

関連情報に十分注意し、災害発生事象や発生の恐れがあると確認した場合、緊急参集メール等の連絡を待たず、自主的に直ちに参集する。

(ウ) その他

上記以外に、対策本部が設置されるような災害、その他の事象（武力攻撃事態、緊急対処事態及び災害級の事故等）が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理室から関係職員へ参集の伝達を行う。なお、関係課長は、あらかじめ活動する担当職員への連絡方法を定めておく。

配備のうち、時間外の参集先は、原則として勤務地（避難所担当職員、消防団の場合は指定された場所）となるが、交通が途絶し、所属する部課へ参集が困難な場合は、至近の市役所又は地区コミュニティセンター等に参集し、その旨を本庁へ連絡するとともに、参集場所の責任者の指示を受ける。

オ 参集時の留意事項

a 参集者の服装・携行品

服装は応急活動に便利で安全な防災服又は作業服とし、安全靴（又は長靴）、ヘルメット（又は帽子）を標準とする。

携行品は手袋、タオル、着替え、飲料水、食糧、筆記具、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、応急医薬品（常備薬）等必要なものを背負えるバック等（両手が使える状態）で携行する。

b 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは要支援・救助者等に遭遇した場合、付近住民に協力し、消火・救命を第一とするとともに、消防署又は警察署へ通報する。

c 被害状況等の報告

職員は、参集途上の被害・被災状況等の情報収集を行い、得た情報を「茅野市防災情報システム スマートフォンアプリ」（以下、「スマフォアプリ」という。）による直接入力（又は携帯メールで画像を所属課へ送信し、所属課から「防災情報システム」に入力する。）し、参集後、所属長又は参集場所の責任者に報告する。

カ 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したとき又は現状（配備活動状況、災害情報等）について、「茅野市防災情報システム」に入力し、本部長に報告する。

キ 勤務時間外の配備基準

種 別	配 備 の 内 容
事前配備	危機管理室長 本部事務局員（防災班全員、消防班（当直員）、総務班、 財政班 、秘書広聴班、企画班、地域創生班、パートナーシップのまちづくり班、 地域福祉班 、建設班、水道班、 学校教育班 、 幼児教育班 、農林班の関係職員
警戒配備	本部長、副本部長、本部員、本部連絡員、関係班員（係長以上）、関係班全員（防災班、消防班、総務班、財政班、企画班、 秘書広聴班 、地域創生班、パートナーシップのまちづくり班、地域福祉班、建設班、 水道班 、農林班、観光班、学校教育班、幼児教育班、その他関係班） 出先機関施設長、地区コミュニティセンター所長
非常配備	本部長、副本部長、教育長、本部員、本部連絡員、 全職員 出先機関職員全員、地区コミュニティセンター職員全員

ク 非常配備職員の対応

非常配備職員は、各所属職場へ参集し、迅速な対応をとる。

内 容		主な担当課
①体制、重要事項の決定		本部員会議（本部事務局）
②体制の統括、情報の集約 「茅野市防災情報システム」の統制		本部事務局（防災課）
③災害対策本部開設の準備		本部事務局（防災課）
④分掌事務による対応 「茅野市防災情報システム」の入力・対応		本部事務局・各課
⑤市民等からの電話及び来庁者への対応		地域創生課・市民課
⑦各部長への報告		本部連絡員
⑧参集時における被害状況の収集 「茅野市防災情報システム」への入力		本部事務局・各課
⑨報道機関との連絡・調整		秘書広聴課
⑩情報の収集	県・諏訪地域振興局	本部事務局（防災課）
	諏訪建設事務所（道路・河川等）	建設課・農林課
	茅野警察署	本部事務局（防災課）
	自主防災組織	本部事務局（防災課）
	ライフライン（中部電力・N T T・諏訪ガス）	本部事務局・商工課
	上・下水道関係	水道課
	交通機関（J R・アルピコ交通）	地域創生課・商工課
	所管施設の被害（施設管理担当課）	各課
	市職員の自宅等	各課

ケ 配備指令文例

危機管理室（防災課）からお知らせします	
①	1 ○○日○○時○○分 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されました。 「警戒・対策本部」を設置します。 (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。 「災害対策本部」を設置します。 2 ○○地域に、○○のため○○発生の恐れがあります。 3 ○○地区に○○が発生しました。
このため、○○日○○時○○分	
②	1 警戒配備（非常配備）体制を執りますので、関係職員は災害応急対策活動に従事してください 2 緊急配備体制を執りますので、全職員は災害応急対策活動に従事してください。

注1) ①は、時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的、かつ簡潔に行うこと。

注2) 同じ内容を3回繰り返すこと

(4) 災害対策本部の未設置の場合（初期混乱期）

ア 本庁に最初に登庁した本部員は、指示によらず災害対策本部を開設する。

イ 参集した職員は参集途上の災害情報を「茅野市防災情報システム」へ入力又は「職員参集途上における被害確認報告」（災害応急対策職員行動マニュアル様式）に記入し、本部事務局（防災課）に報告する。

(5) 災害対策本部等の設置

ア 設置基準

(イ) 警戒対策本部

危機管理室長は、前記(2)活動体制における事前配備をとるべき状況において必要と認めるとき並びに災害発生の恐れがあるときは、警戒対策本部を市庁舎内に設置し、市長等に報告する。

(イ) 市長は、前記(2)活動体制における非常配備をとるべき状況において必要と認めるとき並びに市に災害が発生したときは、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。

イ 体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、前記(2)活動体制における非常配備の体制をとる。

ウ 市本部の組織

市本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところによる。

〔付紙〕「茅野市災害対策本部組織及び事務分掌」

エ 県への報告

市本部を設置した場合は、その旨、諏訪地域振興局地域政策課を経由し、県危機管理部に報告する。（県防災情報システムへの「災害対策本部設置」等入力により、報告とする。）

オ 活動要領

（ア）各部班の活動要領

- a 災害対策本部は、市庁舎（3階フロア）又は議会棟に設置する。ただし、災害の状況に応じ、市庁舎・議会棟が使用できない場合は、庁舎正面玄関前駐車場に設置（仮設とし、状況に応じ代替市本部施設へ移動）する。

＊ 代替市本部施設候補は下表のとおりであり、施設の概要、優先順位等については、「茅野市事業継続計画（BCP）」に示すものとする。

施設名	住所
議会棟	塚原2-6-1
ひと・まちプラザ	塚原2-5-45
健康管理センター	塚原2-5-45
八ヶ岳総合博物館	豊平6983
運動公園総合体育館	玉川500

- b 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報は「茅野市防災情報システム」に入力し、一元的に本部長に報告する。
- c 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- d 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- e 各部長は、所属の職員の中から本部連絡員を指名し本部に派遣する。

（イ）本部員会議

- a 本部員会議は、市庁舎（3階第2応接室）又は議会棟（全員協議会室）にて開催するものとし、使用できない場合は、本部長が指定する場所で開催する。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な情報・資料は「茅野市防災情報システム」に入力し、本部員会議関係者で情報を共有する。
- c 本部員は、本部員会議の招集が必要と認めるときは、本部長に申し出る。

カ 災害対策現地本部の設置

（ア）本部長は、局地的な災害時において、現地の状況を把握し、応急対策の実施等が必要と認める場合は災害対策現地本部（以下「市現地本部」という。）を置く。

（イ）現地本部長は副本部長から、現地本部員は本部員から、現地本部連絡員及び事務局員には本部連絡員及び本部事務局員から本部長が指名する者を充てる。

キ 国、県の非常災害対策本部、現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部または緊急災害現地対策本部及び県の現地災害対策本部が本市内に設置された場合は、それら現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ク 本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。市本部を廃止した場合は、その旨、諏訪地域振興局地域政策課を経由し、県危機管理部に報告する。（県防災情報システムへの「災害対策本部閉鎖」等入力により、報告とする。）

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害救護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(6) 職員の応援体制

災害応急対策において、参集職員数により業務に支障が出る場合の応援体制については以下のとおりであり、詳細は「茅野市業務継続計画(B C P)」及び「茅野市受援計画」に示すものとする。

ア 市職員の応援は、「茅野市業務継続計画(B C P)」に基づき以下の順位で行う。

- (ア) 本庁部局等の部局内各課または部局相互
- (イ) 所属の出先機関〈出先機関の活動体制〉

出先機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮したうえで、活動体制をあらかじめ定めておく。

イ 市の職員をもっても不足する場合、または特定職種の職員が不足する場合は、以下により、他の機関の応援を求める。

(ア) 「茅野市受援計画」(長野県受援計画)に基づく応援要請

長野県災害対策本部に設置される「応援・受援本部」(人的応援・受援担当)への要請による職員派遣調整。

*災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(イ) 災害時の相互応援協定に基づく他市町村等への応援要請

*災害対策基本法第67条の規定に基づく他の市町村への応援要請

- a 近隣市町村(諏訪広域市町村、県内市町村)
- b 相互応援協定(姉妹・友好)都市
千葉県旭市、浦安市、岡山県総社市、神奈川県伊勢原市、福井県あわら市
- c 甲州街道沿線12市

(7) 災害救助法が適用された場合の体制

市地域内に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じて知事と連絡をとり、県、出先機関(地域振興局等)の協力支援を要請する。

2【県が実施する対策】（全部局）

(1) 責務

県の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

(2) 組織、配備基準

前項の責務を遂行するため、県地域防災計画の災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員についての定めに基づき、ただちに災害応急対策を実施する。

(3) 市町村災害対策本部への職員派遣

ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長（地域振興局長）は、職員を情報連絡員（地方部リエゾン）として市町村役場に派遣する。なお、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努める。

(ア) 市町村災害対策本部の設置

(イ) 「高齢者等避難」、「避難指示」の発令

(ロ) 震度5強以上を観測する地震の発生

(エ) 市町村が被災状況等の報告不能

イ 情報連絡員（地方部リエゾン）は避難情報等発令地域を通過しないと市町村役場に到達できないなど、派遣に危険が伴う場合には、その旨、地方部（地域振興局）に伝達し、安全な場所で待機する。

ウ 以下の場合で災害対策本部長又は地方部長が特に必要と認めたときは、市町村の災害対応状況及び人的、物的支援ニーズを迅速に把握するとともに、市町村に適切な助言を行えるよう、職員を情報連絡員（地方部統括リエゾン）として市町村役場に派遣する。

なお、派遣する職員は、居住地域や防災業務の勤務経験、職位を総合的に勘案した職員の選定に努める。

(ア) 自衛隊災害派遣の決定

(イ) 災害救助法の適用

(ロ) 市町村が県に助言を求めた場合

エ 地域振興局は情報連絡員（地方部リエゾン又は地方部統括リエゾン）の派遣に備え、どのような内容の情報をどのような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動する。

オ 地方部長（地域振興局）は情報連絡員（地方部リエゾン又は地方部統括リエゾン）の派遣を決定した場合、職、氏名等を災害対策本部室（危機管理部）へ報告する。

3 【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌業務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急対策の的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌業務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方公共機関、県及び市町村の実施する応急対策の的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

ウ 県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（県・市町村）及び受援計画（県・市町村）の定めるところにより、その所掌業務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方公共機関、県及び市町村の実施する応急対策の的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

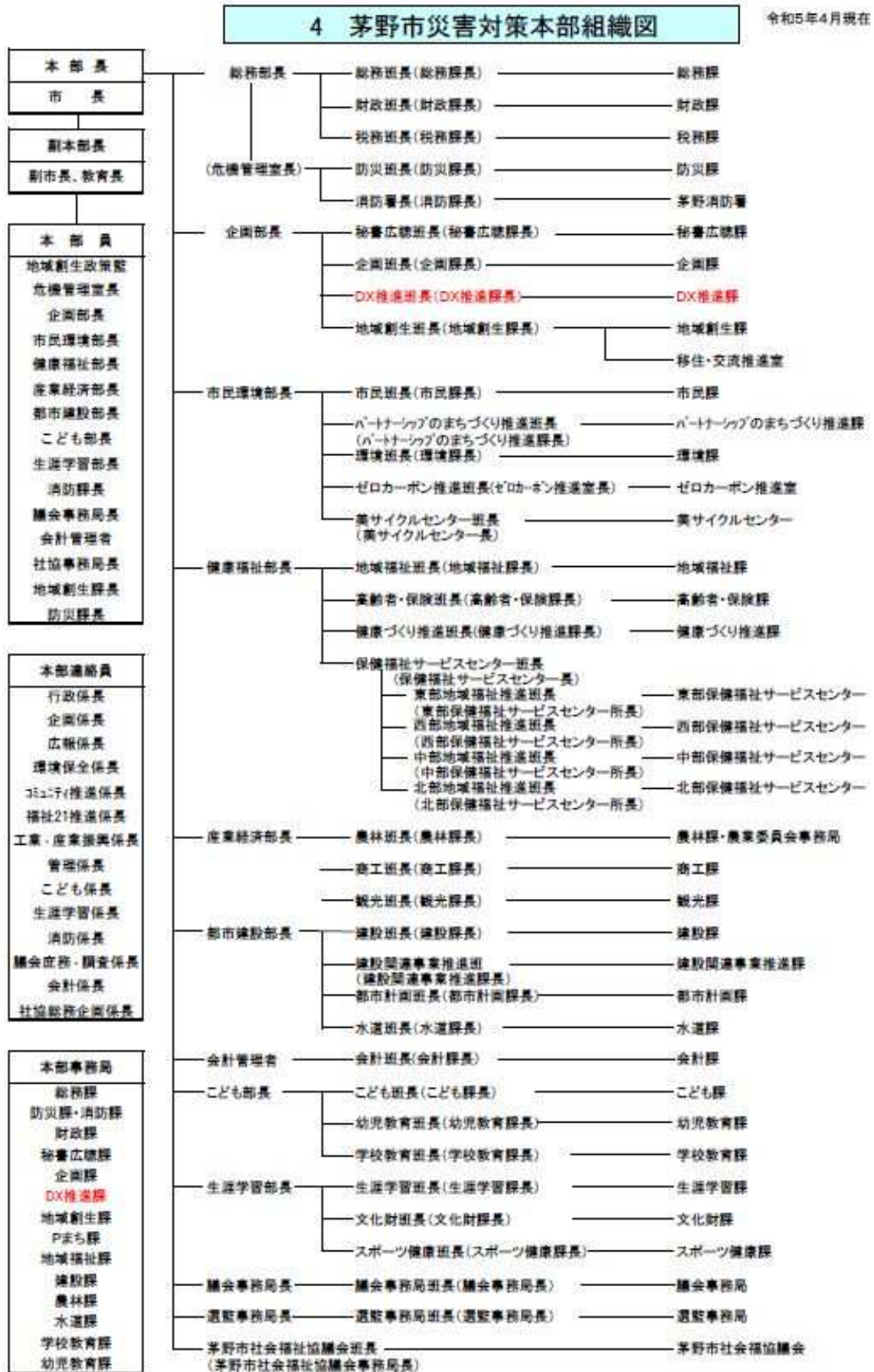
風水害等の活動体制基準

活動体制の名称	活動準備体制	事前配備	警戒配備	非常配備
防災気象情報	・注意報（大雨/洪水/暴風）の発表	・警戒（大雨/洪水/暴風）の発表 ・線状降水帯による大雨の可能性	・土砂災害警戒情報の発表 ・記録的短時間大雨情報の発表	・特別警報の発表 ・氾濫危険情報の発表
風水害等	・連続雨量50mmに達した時（市） ・時間雨量30mmに達した時（市） ・10分雨量8mmに達した時（市） ・大雨注意報（長野地方気象台） 表面雨量指数 5 土壌雨量指数 7.5 ※特定監視対象の避難情報特定基準（監視カメラ・水位計・センサー等による監視） ・下馬沢川・三ツトギ川：雨量、水位、土石流警報 ・小江川（下町ポンプ場）：水位、ポンプ場警報、回転灯	・連続雨量80mmに達した時（市） ・時間雨量50mmに達した時（市） ・10分雨量12mmに達した時（市） ・大雨警報（長野地方気象台） 表面雨量指数 7 土壌雨量指数 9.0 ・台風の接近等 ・水防団待機水位に達した場合	・被害発生のおそれがある場合 （土砂災害・豪雨・暴風・洪水） ・記録的短時間大雨情報（気象台） 1時間雨量 100mm ・氾濫注意水位／避難判断水位 上川銭場観測所 1.9m／2.1m 上川江川橋観測所 3.4m／3.8m 宮川安国寺観測所 1.5m／1.9m	・災害の発生又は切迫し発生が予測される場合 ・大雨特別警報基準値（気象台） 48時間降水量 269mm 3時間降水量 97mm 土壌雨量指数 17.6 ・氾濫危険情報又は氾濫発生情報（氾濫・決壊・越水）
避難情報等	（警戒レベル1・2）	（警戒レベル3）	（警戒レベル4）	（緊急安全確保）（警戒レベル5）
防災情報システム	災害発生状況により運用	システム運用（災害名自動設定：県システムに連携）		
対応する組織	危機管理室	警戒対策本部		茅野市災害対策本部
判断責任者	危機管理室長	本部事務局	本部員会議	
活動内容	◎情報収集 ◎自主避難者への対応	◎情報収集・伝達 ◎自主避難者への対応 ◎「高齢者等避難」の発令検討 ◎避難所開設準備・避難支援	◎情報収集・伝達 ◎各部連絡網の確認 ◎「避難指示」の発令検討 ◎避難所開設	◎情報収集・伝達 ◎災害応急対策 ◎「緊急安全確保」の発令検討
災害対策本部等 対応職員	◎必要に応じ参集（待機） ・防災課 ・水道課	●危機管理室長 ●本部事務局員 ・防災班（全員）・消防班（当直員） ・総務班（1名）・企画班（1名） ・Pまち班（1名）・子ども班（2名） ・農林班（2名）・建設班（2名） ・水道班（2名）・秘書広聴班（1名） ・地域創生班（1名）	●本部部長：市長 ●本部員：全員（全部長） ●関係職員（全員） ●総務班、財政班、企画班、消防班、秘書広聴班、地域創生班、Pまち班、観光班、地域福祉班、幼児教育班、学校教育班、その他関係班	●本部部長：副市長、教育長 ●本部連絡員：全員（全部長） ●全職員
出先機関職員の動員	関係施設長 （待機：連絡手段を確保）	関係施設長（警戒対象地区）	施設長	全員
地区CC職員の動員	関係所長（待機：連絡手段を確保）	関係所長（警戒対象地区）	所長	全員
避難所担当職員の動員	（待機：連絡手段を確保）	警戒対象地区避難所の担当職員	開設避難所の担当職員	全員

地震災害時の活動体制基準

活動体制の名称	活動準備体制	事前配備	警戒配備	非常配備	緊急配備（全体体制）
地震	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
対応する組織	危機管理室	危機管理室	危機管理室	危機管理室	危機管理室
判断責任者	危機管理室長	危機管理室長	危機管理室長	危機管理室長	危機管理室長
活動内容	①情報収集・伝達体制	①情報収集・伝達体制 ②施設事前点検	①情報収集・伝達体制 ②各部連絡網の確認 ③避難所設置・物資調整	①情報収集・伝達 ②災害応急対策 ③受援調整	①情報収集・伝達 ②災害応急対策 ③市全組織をあげた災害対応
市防災情報システム	災害被害状況により運用（災害名設定）	システム運用（災害名自動設定：県システムに連携）	システム運用（災害名自動設定：県システムに連携）	システム運用（災害名自動設定：県システムに連携）	システム運用（災害名自動設定：県システムに連携）
災害対策本部等 対応職員	①必要に応じ参集（待機） ・防災班 ・関係班	●危機管理室長 ●本部事務局員 ・防災班（全員） ・消防班（当直員） ・総務班（1名）・Pまち班（1名） ・秘書広聴班（1名） ・地域創生班（1名） ・企画班（1名）・建設班（2名） ・農林班（2名）・水道班（2名） ・子ども班（1名）	●本部長：市長 ●本部連絡員：全員 ●関係班（全員） ・総務班・企画班 ・消防班・秘書広聴班 ・地域創生班・子ども班 ・地域福祉班・農林班 ・建設班・水道班 ・Pまち班	●本部長：副市長、教育長 ●本部事務局：全員 ●班員：全職員 全係長以上 関係職員 ※関係職員とは警戒配備の関係職員をいう。	●班員：全職員
出先機関職員 の動員	（連絡待機）	避難所関係施設長	施設長	施設長及び係長	全員
地区CC職員 の動員	（連絡待機）	避難所関係所長	所長	全員	全員
避難所担当職員 の動員	（待機：連絡手段を確保）	全員	全員	全員	全員

＜茅野市災害対策本部組織図＞



第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。（別記参照）

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。

なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合	・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）	・「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月28日中央防災会議決定）
②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ）
③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合。また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合		
東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観	・「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1	

測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	月15日修正) ・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)	

第2 主な活動

- 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 災害覚知時に速やかに応援体制を整える。
- 応援要請の際は、円滑な受け入れ体制を確立する。
- 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

県及び市町村においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入れ等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】(総務部)

(ア) 消防に関する応援要請(諏訪広域消防茅野消防署)

a 県内市町村に対する応援要請

市長は風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ消防力のみでは、対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事(諏訪地域振興局経由)に連絡する。

協 定 名	協 定 先
長野県消防相互応援協定	県内市町村、消防本部

b 他都道府県への応援要請

市長は前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事(諏訪地域振興局経由)に要請する。

(a) 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請

- (b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」、「富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定」、「長野県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援
- (c) その他、他都道府県からの消防の応援

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない。又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

<応援の要請事項>

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

《相互応援協定締結市町村》

協 定 名	協 定 先
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域 6 市町村間
長野県市町村災害時相互応援協定	県内市町村間
大規模災害時等における相互応援に関する協定書	甲州街道沿線 1 2 市間
災害時における相互応援に関する協定書	岡山県総社市
災害時における相互応援に関する協定書	千葉県旭市
災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県伊勢原市
災害時における相互応援に関する協定書	千葉県浦安市
災害時における相互応援に関する協定書	福井県あわら市

b 姉妹都市等に対する応援要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認める場合は、災害時の応援協定に基づき姉妹都市等の長に対し、応援要請を行う。

c 県に対する応援要請等

市長は、災害応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前々項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策等の実施を要請する。

d 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は斡旋を求める。

e その他の協定等に基づく応援要請

(a) 諏訪郡医師会への応援要請

市長は、災害が発生し医療救護活動を実施する必要がある場合は、諏訪郡医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護班の編成や救護所の開設について要請する。

(b) 長野県建設業協会諏訪支部茅野分会への応援要請

市長は、市内に災害が発生するおそれのあるとき又は発生し緊急に対応の必要がある場合は、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会との「災害時における応急対策協力に対する協定書」に基づき出動を要請する。

(c) 茅野市水道協同組合への応援要請

市長は、市内に災害が発生するおそれのあるとき又は発生し緊急に対応の必要がある場合は、茅野市水道協同組合との「災害時における応急対策協力に対する協定書」に基づき出動を要請する。

(d) 市内郵便局への協力要請

市長は、災害時における避難場所、物資集積場所、郵便物の取り扱い等、市内郵便局の協力を必要とする事項が生じた場合は、市内郵便局との「災害時における茅野市及び茅野市内郵便局の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

(e) J A信州諏訪及びAコープながのへの協力要請

市長は、災害時における市民生活の早期安定のため、生活物資を調達供給する必要がある場合は、両団体との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき協力を要請する。

(f) ちのアマチュア無線クラブへの協力要請

市長は、市内に災害が発生し緊急に情報の収集をする必要がある場合は、ちのアマチュア無線クラブとの「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき出動を要請する。

(g) 市町村社会福祉協議会への応援要請

市社会福祉協議会長は、市内に災害が発生し、市独自での市民に対する福祉救援活動を実施することが困難な場合には、「長野県市町村社会福祉協議

会災害時相互応援協定書」に基づき応援を要請する。

イ【県が実施する対策】

(7) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行うものとする。

b 他都道府県に対する応援要請

- (a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

○緊急消防援助隊

○「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

○その他、他都道府県からの消防隊

- (b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知するものとする。

- (c) 大規模災害時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2の規定により国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。

<援助の要求事項>

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所

e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長に対する指示

知事は、市町村において実施する災害応急対策等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲または区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

- (a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施にあたり、自己の持つ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請するものとする。また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国（総務省）と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

○「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会47都道府県

○「震災時等の相互応援に関する協定」・・・関東地方知事会 1都9県

○「災害時等の応援に関する協定」・・・中部圏知事会 9県1市

○「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」・・・・・・・・・・ 新潟県、山梨県、静岡県

- (b) 知事は、前項における相互応援協定に基づく近隣都県市からの応援を受けても十分な災害応急対策ができないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、応援を要請するものとする。

<応援の要請事項>

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

- (c) 大規模災害時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2

の規定により国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。

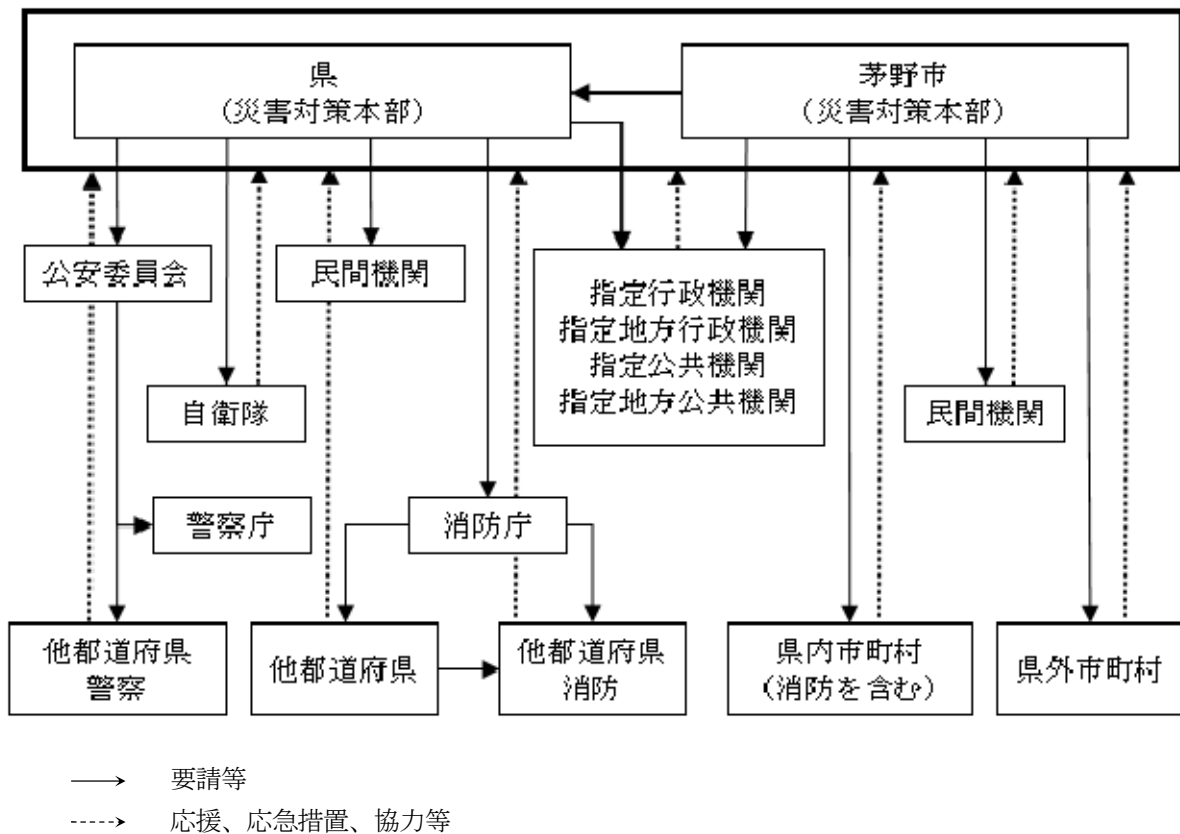
c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

知事は、災害応急対策を実施するため、または県内の市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第3節 非常参集職員の活動」による
ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己の持つ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他の事業者に応援を要請する。

○ 広域相互応援体制図



2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災時に市が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要になることから、市は災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。なお、市は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他の事業者（以下「応援側」という。）は、風水害等の災害の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

- b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

ア【市、県、公共機関及び他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

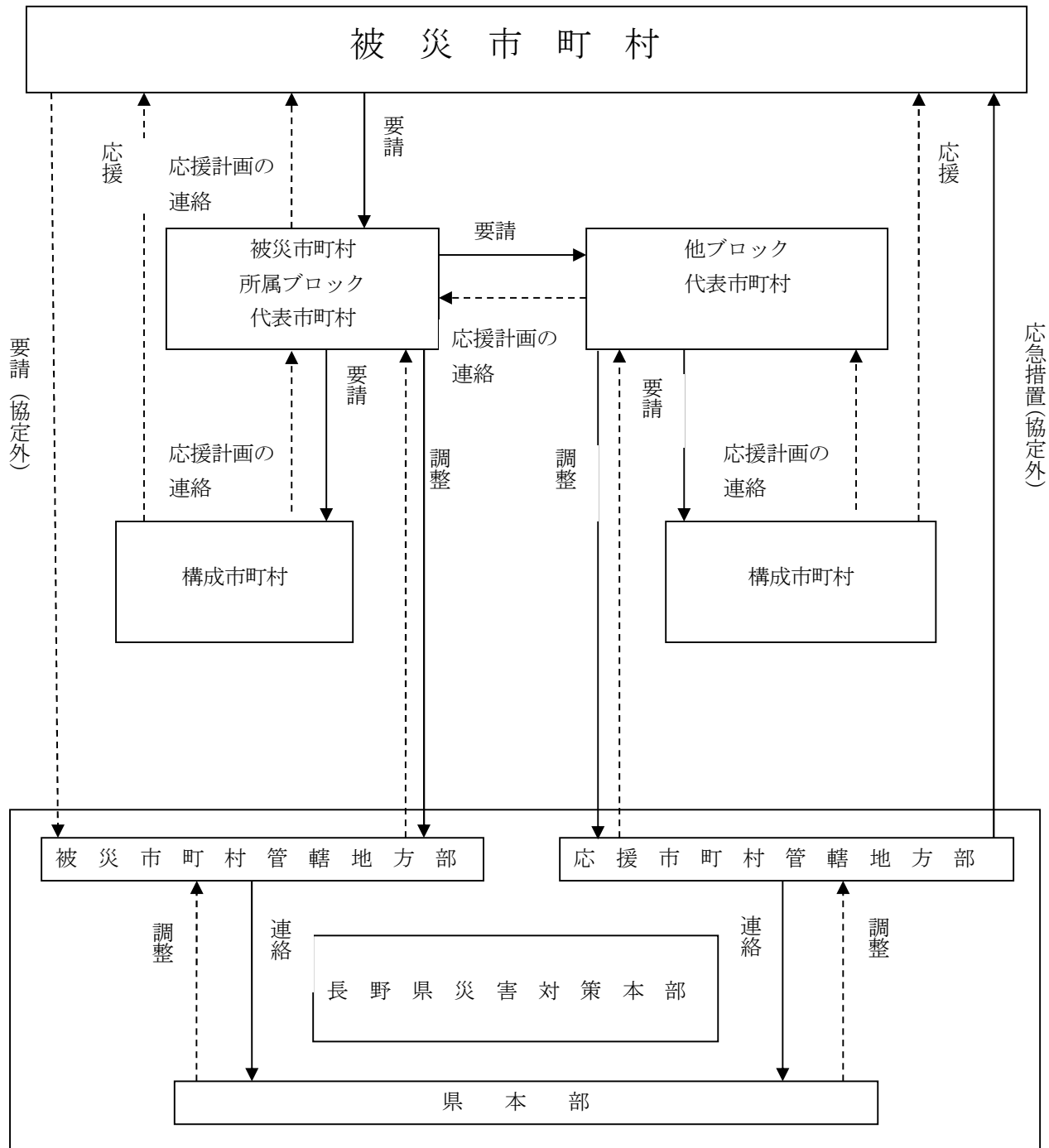
また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

- (1) 国又は県から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに、他都道府県、他の市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行例第18条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

＜長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統＞

(常備消防分除く)



第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターによる支援を要請活用する。

第2 主な活動

- 1 災害対応策については、消防防災ヘリコプターを迅速に県に要請し、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 要請にあたっては、ヘリポート等、各活動に必要な体制を迅速に整備するとともに正確な情報を迅速に伝達する。

第3 活動の内容

1 活動の内容に応じた各ヘリコプターの選定及び要請

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

区 分	機 種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各 種	6				

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定するものとする。

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続を行う。（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

- (ア) 要請に当たっては、次記イ（ア）の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。（文書による手続が必要な場合は、後日速やかに行う。）
- (イ) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- (ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (エ) 現場責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
- (オ) 自衛隊の派遣要請手続については本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また正式要請前であっても、積極的な情報交換に努めるものとする。
 - a 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離など）
 - b 活動に必要な資機材等
 - c ヘリポート及び給油体制
 - d 要請者、現場責任者及び連絡方法
 - e 資機材等の準備状況
 - f 気象状況
 - g ヘリコプターの誘導方法
 - h 他のヘリコプターの活動状況
 - i その他必要な事項
- (イ) ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示する。
- (ウ) 飛行の安全確保のため、被害状況偵察を含む活動時の航空無線周波数は松本空港情報圏を除き別に示すまでは、1 2 3．4 5 Mhz（防災機関相互通信用）を使用することを基準とする。
- (エ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村と調整する。
- (オ) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。
- (カ) 市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、現地に偵察に向かうものとする。
- (キ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関へのヘリコプター運航の調整を行うものとする。また平時からも各機関を交え

た連絡会議を開催し、連携を図る。

3 ヘリポートの確保

(1) 【市が実施する対策】（総務部、教育委員会）

ア 市内へヘリポートとして効果的な場所を選定し指定する。なお、避難所とヘリポートの共用は避け、やむを得ず必要を生じた場合は、避難者の安全を確保する。

イ 消防防災航空隊に連絡する事項として、所在地・正確な位置図（都市計画図1／5万）・離着周辺の見取図を用意する。

ウ ヘリポートの整備方法は次に示すとおりとする。

(ア) 中心から30m以内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように処置するとともに、必要に応じて、周辺の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。

(イ) 発着点には、臨時ヘリポートであることを標示するため、石灰等を用い幅30センチ程度の白線で直径10メートルの円を描き、中央にHと記す。

(ウ) 地上風の状況をヘリコプターに確認させるため、吹き流しをヘリポート付近に立てる。ただし、吹き流しは、布製で風速25メートル／秒程度に耐えられる強度を有しているものとし、発着点から40mから50m離し設置する。

(エ) 着陸に際しては、着陸帯から20～30m離れた風上側に誘導員を配置する。

○ 災害対策用ヘリポート

名 称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ(幅*長さ)
運動公園陸上競技場	玉川500	茅野市長	大型	80×100m

○ 災害対策用臨時ヘリポート

名 称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ(幅*長さ)
永明中学校グラウンド	塚原1-10-6	学校長	中型	14,905㎡
長峰中学校グラウンド	宮川349	学校長	中型	18,154㎡
東部中学校グラウンド	玉川10030	学校長	中型	13,489㎡
北部中学校グラウンド	湖東5643	学校長	中型	19,016㎡
金沢小学校グラウンド	金沢1141	学校長	中型	11,718㎡

(参考) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく
応援ヘリコプター

(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

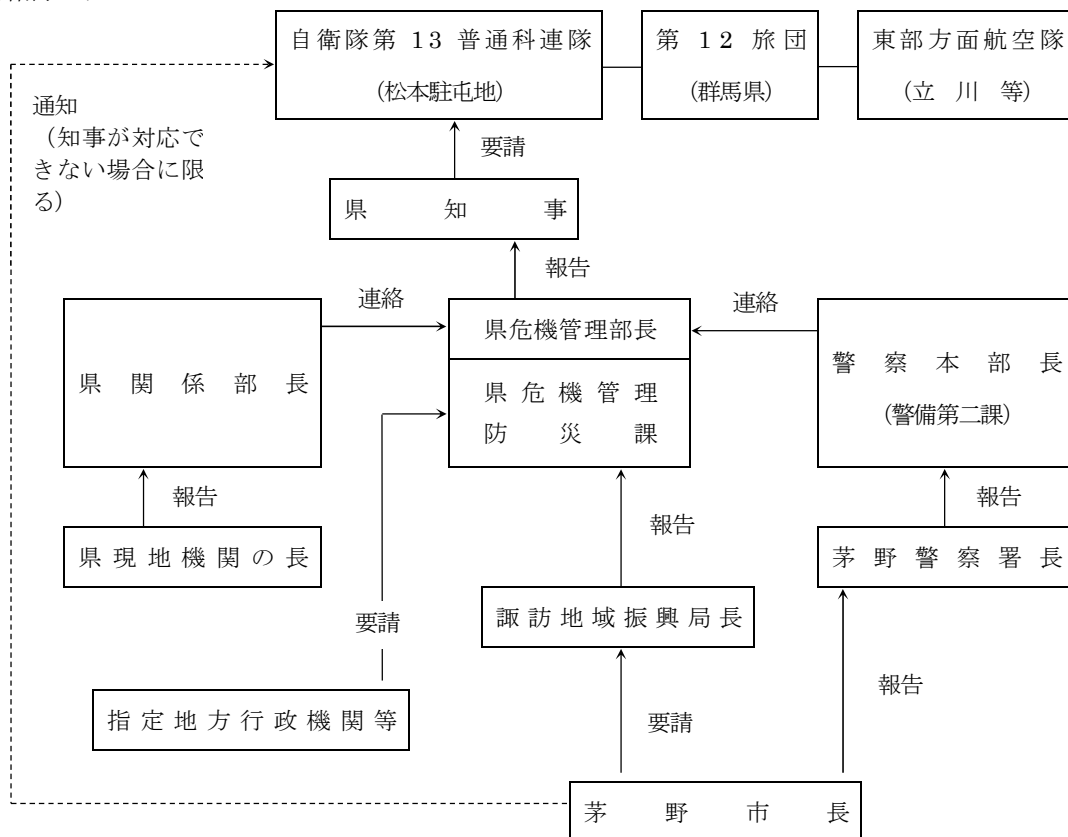
ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ 第1次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおり。

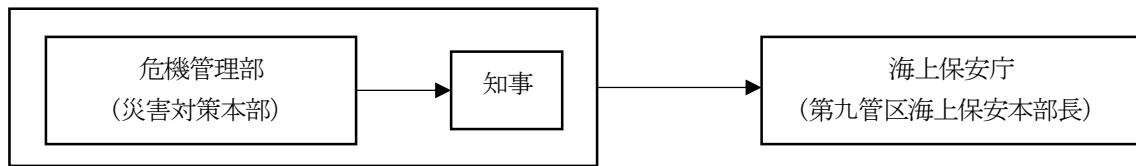
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

4 自衛隊ヘリコプター



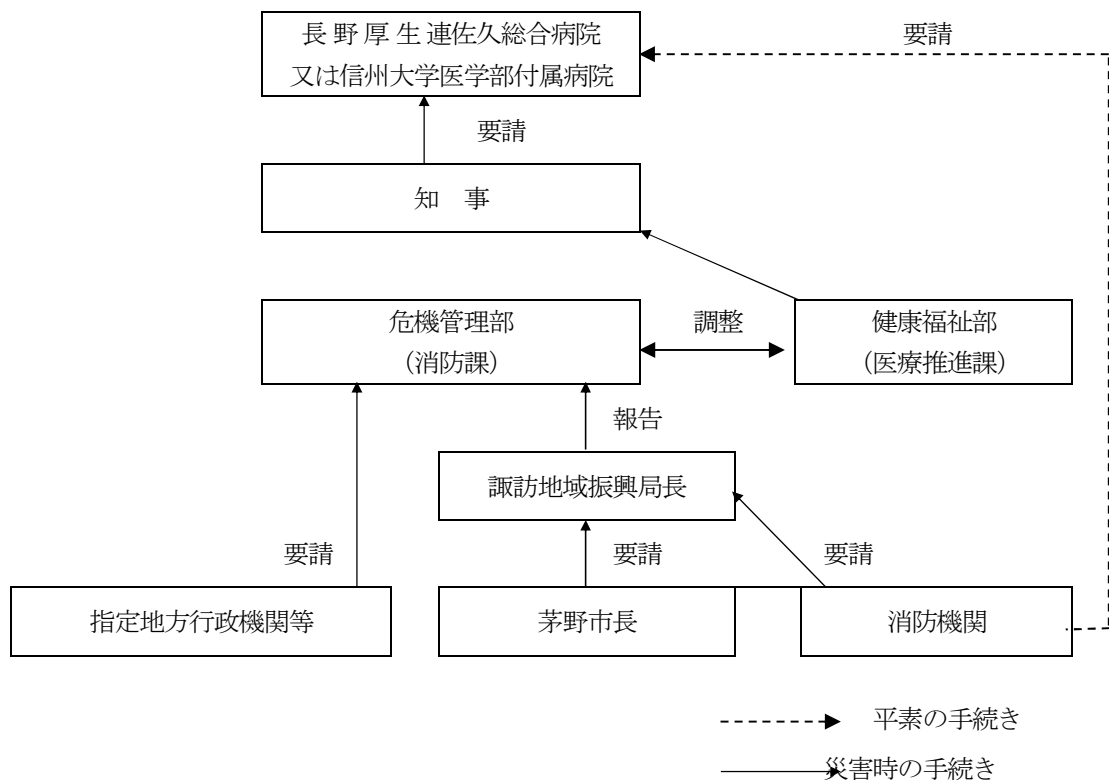
5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、市は県に対し、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について定める。
- 2 市、県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を県と自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（全市部局）

市長は次記のイ（ア）の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

- （ア） 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって諏訪地域振興局長もしくは県危機管理部長（県危機管理防災課）に派遣要請を求める。
- （イ） 市長は、（ア）により口頭をもって要求したときは、事後において速やかに諏訪地域振興局長を通じ文書による要求をする。（様式編3号）
- （ウ） 市長は、（ア）の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。（様式編1号）

イ【県が実施する対策】（全部局）

（ア） 派遣の要請

ア 要請の要件

（a） 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければなら

らない必要性があること。

(b) 緊急性

差し迫った必要性があること。

(c) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

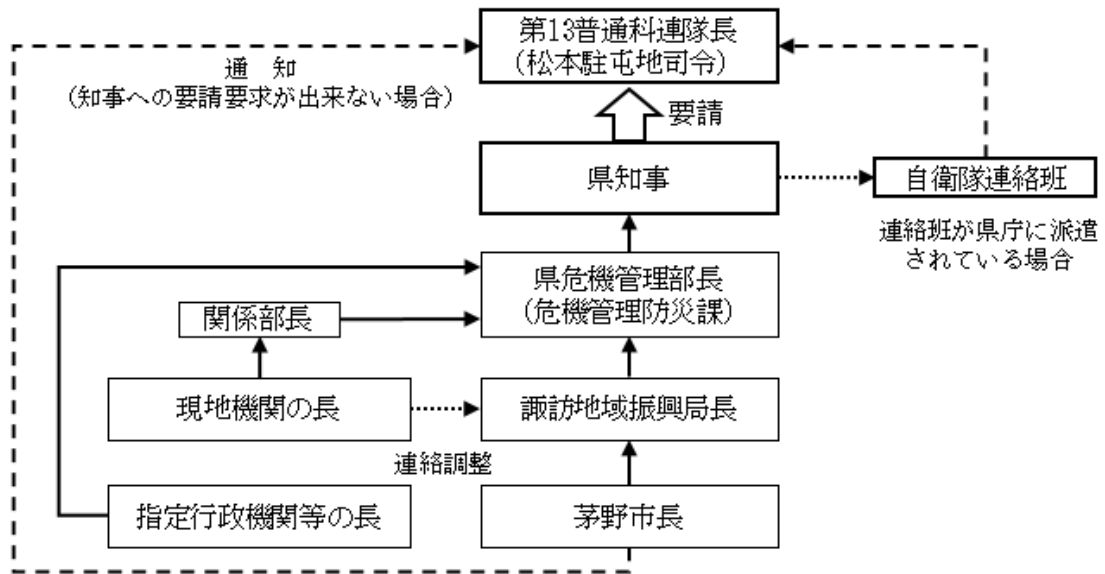
b 派遣要請の範囲

自衛隊の救護活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



(ウ) 派遣に係る事前調整

県内に震度5以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(エ) 派遣要請手続

a 現地機関における措置

- 地域振興局長は、市町村長から派遣要請を求められたときは、直ちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭を持って報告する。
- 地域振興局長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- 地域振興局長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。
- 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地域振興局長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。
- (d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

b 長野県庁における措置

- 関係部局長は、上記aにより報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の

要請を行う。

要請文書の宛先・連絡先

要請文書		
宛先	陸上自衛隊第13普通科連隊長	
住所	松本市高宮西1-1	
	時間内	時間外
連絡先	第3科長 TEL ☆NTT 0263-26-2766(内線235) ☆防災行政無線(茅野市の場合) 4-8-535-79 ☆FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 84-8-535-76(防災行政無線)	駐屯地当直指令 TEL ☆NTT 0263-26-2766(内線302) ☆防災行政無線(茅野市の場合) 84-8-535-61 ☆FAX NTT 0263-26-2766(内線259) 84-8-535-62(防災行政無線)

(c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。

(d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理を行う。

d 要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

e 県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は1(2)イ(ア)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

- a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長(危機管理防災課)に要求するものとする。
- b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要求をするものとする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

(ア) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。

(イ) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

(ウ) 市長は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分によるものとする。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

a 総括連絡調整者

(a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知するものとする。

(b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行うものとする。

(c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画を立てるものとする。

○地域別優先順位

○地域別必要人員

○地域別所要資材の確保及び輸送方法

(d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡者の報告に基づいて総括連絡調整者が行うものとする。

b 現地連絡調整者

(a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請

の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたるものとする。

(b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知するものとする。

(c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画を立て、施設等については市町村と協力し、準備を行うものとする。

①作業箇所及び作業内容

②作業箇所別必要人員及び機材

③作業箇所別優先順位

④ヘリポート

⑤資材の調達方法

⑥本部事務所

⑦宿泊施設

⑧資材置場、炊事場

⑨駐車場

(e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告するものとする。

(f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

(イ) 自衛隊における措置

a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣するものとする。

b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣するものとする。

エ【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

市長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、県現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収を文書又は口頭をもって要請する。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

イ【県が実施する計画】（危機管理部）

上記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められているため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への運送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国、県や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受け入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部、企画部）

- (ア) 市消防計画における救助・救急計画等に基づき、茅野警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。
- (ウ) 茅野消防署は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
- (エ) 茅野消防署は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

- (ウ) 茅野消防署は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部）

- (ア) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行うものとする。
- (イ) 市町村長等の要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。
- (ウ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施するものとする。
- (エ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させるものとする。特に高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣するものとする。
また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行うものとする。
- (オ) 広域受援計画で設定した救助活動拠点（資料編参照）を設置し、救助・救命活動への支援を行う。

ウ 【市民及び自主防災組織が実施する対策】

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害発生時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（健康福祉部、総務部）

(ア) 対象者

- a 被災地及び避難場所において、医療救護を必要とする状態にあるにも関わらずその途を失った者
- b 被災地及び避難場所において、助産を必要とする状態にあるにも関わらずその途を失った者

(イ) 救護方法

- a 救護班の編成
諏訪郡医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し医療救急活動等を行う。
- b 救護班の派遣
被災地近くに設置された救護所に救護班を派遣し、救護活動を行う。

(ウ) 救護班等の業務内容

- a 医療
 - (a) 負傷の程度の判定
 - (b) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
 - (c) 救急処置の実施
 - (d) 救急活動の記録
 - (e) 遺体の検案
 - (f) その他必要な処置
- b 助産
 - (a) 分べんの介助
 - (b) 分べん前後の処置
 - (c) 衛生材料の支給
 - (d) その他必要な処置

(エ) 医療の内容

災害発生直後は、外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増大する。また、避難所生活が長期化すると、精神的な患者もでてくるので、救護の内容については、定期的に医師会と協議し、必要な救護を行う。

(オ) 経費の負担

- a 医療
 - (a) 救護班による場合
使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費の実費
 - (b) 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
 - (c) 施術者による場合
当該地域における協定料金の額内
 - (d) 日当（一人当たり）
医 師 17,200円以内

保健婦、助産婦及び看護婦 11, 200円以内

- b 助産
 - (a) 救護班による場合は使用した衛生材料等の実費
 - (b) 助産婦による場合は、観光料金の8割以内の額
- (カ) 医療助産救護の期間
 - a 医療の実施期間は、原則として災害発生から14日以内とする。ただし、災害が甚大で、復旧に時間がかかる場合で、避難生活が長期化する場合等はこの限りでない。
 - b 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。
- (キ) 医療費
 - a 救護所における医療費及び助産費は、無料とする。
 - b 収容機関における医療費は、原則として患者の負担とする。
- (ク) 救護所の設置及び後方医療機関等の確保
 - a 災害時には諏訪郡医師会の協力を得て、速やかに医療救護本部（諏訪中央病院内）の設置を要請する。
 - b 市内の応急医療が必要な避難所に救護所を設置し、救護所への医師派遣を要請し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。
 - c 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。
 - d 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。
- (ケ) 負傷者の搬送
 - a 負傷者等の搬送は、原則として救急車両等により行うが、災害の状況により、公用車又は調達した車輛により実施する。
 - b 被災地が孤立する等、負傷者等の搬送にヘリコプターの活用が必要なとき、本部長は、「ヘリコプター運用計画」により、県へ出動を要請する。
 - c 消防団は、各分団の救護班を中心とし、負傷者等の発見、被災地域からの搬出及び救護所への搬送を行う。
- (コ) 医薬品等の確保
 - a 医薬品の備蓄を依頼している諏訪中央病院に備蓄医薬品の払い出しを要請する。
 - 酸素救急用蘇生器 2器
 - 集団災害用救急セット 2個
 - 災害用医薬品 30人の3日分
 - b 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

＜災害用医薬品備蓄事業所（諏訪地区）＞

岡野薬品（株）諏訪営業所 〒393 諏訪郡下諏訪町上赤砂4353-2 28-4151

イ【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行う。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資器材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握する。
- (ウ) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (オ) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。
- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、救急医療機関を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。
- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- (ケ) 災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行う。
- (コ) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
- (サ) 市町村からの医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に

に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。

- (シ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (ス) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。
- (セ) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。
- (ソ) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請する。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たるものとする。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。
- (オ) (一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

- (カ) 災害派遣医療チーム（DMA T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。
- (キ) （一社）長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。
- (ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市町村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
- (コ) （一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。
- (サ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。
- (シ) （公社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。
- (ス) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施する。
- (セ) （一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処置活動等を行うものとする。

エ 【市民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急処置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

消防活動は、消防法、市消防計画及び茅野市消防団組織に関する規則により行う。火災発生時は被害の拡大防止を図る必要がある、初期には市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部）

（イ）消防活動関係

a 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

（a）組織

諏訪広域消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに、茅野市消防団設

置条例に基づく常設組織で、「茅野市消防計画」に定めるところによるが、災害対策本部が設置されたときは、これに置きかえる。

(b) 動員

消防職員及び消防団員の動員は、消防長又は消防団長若しくはそれらの代理者が行う。

(c) 出動

・消防署員の出動は、指令に基づき茅野市消防計画に定めるところに従い出動する。

・消防団員の出動は、署からの通報若しくは火災等を覚知したときは、その管轄分団が出動するものとし、管轄外出動は、状況により署長若しくは代理者の命による。

・非常災害等緊急事態における出動は、災害対策本部長又は消防長の命による。

(d) 活動

「茅野市消防団組織等に関する規則」及び「茅野市消防計画」による。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防事務を処理する一部事務組合を含む）の消防長または水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施、その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請または必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動計画」により行う。

(イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。

ウ【市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

市民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、市民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により、水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、産業経済部、都市建設部）

(ア) 組織

水防法第3条に規定する水防責任を掌握する常設組織で、「茅野市水防計画」に定めるところによるが、災害対策本部が設置されたときは、これに置きかえる。

(イ) 監視・警戒活動

水防管理者（市長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等、の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

a 水防本部は、相当の降雨があり、又は降雨が予想されるときは、関係機関と連絡を密にして、雨量、推移の状況を把握し、水防管理者に通報するとともに、必要に応じて河川管理者等の関係機関に通報する。

b 消防団各分団長は、水防分担区域内河川の推移状況を水防本部に報告する。

(ウ) 通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって異常箇所等を発見したときは、水防管理者、消防団長は直ちに状況を諏訪建設事務所、諏訪警察署、関係区・自治会、施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(エ) 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、決壊箇所または危険な状態になった箇所に対し、できるかぎり氾濫等による被害が拡大しないように、その応急処置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

a 動員の基準

(a) 水防法の規定に基づき、長野県知事から水防警報の伝達があったとき。

(b) 梅雨前線等の影響による豪雨によって、市域内に洪水、崖くずれ等の災害が発生し、又は、発生が予想されるとき。

(c) 台風の接近により市域内に暴風雨による洪水等の水害が発生し、又は発生が予想されるとき。

(d) 長期にわたる降雨によって、ため池の決壊、崖くずれ等による災害が発生し、又は発生が予想されるとき。

(e) 気象業務法の定めるところにより、大雨、風雨、洪水注意報又は警報が発令されたとき。

b 配備及び動員の方法

「茅野市水防計画」による。

c 水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対してできる限り被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して適切な後方により応急工事を実施する。その他必要な事項は「茅野市水防計画」による。

d 避難計画

第7節「救助・救急・医療活動」、第12節「避難受入れ及び情報提供活動」及び「茅野市水防計画」による。

e 水防の解除

「茅野市水防計画」による。

f 他の水防管理団体との協力及び応援

「茅野市水防計画」による。

g 水防報告

水防活動が終了したときは、水防顛末報告を県水防本部長（諏訪建設事務所長経由）に報告する。

(オ) 公費の負担

a 公費負担の権限

水防のため緊急の必要があるときに限り、水防管理者又はその権限を委任されたものは、水防法第21条の規定に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、工作物その他物件の公用負担の権限を行使する。

b 公用負担の命令書等

(a) 公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令権限証を携行し必要がある場合には、これを提示する。

(b) 公用負担命令の権限を行使する際は、原則として目的物の所有者、管理者又はこれらに代わるべき権限を有する者に対し、市長の発行する命令書を交付してのち行う。

(カ) 応援による水防活動の実施

a 水防管理者（市長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援

要請等を第4節「広域相互応援活動」及6節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

- b 水防管理者（市長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ【県が実施する対策】（建設部）

風水害等発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(7) 情報の収集・伝達

水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

(4) 警報等

県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

(7) 被害状況等の把握・指示

洪水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。

(エ) 水防資器材・車両の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車両を貸与する。

(オ) 応援要請等

市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合は、必要に応じて他の地方公共団体に対する応援要請を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動計画」により行う。

ウ【ダム・水門の管理者が実施する対策】

- (7) 計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

- (4) 施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

- (7) 洪水警戒時には予測降雨量等の情報を収集し、事前放流等の必要な措置をとるものとする。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

(1) 基本方針

市、県、及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（健康福祉部、総務部）

(ア) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては協定に基づき、臨時災害放送局の開設を行う。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難行動要支援者の避難支援等に係る関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(ウ) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

a 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用のトイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

d 外国籍市民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍市民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じて災害多言語センターの設置を行う。

e 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a 在宅者の訪問の実施

要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じ日常生活に必要となる物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の対応に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

イ【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部）

(ア) 避難所での生活環境整備

要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市の対策を支援する。

(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(ウ) 介護職員等の派遣体制の確保

社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(エ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

(オ) 災害派遣福祉チームの派遣

市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チームの派遣を要請する。

ウ【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難行動要支援者の避難支援等に携わる者として定められた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うこととする。なお、災害時において市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入の推進

福祉避難所(室)や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。このような場合、市町村の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行うものとする。

ウ【関係機関等が実施する活動】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送を確保する。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・人命救助 ・火災等の災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第1段階の続行） ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出搬送 ・応急復旧	・（第1・2段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資の輸送

なお、県は、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況をただちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は、災害応急対策の成否に係わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部が必要な調整を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

- (ア) 道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
- (イ) 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関する必要な要請、依頼等の調整を行う。

2 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（警察本部）

- (ア) 災害時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。
- (イ) 県公安委員会は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて応援協定等に基づき、協力要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。
- (ウ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要がある時は、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置者や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (オ) 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について広域的な面力指示を行う。（建設部）

- (カ) 交通規制課は隣接県からの車両流入防止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。
- (キ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、地震発生後直ちに、警察本部長が定める長野県大震災警備要綱に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。
 - a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
 - b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
 - c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等
- (ク) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（一社）長野県警備業協会に協力を求める。

イ【警察管、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (ア) 警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下[物件等]という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。
- (イ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、（ア）の措置をとるものとする。

ウ【道路管理者による措置命令等】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

- (ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応

援を要請する。

- (ウ) 被害状況を的確に把握し、輸送ルートを決する。
- (エ) 各道路管理者との連絡調整を密に行う。
- (オ) 建設業協会に応急対策の協力を依頼する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携を取り、必要な交通規制を実施する。（建設部）
- (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）
- (ロ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。（建設部）
- (ハ) 豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進する。（建設部）
- (ニ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。（林務部）
- (ホ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。（農政部）
- (ヘ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施行业者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。（警察本部）
- (コ) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄国道について、ただちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行う。（地方整備局）
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況をただちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。（東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)）
- (ロ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。
- (ハ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等に

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送活動

より市、県の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。（中部森林管理局）

- (オ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

4 緊急通行車両等確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部、産業経済部、都市建設部）

緊急通行車両等の事前届出を行った車両は届出済証を提出する。それ以外は、緊急通行車両確認申請書を提出し、確認標章及び証明書の交付を受ける。

イ【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

(ア) 確認事務手続

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行う。

(イ) 事前届出車両の取扱い

「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続は、県及び県警察（警察本部交通規制課、警察署、検問所等）において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部、都市建設部）

- (ア) 自ら輸送力の確保に努めるものとし、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、ただちに県に対して調達を要請する。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細を連絡する。

- (イ) 道路輸送、鉄道輸送、空輸等それぞれの方法において、的確な輸送ができるよう関係機関と連絡調整するとともに協定を結んでおく。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 市からの要請に基づき、ヘリコプターの迅速な運用を図るものとする。この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項をできる限り詳細に連絡するものとする。（危機管理部）
- (イ) 市からの要請に基づき、北陸信越運輸局長野運輸支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請するものとする。（危機管理部）
- (ウ) 市からの要請に基づき、ＪＲ各社に対して協力を要請するものとする。（危機管理部）
- (エ) 被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送するものとする。（危機管理部）
- (オ) 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保するものとする。（総務部）
- (カ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会に対して「緊急救護輸送に関する協定書」に基づき応援を要請するものとする。（危機管理部）
- (キ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づき応援を要請するものとする。（危機管理部）
- (ク) 長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先給油を要請するものとする。（危機管理部、産業労働部）

ウ【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会）

- (ア) ヘリコプター運航機関は、要請に基づいてただちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等について必要な措置を依頼するものとする。（自衛隊等）
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。（北陸信越運輸局）
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。（北陸信越運輸局）
- (エ) （公社）長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
 - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区において（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。

- c 輸送にあたっては、積み下ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
- d 広域的な災害については、（公社）全日本トラック協会、各県トラック協会、（一社）全国霊柩車自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた（社）長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた（一社）長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食糧、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。
- (ク) （公社）長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整をおこなうものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点にいったん集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、教育委員会、都市建設部）

(ア) 救援物資輸送拠点及びヘリポート

拠点施設	名 称	住 所
物資輸送拠点	茅野市運動公園体育館	玉川500番地
ヘリポート	茅野市運動公園陸上競技場	玉川500番地

(イ) 輸送拠点の運営にあたっては、県及び近隣市町村と綿密に連携する。

(ウ) 各避難所での必要物資については、輸送拠点と連携を密にする。

イ【県が実施する対策】

(ア) 各市町村が定める輸送拠点内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。指定にあたっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定するものとする。（危機管理部）

(イ) 警察署及び各市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施するものとする。（警察本部）

ウ【関係機関が実施する対策】

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送活動

- (ア) 長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件などによる交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部、総務部）

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 応援協力体制

a 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

b 市での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。

b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路を通行止めとする。（警察本部）
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。（警察本部）
- e 障害物の除去のため、レッカー車、クレーン車による出動要請を行う。（警察本部）
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。（警察本部）
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。（警察本部）
- h 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。（建設部）
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場とする。
- (エ) 応援協力体制
 - a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。（農政部、林務部）
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）
 - (ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。
 - (イ) 障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないように配慮して行う。
 - (ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。
 - (エ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
 - b 市等から応援協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部、市民環境部）

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 応援協力体制

a 市に所在する各関係機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

b 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施計画

a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て、その所有者又は管理者が行う。

b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、除去の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

c 放置車両、被災車両等放置物件は、保管場所へ移送、保管する。（警察本部）

(ウ) 必要な資機材等の整備

a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。

b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場とする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。なお、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に

適当な場所

- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(ウ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第12節 避難受入及び情報提供活動

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係わる的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災対策情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(土砂)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~＜警戒レベル4までに必ず避難！＞~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 氾濫注意情報	—
1	今後災害が拡大する おそれあり	災害への心配りを高める	早期注意情報	1 —	—

第2 主な活動

- 1 避難指示等を発令する際は適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を

住民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、**避難指示等**の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

(2) 実施計画

ア 実施事項及び実施機関

(ア) **避難に関する実施事項及び実施する機関は以下のとおり。**

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、受入れ	市町村長	災害対策基本法第60条	〃

(イ) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

(ロ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。**さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。**

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

○「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対して避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援にあたる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等

(ア) 市長（本部長）及び消防機関の長の行う措置

a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

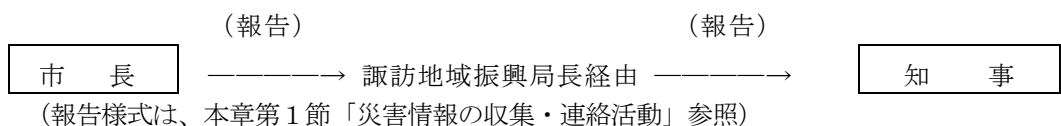
なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (c) 県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等）
- (d) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水の恐れがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。

c 報告（災害対策基本法第60条等）



※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示（水防法第29条）

水防管理者は、洪水の氾濫等により危険が切迫していると認めたときは、その地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

b 通知等（水防法第29条）

水防管理者（市長） → （通知） → 茅野警察署長

(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示（水防法第29条）

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

c 通知

知事又はその命を受けた職員 → （通知） → 茅野警察署長

(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署に調査班を編成し、住宅地帯を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示、誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 市民の生命、身体を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

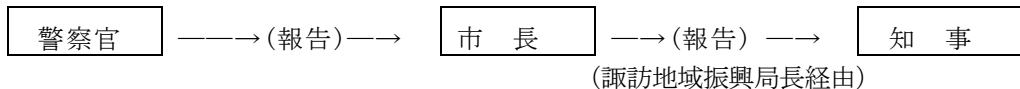
(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

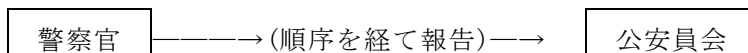
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

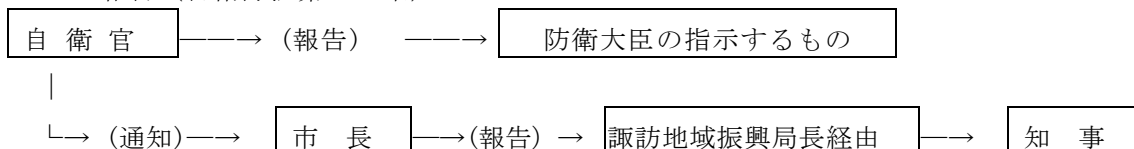


(オ) 自衛官の行う措置（自衛隊法第83条）

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り「前記(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示等の時期

上記ウ(ア) a (a)～(i)に該当する地域で災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める

オ 避難指示や高齢者等避難の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難も同様とし避難開始の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 市民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 市民への周知

(ア) 避難指示、高齢者等避難を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。避難の必要がなくな

った場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市長以外の指示者は、市民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険区域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 市及び県は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (カ) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

キ 避難行動要支援者の状況把握 及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）なお、県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に充てられた権限の内、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示等を行ったものは人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア【**避難指示等**の実施機関が実施する対策】（全市部局）

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により、自力により立ち退くことが困難な者については、市長が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
- g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は、諏訪地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。市は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ【市民が実施する計画】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

市民等は、避難誘導員の指示に従い、電気ブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携行品は食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止の措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあっては、携行品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な避難生活環境確保のため、必要な措置をとる。その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、教育委員会、健康福祉部）

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定施設だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ設定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(ロ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

(オ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努める。

- a 避難者
- b 市民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア
- f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

- (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベット、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、**受付時の確認**、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。**また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。**
- (シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等、の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

- (a) 介護職員等の派遣
- (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ。
- d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。
 - a 学校等が避難所となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに避難所として開放する。そのため、夜間や休校、休園日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - b 施設管理者は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の避難所担当職員が配置されるまでの間の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、避難所として利用される場合は、施設管理者は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (8) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (9) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (10) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (11) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- (12) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が得られるよう、連携に努める。

イ【県が実施する対策】

- (7) 市町村の報告により、避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに、市の要請にお応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあつせんに努める。（危機管理

部)

- a 市町村からの要請に備え、協定締結先の(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市からの要請があった場合調達及びあっせんを図る。
 - b 市町村からテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。
- (イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。
- (ロ) 災害の規模、避難者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
- a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ市に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等は、入居者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等救護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ロ) 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに日本赤十字茅野市地区と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供をする。

b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

(エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市に提供するものとする。

エ【市民が実施する対策】

指定避難所の管理運営について市の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在について、県市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

(イ) 広域避難の対応

a 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

(7) 広域避難の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

c 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

d 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待たないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

c 広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】(都市建設部)

(ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

(ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

b 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。

c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。

d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村へ情報提供を行う。

(オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

(カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (ウ) (公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連絡会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)
 - a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。(国から通知があった場合はこの限りではない。)
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要請する。また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
 - a 避難所としてホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 市は中壊以上の被害を受けた住宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努める。

(イ) 市自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

(ウ) 市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、住宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(エ) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(オ) 市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(カ) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ

きめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害発生時の孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このための災害応急対策は、以下の優先順位をもってあたる。

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては各関係機関等と連絡をとって、孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に務める。
- 2 交通の途絶地域に対しては、県と連絡調整を図り、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機等の配置を検討するほか、職員を派遣等、通信手段の確保に務める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

すべての応急対策は、被害実態の把握から始まる。通信途絶については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部）

- (ア) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災無線等を活用し、孤立状況の確認を行う。
- (イ) 孤立状況及び被害の概要について、情報収集を行うとともに、県に対して直ちに報告する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

市町村における孤立状況を直ちに調査する

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域から救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、健康福祉部）

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県へ速報する。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (エ) 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、被難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市町村からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立する。
- (イ) 市町村に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
- (ウ) 負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市町村と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
- (エ) 孤立状態から救出すべき災害時要援護者及び観光客等については、市町村の要請に基づき、早期に救出できるよう手配する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、防災行政無線を携帯した職員を現地に派遣し、情報の収集を図る。また、関係機関と協力し早急な情報伝達回線の確保を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部）

職員の派遣、防災行政無線、消防無線等による中継、アマチュア無線及び衛星携帯電話等の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について協力を求める。（危機管理部）
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求める。（危機管理部）
- (ウ) 警察は、孤立地域へ警察無線機等を携帯した警察官を派遣する等の対策を検

討する。

イ【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話（株）長野支店）

（ア）携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

（イ）避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時要公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

ウ【市民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら務める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

（1）基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

（2）実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部、総務部）

迂回路による輸送の確保に務めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）市町村からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。

（イ）市町村からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。

ウ【市民が実施する対策】

（ア）孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。

（イ）市民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

（1）基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

（2）実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ【県が実施する対策】（建設部）

（ア）孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。

（イ）市町村が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険

性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者の取るべき措置について指導する。

ウ【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第14節 食料品等の調達・供給活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の状況をいち早く把握し、被災者へより早く食料品等を調達・供給する必要がある。食料品は、各家庭における備蓄及び市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとするが、まかなえない場合は、応援協定市、県、関係団体等との協定に基づいて、食料品等の調達供給活動を行うとともに、仕分け、運搬、炊き出し作業等に民間ボランティア等の協力を得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 災害の規模等により、必要量の食料が供給できない場合は、応援協定締結市、近隣市町村及び県等に要請する。
- 2 備蓄、協定等により調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

- (7) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

a 米穀の市内調達

市内における米穀等の調達先については、市内食糧販売店を優先する。

b 副食及び調味料の調達

副食及び調味料は、配給限度数量との関係において、市長が必要と認める数量、応急配給を必要とする人数、日数等に応じて、調達するものとし、調達先は、「副食類販売店一覧表」のとおりとする。

c 食料供給に必要なその他の物資の調達

食品の加工及び輸送等に必要な物資の調達については、調達先数量等を定め、食料の給与が迅速かつ能率的に行われるよう実施する。

- (4) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 災害対策本部室は災害発生時に、管内市町村からの食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送ができない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食糧の輸送を要請する。（危機管理部）
- (イ) 市からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。また、長野県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努める。（危機管理部）
- (ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。（県民文化部）
- (エ) 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪市卸商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、（一社）長野県LPガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。（産業労働部）
- (オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。（農政部）
- (カ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。（農政部）
- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）
- (ク) 株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社サークルKサンクス、株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき食料の供給を要請する。（危機管理部、農政部）
- (ケ) 株式会社デリックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）
- (コ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)、(ク)及び(ケ)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）
- (サ) 上記(ア)、(イ)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。（危機管理部、健康福祉部）
- (シ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 農林水産省

農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、

災害救助用米穀の引渡しを行う。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するため、各機関は被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動し、また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 市は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行う。

(イ) 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、応援協定市町村、近隣市町村及び県（地域振興局長）、協定関係団体等に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行い、調達した食料を被災者等に対して供給する。

(ウ) 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

市が実施する計画の災害対策本部ならびに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字奉仕団等の労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

ウ【市民が実施する対策】

市民は、手持ちの食糧を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう務める。

3 炊き出し

(1) 炊き出し対象

ア 避難所に収容されたもの

イ 家屋が全半壊（焼）、流出又は床上床下浸水等により通常の炊事ができないもの。

ウ 災害地の応急対策に従事するもの

エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められるとき。

オ 炊き出し予定場所

(ア) 避難所に収容された者に対しては、原則として被災者が避難した避難所とする

(イ) その他の場合にあっては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

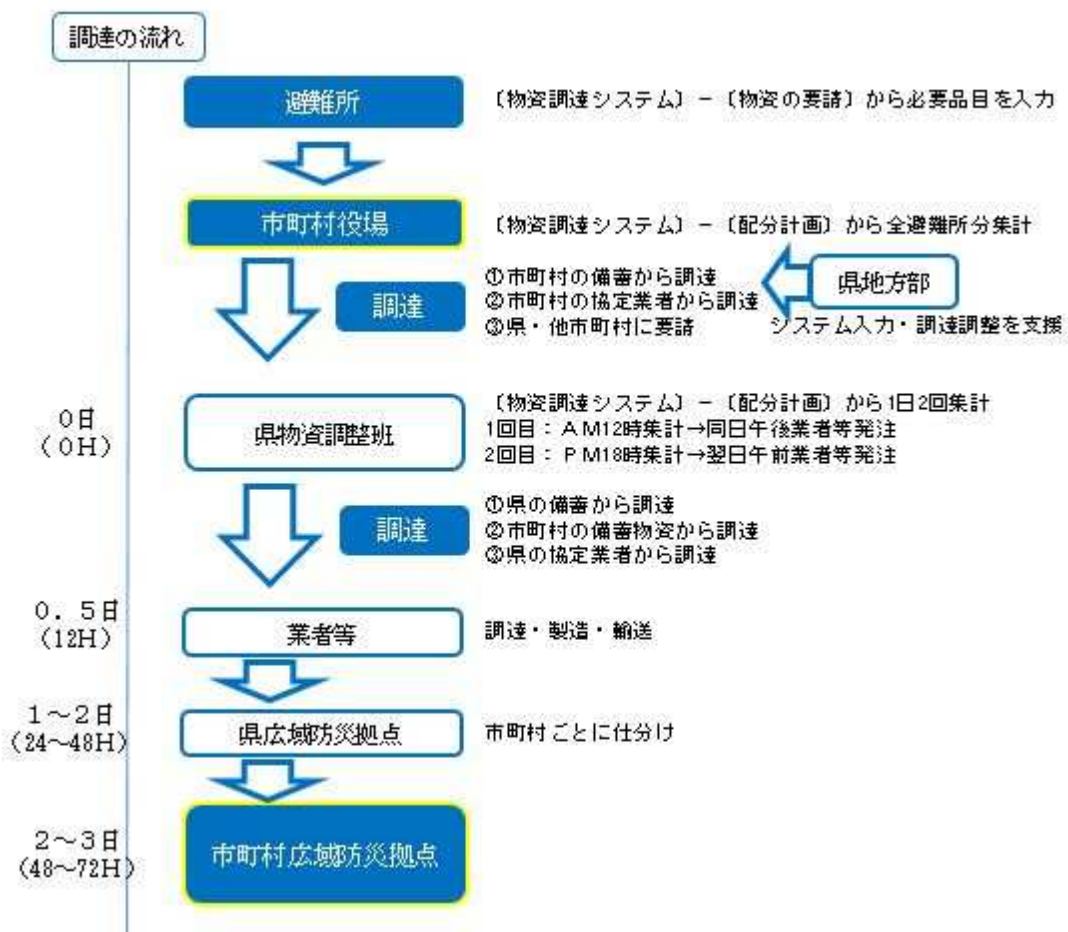
(ウ) 炊き出し協力機関等

(エ) 炊き出し実施に当たっては、自主防災組織、区・自治会、日赤奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

(応急用米穀の供給基準)

配給対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出し等による給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200グラム
2 被災者に対して炊き出し等による給食を行う必要がある場合 2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300グラム

〈食料の調達供給〉



第15節 飲料水の調達・供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、他市町村からの応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等ろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。市で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策計画】（都市建設部、総務部）

- (ア) 水源等の被災状況を点検、確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。なお、水質の保全には注意を払う。
 - a 株式会社キッツマイクロフィルターとの協定により、携帯型浄水器の提供を要請し、避難所等における飲料水の安全性を確保する。
 - b 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定により、緊急時支援自動販売機及び各種飲料水の提供を要請する。
- (イ) 当市で対応が困難な場合は、支援要請を行う。

要請先	要請方法
長野県水道協議会	都市建設部から要請
相互応援協定市	総務部・総務班を通じて要請
県	
近隣市町村	
自衛隊	

イ【県が実施する対策】

- (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。（環境部）
- (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の業者へ応援要請を行う。（環境部）
- (ウ) 地域振興局長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地域振興局の備蓄量を上回る場合は、当該地域振興局は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。（危機管理部）
- (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。（危機管理部）

ウ【施設管理者が実施する対策】

貯水槽、プール等の管理者は、特別な事情がある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に湛水しておくように努める。

エ【市民が実施する対策】

- (ア) ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。なお、必要十分な給水活動を実施し得ない場合は、指定避難所、救急医療機関、給食施設等に対する重点的な給水を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- (イ) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (ウ) 給水用具及び車輛の確保を行う。
- (エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、応急給水袋、パック詰め飲料水等により、1人1日3リットルを供給する。
- (オ) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- (カ) 被災の状況により、当市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (キ) 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行う。
- (ク) 市民に対し、防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関すること、及び井戸水の利用、広報の補助等の協力依頼等の広報活動を行う。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。

- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。
- (ロ) 相互応援要領等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、（公社）日本水道協会に要請を行う。
- (エ) 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。
- (オ) ボトルウォーター「川中島の水」や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。
- (カ) 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。
- (キ) 給水車の出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (ク) 給水区域の市町村と締結した災害協定に基づき、次の取組を行う。
 - a 被災状況、断水状況、復旧見通し等を市町村へ連絡する等情報共有を図る。
 - b 市町村の応急対策方針を踏まえて、市町村と連携して応急給水を行う。
 - c 応急給水活動で水を補給する施設及び設備（配水池、予備水源、安心の蛇口等）を市町村と相互利用する。
 - d 市町村と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。

第16節 生活必需品の調達・供給活動

第1 基本方針

災害発生後、市民の避難所での生活必需品は、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況に応じて県、協定市町村に要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 被害状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、迅速に生活必需品の調達・供給を行い、市で調達できないものについては県への協力を要請する。
- 2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

市及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の数量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部、健康福祉部、産業経済部）

- (ア) 災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等、その態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

(主な給付生活必需品)

種 別	品 目
寝具	タオルケット、毛布等
衣類	下着、靴下、作業着等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ等
食器等	はし、茶碗、ほ乳ビン等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
光熱材料等	マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	防水シート

(イ) 会計班長は、要望に基づき市内業者より調達する。

(ウ) 市単独で調達できないものは、あらかじめ生活物資取扱事業者との協定に基づき調達するほか、県、応援協定市町村等へ要請する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

市からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。特に、要配慮者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部、健康福祉部、産業経済部）

生活必需品の充足状況を的確把握し、必要に応じNPO・ボランティア等の協力を得ながら計画的な配給配送を行う。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、供給・分配について優先的に行う。

(ア) 救助物資配分計画表の作成

配分する救助物資については、市で把握した被災者により、世帯構成員別被害状況表（救助法様式13号）及び物資購入（配分）計画表（救助法様式14号）を作成し実施の適正を図る。なお、物資購入（配分）計画表の限度額は、それぞれの物資の購入価格によるものとし、「災害救助法による救助実施要領の基準」に定める費用の限度額の範囲で行う。

(イ) 配分方法

物資購入（配分）計画表に基づき調達された物資は、各世帯別に包装（世帯主氏名記入）、区・自治会別に分類し、区・自治会役員の協力を得て、当該区（区長・自治会長宅又は区・自治会が指定する場所）へ配分するものとし、避

難所の避難者に対しては、農林班が該当地へ配分する。なお、区・自治会並びに避難所への配分にあたっては、それぞれの責任者に交付する。

(ウ) 配分期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、物資の調達が困難な場合等、期間後も継続する必要がある場合は本部長が別に定める。また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県本部に期間延長について次の事項を電話で連絡し、後日正式に書面で申請する。（申請事項）

- a 延長の期間
- b 延長する期間
- c 延長する理由
- d その他（延長を要する地域ごとの人員）

(エ) 生活必需品の輸送方法

被服、寝具その他生活必需品の調達輸送は、業者が指定場所へ配達することを原則とする。また、被災地帯への物資配分のため自動車等の輸送が必要となった場合は、輸送計画に基づき要請する。（義援物資も含む）

(オ) 作業員雇用方法

労力に不足を生じた場合は、労務供給計画に基づき、作業員の雇用について申請する。

(カ) 供給対象者

- a 住家を滅失したもの
- b 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの
- c 住家が床上浸水、土砂の体制等により一時的に居住することができない状態となったもの
- d その他本部長が必要と認めるとき

(キ) 供給物資

災害予防計画「生活必需品の調達」の給付種目による。

(ク) 集積場所

茅野市運動公園総合体育館に集積する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

市町村の要請に基づき、迅速に供給する。また、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

輸送の方法については、本章第10節「緊急輸送活動」によるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部茅野地区は、災害対策本部と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置、まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。さらに、**歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。**
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時には衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。
また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地、避難所等に保健師、管理栄養士**及び歯科衛生士**を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯、避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食料衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】(教育委員会、健康福祉部)

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健所の置かれる地方衛生班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所の整備に努め、健康相談を行うものとする。
- (ウ) **県と連携し**、要医療及び**慢性疾患患者**に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について、県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。
- (オ) 保健師等の巡回等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策、保健師及

び栄養士が、当該地域の避難所及び福祉避難所等を巡回して避難住民及び災害復旧に従事する者等の健康相談・指導及び栄養指導を行う。また、避難所及び保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。実施の時点は、発災後72時間以内とする。

(カ) 医師による健康診断等

医療機関や交通手段が復旧しない等の場合、必要に応じて諏訪郡医師会に依頼して、集団による健康診断、治療及び予防接種を行う。この場合の実施の時点は、発災後1週間以内とする。

イ【県が実施する対策】（健康福祉部）

- (ア) 被災者の健康管理のため、市町村と連携して衛生班による現地での健康指導等を行うとともに、健康相談、感染症の予防措置等保健衛生面での指導を行い、避難所及び福祉避難所における健康意識の向上に努める。
- (イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ関係機関に、精神科医師等の専門職員から成る災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）又は心のケアチームの派遣を要請するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国（ＤＰＡＴ事務局）に対して他都道府県の災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣調整を要請する。
- (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、医療機関の受診状況や住まいの状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村と連携して以下の対策を行う。
 - ａ 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。
 - ｂ 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。
 - ｃ 提供食品（救護食品を含む）の栄養指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。
 - ｄ 必要に応じ提供食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。
 - ｅ 災害発生の季節・気象状況に応じた食品衛生指導を行う。
 - ｆ 被災を受けた食品等の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災地帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努める。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

エ【市民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に務める。
- (イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとして活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市民環境部・健康福祉部）

(ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。

a 保健班長は、医師会、日赤奉仕団、環境自治会等の協力を得て感染症対策活動を実施する。

b 被害が甚大であり、かつ関係職員のみで感染症対策を実施することが不可能な場合には、諏訪保健所を通じて隣接市町村及び自衛隊の応援を要請して実施する。

c 感染症対策班等の編成及び組織

災害規模及び感染症地区の規模に対応する早期感染症対策を行うため必要に応じ感染症対策班、検病調査班、検水調査班を編成し、防疫対策を講ずる。

(a) 感染症対策防疫班は班長1名班員若干名をもって組織し、被害区域及び状況により増班して、重点地区の防疫にあたる。

(b) 検病調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織し、必要班数を編成して、検病調査にあたる。

(c) 検水調査班は、班長1名、班員若干名をもって組織し、必要班数を編成して検水調査にあたる。

d 感染症対策活動の実施

災害の種別、規模に応じ保健所、医師会、環境自治会等と連携して、所要の措置を講ずるとともに、各家庭における感染症対策を徹底する。

(a) 感染症指導

○清掃及び消毒方法の指導

○ねずみ族・昆虫等駆除地域の指示

○立入り禁止及び通行禁止の指示

○臨時予防接種の実施命令

(b) 消毒

○ 浸水家屋、下水路及びその他不潔場所の消毒

○ 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒

○ 感染病患者発生家屋の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

- 災害状況により、ねずみ族・昆虫等の駆除

(c) 検病、検水調査

- 検病、検水調査の実施
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断の実施

(d) 臨時予防接種

予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を県（知事）の命令に応じ実施する。

(e) 各家庭における感染症対策の実施

- 各家庭における感染症対策及び注意事項の周知
- 感染症上必要な薬剤の給付及びあっせん

(f) 隔離

被災地等に感染症が発生し、又は保菌者が発見されたときの隔離収容措置を実施する。

(g) 感染症対策用資材、薬剤等の調達

感染症対策用資材、薬剤等の確保は、感染症対策用資機材調達先から調達して行う。

- (イ) 感染症発生を未然に防止するため、諏訪保健所及び関係機関と連携した感染症対策活動を行う。また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ感染症予防のための指導をする。

- (ウ) 関係団体の協力を得て、被害状況、感染症対策状況、災害感染症所要見込額を取りまとめるとともに、諏訪保健所長を経由して知事に報告する。

- (エ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- (オ) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。

- (カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。

る。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には、迅速に対応する。
- (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な指導について関係機関に対し指示を行う。
- (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。
- (エ) 実情に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生直後直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。
- (オ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告書を審査した後国へ提出する。
- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。
- (コ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から地域振興局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有し、地域振興局は、当該情報を市町村に対し共有するものとする。

ウ【市民が実施する対策】

市が行う広報、環境自治会を通じての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努

める。また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

第1 基本方針

災害時において行方不明となり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。また、災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索を行うとともに、多数の死者が生じた場合には、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

1 基本方針

- (1) 遺体の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- (3) 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】（総務部・市民環境部）

- ア 遺体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- イ 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については予め選定しておくものとする。また、収容に必要な機材を確保する。
- ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- オ 外国人市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- キ 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの

応援を必要とする場合は、県等に要請する。

(2) 【県が実施する対策】(危機管理部、衛生部、警察本部)

ア 被害が広範囲にわたり、県のみで対応が困難となった場合に備えて、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

イ 市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。

ウ 市町村長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに(社)長野県トラック協会長に応援要請をする。

エ 市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき応援を要請するものとする。

オ 遺体の捜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。

カ 検視(検案)における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。

- (ア) 市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。
- (イ) 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
- (ウ) 医療機関との連携、検案医師、歯科医師等との協力体制を確保する。
- (エ) 葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
- (オ) 検視に使用する装備資機材の整備を行う。
- (カ) 多数遺体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。

キ 検視実施要領を以下のとおりとする。

- (ア) 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行う。
- (イ) 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れがわかる遺体発見表を貼付する。
- (ウ) 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは、速やかに引き渡す。
- (エ) すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。

ク 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。

- (ア) 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
- (イ) 身元を明らかにすることができない遺体は、当該遺体を引き渡したとしてもその後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合において、遺体取扱規則第5条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添えて行い、遺体及び所持品引取書を徴しておく。
- (ウ) 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大

限の努力をする。

ケ 外国籍県民等の遺体の措置については、以下のとおりとする。

(7) 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、遺体取扱規則第2条の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報する。

(イ) 遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

(3) 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、郡医師会、(社)長野県歯科医師会、郡歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

第19節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、生活環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要である。被災した市内のごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿処理対策

(1) 基本方針

主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、茅野市環境自治会連合会においては、茅野市廃棄物再資源協会並びに市内し尿浄化槽汲み取り業者とも協力して被災箇所における衛生的環境を確保するため、廃棄物の収集・運搬・処理活動を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（市民環境部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- (エ) 生ゴミ、し尿等腐敗性廃棄物については、防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに必要に応じて仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (カ) 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。
- (キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認めとめる場合は、県に手配を要請する。
- (ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について、国県補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に諏訪地域振興局へ報告する。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 災害発生後、地域振興局を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行うものとする。（環境部）
- (イ) 市町村等から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、一般社団法人長野県産業廃棄物協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行うものとする。（環境部）
- (ウ) 市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められる場合は、（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行うものとする。（危機管理部）

ウ【市民が実施する対策】

市民は、災害により発生したごみを市が定めた場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（市民環境部、総務部）

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

イ【県が実施する対策】（環境部）

市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により被災市町村、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な取り組み

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 計画の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部）

（ア） 広報啓発活動の推進

（イ） 防犯協会等の自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安定に関する情報提供等の実施

イ【県が実施する対策】（警察本部）

（ア） 災害に便乗した窃盗事犯の取締り

（イ） 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

（ウ） 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り

（エ） 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

（オ） 広報啓発活動の推進

（カ） 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安定に関する情報提供等の実施

（キ） 避難所等への定期的な巡回

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、必要物資の安定供給を図り、被災者の経済的安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（産業経済部、市民環境部）

- (ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (ウ) 情報不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (オ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

イ【県が実施する対策】（企画部）

- (ア) 物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等を防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 調査結果を基に関係機関で対応を協議し輸送ルート確保等在庫不足等の早期解消に向け必要な措置を講じる。
- (ウ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (エ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について、必要な情報を提供する。
- (オ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

ウ【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場及び小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

エ【市民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、P R T R対象物質等の危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに拡大防止のための応急対策の実施
- 4 液化石油ガス施設による、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する主な対策】

(ア) 災害時における連絡（県・市）

危険物施設等において災害における関係機関との連絡体制を確立する。

(イ) 漏洩量等の把握（県・市）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

(ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導（県・市）

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(エ) 周辺住民への広報の実施（市）

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(オ) 避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

(カ) 環境汚染状況の把握（県・市）

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(キ) 人員、機材等の応援要請（県・市）

必要に応じて、他の都道府県・市に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

イ【危険物施設等管理者が実施する主な対策】

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

(ウ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部）

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及び そのおそれがあるときは、次による対策を実施する。

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の

管理者等に対し、製造所等の使用の一部停止等を命ずる。

(イ) 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

a 危険物施設の緊急使用禁止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握に努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所に応援を要請する。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害により、むしろ火薬庫の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部）

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入りを禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

イ【県が実施する対策】

（ア）商工労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

- a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。
- b 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めること。
- c 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させること。

（イ）警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

4 高圧ガス施設応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(7) 商工労働部が実施する対策

- a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。
 - (a) 施設の保安全管理者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。
 - (b) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。
 - (c) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。
 - (d) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。
 - (e) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災の防止の初期消火に努めること。
 - (f) 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。
 - (g) 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。
- b 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。
 - (a) 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。
 - (b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。
 - (c) 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(4) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

5 液化石油ガス施設応急対策

(1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県LPガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制で活動する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】(総務部)

- (7) 被災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対す

る液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して（一社）長野県L Pガス協会に依頼する。

- (イ) 被災家庭、避難所等に対する、迅速な設備の復旧及び臨時供給について関係機関に依頼する。
- (ロ) 避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。
- (エ) 仮設住宅等の臨時供給体制を確保する。
- (オ) 延焼の恐れがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、市民、関係機関に指導する。
- (カ) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制或いは禁止をさせ、市民・車両等の立入り制限を実施する。
- (キ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

イ【県が実施する対策】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）と、冬期（特に積雪期）の困難な条件に対応できる特別体制の実施について、（一社）長野県L Pガス協会に要請する。
- (イ) 延焼等のおそれのある液化石油ガス設備については、消防署等の指導のもとで、容器の回収に努めるよう、（一社）長野県L Pガス協会に要請する。
- (ロ) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、（一社）長野県L Pガス協会に要請する。
- (エ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、（一社）長野県L Pガス協会に要請する。
- (オ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、（一社）長野県L Pガス協会に要請するとともに、地域振興局・市を通じて量販店等の在庫を確認し、確保に努める。
- (カ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他支部及び他県の応援を含めた対応を、（一社）長野県L Pガス協会に要請する。
- (キ) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、（一社）長野県L Pガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒劇物等保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部、都市建設部）

- (ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (ウ) 諏訪広域消防茅野消防署において、吸収材等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 飛散し、漏れ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。
（健康福祉部）
- (イ) 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。（健康福祉部）
- (ウ) 飲料水汚染のおそれがある場合、市等へ連絡する。（環境部）
- (エ) 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）
- (オ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。（警察本部）

ウ【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (イ) 毒劇物等の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部、市民環境部）

- (ア) 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合、諏訪広域消防茅野消防署は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。
- (イ) 汚染のおそれのある区域住民の避難、誘導及び立ち入り禁止措置、緊急避難場所等の広報活動

イ【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区

域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

ウ【放射線同位元素使用者が実施する対策】

放射線同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、人命救助、消火又は延焼の防止に努め施設従業員等の避難誘導をするとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を越えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいるものに避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- (エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周辺には、ロープ等による明示、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 被災建築物に関する情報を把握し、石綿が使用されている可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況調査の実施地域を選定する。（地域振興局）

イ 被災建築物の石綿露出状況調査に必要となる、石綿含有建材に関する知識を有する技術者の派遣人数及び機関について、水大気環境課と協議する。（地域振興局）

ウ 調査を担当する県職員が不足する場合には、職員の派遣を環境政策課に要請する。（地域振興局）

エ 災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。（環境部）

オ 派遣可能となった技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物の石綿露出状況を調査する。（地域振興局）

カ 調査の結果、石綿の露出や飛散の恐れがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に、当該建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。

(地域振興局)

キ 所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、市との連携により、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。(地域振興局)

ク 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。(環境部)

ケ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。(環境部)

コ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。(環境部)

9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

第2.2節 電気施設応急活動

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開並びに、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に、応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部）

電力会社との連絡を密にして、被害状況等の情報の相互交換を図り、復旧体制を確立する。
（事業所の所在及び名称）

名称	所在地	電話番号	業務内容
中部電力パワーグリッド株式会社 諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町 西鷹野町4559-43	フリーダイヤル 0120-984540	中部電力業務計画 による防災業務

イ【電力関係各社が実施する対策】（電気事業者）

- (ア) 業務計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- (ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉

施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況の確認をおこなう。その上で、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定する。

- (イ) 電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないよう調整する。（建設部）

イ【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況の確認をおこなう。その上で、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定する。

- (イ) 電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないよう調整する。（建設部）

ウ【関係機関が実施する対策】（電気事業者）

- (ア) 電力関係各社が実施する対策

- a 市、県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。また、(2)イ、(ア)の場合には、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。
- b 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- c 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
- d 応急工事に当たっては、恒久的工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- e 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

県及び電力会社からの要請に基づき、市の防災無線により、市民に対する広報活動を行う。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握し、市へ情報提供を行う。
- (イ) 電力会社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。
- (ウ) 電力会社からの報告により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、市町村、電力会社と協力して節電の呼びかけを行う。

ウ【関係機関が実施する対策】（電力会社）

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。
 - a 停電による社会不安除去に関する事項
 - (a) 停電の区域
 - (b) 復旧の見通し
 - b 感電等の事故防止に関する事項
 - (a) 垂れ下がった電線に触れないこと
 - (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
 - c 送電再開時の火災予防に関する事項
 - (a) 電熱器具等の開放確認
 - (b) ガスの漏洩確認
- (イ) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市の防災無線等、地域住民に対する周知徹底に努める。
- (ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び市町村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第23節 都市ガス施設応急活動

第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・生ガス中毒等の二次災害防止に努め、市民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入れ体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。そのうえで、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧に当たっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 都市ガス施設応急復旧対策

(1) 基本方針

ア ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

イ 被害が大きい地域にあつては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して、全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。

ウ 復旧対策に関して、市民及び関係機関への広報に務める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部、総務部、企画部）

（ア）市道の被害状況の把握

（イ）掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施

（ウ）市民への広報等

都市ガスの被害状況、供給不能区域、市民の心得等の周知を事業者とともに行う。

イ【県が実施する対策】（建設部）

都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないための調整の実施

ウ【都市ガス事業者が実施する対策】（諏訪ガス（株））

（ア）ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

- (イ) 二次災害の発生する恐れがある場合は、市民の避難等の措置
- (ウ) 復旧人員の確保
- (エ) 復旧資機材の調達
- (オ) 受入れ側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、また応援側にあつては、適時、適切な応援体制
- (カ) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を市民及び関係機関への広報

○事業所の所在及び名称

名 称	住 所	電話番号	業務内容
諏訪瓦斯株式会社	諏訪市小和田南17-5	TEL 52-2511 FAX 58-6427	社防災計画に基づく 防災業務

エ【市民が実施する対策】

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報をする。

2 都市ガス施設応急供給対策

(1) 基本方針

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。また、可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、早期の供給再開に務める。

(2) 実施計画

ア【都市ガス事業者が実施する対策】（諏訪ガス（株））

復旧優先順位を定めるよう復旧計画書の立案及び応急供給工事を実施する。

第24節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 上水道施設応急活動

(1) 基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。その際、緊急度の高い、医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所、避難所等などは優先して行う。

(イ) 復旧体制の確立を行う。

(ウ) 被災の状況により水道事業協同組合に応援協定に基づく支援要請を行う。

(エ) 市民への広報活動を行う。

ア 広報内容

(a) 水道施設の被害及び復旧見込み

(b) 給水拠点の場所及び応急給水見込み

(c) 水質についての注意事項

(オ) 指定工事店等との調整を行う。

イ【茅野市水道事業協同組合が実施する対策】

市との協定に基づき、施設の応急復旧要請に対し、積極的に応ずる。

ウ【県が実施する対策】

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。

(ア) 環境部が実施する対策

a 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。

- b 被災状況の確認を行う。
- c 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。

(イ) 建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないよう調整する。

エ【水道事業者等が実施する対策】

県企業局が実施する対策

- (ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。
- (イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者へ「県営水道指定給水装置工事事業者の指名及び給水装置工事の施行に関する要綱により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。
- (ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行う。
- (エ) 関係する市町村と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。
- (オ) 停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切り替え、燃料の調達、「災害時等の災害対応資機材のリースに関する協定」に基づく資機材の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努める。

第25節 下水道施設応急活動

第1 基本方針

本市の公共下水道は、諏訪湖流域下水道関連茅野市公共下水道（尖石特定環境保全公共下水道を含む）と、単独で処理施設を持つ白樺湖特定環境保全公共下水道（白樺湖下水道組合）がある。施設としては管渠施設、ポンプ施設、汚水処理施設があり、市民が安心して清潔で快適な暮らしをおくるための大切なライフラインのひとつでもあり、一時も休むことのできない重要な施設である。このため、災害時において被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき必要な体制を整備する。引き続き関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な取組み

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、必要な応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

ア 市内全域にわたる下水道施設等について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。このため、下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

イ 災害応急対策に着手するため、下水道施設防災対策マニュアルに定める必要な活動体制をとる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 被害状況等の情報を速やかに収集する。（管渠・ポンプ施設）
- (イ) 下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。
- (ウ) 情報集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。
- (イ) 情報集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害対策職員行動マニュアルに沿って、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずることとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 災害対策本部（下水道施設に係る）の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 災害状況に応じて応急活動実行班を設置する。
- (ウ) 班は応急対策行動マニュアルに基づき必要な行動を行う。
- (エ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。
- (オ) 具体的活動は下水道施設応援対策行動マニュアルに従って行動する。

イ【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害等の災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市及び県は、備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて県、他市町村及び建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水プラグ等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能がマヒした場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

(ウ) 諏訪建設事務所流域下水道課と連携を図りながら、交通規制、応急復旧等を行う。

イ【県が実施する対策】

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水プラグ等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

ウ【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

エ【市民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第26節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関は必要な予防措置及び対策計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 県との連絡確保のため、県防災行政無線の通信確保を行う。
- 2 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 3 東日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線および避難所への通信確保を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の維持確保を行う。
- 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第3 計画の内容

1 県防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に情報伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合は、障害の早期復旧に努め、県及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況を把握する。(危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 通信施設が被災した場合には、県職員と保守業者により復旧活動を行うほか可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保にあたる。(危機管理部、総務部、建設部)
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電までの長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- (エ) 通信のふくそうが発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し、重要通信を確保する。(危機管理部)

2 市防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本計画

災害情報等が円滑に情報の収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部）

- (7) 通信施設が被災した場合は、市職員と保守業者により、復旧活動を行い通信の確保に当たる。

保守業者	NEC ネットエスアイ（株）信越サービスセンター
電話番号	0263-32-8951
	（夜間の場合：カスタマーサポートセンター）
電話番号	03-3457-8951

- (4) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、自家発電の燃料の調達、供給を図る。
- (5) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (6) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。また、アマチュア無線等にも協力依頼する。

3 電信電話施設の応急活動

(1) 基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、関係機関等の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、**楽天モバイル(株)**が実施する対策】

ア 重要通信のそ通確保

- (7) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。
- (4) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (5) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが生じた場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

4 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する対策】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持出し機材・書類の搬出および保管
- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常無線通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用しまたは併用する。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
- (d) 放送回線
- (e) 非常通信協議会加盟通信網
- (f) 長野県防災行政無線電話通信網
- (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署等通信網
- (h) 放送電波
- (i) アマチュア無線局

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。

- a 常設、臨時掲示板による情報提供
- b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
- c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ【信越放送が実施する計画】

(ア) 復旧の優先順位

- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ体制の確保
- b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制（11CH）の確保
- c サテライト局の復旧

d 連絡通信網の確保

(イ) ラジオ対策

a ラジオマスター関係完全マヒの場合

使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。

b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）

(a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。

(b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。

c 放送中継網の確保

本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上局にて対応する。

(ウ) テレビ対策

a 親局（美ヶ原送信所）対策

11 c h 確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。

b 本社（中継車を含む）が全滅の場合

N T T～美ヶ原間にF P Uをセットしネット受けに対応する。

c テレビマスター関係完全マヒの場合

使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。

d 放送中継網の確保

(a) N T T～本社間の回線障害の対策

・キー局の放送受信により対応する。

・N T T～本社間にF P Uをセットし対応する。

・中継映像素材などの各局への送り出しはS N Gにより対応する。

(b) S T L回線障害の対策

・N T T～本社間にF P Uをセットし対応する。

ウ【(株)長野放送が実施する計画】

(ア) 本社演奏所設備が被災した場合

a 商用電力が断たれ場合、非常用発電機（500KVA）で電力供給を図る。

非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機（20KVA）から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。

b 本社～送信所間のS T L回線が故障した場合は、中継用のF P Uを応急に使用する。

c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。

d N T T～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのN T T無線中継所からF P Uにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。

(イ) 送信所が被災した場合

a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機（150KVA現用予備2台）で電力供給を図る。

b 現用（10kw）の送信系が故障の場合は、予備（1kw）の送信系に切り替え放送を確

保する。

- c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。

エ【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。
- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保する。（他の地域の放送は不可能）
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は基幹局の復旧を優先する。

オ【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による要請による広報活動に協力する。

- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保する。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
- (オ) その他の必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。

- (ア) 演奏所の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備およびSTLにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継する。
- (イ) 送信所設備が被災の場合
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
- (ウ) FM中継局が被災した場合
可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧する。
- (エ) 災害地域の情報救済
部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、

災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討する。

キ 【エルシーブイ㈱が実施する対策】

(ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンドが被災した場合

予備機器等を使用して応急措置により送信を確保する。

(イ) 伝送路が被災した場合

幹線については冗長化となっているが、冗長ではない部分が被災した場合は復旧に出向する。

(ウ) 電力の供給が断たれた場合

非常用の自家発電装置により電力を確保する。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

ア 災害警備本部の開設

イ 臨時中継所の開設

ウ 臨時基地局の開設

エ 衛星通信回線の開設

オ 衛星通信車及び応急通信対策車の支援要請

カ 応急用資機材の支援要請

キ 有線応急架設による応急回線の開設

ク 本部代替施設の開設

第27節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応援復旧体制を確立して迅速に対処することが必要である。このため、関係機関は、部内規定等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関係する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

第2 主な活動

1 基本方針

(1) 北陸信越運輸局

ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行う。

イ 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施工する者が、相互に連携・協力するよう調整する。

ウ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

エ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。

(2) 東日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

名 称	所 在	電 話
茅野駅	茅野3506	TEL 0266-72-2242
青柳駅(無人駅)	茅野市金沢青柳	

第3 活動の内容

1 基本方針

(1) 市・県

道路との交差部においては、鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続

きの迅速化を図る。また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が副轄しないよう必要に応じ調整する。

(2) 東日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に務め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象から受け取る環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

2 実施計画

(1) 【市及び県の実施する対策】（都市建設部）

ア 特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、市及び県に協力する。

イ 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動をする場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場がふく轄しないよう調整する。

(2) 【東日本旅客鉄道株式会社が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行い得るよう、これに必要な措置等を定めておく。

ア 被害状況の把握

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておく。

イ 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

ウ 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

エ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害等には緊急使用しうよう、その方法及び運用について、定めておく。

オ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全を確保する。

カ 災害復旧

(ア) 災害復旧の実施方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被るこのとのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

(イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

(3) 【北陸信越運輸局が実施する対策】

ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して必要に応じて、関係列車の非常停止の手配等の指導を行う。

イ 報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに乗客等に提供する。

ウ 復旧の長期化が想定される場合には、速やかな復旧を図るため、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力できるよう調整する。

第28節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の市民等、被災者、滞在者（以下この節において、「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市町村長等から直接呼びかけを行う。なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 市民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部）

（ア）広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、掲示、コミュニティ放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 指定緊急避難場所・避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報

- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報 ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報
- i その他必要と認められる情報

(イ) 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、臨時記者会見室をもうけ、副本部長又は総務部長が災害に関する情報等を発表するとともに、災害対策本部情報掲示板を設け、発表に努める。

(ウ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録集を作成する。

(エ) 県その他機関への広報

県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。

(オ) 放送の送出要請

警報、避難情報等について、エルシーブイ株式会社との「緊急放送に関する相互協定」及び「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」に基づいて、必要に応じて放送の送出を依頼するとともに、県に要請し、「災害時における放送要請にする協定書」に基づき、県から各放送局へ要請する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）

県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には、災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。

(ア) 広報資料の収集

広報資料の収集は、第1節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(イ) 広報活動

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報
- b 応急対策に関する情報
- c 冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報
- d 二次災害の防止に関する情報
- e 医療機関等の生活関連情報
- f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- g 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- h 犯罪防止に関する情報

- i それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
- k その他必要と認められる情報

(ウ) 報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報については、災害対策本部を設置した場合、本部室長の指示により情報発信担当が、それ以外は危機管理部がそれぞれ報道機関等に対し発表を行う。なお、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行うまた、大雨特別警報発表時など、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、知事が直接住民に対して避難を呼びかける。

(エ) 中央官庁その他関係機関への広報

中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。

(オ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

ウ【放送事業者が実施する対策】

(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野、LCV)

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行うものとする。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・LCVに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、市民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国人市民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

オ【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行う。

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

- (1) 基本方針 県、市及び関係機関が相互に綿密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、市民等からの問い合わせ等に的確に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（市民環境部）

(ア) 市民からの相談窓口は、市民班が設置する。

(イ) 必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市の実情に即した相談窓口を設置する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）

市民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課において行うが、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地滑り、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理室）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。
- (イ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）

- (ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地滑り等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。特に、県が指定する地すべり危険箇所については監視体制を強化する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 県砂防情報ステーション等を活用し、警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。
- (イ) 地滑り被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急措置及び監視を行う。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 早期に監視体制を整え、監視体制に関する情報を提供するとともに、地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施するものとする。（建設部、農政部、林務部）
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。（建設部）
- (ウ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。
- (イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生す恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。
- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【市民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。特に、県及び市が指定する土石流

危険溪流については、監視体制を強化する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部、産業経済部、総務部）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。
- (エ) 県と協力し土砂発生状況等を調査
- (オ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市民に提供する
- (カ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施

イ【県が実施する対策】

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村・住民等に提供
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事を実施
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。（建設部）
- (オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ【市民が実施する計画】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示が出された場合、これに迅速に従うものとする。

4 がけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最

小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求めるものとする。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣するものとする。
- (イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

第30節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部、健康福祉部、都市建設部、市民環境部教育委員会）

- (ア) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から市民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、被害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 県が管理、運営する庁舎、社会教育施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。（全機関）
- (イ) 市町村から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。（建設部）

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (イ) 安全性が確保されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【市の実施する対策】（教育委員会）

- (ア) 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- (イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
- (ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村文化財所管部局を通じて指導する。
- (イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。
- (ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施する。
- (エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第31節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。市としては、市道の通行確保にあたることが第一義であるが、応急対策の必要上、国道、主要地方道、県道（以下「国道等」という）の通行確保を緊急に実施すべきときは、国（国道工事事務所）、県（諏訪建設事務所）と連絡を密にし、積極的に協力する。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

- (7) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。

a 緊急幹線道路

- (a) 本市と近隣市町村を接続する幹線道路
- (b) 避難場所に接続し、応急対策活動上重要な道路
- (c) 上記道路と病院等の主要公共施設防災関係各機関等の施設を接続する道路
- (4) 市内の道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (5) パトロール等による巡視の結果をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応

急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路の機能確保を最優先に応急工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

イ【県が実施する対策】（建設部、警察本部、道路公社）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な処置を取る。道路及び橋梁に災害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。
- (ウ) 被害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報を提供する。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を優先に応急復旧工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。なお、措置にあたっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- (ウ) 被害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報を提供する。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が甚大な場合、各関係機関及び隣接県と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

市独自では、応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

イ【県が実施する対策】

(ア) 被害状況を把握し県のみでは、応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関及び隣接県と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

（建設部、警察本部、道路公社）

(イ) 必要に応じ、関東地方知事会・中部圏知事会及び新潟県との応援協定による応援の要請を行う。（危機管理部）

ウ【関係団体が実施する対策】

市からの要請に基づき、茅野市土木建設事業協同組合は協定に基づき、必要な資機材及び人員を提供する。

第3.2節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 他の市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。
異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
- 3 これらを実施するにあたり、河川管理者及び関係機関との密接な協力体制を講ずる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、都市建設部）

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による危害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

ウ【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

2 関係団体の協力

(1) 基本方針

河川施設等応急活動を迅速に実施し、被害を最小限に留めるため防災関係機関との協力体制を強化する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

応急活動を速やかに実施するため、必要に応じて長野県建設業協会諏訪支部茅野分会との連絡調整を行う。

第3.3節 災害の拡大防止と二次災害の防災活動

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係わる二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を実施する。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険個所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。
- (イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部）
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路

利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

(建設部、警察本部、道路公社)

- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。(建設部、警察本部)

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア【危険物関係】

災害の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ【火薬関係】

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。このため、災害時には、火薬類の安全な場所へ移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ【高圧ガス関係】

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

エ【液化石油ガス関係】

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

オ【毒物劇物関係】

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な処置をとる。県は、事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

「危険物関係」

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一次停止等を命じる。

(イ) 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

イ【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じ

た初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

[火薬関係]

ア【市及び諏訪広域茅野消防署が実施する対策】（総務部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

イ【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。（商工労働部）

(イ) 下記のウ（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う（警察本部）

ウ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

[高圧ガス]

ア【市及び諏訪広域茅野消防署が実施する対策】（総務部、企画部）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

イ【県が実施する対策】（商工労働部）

(ア) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。

ウ【高圧ガス製造事業者が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。
- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
 - b 施設の保安責任者は、災害時合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[液化石油ガス]

ア【市及び諏訪広域茅野消防署が実施する対策】（総務部、企画部）

周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ【県が実施する対策】（商工労働部）

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、

（社）長野県エルピーガス協会に要請する。

ウ【（社）長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

エ【液化石油ガス販売事業者が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

[毒物劇物関係]

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部）

- (ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（衛生部）
 - a 災害時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
 - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
 - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- (イ) 緊急時における指示及び応援要請（衛生部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- (ウ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
- (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
- (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
 - b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止対策

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。
- (エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (オ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資機材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

ウ【諏訪広域茅野消防署が実施する対策】

- (ア) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合には、工事箇所の巡視を実施し、危険性が高いと判断された場合は市町村に通報する。
- (イ) 災害発生のおそれがある場合は、市と連携し、速やかに適切な避難誘導を実施する。

エ【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する対策】（都市建設部、産業経済部）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

5 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

緊急点検結果の情報にもとづき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

イ【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害等の危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 砂防ボランティア（斜面判定士）の派遣要請をする。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。

第34節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

災害によりため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を把握するとともに、県に連絡をして、必要な場合応援要請を行い、応急工事に努める。

第2 主な活動

関係機関と調整を図り、被害状況の的確な把握と被害の拡大防止に努める。

第3 活動の内容

1 基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

(1)【県が実施する対策】（農政部）

- ア ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手する。
- イ 応急工事が早急に実施できるよう、市町村及び関係機関に協力する。

(2)【市町村が実施する対策】

- ア 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- ウ 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するものとする。

(3)【関係機関が実施する対策】

- ア ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに市町村へ報告するものとする。
- イ ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。
- ウ ため池管理者は、市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

第35節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等の被害拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疫病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産・流通・加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、諏訪地域振興局、諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農業協同組合、諏訪森林組合等と連携して、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農林水産物被害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術対策指導は、県、市及び農業団体、農業技術者連絡協議会等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疫病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（産業経済部）

(ア) 農業農村支援センター、農協等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底を図り、指導、援助等を行う。

(ウ) 家畜等の伝染病が発生した場合は、家畜保健衛生所、水産試験所等とともに被災農家等の現状把握・検査の実施及び防疫活動を行う。

(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、必要に応じ県に供給対策を要請する。

(オ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を県と共に支援する。

イ【県が実施する対策】（農政部）

(ア) 県及び農業農村支援センターは、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業農村支援センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。

(ウ) 家畜等の伝染性疫病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

- (エ) 被災地における家畜への飼料供給及び生乳の集送体制を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。
- (オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。
- (カ) 必要に応じて、市町村や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入れが必要となる場合には技術支援を行う。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 市等関係機関連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。
- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

エ【市民が実施する計画】

- (ア) 市等が行う被害状況調査や応急復旧措置に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。
- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物被害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産・流通・加工施設等について、速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（産業経済部）

諏訪森林組合等と連携をとり被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ【県が実施する対策】（林務部）

被災状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導等必要な措置をとる。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。（中部森林管理局）
- (イ) 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

エ【市民が実施する対策】

市等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する

第36節 文教活動

第1 基本方針

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という）は多くの児童生徒及び幼児等（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時においては、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。このため、市はあらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び就学援助等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食等の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助、保育料の減免

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という）は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域以内に立地する施設にあつては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

(ア) 市立の学校等において、学校長等は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域以内に立地する施設にあつては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 第一次避難場所への避難誘導

- (a) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (b) 全校及び全園の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

b 第二次避難場所への避難誘導

- (a) 第一次避難場所が危険になった場合は、市の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- (b) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- (c) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を市

教育委員会（以下「市教委」という）又は健康福祉部及び関係機関に報告又は連絡する。

- c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落、などの状況を十分に把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校又は降園の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校又は降園するか保護者に引き渡す等の措置をとる。
 - (c) 災害の状況により児童生徒等を帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。
- d 市は、私立学校等に対して市立学校等の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

- (ア) 県立の学校等において、学校長は風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難指導措置をとる。
 - a 児童生徒等が登校する前の措置台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）その旨連絡する。
 - b 児童生徒等が在校中の場合の措置
 - (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。
 - (b) 市町村長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
 - (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。
また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。
 - c 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
 - (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校等においては、災害時の教育及び保育活動に万全を期するため、教職員及び学校等の施設・設備等を早期に確保し、応急教育及び保育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

- (ア) 市教委及び健康福祉部は災害時における教育及び保育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育及び保育に関する対策について学校等を指導及び支援する。

a 市立学校等施設・設備の確保

- (a) 学校等の施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業及び保育の実施の具体策を立てて応急措置を行う。
- (b) 学校等の施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業及び保育の実施が困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮校舎及び園舎の建設や災害を免れた近接の公立学校及び保育園の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育及び保育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育及び保育活動が行える態勢を整える。

c 学校及び保育園の給食の確保

学校及び保育園の給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、市教委又は健康福祉部と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

なお、次の場合は給食を一時中止するものとする。

- (a) 災害が広範囲にわたり被害が甚大なため、学校給食施設が災害救助のために使用された場合。
- (b) 伝染病その他の危険発生が予想される場合。
- (c) 給食物資の入手が困難な場合。
- (d) 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合。
- (e) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合。

- d 市は、私立学校等に対して市立学校等の対策に準じて適切な対策を行うよう指導をする。

イ【学校長の実施する対策（園長等を含む）】

市立の学校等において、学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育及び保育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委又は

健康福祉部及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育及び保育に復するように努め、教職員に不足が生じたときは、市教委又は健康福祉部と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、市教委又は健康福祉部と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業及び保育に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育及び保育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を決め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業及び保育の再開時には、市教委又は健康福祉部、その他関係者と綿密な連絡のもとに登下校及び登降園の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び児童生徒等の指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲用水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業の再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するように努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校等の施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業及び保育の継続に利用できる残存の教育及び保育施設・設備について調査し、校舎及び園舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業及び保育を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮校舎及び園舎の建設や被災を免れた近接の公立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り授業及び保育の実施に努める。

(カ) 学校及び保育給食の確保

各学校長等は、学校及び保育給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、市教委又は健康福祉部と連絡をとり、必要な措置を講ずる。また、災害の状況に応じ、学校及び保育の給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

(キ) 休校措置

各学校長等は、教育施設が被災し、授業の継続が不可能なときは、教育委員会又は健康福祉部長と相互連絡を取り必要に応じて休校措置をとる。なお、休校措置の決定が登校前にあつては、学校の連絡網、各地区の有線放送及び防災対策本部に連

絡し、防災行政無線（同報系）等により周知を図る。

イ【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(7) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(4) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

- (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の点検
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
 - (b) 施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保
 - (a) 学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。
 - (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

3 教科書等の供給及び保育料の減免等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書等の供与や就学援助、保育料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（教育委員会、健康福祉部）

(ア) 教科書等の供与

a 調達方法

市内学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。また、市における調達が困難な時は、南信教育事務所を経由して県教育委員会に調達の斡旋を依頼する。

b 支給対象者

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

c 支給品目

- (a) 教科書（文部省検定済み教科書又は文部科学省著作教科書に限る）
- (b) 教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材）
- (c) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等）

(d) 通学用具（運動靴、カバン、傘等）

d 支給方法

教科書及び学用品は、現物を支給する。

(イ) 保育料及び授業料の減免（健康福祉部、教育委員会）

保育園の園長は、被災した園児のうち、保育料を納付することが困難な者に対しては減免の措置をとる。

(ウ) 就学援助（教育委員会）

市教委は、被災した児童生徒のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

イ【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

(ア) 教科書の供与

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ) 授業料の減免

a 県立高等学校長は、被災した生徒のうち、授業料を納付することが困難な者に対しては減免の措置をとる。

b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

(ウ) 就学援助

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

4 学校における災害時の措置

(1) 学校長は、災害時における児童生徒の安全な通学を図るため、次の事項を実施する。

ア 災害の状況を児童に周知徹底する。

イ 災害の状況によっては授業を中止し、早退させ、休校措置を講じ登校を停止する。

ウ 安全状況を確認したら直ちに授業を再開する。

エ 通学路の安全な措置を講じ、必要な場合は経路を指定する。

オ 危険場所については、標示して安全を図る。

カ 必要な場合は、集団登下校をする。

キ 災害時の登下校の身支度については、状況に即して整えるように十分指導する。

ク 児童生徒の個々の事情をよく把握し、家庭との連絡を密にする。

ケ 上記の措置については、地域住民の協力と理解を求める。

(2) 学校における防災の計画及び組織

学校長は本計画に基づき、施設に即した学校の防災計画を作成し、生徒児童等の安全及び施設の保護を図る。

○学校における災害時組織基準

班 名	係 名	編 成	任 務
本 部		校長・教頭・本部付職員名・生徒若干名	1 全体の指揮命令 2 外部との連絡交渉
連絡班	警報係	職員2～3名	1 本部状況連絡
	通報係	生徒各学級若干名	2 本部命令伝達
消火班	消火器係 バケツ係	職員数名 生徒各学級若干名	消火器による消火 バケツによる消火
誘導班		職員各学年別若干名 生徒各学級男女各1名	生徒の避難誘導
搬出班		各教室毎に職員1名～若干名 生徒5名～若干名 図書館は図書部員（男）	物品の搬出及び管理
衛生班		看護教諭 職員1～2名 生徒保健部員	傷病者の応急措置

5 P T Aの協力要請

- (1) 災害が発生及び予測されるときは、P T Aの協力を求め、児童生徒等の安全を図る。

○協力組織編成基準

班 別	編 成	任 務
本部	部長1、副部長若干名、部員	1 全体の指揮命令 2 学校との連絡 3 外部との連絡、交渉
連絡班	班長1、副班長若干名、 班員 各地区に若干名	1 災害の状況を学校へ連絡 2 学校からの連絡を各家庭へ伝達
誘導班	班長1、副班長若干名、 班員 各地区に若干名	1 児童、生徒の登下校の安全誘導

第37節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時には、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正な飼養

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと動向避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

2 実施計画

(1)【市が実施する計画】(市民環境部、産業経済部)

- ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。
- ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

(2)【県が実施する計画】

- ア 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。(健康福祉部)
- イ 県は、被災市町村から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。(健康福祉部、農政部、警察本部)
- ウ 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。(健康福祉部、農政部)
- エ 県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼育に関する相談等を行う。(健康福祉部、農政部)
- オ 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、(一社)長野県獣医師会及び長野県動物愛護界に協力を求める。(健康福祉部)
- カ 県は、飼い主とペットの同行避難を円滑に受入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直

し、市町村や関係職員と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。(危機管理部、健康福祉部)

(3) 【飼養動物の飼い主が実施する計画】

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第38節 ボランティア活動の受入れ体制

第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結び付けることが求められる。そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受け入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティア受け入れや活動の調整、資機材の調達・提供を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第3 活動の内容

- 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入にあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、災害ボランティアセンター、ボランティア関係団体や災害ボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（健康福祉部、市社会福祉協議会）

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需要調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のと

れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

- (エ) ボランティアの需要状況について、随時県災害対策本部に報告する。
- (カ) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

イ【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)

- (ア) 市町村、防災関係機関と連携し、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報に提供に努める。
- (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネータが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

ウ【社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体が実施する対策】
市社会福祉協議会等は、県及び市町村災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

エ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク(特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク(N-NET)など)が実施する対策】

- (ア) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。
- (イ) 県及び市町村の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。
- (ウ) 必要に応じて県及び市町村に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

オ【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設

置し、災害ボランティアセンター、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティア活動の支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア【市及び県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

(ア) 県及び市町村は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行う。

(イ) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

イ【社会福祉協議会の実施する対策】（ボランティア連絡協議会を含む）

(ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下、「市町村センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受け入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

(イ) 被災地の市町村社会福祉協議会は市町村と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供を行う。

(ウ) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。

ウ【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び市町村との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 主な活動

1【義援物資】

- (1) 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受け入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担となることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2【義援金】

- (1) 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。なお、県が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定めるものとする。
- (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握し情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（健康福祉部、総務部、教育委員会）

(ア)【義援物資】

- a 市災害対策本部へ義援物資の受入窓口を設置する。
- b 緊急性の高い義援物資が移送困難な状況にあつては、各避難所等での受入れを行い、市災害対策本部へ可能な限り早く受入れの報告を行う。
- c 義援物資を分類し、検収、保管する。（検収は食品等の安性を確認し、保管にも必要に応じて温度管理等を実施する。）保管場所：茅野市運動公園総合体育館

(イ)【義援金】

- a 市災害対策本部へ義援金の受入窓口を設置する。
- b 義援金については、金額を確認し、金庫に保管する。
義援金の受入れ最終窓口 （会計管理者）

○義援物資の分類表

	種 別	品 名	備 考
1	飲料水 食料品等	飲料水、おにぎり、インスタント食品 レトルト食品、缶詰、調味料、サラダ油 粉ミルク等	長期保存可能なもの 常温管理可能なもの に分類
2	衣類・靴	下着類、シャツ、ズボン、セーター 靴下、長靴、サンダル等	男女、サイズ別に 分類
3	寝具類	毛布、布団、枕等	
4	衛生用品類	石鹸、ティッシュ、生理用品、タオル 髭剃り、洗剤、歯ブラシ、歯みがき等	
5	医薬品	傷薬、胃腸薬、包帯、傷バン等	
6	食器・調理 用具類	紙皿、割箸、アルミホイル、ラップ 鍋、フライパン等	使用後洗浄の必要の ない工夫が必要
7	情報通信機器	テレビ、ラジオ、パソコン、無線機等	
8	日用品等	ビニールシート、ロープ、雨具、手袋 ストーブ、ライター等	
9	非常用品類	照明器具、発電機、カセットコンロ、 消火器、拡声器、ローソク等	
10	事務用品類	ボールペン、マジック、ノート、模造紙 セロハンテープ、ホッチキス等	
11	燃料類	石油、ガス、携帯燃料等	
12	義援金	義援金	
13	その他	娯楽用品、嗜好品、大型機械類、自転車等	

イ【県、市及び関係機関が実施する対策】

(ア)【義援物資】

- a 県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- b 県、市町村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。
- c 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

(イ)【義援金】

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

ウ【市民、企業等が実施する配慮】

(ア)【義援物資】

- a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
- b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（健康福祉部）

(ア)【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

a 需要把握

- (a) 義援物資の要求把握は、地区、区・自治会及び避難所（福祉避難所を含む）ごとの要求把握を取りまとめる。
- (b) 区・自治会は最も基本的要求集約単位となり、毎日区・自治会において会議を開いて義援物資の要求をとりまとめる。
- (c) 義援物資保管場所と物資の調整をし、区・自治会ごとの要求数量を調整する。
- (d) 高齢者や障害者等の要求を重点的に把握する。

b 義援物資の配分

- (a) 市災害対策本部で数量調整した義援物資を義援物資保管場所から避難所及び各区・自治会へ搬送する。
- (b) 義援物資保管場所に集まった義援物資を各区・自治会ごとに窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各区・自治会ごとに梱包して搬送し、各区・自治会で配分の窓口を設置する。
- (c) 高齢者や障害者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、区・自治会の役員やボランティア等が直接届ける。
- (d) 避難所（福祉避難所を含む）への搬送は、義援物資保管場所から行う。

イ【義援金】

市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

- (ア) 被災者の認定に基づき、被災の程度に応じ、区・自治会を通じて義援金の配分を行う。
- (イ) 義援金については、区・自治会の役員を通じて直接被災者に手渡す。

3 義援物資及び義援金の募集

(1) 基本方針

義援物資及び義援金への要求情報等にそって、各マスメディアやパソコン通信（インターネット）等を駆使して広く義援物資及び義援金の募集を行う。

(2) 担当部局

ア 義援物資及び義援金の要求把握：健康福祉部

イ パソコン通信による義援物資及び義援金の募集：健康福祉部

(3) 実施計画

ア 市災害対策本部で要求情報を一元化し、各マスメディアやパソコン通信（インターネット）等を駆使して全国各地や海外に義援物資及び義援金の募集を行う。

イ 被災後の10日間はすべての物資が不足するため、緊急性が高い飲料水・食糧品類等、特に必要な分類を重点的に募集する。

ウ 一ヶ月経過後は必要な物資の具体的な品名をあげて募集し、必要に応じて不要な義援物資を情報として流し、受入れの抑制を行う。

エ 日本赤十字や共同募金等の義援金は、基本的に直接被災者へ現金により届けるものであるため、ボランティアの活動資金等に利用できる目的別の募金（例えば災害復興基金等）についても実施していく。

4 ボランティアの活用

本章37節「ボランティア活動の環境整備」参照

5 被災者等への義援物資及び義援金の配分

(1) 基本方針

義援物資及び義援金への配分は、被災の状況や要求等を総合的に判断し、必要性、緊急性、公平性を考慮しながら、区・自治会を通じて配分を行う。

(2) 担当部局

ア 義援物資の配分：健康福祉部

イ 義援金の配分：健康福祉部

(3) 実施計画

ア 市災害対策本部で数量調整した義援物資を10ブロックの物資供給基地へ搬送する。

イ 10ブロックの供給基地から各地区（避難所を含む）へ搬送する。

ウ 各地区に集まった義援物資を各区・自治会ごとに窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各区・自治会ごとに梱包して搬送し、配分の窓口を設置する。

エ 高齢者や障がい者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、区・自治会役員やボランティア等が直接届ける。

オ 義援金については、行政区単位を通じて直接被災者に手渡す。

第40節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市町村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な内容

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 県、市はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

(1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の実態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

(2) 活動の内容

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部）

(ア) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに諏訪地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

(イ) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときには、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(ウ) 市長は、被害等の認定を別表の基準により行う。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 地域振興局長は、本章第2節に基づき被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

(イ) 危機管理部長は、地域振興局長からの被害報告及びその他被害情報に基づき、災害救助法の適用について検討を行う。

(ウ) 知事は、市町村長からの要請及び被害状況に基づき、災害救助法を適用する。なお、災害救助法を適用した場合は、公示、市町村長への通知等直ちに必要の手続きを行う。

2 救助法の適用の判定

(1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

災害救助法の適用基準は、本市の場合、次のとおりである。

- (7) 本市における住家の滅失世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1／2世帯、床上浸水にあつては1／3世帯として換算する。以下同じ。）が80世帯に達したとき。（1号該当）

$$\begin{aligned} \text{滅失世帯数} = & (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼世帯数} * 1 / 2) \\ & + (\text{床上浸水世帯数} * 1 / 3) \end{aligned}$$

- (4) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本市の滅失世帯数が、40世帯に達したとき。（2号該当）

- (5) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、本市の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。（3号前段該当）

- (6) 本市における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- a 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- b 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 適用の手続き

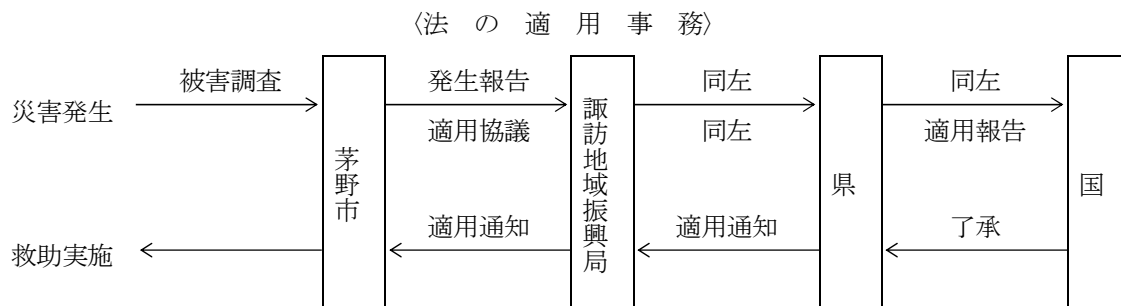
(1) 基本方針

災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

本市における災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を、被害状況報告により知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請するものとする。



※緊急条項（災害救助法施行細則準則第2条）

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は、

適用の事前申請にこだわることなく、速やかに救助法の規定による救助に着手し、その後状況を直ちに知事に報告し、以降の処置に関して知事の指揮を受けることとする。

4 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において、県があたることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものである。ただし、災害の事態が切迫し、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長において自ら救助に着手するものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（全市部局）

(ア) 救助の役割分担

市長は、知事から委任を受けた職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(委任内容)

収容施設のうち、避難所の供与、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、災害にかかった者の救出、学用品の給与、埋葬、死体の搜索及び処理、災害によって居住又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(イ) 救助の実施基準

救助の実施は別表「救助活動要領の基準」により行う。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市町村長に事務の一部を委任する。

なお、市町村長に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市町村と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	市町村に委任する事務
避難所の設置	市町村からの要請による資材調達	その他すべて
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外すべて	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	市町村からの要請による食品の調達	その他すべて
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	市町村管理上水道の受給者への供給
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て

医療及び助産	DMA T等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害に係った者の救助	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他すべて
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	市町村からの要請による資材調達	その他すべて

(イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。

(ウ) 知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお、不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して救助活動を実施する。

ウ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

(ア) 日本赤十字社長野県支部茅野市地区は、知事又は市長の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委任された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

別表

救助の実施要領の基準（概要）

救助の種類	対 象	支出できる費用	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する	設置、維持及び管理のための経費 1 作業員賃金 2 消耗器材費 3 建物等の使用謝金 4 燃料費 5 仮設便所等の設置費	（基本額） 避難所設置費 1 人1日当たり 300 円以内 （加算額） 冬期（10月～3月）については、別に定める額を加算する	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には大幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し居住する住家がない者であって自らの資金では住宅を得ることができない者（世帯単位）	設置戸数 市町村ごとに全焼（壊）又は流失した世帯の3割以内 （整地費、建築費、附帯工事費、作業員賃金、輸送費、建築の事務費）	1戸当たり 29.7m ² を基準とし 2,401,000 円以内とする	災害発生の日から20日以内着工	供与期間2年以内
炊き出し、その他食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水等で炊事のできない者 3 床下浸水で自宅において炊事不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費（器物の使用謝金、消耗品の購入費）	1 人1日当たり 1,010 円以内 被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合は3日以内分 （大人・小人の差別なし）	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与	1 全半壊（焼）、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 2 死亡者、転出者は除く	被害の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具 4 光熱材料	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の区分は災害発生の日をもって決定する 2 後掲表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	備蓄物資の価格は当該地域の時価により現物給付に限ること
医療	災害により医療の途を失った者（応急的に処理する）	1 診 察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看 護	救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実施 病院、診療所又は施術者 国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内	災害発生の日から14日以内	（医療機関による場合）救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者がある場合若しくは救護班が到着しない場合に限る
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）	助産の範囲 1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の 実費 2 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う（輸送作業員賃金は、別途計上）
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの實力により応急処理をすることができない者「世帯単位」（さしあたるの生活に、支障がない場合を除く）	1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な限度の部分 2 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	1 世帯当たり 520,000 円以内	災害発生の日から1か月以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる 2 各世帯ごとに限度額以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又ははき損し就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒）及び高等学校等生徒	1 教科書（教材を含む） 2 文房具 3 通学用品	1 教科書代 小学生及び中学生 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 正規の授業で使用する教材を給与するための 実費 2 文房具及び通学用品 小学生 1人当たり 4,100 円 中学生 1人当たり 4,400 円 高校生等 1人当たり 4,800 円	災害発生の日から教科書1か月以内文房具・通学用品15日以内	1 各人ごとに限度額以内 2 備蓄物資は時価評価 3 入進学時の場合には個々の実情に応じ支給する
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（作業員賃金を含む） 3 骨甕及び骨箱	1 体当たり 大人（12歳以上）201,000 円以内 小人（12歳未満）160,800 円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	1 洗浄、縫合、消毒 2 一時保存 3 検 査	1 1体当たり 3,300 円以内 2 既存建物利用 通常の実費 野外仮設の場合 1体当たり 5,000 円以内 3 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班によること 2 輸送費、作業員賃金は、別途計上
障害物の除去	1 自分では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障を来す場合 3 半壊、床上浸水の世帯数の1割5分以内	除去に必要な機械器具等の借上賃、輸送費及び作業員賃金	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から10日以内	1 実情に応じ市町村相互間において対象者数の融通ができる 2 1世帯ごとに限度額以内
輸送費及び作業員賃金	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実費が認められる期間以内	

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに
全壊（焼） 流失	夏（4月～ 9月）	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
	冬（10月 ～3月）	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
半壊（焼） 床上浸水	夏（4月～ 9月）	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
	冬（10月 ～3月）	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

第41節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 市が実施する対策

ア 観光地での災害時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

イ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(2) 県及び市町村が実施する対策（危機管理部、観光部）

ア 観光地での災害時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

(3) 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 市が実施する対策

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行なう。

(2) 県及び市町村が実施する対策（観光部）

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

(3) 関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

風水害対策編

第 4 章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な内容

- 1 現状復旧か又は計画的復興かの基本方向を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

市は、迅速な現状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する対策】（市全部局）

(ア) 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

(イ) 被害地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。

イ【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

ウ【市民が実施する計画】

市民は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【**県及び市**が実施する対策】（総務部）

県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。**特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。**

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災状況に応じ、他市町村や県からの職員派遣の要請を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 現状及び課題

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度の災害防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【市、県及び公共機関が実施する対策】（市全部局）

- (7) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被害施設の復旧事業を行う。特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (イ) 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (ウ) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- (エ) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務

の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

- (ウ) 地震・大雨等に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害の防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- (エ) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (カ) 被害地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。
- (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について、被災施設の復旧を行うものは、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (ケ) 緊急査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (コ) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。被災地の災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、企画部、都市建設部、市民環境部）

- (ア) 発生した災害廃棄物の種類、性状(可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出をおこなう。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点として活用し、下記事項について留意する。
 - a 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
 - b 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
 - c 環境汚染の防止、市民、作業者の健康管理のための適切な措置を講じる。

(イ) 応援体制

- a 局地的な災害の場合には、収集、処理に必要な人員、機械等について市内の災害の軽度の地区に応援を求める。
- b 災害が広範囲にわたる場合は、状況により近隣市町村から応援を求める。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

- (7) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。
- (イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難になる場合がある。そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

- (7) 市の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。
- (イ) 被災市町村から要請を受けた市は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

イ【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、災害市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも視野に入れた計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備を図る。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進を図る。

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、国、県及び他の市町村との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（市全部局）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を求めながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

イ【県が実施する計画】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うと共に、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に、被災地域を包括する復興計画を作成する。

ウ【関係機関が実施する対策】

市との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア【市及び県が実施する計画】（市全部局）

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。また、地震や津波に被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

(イ) 防災まちづくりにあたっては、二次的な災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを市民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
- c 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る)災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携して、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
- e 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。
- f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

イ【関係機関が実施する対策】

市、県等との連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ【市民が実施する対策】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりであることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。
- (イ) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (ウ) 必要に応じ、特定大規模災害からの復興のために必要な職員の派遣を県に要請する。

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の調達を行うために必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 市及び県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。
- 2 関東財務局長野財務事務所は、必要資金量を調査し、応援資金の貸付を行う。

第3 活動の内容

1 市の資金計画（総務部、企画部）

市が、災害復旧事業を行う場合においては、国及び県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

- ア 歳入欠かん債
- イ 災害対策事業債
- ウ 災害復旧事業債

(2) 地方交付税

- ア 普通交付税の繰上交付
- イ 特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 県の資金計画

- (1) 災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん災害復旧事業を行うにあたって必要な資金を迅速に調達し、掌握する措置を講ずる。
- (2) 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (3) 地方交付税の繰上交付を国へ要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係資金を確保する。

3 市、県の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市、県等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者に対する生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置を講ずる。さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（都市建設部）

（ア） 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

（イ） 災害公営住宅の建設

被災地全域で500戸以上、もしくは、市内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に応急仮設住宅の建設を行う。

（ウ） 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

（エ） 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

（オ） 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

イ【県が実施する対策】（建設部）

（ア） 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けたものに対して、利子相当額の一部を助成する。

（イ） 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象とならない災害復興住宅の建設・補修等を行う者に対し、金融機関と協力して融資を行う。

（ウ） 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

（エ） 既存県営住宅の再建

既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

（オ） 県営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

（カ） 発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施する。また、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよ

う努める。

- (キ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう被災市町村間の調整を図る。

- (ク) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）

被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（健康福祉部、市民環境部）

- (ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地域振興局長へ報告する。
- (ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (エ) 被災者生活再建支援法等の周知を行い、適用された場合は被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 地域振興局長は、本章第2節に基づく住宅被害状況を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度を適用する。なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続を行う。
- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。
- (エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

ウ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支給金の支給事務を行う。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

(2) 実施計画

ア【茅野市社会福祉協議会の実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金制度、により民生・児童委員の協力により生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

イ【市、県が実施する対策】（健康福祉部）

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を行う。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（産業経済部）

市は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため関係機関とともに、被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

イ【県が実施する対策】（商工労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、緊急雇用創出特別基金事業の前倒し実施による緊急的な雇用の創出、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

(ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行う。

ウ【長野労働局が実施する対策】

(ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

(イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を

適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

- (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。
- (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講じる。
- (オ) 労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、生活再建を支援する。

(2) 実施計画

ア【福祉事務所が実施する対策】

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（健康福祉部）

(ア) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

茅野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、災害により精神又は身体に障害を受けた市民に対して災害障害見舞金の支給を行う

(イ) 災害援護資金の貸付け

茅野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

(ウ) 災害見舞金の支給

茅野市罹災者見舞金交付要綱の規定に基づき、市内に発生した災害により罹災した市民に対し支給する。

イ【県が実施する対策】

(7) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者に対して支給する慶弔金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する障害見舞金に要する費用の一部を負担するものとする。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害等により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行うものとする。

(ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付するものとする。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実状、資金の需要状況等を適格に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する対策】

関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

(7) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

(イ) 預貯金者の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法を持って被災者の預貯金払い戻しの利便を図ること。

(ウ) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。

イ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

ウ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長処置をとること。

8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき市税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（市民環境部）

市税の減免等の措置

- (ア) 被災者の市税について、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長及び徴収猶予をするとともに、市民税、固定資産税、国民健康保険税等の減免について茅野市税条例及び茅野市国民健康保険税条例の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

イ【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置を講ずる。

(ア) 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

a 災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

b その他の災害

知事又は地域振興局長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

知事又は地域振興局長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は地域振興局長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

9 医療費の一部負担金の減免、保険料の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（健康福祉部）

市は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、医療給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

イ【県が実施する対策】（衛生部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

厚生労働省関東信越厚生局長野事務局は、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

10 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】（市民環境部）

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被害の状況に応じて、市役所に被災者の総合的な相談窓口として被災者相談センターを開設する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（市全部局）

市職員の他、関係機関へ協力を求め相談員を派遣してもらい、開設運営する。

(ア) 相談窓口の内容

- a 税、保険、年金相談
- b 住宅・宅地の修理、仮設住宅への入居等住宅相談
- c 災害廃棄物相談
- d ライフライン相談
- e 各種貸付け相談
- f 医療・健康相談
- g その他

(イ) 市民に対し、掲示板、防災無線、有線放送、広報誌等を活用して広報を行う。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

イ【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

(ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地域振興局長に命じて被災者相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

(イ) 相談所の所長は地域振興局長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地域振興局長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。

(ウ) 相談所は、原則として地域振興局に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。

(エ) 地域振興局長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるものとする。

(オ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、災害時要援護者にも配慮した適切な手段で広報を行う。

(カ) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 必要に応じて、相談窓口を設置する。

(イ) 市民に対してチラシ等を活用し広報を行う。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林漁業事業者に対する支援

(1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（産業経済部）

(ア) 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。

- a 天災資金
- b 日本政策金融公庫資金
- c 農業災害資金

(イ) 日本政策金融公庫等を通じ、(ア)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。

(ウ) 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

イ【県が実施する対策】（農政部、林務部）

(ア) 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。

- a 天災資金
- b 日本政策金融公庫資金
- c 農業災害資金

(イ) 日本政策金融公庫等を通じ、(ア)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。

(ウ) 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安

定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（産業経済部）

- (ア) 茅野市中小企業融資制度内の各資金の効果的な運用を図る。
- (イ) 長野県、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 政府系金融機関等の支店に対し、被害の実状に応じ貸付け手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会諏訪支所に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

イ【県が実施する対策】（商工労働部）

- (ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。
中小企業融資制度資金（融資）
- (イ) 市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

茅野市地域防災計画

震災対策編

(令和3年度修正版)

茅野市防災会議

□□□震災対策編 目次□□□

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J-1-1～
第2節	防災の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-1-2～
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・	J-1-3～
第4節	茅野市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-1-4～
第5節	被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J-1-5～

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-1～
第2節	情報の収集連絡体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-3～
第3節	活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-4～
第4節	広域相互応援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-5～
第5節	救助・救急・医療計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-6～
第6節	消防・水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-7～
第7節	要配慮者支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-8～
第8節	緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-9～
第9節	障害物の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-9～
第10節	避難の受入活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-10～
第11節	孤立防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-12～
第12節	食料品等の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-13～
第13節	給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-14～
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-15～
第15節	危険物施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-16～
第16節	電気施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-17～
第17節	都市ガス施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-18～
第18節	上水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-19～
第19節	下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-19～
第20節	通信・放送施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-20～
第21節	鉄道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-22～
第22節	災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-23～
第23節	土砂災害等の災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-23～
第24節	防災都市計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】H-2-25～
第25節	建築物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-25～
第26節	道路及び橋梁災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-26～
第27節	河川施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-27～
第28節	ため池災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-28～
第29節	農林水産物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-29～
第30節	積雪期の地震災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-30～
第31節	二次災害の予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・	J-2-31～

第32節	防災知識普及計画	J-2-32～
第33節	防災訓練計画	【風水害対策編】H-2-33～
第34節	災害復旧・復興への備え	【風水害対策編】H-2-34～
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	【風水害対策編】H-2-35～
第36節	企業防災に関する計画	【風水害対策編】H-2-36～
第37節	ボランティア活動の環境整備	【風水害対策編】H-2-37～
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	【風水害対策編】H-2-38～
第39節	震災対策に関する調査研究及び観測	J-2-39～
第40節	観光地の災害予防計画	【風水害対策編】H-2-40～
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	【風水害対策編】H-2-41～

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動	J-3-1～
第2節	非常参集職員の活動	【風水害対策編】H-3-3～
第3節	広域相互応援活動	J-3-3～
第4節	ヘリコプターの運用計画	【風水害対策編】H-3-5～
第5節	自衛隊の災害派遣	【風水害対策編】H-3-6～
第6節	救助・救急・医療活動	【風水害対策編】H-3-7～
第7節	消防・水防活動	【風水害対策編】H-3-8～
第8節	要配慮者に対する応急活動	【風水害対策編】H-3-9～
第9節	緊急輸送活動	【風水害対策編】H-3-10～
第10節	障害物の処理活動	【風水害対策編】H-3-11～
第11節	避難受入れ及び情報提供活動	J-3-11～
第12節	孤立地域対策活動	【風水害対策編】H-3-13～
第13節	食料品等の調達・供給活動	【風水害対策編】H-3-14～
第14節	飲料水の調達・供給活動	【風水害対策編】H-3-15～
第15節	生活必需品の調達・供給活動	【風水害対策編】H-3-16～
第16節	保健衛生、感染症予防活動	【風水害対策編】H-3-17～
第17節	遺体の捜索及び処置等の活動	【風水害対策編】H-3-18～
第18節	廃棄物の処理活動	【風水害対策編】H-3-19～
第19節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	【風水害対策編】H-3-20～
第20節	危険物施設等応急活動	【風水害対策編】H-3-21～
第21節	電気施設応急活動	【風水害対策編】H-3-22～
第22節	都市ガス施設応急活動	【風水害対策編】H-3-23～
第23節	上水道施設応急活動	【風水害対策編】H-3-24～
第24節	下水道施設応急活動	【風水害対策編】H-3-25～
第25節	通信・放送施設応急活動	【風水害対策編】H-3-26～
第26節	鉄道施設応急活動	【風水害対策編】H-3-27～
第27節	災害広報活動	【風水害対策編】H-3-28～
第28節	土砂災害等	【風水害対策編】H-3-29～
第29節	建築物災害応急活動	J-3-29～
第30節	道路及び橋梁応急活動	【風水害対策編】H-3-31～
第31節	河川施設等応急活動	【風水害対策編】H-3-32～
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	J-3-32～

第33節	ため池災害活動	J-3-33～
第34節	農林水産物災害応急活動	【風水害対策編】H-3-35～
第35節	文教活動	【風水害対策編】H-3-36～
第36節	飼養動物の保護対策	【風水害対策編】H-3-37～
第37節	ボランティア活動の受入れ体制	【風水害対策編】H-3-38～
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制	【風水害対策編】H-3-39～
第39節	災害救助法の適用	【風水害対策編】H-3-40～
第40節	観光地の災害応急対策	【風水害対策編】H-3-41～

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	【風水害対策編】H-4-1～
第2節	迅速な現状復旧の進め方	【風水害対策編】H-4-2～
第3節	計画的な復興	【風水害対策編】H-4-3～
第4節	資金計画	【風水害対策編】H-4-4～
第5節	被災者に対する生活再建等支援	【風水害対策編】H-4-5～
第6節	被災中小企業等の復興	【風水害対策編】H-4-6～

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節	総則	J-5-1～
第2節	東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	J-5-2～
第3節	情報収集伝達計画	J-5-3～
第4節	広報計画	J-5-4～
第5節	避難活動等	J-5-5～
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	J-5-6～
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	J-5-7～
第8節	児童生徒等の保護活動計画	J-5-8～
第9節	消防・救急救助等対策	J-5-9～
第10節	警備対策	J-5-10～
第11節	防災関係機関の講ずる措置	J-5-11～
第12節	売り惜しみ・買い占め等の防止	J-5-12～
第13節	交通対策	J-5-13～
第14節	緊急輸送	J-5-14～
第15節	他機関に対する応援の要請	J-5-15～
第16節	事業所等対策計画	J-5-16～

第6章 事前対策活動【南海トラフ地震防災対策推進計画】

第1節	南海トラフ地震臨時情報	J-6-1～
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	J-6-2～
第3節	情報の収集伝達計画	J-6-3～
第4節	広報計画	J-6-4～
第5節	災害応急対策をとるべき期間	J-6-5～
第6節	避難対策等	J-6-6～

第7節	住民の防災対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J-6-7～
第8節	企業等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J-6-8～
第9節	防災関係機関のとりべき措置・・・・・・・・・・	J-6-9～
第10節	関係機関との連携協力の確保・・・・・・・・・・	J-6-10～
第11節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画・・	J-6-11～

震災対策編

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災など大規模災害の経験を教訓に、また市内を通過する活断層等の地震に備え近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、広域、応援協定市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者及び市民等が総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条及び大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、茅野市防災会議が作成する「茅野市地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

また、南海トラフ地震に係わる地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

第4節 茅野市の概況

→ 風水害対策編 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 茅野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 長野県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方行政機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら地震防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの地震防災業務を実施するとともに、相互に助力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 自主防災組織

自主防災組織は、自らの地域の地震災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動と市の行う防災業務に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 茅野市

- | |
|--------------------------------|
| (1) 市防災会議、市警戒本部及び災害対策本部に関すること。 |
| (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 |

- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する情報の伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他、市の所掌事務についての地震防災対策に関すること。

2 長野県

- (1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。
- (9) その他、地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。 イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。

(5) 中部森林管理局 (南信森林管理署)	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安 監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安 監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所松本空 港出張所)	ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 イ 地震防災知識の普及に関すること。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
(14) 長野労働局 (岡谷労働基準監督署)	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(15) 関東地方整備局、 北陸地方整備局、中部地 方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

	(ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供
(16) 中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。

4 茅野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野警察署	ア 地震災害情報の収集、伝達及び広報に関すること イ 治安の確保及び交通の規制に関すること ウ 被災者の救出救護及び避難誘導に関すること エ 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

5 陸上自衛隊 第13普通科連隊（松本駐屯部隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 （第13普通科連隊）	ア 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 イ 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) （茅野郵便局）	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) 東日本旅客鉄道 （長野支社茅野駅）	ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) （関東支社諏訪支店）	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	（東日本電信電話（株）長野支社、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフ

	トバンクモバイル(株)、 楽天モバイル(株) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。
(5) 日本赤十字社 (長野県支部) (茅野市地区)	ア 医療、助産等救助、救護に関する事。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 ウ 義援金品の募集に関する事。
(6) 日本放送協会 (長野放送局)	地震情報等広報に関する事。
(7) 日本通運(株) (長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。
(8) 中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) (諏訪営業所)	ア 電力施設の保全・保安に関する事。 イ 電力の供給に関する事。
(8) 中日本高速道路(株)	中央自動車道の防災に関する事。

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	(滝之湯・池の平・大河原・笹原) ため池、水門、堰の防災に関する事。
(2) ガス会社	(諏訪瓦斯(株)、帝石パイプライン(株)) ア ガス施設の保全、保安に関する事。 イ ガスの供給に関する事。
(3) LPガス	((一社)長野県LPガス協会) 液化石油ガスの安全に関する事。
(4) 路線バス会社	(アルピコ交通(株)) 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事。
(5) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(6) 放送事業者	(エルシーブイ(株)、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。

(8) 医師会 (諏訪郡医師会茅野原 地区幹事会)、歯科医師 会(茅野市歯科医師会)、 看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会 (諏訪薬剤師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県 建設業協会 (諏訪支部茅野分会)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(11) 建築士協会 (諏訪支部)	災害時における応急危険度判定業務の支援に関すること。
(12) (社福)長野県社 会福祉協議会(茅野市 社会福祉協議会)	ア 災害ボランティアに関すること。 イ 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 茅野市区長会	ア 区域内の地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 イ 地震災害、その他災害に対する応急処置の協力に関すること。 ウ 災害時における避難、救助活動の協力に関すること。
(2) 茅野市消防団	ア 地震災害時の防火、救出・救護等の消防業務に関すること。 イ 地震災害情報の収集、伝達及び避難の実施に関すること。
(3) 信州諏訪農業協同 組合	ア 県、市が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。 カ 防災協定に基づく生活物資の調達に関すること。
(4) 諏訪森林組合	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(5) 茅野商工会議所	ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

	イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救援物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。 ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における利用者・入所者の保護、誘導に関すること。
(8) 茅野市赤十字奉仕団	ア 医療等救助、救護活動の協力に関すること。 イ 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
(9) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(10) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(11) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(12) 諏訪農業共済組合	災害時における共済援助に関すること。
(13) 諏訪交通安全協会茅野支部	災害時における交通規制等混乱防止と緊急車両の誘導に関すること。
(14) 茅野市防火協会	防災に関する訓練の実施、広報に関すること。
(15) 茅野防犯協会連合会	災害時の犯罪防止に関すること。
(16) 茅野市建設業会	ア 防災時の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(17) 茅野市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急措置に関すること。 イ 協定に基づく応急措置に関すること。
(18) 茅野アマチュア無線クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること。 イ 協定に基づく情報収集、伝達に関すること。
(19) 自主防災組織	ア 災害時の初期消火等、初動対応に関すること。 イ 単位組織での防災訓練に関すること。
(20) ボランティア協議会	災害ボランティアに関すること。
(21) 柔道整復師会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

第5節 被害想定

第1 過去に発生した災害の特性

1 地震災害の被害状況

「地震災害」とは、地震動によって種々の建造物の被害や地震動による火災、地すべり、洪水等の二次的災害をいう。

過去に本地域に被害をもたらした地震は少ないが、県内で発生した主な災害は次表のとおりである。

○長野県における地震発生状況

平成29年 茅野市防災アセスメント調査結果

番号	西 暦 (日本暦)	発震時	主 な 被害地域	震央の 東 緯 北 緯	M	被 害 の 概 要
1	762. 6. 9 (宝字 6. 5. 9)	—	美濃・飛騨 ・信濃	137. 6 35. 6	7. 4	被害不詳。罹災者に対し1戸につき穀物2斗(36,000cm ³)を賜った。
2	841 (承和 8)	—	信濃	137. 8 36. 6	6. 7	塙家が倒壊した。同年2月13日以前の地震。
3	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	—	信濃北部	138. 1 36. 6	7. 4	山崩れ、河を塞ぎ、のち決壊して北部6郡で被害、流死が多かった。
4	1432 (永亨 4. 9.)	—	伊那	— —	—	長さ22間(43.6m)、幅1間半(3m)ほどの地割を生じた。 (この場所は現在の下伊那郡天竜村福島に当たる)
5	1703. 12. 31 (元禄 16. 11. 23)	2 時	江戸・関東 ・諸国	139. 8 34. 7	8. 2	元禄地震 小県郡塩田で潰家11、死馬1、宮の池の厚さ7寸(21cm)ほどの氷みな割れた。高遠城破損、伊那地方で潰家があった。
6	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	14 時	五畿七道	135. 9 33. 2	8. 4	宝永地震 山本・佐竹で被害大きく、潰家約300、半潰55、死者5人。飯田で潰家70(含土蔵)、半潰168(含土蔵)、松代で潰家80、死者あり。南北両安曇郡にも潰家があった。
7	1714. 4. 28 (正徳 4. 3. 15)	22 時	大町	137. 8 36. 7	6. 4	大町付近に被害甚だしく、全半壊300余、死者56人、山崩れのため姫川満水し、潰家の多くは流失、長野で石垣くずれ、石塔倒れる。
8	1718. 8. 22 (享保 3. 7. 26)	15 時	信濃南部・ 三河	137. 9 35. 3	6. 4	伊那遠山谷で山くずれ、飯田長久寺の唐門倒れた。松本で十数日余震を感じた。
9	1718. 10. 5 (享保 3. 9. 12)	—	飯山	138. 4 36. 9	6. 2	城ならびに民家大破損。多少疑わしい。

10	1725. 8. 14 (享保 10. 7. 7)	14 時	高遠	138. 1 35. 8	6. 1	高遠城の石垣おびただしく倒れる。諏訪及び郷村のうち 36 か村で潰家多数あり。松本で大地震、上田・北安曇地方で強震を感じた。
11	1748 (延享 5. 7. 26) (寛延 1. 7. 26)	15 時頃	高遠	— —	—	高遠城破損。
12	1751. 5. 20 (寛延 4. 4. 25) (宝暦 1. 4. 25)	2 時	越中・越後	138. 1 37. 1	6. 6	松代で城破損。領内全体で潰家 45、半潰 32、山抜け 14 ヶ所、死者 12 人、傷者 42 人。
13	1791. 7. 23 (寛政 3. 6. 23)	20 時	信濃・飛騨	— —	—	松本城の塀 30 間(54m)倒れ、多くの町家、土蔵の壁に亀裂が入る。
14	1841. 4. 22 (天保 12. 3. 2)	12 時過	駿河	138. 5 35. 0	6. 4	松本酒屋・紺屋に被害あり。
15	1847. 5. 8 (弘化 4. 3. 24)	21 時	信濃北部 及 越後西部	138. 2 36. 7	7. 4	善光寺地震 震災地を通じ死者 12,000 人、潰家 34,000、消失 3,500 という。山くずれ松代領内で 42,000、松本領内 1,900 ヶ所。犀川が堰止められ数十か村が水没した。4 月 13 日に決壊洪水を生じた。
16	1847. 5. 13 (弘化 4. 3. 29)	12 時頃	越後頸城郡	— —	6. 5	松代で尾飾山の大岩崩れ落ちる。城下に潰家なし。
17	1853. 1. 26 (嘉永 5. 12. 17)	—	信濃北部	138. 1 36. 5	5. 9	埴田郡上五明村にて 3 戸倒壊
18	1854. 12. 23 (嘉永 7. 11. 4) (安政 1. 11. 4)	9 時頃	東海・東山 ・南海諸道	137. 8 34. 1	8. 4	安政東海地震 飯田で破損家 589、松本で潰家 52、半壊 76、焼失 91、死者 5 人松代藩で住家全壊 152、半壊 576、死者 5 人。諏訪でも多くの潰家があった。
19	1858. 4. 23 (安政 5. 3. 10)	8 時頃	松代	138. 2 36. 6	5. 9	松代城下で半壊・大破あり。村々で家が潰れ、半壊になり傷者あり。山中筋で山崩れ、地裂あり。城内別状なし。上伊那で有感。
20	1858. 5. 17 (安政 5. 4. 5)	—	諏訪	— —	—	上諏訪で 3～4 軒つぶれる。疑わしい？
21	1886. 7. 23 (明治 19)	1 時頃	信濃川筋 信越国境	138. 5 37. 05	6. 1	東頸城郡仁上村で土蔵 4 破損。上水内郡昭岡村で家屋・土蔵の倒壊 2、傾斜 3。その他道路・石垣の破損、山崩れあり。野沢温泉とまる。
22	1890. 1. 7 (明治 23)	15 時 43 分	犀川流域	137. 95 36. 45	6. 3	東筑摩、生板村で家屋・土蔵の破損多く、山崩れ、道路破損、石碑 80～90%倒れる。北安曇郡広津村

						で山崩れ、家屋傾斜、山腹の土地に亀裂を生じた。更級郡信田村・上水内郡津和・小川・北小川村などで壁に亀裂・落石・石碑倒れる等の小被害。北小川村で死者1。
23	1891. 10. 28 (明治 24)	6 時 38 分	岐阜・愛知	136. 6 35. 6	8. 4	濃尾地震 家屋全壊1、半壊5、死者1、傷者2、道路破損18。その他山崩れ、橋梁損落各1。
24	1892. 9. 9 (明治 25)	1 時 42 分	東筑摩郡 寿村付近	— —	—	寿村にて家屋破損、屋根石落ち、石碑倒れる。
25	1894. 6. 20 (明治 27)	14 時 04 分	東京湾 北部	139. 9 35. 7	7. 5	南佐久地方の千曲川沿岸に亀裂・崩壊した所多し。
26	1897. 1. 17 (明治 30)	5 時 36 分	上高井郡 千曲川	138. 2 36. 6	6. 3	須坂、上高井地方で家屋破損、墓石転倒、地割等の小被害があった。4 月 30 日（16 時 02 分）再震。
27	1900. 7. 25 (明治 33)	17 時 29 分	上高井郡 仁礼村付 近	— —	5. 0	仁礼村仙仁地域で石垣崩壊、岩崩れ、壁の剥落ち、上地の小亀裂等あり。8 月中旬まで数十回の鳴動を伴う余震が続いた。群発地震。
28	1912. 8. 17 (大正 1)	23 時 22 分	上田付近	138. 25 36. 4	5. 7	上田で土地の亀裂3、土壁・石垣の崩壊6、屋壁の破損等あり。
29	1918. 11. 11 (大正 7)	2 時 58 分 16 時 03 分	大町付近	137. 9 36. 4	6. 1	大町地震 震害は大町及び付近 5ヶ村に限り、家屋全壊6、半壊破損2, 852、非住家全壊16、小断層あり。2 回目の方が強かった。
30	1919. 3. 29 (大正 8)	7 時 41 分	越後中部	138. 5 37. 1	5. 6	野沢温泉地方で強震。温泉湧出し口の閉止したものあり、石垣崩壊天井墜落等の軽微な被害あり。
31	1923. 9. 1 (大正 12)	11 時 58 分	関東南部	139. 3 35. 2	7. 9	関東大地震 千曲川上流域と諏訪付近で家屋全壊45、半壊176。
32	1941. 3. 7 (昭和 16)	12 時 00 分	中野付近	138. 4 36. 7	5. 0	下高井郡穂波村及び夜間瀬村等で岩石・土砂が崩壊した。
33	1941. 7. 15 (昭和 16)	23 時 45 分	長野市付 近	138. 3 36. 7	6. 2	死者5人、住家全壊29、半壊115、非住家全壊48、半壊122。（長沼地震）
34	1943. 10. 13 (昭和 18)	14 時 42 分	野尻湖付 近	138. 2 36. 8	6. 1	死者1人、住家全壊14、半壊66、非住家全壊20、半壊50。（古間地震）
35	1944. 12. 7 (昭和 19)	13 時 35 分	熊野灘	136. 2 33. 7	8. 0	東南海地震 諏訪市で全壊13、半壊49 異常震域とみられる。
36	1964. 6. 16 (昭和 39)	13 時 01 分	新潟県 粟島付近	139. 2 38. 4	7. 5	新潟地震 千曲川下流の沿岸地帯で軽微な被害あり、傷者2人、住家半壊4、一部破損25、鉄道被害
37	1965. 8. 3～ (昭和 40)		松代町			松代群発地震 地震がはじまってから 1976 年末までに松代で有感63, 097 回、震度5が9回、4が50

						回。被害を伴った地震は52回。全体で傷者15、全壊10、半壊4、山（がけ）くずれ60件。余震の全エネルギーはM=6.4に相当。
38	1968. 9. 21 (昭和 43)	7 時 25 分	長野県北部	138.3 36.8	5.3	信濃町・飯山市・豊田村・三水村・木島平村等で軽微な被害あり。傷者2、住家一部破損217。
39	1984. 9. 14 (昭和 59)	8 時 48 分	長野県西部	137.3 35.5	6.8	長野県西部地震 御岳山八合目から下で大きな土砂崩落と鉄砲水が起こり、死者、行方不明合わせて29人を出した。
40	1986. 12. 24 (昭和 61)	11 時 34 分	長野県東部	138.3 36.3	4.9	丸子町で石積塀・屋根瓦の崩落、北御牧村でブロック塀の崩落等があった。
41	1986. 12. 30 (昭和 61)	9 時 38 分	長野県北部	137.9 36.6	5.9	中条村・信州新町・小川村・大町市・白馬村・大岡村で住家の一部破損・道路被害・橋梁被害・水道被害等があった。
42	1987. 9. 14 (昭和 62)	4 時 13 分	長野県北部	138.4 36.9	4.6	野沢温泉村・栄村で軽微な被害があった。
43	1993. 4. 23 (平成 5)	5 時 18 分	長野県西部	137.5 35.8	5.1	王滝村の県道・村道・林道で直径20～50 cmの落石、書棚ガラス破損などの軽微な被害。
44	1998. 7. 1 (平成 10)	2 時 22 分	長野県北部	137.9 36.6	4.7	美麻・八坂村の一部で住宅等の瓦・壁の一部破損、墓石転倒、道路亀裂などの被害。
45	1998. 8. 7 (平成 10)		穂高岳～槍ヶ岳付近			群発地震と雨による地盤のゆるみにより崩落・落石が起こり、登山道の通行不能発生。
46	1999. 1. 28 (平成 11)	10 時 25 分	長野県中部	137.9 36.3	4.7	明科町で住家の一部破損（屋根瓦崩落）、生坂村の山の上で土砂崩落などの被害。
47	2001. 4. 3 (平成 13)	23 時 57 分	静岡県中部	138.1 35.0	5.1	阿智村で住家一部破損（屋根瓦崩落）1棟。
48	2004. 10. 23 (平成 16)	17 時 59 分	新潟県・長野県・群馬県	138.9 37.3	6.8	平成16年(2004年)新潟県中越地震 栄村・三水村で重傷1、軽傷2、中野市で住家一部損壊7、豊田村で非住家被害1、飯山市・中野市・栄村・木島平村で農作物被害
49	2005. 4. 23 (平成 17)	0 時 23 分	長野県北部	138.3 36.6	4.1	長野市で軽傷1名、須坂市で窓ガラスのひび割れ4件
50	2007. 3. 25 (平成 19)	9 時 41 分	石川県	136.7 37.2	6.9	能登半島沖地震 県内最大震度4
51	2007. 7. 16 (平成 19)	10 時 13 分	新潟県・長野県	138.6 37.5	6.8	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 飯綱町震度6強 飯山市・飯綱町・中野市・長野市

						で重傷 6 軽傷 23、飯綱町・飯山市・中野市・小布施町・長野市・東部町・上田市で家屋一部破損 356
52	2008. 6. 13 (平成 20)	11 時 21 分	長野県 南部	137. 7 35. 9	4. 7	県内最大震度 4 塩尻市軽傷 1
54	2009. 8. 11 (平成 21)	5 時 07 分	静岡県	138. 5 34. 8	6. 5	駿河湾地震 (2009 年) 県内最大震度 5 弱 (泰阜村)
54	2011. 3. 11 (平成 23)	14 時 46 分	東日本	142. 8 38. 1	9. 0	東北地方太平洋沖地震 県内最大震度 5 弱
55	2011. 3. 12 (平成 23)	3 時 59 分	長野県 ・新潟県	138. 6 37. 0	6. 7	県内最大震度 6 強 (栄村) 栄村で死者 3、栄村・野沢温泉村・長野市で軽傷 12、栄村・飯山市で全壊 34、栄村で半壊 169、栄村・飯山市・野沢温泉村で一部損壊 507
56	2011. 8. 1	23 時 58 分	静岡県	138. 6 34. 7	6. 1	震源：駿河湾 県内最大震度 4
57	2011. 6. 30 (平成 23)	8 時 16 分	長野県 中部	138. 0 36. 2	5. 5	県内最大震度 5 強 (松本市) 松本市で死者 1、重傷 2、軽傷 15、松本市で半壊 18、松本市・諏訪市で一部損壊 5, 129
58	2014. 11. 22 (平成 26)	22 時 08 分	長野県 北部	137. 9 36. 7	6. 7	神城断層地震 県内最大震度 6 弱 (長野市、小谷村、小川村) 長野市・大町市・松川村・白馬村・小谷村・信濃町・小川村・飯綱町で重傷 7、軽傷 39、長野市・松本市・岡谷市・中野市・大町市・飯山市・安曇野市・白馬村・小谷村・小川村・飯綱町で全壊 80、半壊 160、一部損壊 1, 787
59	2017. 6. 25 (平成 29)	7 時 02 分	長野県 南部	137. 6 35. 9	5. 6	県内最大震度 5 強 住宅一部破損 22 棟

(注) 地名は当時のもの

2 地震被害の特性

記録に残る茅野市付近に地震被害があったものについての概要をみると、被害地域は高遠又は諏訪に限られる。高遠では、中央構造線の局地的な活動によって1700年代に4回の局地的直下地震が発生している。このような局地的直下型地震は、震央周辺のごく限られた範囲内で被害が発生するため、茅野市域では被害の記録がない。

また、元禄地震・安政東海地震・関東大震災・東南海地震といった海域で発生した巨大地震では、震央から数百キロ離れた地域でも、地盤条件によっては被害が発生する。これらの地震による被害が記録されている地域は、いずれも諏訪市となっている。諏訪盆地は糸魚川－静岡構造線上にあり、東西の断層に挟まれた土地が陥没して形成された諏訪湖周辺には、厚い軟弱地盤が分布しているため、震源から遠く離れていても被害

が発生しやすい。また、地震波が断層と直角に近い方向から諏訪盆地に入射すると、反復反射を重ねて増幅する特性があり、特に東南海地震では異常震域として大きな被害が発生している。ただし、「東南海大地震記録集（東南海地震体験者の会）」によると永明国民学校では、体操場が激しく揺れたものの窓ガラスが少し壊れて落ちた程度の被害との証言が記されており、茅野市内の被害は深刻ではなかった。

3 茅野市内で震度7が想定される地震

茅野市内で震度7が想定される地震は、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）及び糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）の2地震である。震度6弱以上の分布は糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）の方が広いが、より強い揺れとなる震度6強及び震度7の分布は糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）の方が広がっている。また震度6強及び震度7の分布領域は茅野市内で人口が集中する地域であることがわかる。

本調査では、茅野市内でより強い揺れの分布が広い『糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）』を想定地震として設定し、各種被害想定を実施した。

長野県が想定した地震一覧

種類	地震名		参考モデル	長さ (km)	マグニチュード [*]		計算 ケース
					M _j	M _w	
内陸型（活断層）地震	①長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4 ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	②全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	1 ケース
		③北側		84	8.0	7.14	1 ケース
		④南側		66	7.9	7.23	1 ケース
	⑤伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4 ケース
	⑥阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2 ケース
	⑦木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2 ケース
	⑧境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	2 ケース
海溝型地震	①想定東海地震		中央防災会議(2001)	—	—	8.0	1 ケース +経験的手法
	②南海トラフ巨大地震		南海トラフの巨大地震モデル検討会(2012. 8. 29)	—	—	9.0	2 ケース +経験的手法

第2 被害想定

1 災害素因の検討

災害に対する危険性は、災害誘因の特性のみで決まるのではなく、むしろ、当該地域が持つ災害に対する特性によって大いに異なる。この災害に対する特性に関わる要因を「災害素因」という。災害素因は「自然的素因」と「社会的素因」とに大別することができ、このうち「自然的素因」は、急傾斜地や軟弱地盤といった災害の発生・拡大要因となる地形・地盤（条件）のことを指し、「社会的素因」とは、木造家屋の密集地域・危険物施設集中地域といった社会条件によって作られた災害の発生・拡大要因（危険地域）のことである。

2 液状化危険度の予測

(1) 概要

1987年（昭和62年）の千葉県東方沖地震は、九十九里沖の深さ58kmを震源とするM6.7の地震であった。震源がやや深かったことから房総半島の太平洋側でも最大震度5を記録する程度であったが、九十九里浜沿岸域の多くで液状化現象が発生した。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、ポートアイランドや六甲アイランドのような埋立地、沿岸部の岸壁などで軒並み液状化被害が頻発した。

2000年（平成12年）の鳥取県西部地震でも埋立地や港湾施設で液状化が発生し、岸壁などが被害を受けた。特徴的であったのは、干拓地に整備された住宅地の住宅が、地盤の流動化により不同沈下を起こし、大きく傾斜したために全壊となったケースがあったことである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範囲で液状化被害が発生した。震源から遠く離れた地域でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅が傾くなどの被害が生じた。

(2) 予測手法及びその結果

液状化の予測は、長野県が実施した250mメッシュ単位の液状化被害予測結果を用い、微地形分類をもとに50mメッシュ単位に補間して予測した。

宮川が流れる周辺地域では、揺れが大きくなる、ちの、宮川地区に液状化危険度が高い地域が存在する。また、谷底平野が広がる地域でも液状化の危険性がある地区が確認でき、北山及び豊平地区でやや高い地域が存在する。また沈下量は、最大で5cm程度が想定される。（沈下が想定される地区・字名）

- ・ちの地区：上原
- ・宮川地区：新井、中沖、茅野、西茅野
- ・豊平地区：上古田
- ・北山地区：柏原、湯川

3 社会的素因の検討

主に地震災害においては、住宅や都市施設に被害が及ぶと火災や危険物災害等のより高次の災

害危険を発生させることが多い。ここでは、茅野市における社会的素因を調査・検討することにより、被害を受けることより高次の災害を発生させる恐れのある地域（加害危険のある地域）を把握した。具体的には危険物施設や消防水利について、市全域にわたる調査を行った。

(1) 焼失棟数の予測結果

糸魚川—静岡構造線断層帯（南側）の地震による炎上出火及び延焼により焼失する棟数は381棟と想定された。炎上出火は、ちの地区、宮川地区、金沢地区で4件発生し、宮川地区、金沢地区では隣接するメッシュへ燃え広がる延焼となる出火点が確認された。地区別の焼失棟数は、ちの地区4棟、宮川地区で184棟、金沢地区で193棟と想定された。

(2) 想定地震における建物被害の総計

本調査では、揺れ・液状化・土砂災害・火災による建物被害を予測した。

建物被害は液状化、揺れ、火災、土砂災害など、複数の要因で重複して被害を起こす可能性がある。本調査では被害要因の重複を避けるため、「液状化→揺れ→土砂災害→火災焼失」の順番で被害の要因を割り当てるものとした。また、揺れによる半壊被害後に土砂災害の全壊となる場合および揺れ、土砂災害による半壊の被害後に火災焼失となる場合は、揺れ、土砂災害による半壊被害棟数から土砂災害全壊、火災焼失となる棟数を差し引いた（宮川地区、金沢地区は焼失による影響、玉川地区は土砂災害全壊による影響から揺れによる半壊棟数が減少する）。

想定地震における建物被害の予測結果（総計）を下表に示す。糸魚川—静岡構造線断層帯（南側）による全壊建物数（焼失含む）は、4,462件、半壊建物数は4,608件と想定された。

想定地震における建物被害の予測結果（総計）

地区	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊+焼失	半壊
ちの	1	4	1,382	1,093	14	38	1	1,398	1,135
宮川	0	2	1,447	901	25	48	56	1,528	951
米沢	0	0	75	251	7	15	0	82	266
豊平	0	1	110	419	11	23	0	121	443
玉川	0	0	390	923	15	30	0	405	953
泉野	0	0	98	278	6	12	0	104	290
金沢	0	0	708	197	7	14	66	781	211
湖東	0	0	18	160	1	2	0	19	162
北山	0	0	3	120	12	29	0	15	149
中大塩	0	0	9	48	0	0	0	9	48
計	1	7	4,240	4,390	98	211	123	4,462	4,608

(3) 危険物施設の分布状況

危険物施設は、地震時における出火原因のひとつとなる可能性があり、発災時には消火困難な状況に陥る可能性は高い。ここでは、危険物施設における施設災害の危険性を把握するために、茅野市内における危険物施設の分布状況を整理し、危険物施設の多い地域を抽出することとした。

市内の危険物保有施設は、車山・白樺湖周辺・北山・蓼科などの別荘地域と、茅野駅周辺の市街地地区や上川左岸の工場地域に多く分布している。

地震の際に出火危険の高い地域は、軟弱地盤上に位置している（地震動が大きくなる）常時火気使用施設のあるところである。時間帯によっては一般住宅からの出火危険性も高い。また、出火危険ウエイトの高い製造所・簡易タンク貯蔵所・屋外貯蔵所・第1種販売取扱所・一般取扱所・少量危険物貯蔵取扱所のうち、市内に立地するものは一般取扱所および屋外貯蔵所で、12施設が該当する。

危険物施設は、火災が発生した場合に延焼を助長する可能性があるため、木造家屋が密集し出火の可能性が高い地域に、危険物施設が集中するような場合には特に注意の必要がある。本調査で計測した密集街区には不燃領域率 30%未満の延焼危険の高い街区に該当する地区はないため、地震動による危険物施設からの出火延焼の危険性は低いものと思われる。

(4) 消防水利施設の分布状況

通常、消防水利は火災発生時の消火活動に用いられる。しかし、大規模地震により、市内で同時多発的に火災が発生した場合には、消防隊のみで鎮火に当たることは不可能であり、地域住民による初期消火が火災の延焼を防ぐ重要な役割を担うこととなる。

茅野市における消防水利施設の分布状況をみると、防火水槽は、市内の市街地・集落・別荘地のほぼ全域がカバーできるように既に配置されており、また地域によっては河川水の利用も可能である。

4 土地利用の変遷の検討

自然災害は、土地の開発や改変、土地利用状況の変化等に密接に関連しており、土地利用の変化に従って、発生する災害の状況や危険区域も変化・変質する。

○土地利用の変化に伴う危険地域の拡大状況

人工改変によって生じた危険区域	* 蓼科別荘地をはじめとする別荘群の山地への進出により、山林の減少、道路面などの不透水面の拡大が土地の保水量の減少を招き、降雨時において河川の急増水の可能性が生じた。 * 白樺湖周辺のスキー場や蓼科湖周辺のゴルフ場の開発は、山林の減少による土地の保水量の減少を招き、これらを集水域に含む河川は降雨時に急増水の可能性が生じた。 * 開発地内の別荘地内で、切土・盛土による法面のある取付道路は、降雨や地震による法面崩壊が発生する可能性がある。
危険地域へ進出した住宅地等	* 急傾斜地へ進出した別荘群は、土砂を受ける可能性がある。 * 塩沢・鬼場は河道屈曲部の集落であり洪水時における破堤や氾濫の被害を受けやすい。 * 比較的流量の多い支流同士が合流する鋳物師屋・糸萱・上槻木・

	中河原では、豪雨時に河川氾濫の被害を受ける可能性がある。 ＊ 柏原・北大塩は音無川・桧沢川の谷口がひらけた地域であり、降雨時には洪水や土石流の危険性がある。
市街地における 危険要因の集積	＊ 茅野駅周辺の段丘上は、人口・家屋とも高密度化している他、山がちな地形条件から沖積低地への開発が進みつつある。特に、宮川地区の沖積低地は軟弱な地盤が堆積しているため、地震時の木造家屋の倒壊等に留意する必要がある。 ＊ 別荘地の拡大により市街地以外の山地部にも危険物保有施設が分布している。

第3 茅野市における防災上の問題点と課題

被害想定結果をもとに、地域の危険性を総合的に把握し、防災対策上の課題を抽出・整理した。整理した結果を下表に示す。

○防災課題のまとめ

予測項目	防災課題
地震動の予測	糸魚川—静岡構造線断層帯による地震（南側）の地震動の強さは、震度5弱から7の強い揺れに見舞われる予測となった。市街地部分は震度6強から震度7の揺れと想定され、この地区は人口集中地区、木造建物密集地区も含んでいることから、今後このような強地震動に対する防災対策の充実が必要である。
液状化の予測	宮川沿いの地域では、ちの、宮川地区に液状化危険度が高い地域が存在する。また、谷底平野が広がる地域でも液状化の危険性がある地区が確認でき、北山及び豊平地区でやや高い地域が存在する。また沈下量は、最大で5cm程度が想定される。 これらの液状化対象地域において大きな建物被害のおそれがあるわけではないものの、液状化しやすさマップの作成や、液状化によるライフライン被害に備えた自助・共助の範囲での対策の促進などといった取組みが有効である。
建物被害の予測	市内の全建物棟数は 38,280 棟であり、そのうち木造建物は 29,650 棟（77.5%）である。昭和 56 年以前の木造建物は 12,159 棟あり、全建物の 34.4%にあたる。 糸魚川—静岡構造線断層帯の地震（南側）の揺れ・液状化による全壊は 4,241 棟、半壊は 4,397 棟、計 8,638 棟の建物が半壊以上の被害を受ける予測結果となった。 木造建物、特に昭和 56 年以前に建築された建物の所有者に対し、耐震診断の実施を促すよう啓発することや、耐震改修費の助成制度について周知に努める必要がある。

急傾斜地崩壊の予測	市内には急傾斜地崩壊危険箇所が 178 箇所、山腹崩壊危険地区が 11 箇所あり、このうち糸魚川—静岡構造線断層帯の地震（南側）における危険度判定で、「危険性A」と評価されたのはそれぞれ 129 箇所、2 箇所である。また、地震による土砂災害による建物被害数は、重複を除いて全壊 98 棟、半壊 221 棟となった。 今後、地震に伴う土砂災害のみならず、地震後の降雨による複合的な土砂災害についても想定・検討する必要がある。また、危険箇所の情報や、土砂災害のおそれがある場合の避難に関する情報を住民に周知させるよう情報伝達に努める必要がある。
地震火災の予測	冬の 18 時に発生した地震の揺れにより全壊した建物からの出火・延焼、火気器具・電熱器具からの出火・延焼、電気機器・配線からの出火・延焼について想定した。結果は 6 箇所で炎上出火が発生し、うち 4 箇所で延焼出火する予測結果となった。延焼は、ちの地区、宮川地区、金沢地区で発生し、重複を除いた焼失棟数は 123 棟と予測された。 全壊した木造住宅は火災・延焼の危険性が高く、住民による初期消火の徹底が望まれる。消火器具の設置を促進するとともに、防災訓練などにより初期消火に関する知識や技術の普及を図ることが必要である。
人的被害の予測	糸魚川—静岡構造線断層の地震（南側）により、建物の倒壊などによる死者は 221 人、がけ崩れによる死者は 6 人、火災による死者は 8 人と予測された。重傷者を含む負傷者は、建物被害を原因とするものが 2,069 人、がけ崩れによるものが 7 人、火災によるものが 8 人となった。 建物被害の対策として挙げられた住宅の耐震化促進、地震火災の対策として初期消火の徹底を推進するほか、室内の家具・家電の転倒防止策の啓発も必要とされる。また、大量の負傷者に対応するため、迅速な救急・救助活動と医療搬送体制の整備が必要となる。また、住民主体の初期処置を可能とするため、救急・救命に必要な応急手当の知識・技術の普及促進や、医薬品・医療資機材の備蓄といった対策も望ましい。
ライフライン被害の予測	糸魚川—静岡構造線断層の地震（南側）により、停電 32,612 軒、断水 44,192 人、下水道機能支障 52,322 人、都市ガス 590 戸、固定電話 12,885 軒の被害が想定された。 ライフラインの機能停止は生活支障に直結し、避難者を生み出す原因となる。特に、上水道の停止は避難者発生要因となるため、上水道施設の耐震化や老朽化した水道管の更新、応急給水の迅速な実施といった対策の強化が望まれる。また、自助・共助の範囲での対策として自宅内、あるいは自主防災組織単位での備蓄を促進するよう啓発を行うことも必要である。 下水道の機能停止では、トイレが使用できないことによる生活環境の不安や衛生面の悪化による疾病の発生といった問題がある。仮設トイレの設置や簡易トイレの備蓄などといった対策の促進が望まれる。

交通施設被害 の予測	長野県及び茅野市が指定する緊急輸送路の総延長 105km に対し、15 箇所の道路被害が予測された。緊急車両や防災関係機関の活動利用や避難所につながる緊急輸送路の被害は、応急対策活動全般の妨げとなるため、橋梁、盛土、法面等の点検などを通し、道路被害の抑制に努める必要がある。 鉄道路線の被害では、総延長 9.9km に対し、28 箇所の被害が予測された。鉄道の被害は、出張者・観光客等の帰宅困難者の発生要因となりうるため、鉄道事業者などと協働した対策が望まれる。
避難者数の予測	避難者数の想定は建物被害と上水道の断水による原因から算出した。 避難者が最大となる地震発生 2 日後には、17,908 人となり、市の人口の約 32%が避難者となる想定である。そのうち 50%の 8,956 人が避難所避難者となる。市の全避難所での合計収容人員は、20,739 人（基本避難所 12,418 人、補完避難所 8,321 人）とされており、全市でみると避難者の収容力は足りているが、地区ごとでは不足する地区があることが予想された。 このことから避難者の発生を抑制する必要がある、ライフラインが停止した場合でも住宅が無事である住民が避難所生活の必要が無いような対策を講じる必要がある。ライフライン被害での対策と同様、自助・共助レベルでの備蓄を促進するよう啓発に努めることが必要である。
避難者等に対する 備蓄品	市では、災害発生に備えて防災倉庫に様々な物品を備蓄している。このうち、飲料水は 7,080ℓ、備蓄食 6,148 食、毛布 3,100 枚を市内 16 箇所の備蓄倉庫に保管している。また、給水車 2 台（1,500ℓ）を所持しており、応急給水にあたる。 避難者数に対して、公的備蓄の配布の過不足を検討したところ、圧倒的に不足する結果となった。このことから、公的備蓄に頼り切らないよう、自助・共助による 3 日間の備蓄を強く啓発することが必要である。また、市としても他自治体、企業と協定を結び、早期に生活必需品が確保できる体制に努めていくことが必要である。

震災対策編
第 2 章

災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。

また、首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、県及び市町村の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

また、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを図る。地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取り組み

- 1 施設等に耐震性の確保、市土保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い都市基盤づくり

(1) 現状及び課題

市内には地震の発生する可能性の高い活断層の糸魚川－静岡構造線があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な都市基盤の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市全部局）

(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の建造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン（防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）〕や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（市全部課）

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

なお、事業の実施については、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- b 不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。
- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。
- d 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置については、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発については、十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作製・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行い、職員、市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
- b 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
(別記参照)
- d 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制を構築し民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。
- f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- g 随意契約の活用による速やかな災害応急隊対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼

性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、**国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ**、無電柱化の促進を図る。

b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、防災街区整備事業、土地地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」及び「第二期県有施設耐震化整備プログラム（平成28年3月策定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努めるものとする。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努めるものとする。

b 住宅等をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。

d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供

給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。
 - d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図るものとする。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。
 - c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作製・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力向上を図る。
 - b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図る。
 - c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
(別記参照)
 - d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
 - e 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。
 - f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
 - g 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助

実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

h 随意契約の活用による速やかな災害応急隊対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

j 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集整理し、リスト化を行うよう努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数のものが利用する施設等における安全確保対策及び発災地の応急体制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被害は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

b ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

c 関係機関との密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。

d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 地質、地盤の安全確保

施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力向上を図るものとする。
- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進については、公共用地等の活用を図るものとする。
- c 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。(別記参照)
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。
- f 他、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(別記)防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編 参照

3 災害危険箇所の把握

(1) 現状と課題

本市区域内における災害危険区域、箇所は長野県地域防災計画に基づくもので、地滑り危険箇所(長野県建設部所管)6箇所、地すべり危険地区(長野県林務部所管)1箇所、山腹崩壊危険地区23箇所、崩壊土砂流危険地区30箇所、民有林林道における災害発生危険箇所5箇所、土砂崩壊危険箇所14箇所、急傾斜地崩壊危険箇所179箇所、土石流危険渓流118箇所、砂防指定地17箇所、重要水防区域27箇所、合計420箇所が把握されている。

また、市独自の危険箇所調査では、水防上の危険箇所25箇所、急傾斜地危険箇所30箇所、で合計55箇所が把握されている。これらの危険区域や箇所は台風や集中豪雨等で災害に発展することが予想されるので、事前に把握、調査をしておき、災害発生を未然防止するとともに災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

〔資料8〕 茅野市災害危険箇所総括表

〔資料9〕 県防災計画における災害危険箇所総括表

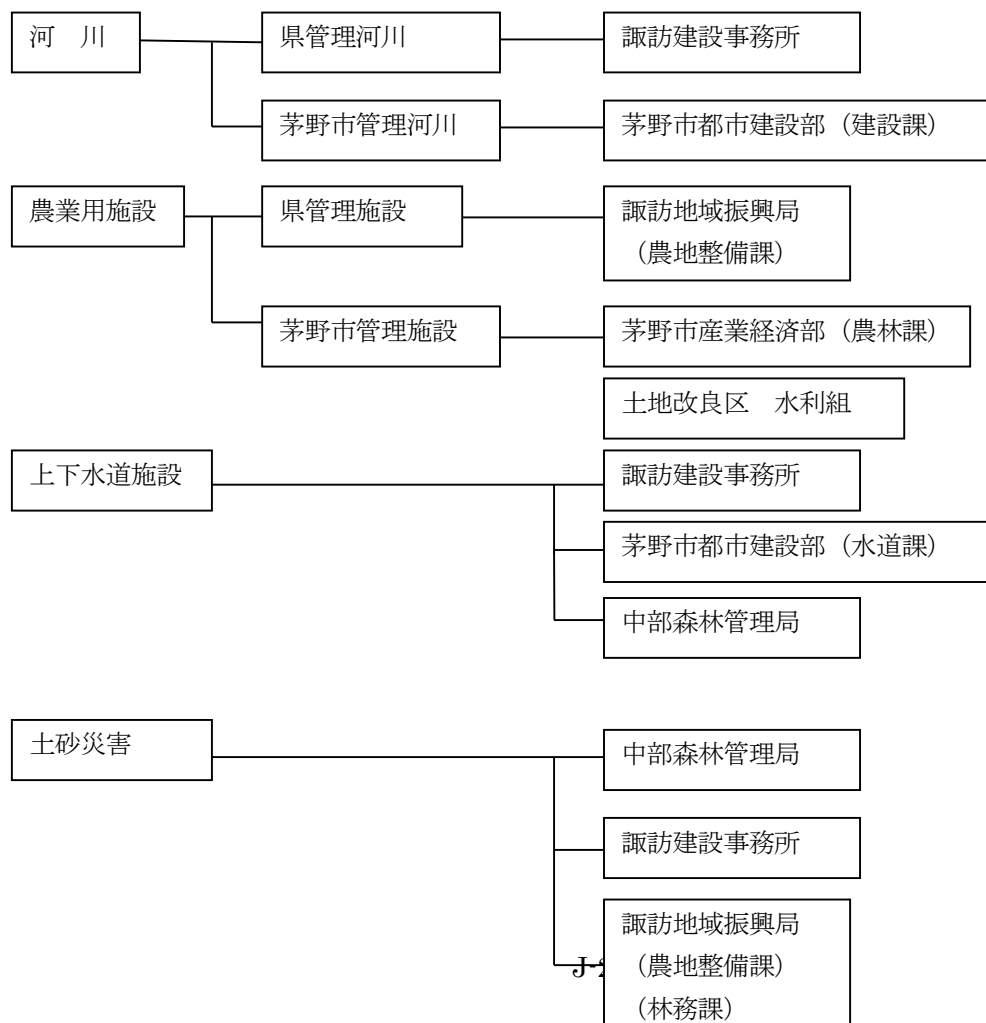
(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(都市建設部、産業経済部、総務部)

災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

- (ア) 土砂災害警戒区域…………… 都市建設部・産業経済部
(うち土砂災害特別警戒区域) …………… (都市建設部・産業経済部)
- (イ) 地滑り危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (エ) 土石流危険箇所 農林水産省所管のもの…………… 産業経済部
 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (オ) 浸水想定区域 国土交通省所管のもの…………… 都市建設部
- (カ) 重要水防区域…………… 都市建設部
- (キ) 水防上重要な水門及びため池……………消防署・産業経済部・都市建設部
- (ク) 道路橋梁など…………… 都市建設部
- (ケ) 危険物貯蔵所……………消防署

(防災関係機関別の危険箇所の把握体制)



第2節 情報の収集・連絡体制計画

第3節 活動体制計画

第4節 広域相互応援計画

第5節 救助・救急・医療計画

第6節 消防・水防活動計画

第7節 要配慮者支援計画

第8節 緊急輸送計画

→ 風水害対策編 参照

第9節 障害物の処理計画

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊の加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることがから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 各種施設等の所有者又は管理者は、災害を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

道路、河川等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて措置を講じるとともに、障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるが、これからの確保体制を整備しておく必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部、産業経済部）

ア 茅野市建設業協同組合、長野県建設業協会諏訪支部茅野分会等と災害協定を締結し、応急対策に備える。

〔資料50〕災害時における応急対策協力に対する協定書（長野県建設業協会諏訪支部茅野分会）

イ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する

ウ 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る

(2) 【県が実施する計画】（各部局）

ア 倒木処理に係わる市町村の体制づくりを支援する。（林務部）

イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。（農政部）

ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。（建設部）

エ 建設業協会等と業務提携を締結し、応急対策に備える。

オ レッカー車、クレーン車等の保有業者の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとと

もに、排除物件の保管場所確保を行う。（警察本部）

カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保有場所を確保する。（警察本部）

キ 業者に対する車両、要員等除去体制及び能力の充実を依頼する。

(3) 【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する

(4) 【市民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第10節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

ア 県及び市は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

イ 地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

ウ 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

エ 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐ

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

に避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市が実施する計画】

- (ア) 県及び市は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。
- (イ) 県及び市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。
- (ウ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。
- (エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
 - a 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
 - b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (イ) 避難計画の作成
 - 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
 - a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
 - b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法（避難指示、高齢者等避難については第3章第12節を参照）
 - c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護

f 指定避難所の管理に関する事項

- (a) 避難の受入中の秩序保持
- (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務

g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する出前講座
 - 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - 防災行政無線による周知
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報
 - LCVとの協定による臨時災害放送

(ウ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ【県が実施する計画】

- (7) 災害時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立な

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

ど防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。（健康福祉部、県民文化部）
- (ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブシーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・健康福祉部・農政部）
- (オ) 市が策定する避難計画について、市地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。（危機管理部）
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。（警察本部）
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。（危機管理部、警察本部）

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。（全機関）
- (イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ロ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

- (ア) 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。
- (イ) 駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整え、とともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (オ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（県有施設管理部局）

- (ア) 県有施設について市の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- (イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定 避難

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- (ウ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、

停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保の

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

ために、専門家、**NPO・ボランティア**等との定期的な情報交換に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（県有施設管理局）

- (ア) 市の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。）を示すよう努めるものとする。（危機管理部）
- (イ) 県有施設について市の指定避難所の指定に協力する。（県有施設管理局）
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。（県有施設管理局）
- (エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。（県有施設管理局）
- (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため県及び市は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校のエ教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、（公社）長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b （一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送

っている者をいう。以下同じ。)

イ 親戚宅等避難者(親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】

在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

6 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下、この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施することから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市(教育委員会)が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

イ【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画(教育委員会)

a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

c 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (a) 地震対策に係る防災組織の編成
- (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関への連絡方法
- (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 震災後における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすきに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理（教育委員会）

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ

震災対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難の受入活動計画

保護者に連絡し周知徹底を図る。

b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

- (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
- (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
- (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
- (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

- 第1 1 節 孤立防止対策
- 第1 2 節 食料品等の備蓄・調達計画
- 第1 3 節 給水計画
- 第1 4 節 生活必需品の備蓄・調達計画
- 第1 5 節 危険物施設等災害予防計画
- 第1 6 節 電気施設災害予防計画
- 第1 7 節 都市ガス施設災害予防計画
- 第1 8 節 上水道施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第19節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・更新を図る。
- 5 管渠及びポンプ施設の排水系統の二重化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

ア 市内の下水道普及率は96%を越え、当初に整備された管路施設で、老朽化基準の30年を超える古い管渠も、毎年増加をしてきている。これらの管渠の布設替えも含め耐震構造化や点検等による危険箇所の早期発見、修理補強の必要がある。

イ 汚水処理施設(白樺湖浄化センター)においては、保有する薬品、燃料等による二次災害が発生しないよう十二分に配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】(都市建設部)

ア 重要な管路施設及び汚水処理施設のうち、地盤が軟弱な地域に布設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに整備する下水道施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

ウ 管路施設の耐震対策

既存施設の全てに耐震対策を講ずることは困難であるが、ある程度の被害を受けても下水排除について最小限の機能を確保することは必要である。次のような下水道幹線管渠を優先して地震対策を講ずるものとする。

(ア) 諏訪湖流域下水道の幹線に直結する公共下水道の幹線管渠

- (イ) 河川、軌道等を横断する幹線管渠
- (ウ) 復旧が極めて困難と予想される幹線管渠
- (エ) 各処理地区の硫化能力を確保するために必要な幹線管渠

以上の他、既存施設の点検を行い、整備事業当初の老朽化が著しいものについての補強、更新整備を図っていくものとする。

エ ポンプ施設、汚水処理施設の地震対策

ポンプ施設や処理場では震災時においても最低限の機能としての排水機能を確保する必要があるため、放流先の状況や地域の実情を十分に考慮した上での簡易処理や消毒処理についても検討しておくこととする。

また、停電や断水による二次的災害に対しても速やかな対応ができるよう適切な対策、工法等の採用により耐震性の向上に努め、被害を最小限に食い止める必要がある。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、水道課及び関係業者の手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】(都市建設部)

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくこととする。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制や民間業者との協力体制を確立しておくこととする。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となるこれらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄しておく必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】(都市建設部)

発電機、ポンプ、止水栓、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整及び保管が義務づけられている。

下水道施設等が震災等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から确实かつ迅速に、データの検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】（都市建設部）

下水道施設台帳の適切な調製・保管に努める。また、必要に応じて台帳の電子化(データベース)を図り、确实かつ迅速なデータ検索等ができるようになるまで情報化を推進する。

5 管渠及び汚水処理施設のバックアップ機能の確保

(1) 現状及び課題

下水道は、市民の生活に欠くことのできないものとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災した場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

(2) 実施計画

【県(諏訪建設事務所)及び市が実施する計画】（都市建設部）

必要に応じての管渠施設の多重系統化、分散化、さらに汚水処理施設の最低限の機能保持のため、その代替性の確保に努めるものとする。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 市防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 移動系

昭和59年度から導入し、デジタル化の更新事業に伴い、平成28年度に避難所として指定している市内全小中学校、保育園、市関係施設、別荘等の管理事務所、市内の全区・自治会に、トランシーバー型の携帯機を配備し充実を図り、令和4年度末の時点で、基地局・固定局を含め、225台の移動系防災行政無線を運用している。

イ 同報系

(ア) 災害時に、全市一斉緊急通報を行うため、昭和60年度から3ヶ年間整備し、デジタル化への更新工事を平成27・28年に実施して、屋外拡声受信装置(子局)は増設分を含め185基設置した。

また、デジタル化への更新工事に併せ、防災無線を聞くことができる区内放送施設整備の充実及び同報系戸別受信機の配備を促進し、令和3年度末の時点で、99の区・自治会で防災無線を聞くことができる区内放送の整備を完了したが、更に普及を図る必要がある。

(イ) 同報系戸別受信機を設置していない場合に、市防災行政無線の放送内容を聞き直すことができる「フリーダイヤル(0120-610254)を開設した。

ウ 放送が聞こえにくい地域等の解消

平成13年度に防災行政無線放送ダイヤル「こうほうちの」を開設し、平成15年度は「防災メール配信」を開始、平成17年1月には「ビーナチャンネル」での配信もできるようになり、聞こえにくい地域及び観光客等への災害情報等の配信を図っている。

エ その他の情報伝達手段

(ア) 市防災行政無線に連動し、内容を文字化してSNS等で通知するシステムを運用している。通知連動先は以下のとおりである。(令和4年4月現在)

- a 防災行政無線メール配信サービス
- b 茅野市LINE公式アカウント
- c 信州諏訪LCV FM769
- d 信州防災アプリ

(イ) 諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に備え、「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」を諏訪広域連合とエルシーブイ(株)で締結している。加えて、インターネットを利用した「公共情報コモンズシステム」や携帯電話会社3キャリアのサービスである「緊急速報メール(エリアメール等)」を運用している。

〔資料13〕市防災行政無線の設置状況

〔資料17-2〕臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(総務部、企画部)

ア 国から時間的余裕のない事態の発生を知らせる緊急情報(緊急地震速報等)が発せられた場合に備え、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備・運用し、同報系防災行政無線を自動起動することにより市民へ直接伝達することができるよう、常時運用可能な状態に維持する。

イ 市民への情報伝達手段として有効な同報系防災行政無線が、区内放送施設の屋内戸別受信機で受信できるよう、時限付きで整備に必要な費用の補助金を増額する。

ウ 同報系防災行政無線の難聴地域については、フリーダイヤル「こうほうちの」、防災メール配信及びビーナチャンネル等より難聴地域を解消していく。

エ 防災行政無線が災害時に運用できるように、機器の保守管理を十分に行い、また、耐

震性の強化に努める。

オ 移動系防災行政無線の運用について、多くの職員が取り扱えるように、通信訓練を実施する。この場合、活動体制計画を考慮し、災害時に運用要員が不足しないよう、各部署において複数の職員に対して訓練（教育）を行う。

訓練内容

- 平常業務における運用を積極的に進める。
- 多くの職員を対象に通話試験を実施する。
- 他の機関と連携した通信訓練を実施する。
- 総合通信訓練を年2回程度実施する。
- 通信用マニュアルを作成し関係部署へ配布する。

カ 市防災行政無線のデジタル化による、地域防災系の防災行政無線の導入を計画的に推進し、災害時における指定避難所及び緊急時の避難場所との通信手段を構築する。

また、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える無線施設の整備を推進する。

3 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

県と市町村及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

- ア 各無線通信施設の耐震診断を実施済である。
- イ 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。
- ウ 各無線局の通信機器の据付にあたっては転倒防止・揺れ止め施工をしている。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図る。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）
- (イ) 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。（危機管理部、建設部）
- (ウ) 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）

- (エ) 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。
(危機管理部、総務部、建設部)
- (オ) 通信機器の動作状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス(震度6弱)を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部、企画部)

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【県が実施する計画】

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信ふくそう対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

- (ア) 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策
 - a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施するものとする。
 - B 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強するものとする。
- (イ) 電気通信設備の停電対策予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図るものとする。
- (ウ) 設備監視体制 通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立するものとする。
- (エ) 重要ファイルの管理 交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図るものとする。
- (オ) 緊急受付窓口の強化 災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立するものとする。

- (カ) 災害時優先電話の活用 現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。
- (キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。
- (ク) 被災状況の早期把握 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。
- (ケ) 危機管理、復旧体制の強化
 - a 社内情報連絡ツールの充実
 - b 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- (コ) 電気通信設備の停電対策 移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努めるものとする。

5 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（松本支局）

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

- ・放送施設、局舎の耐震補強

イ 信越放送㈱

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。

- (イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

- (ウ) 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。
- (エ) 毎年、冬季前に無電設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の耐震性について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分耐震構造だが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の耐震性について

社屋は平成3年竣工であり新基準により建設されているため耐震性は十分ある。

(イ) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の耐震固定の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

(エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ エルシーブイ(株)

非常災害に際し、テレビ・ラジオの放送を確保する為に「緊急時対応マニュアル」を策定し、以下の措置をとっている。

(ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンド自家発電又は無停電電源装置を設置し停電時に備えている。

(イ) 線路設備

各増幅器の給電には、停電時に備えてバッテリーを装備している。

(ウ) 非常災害訓練

非常時には迅速な体制が取れるように訓練を実施している。

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）等の耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を推進する。

イ【信越放送(株)が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ【(株)長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ【(株)テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

- (ア) 設備の耐震基準（震度4以上）の見直しを行うものとする。
- (イ) STL送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
- (ウ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行うものとする。
- (エ) 演奏所電源系改修を行うものとする。
- (オ) STL非常回線の設置を検討するものとする。
- (カ) 非常用送信機設置等を実施する。

キ【エルシーブイ(株)が実施する計画】

放送施設が被災した場合は、状況を把握し放送継続のための対応を含めた放送体制を確保し、早急な復旧を図る。

(ア) コミュニティFM対策

a 演奏所が被災した場合

予備機器等を使用し、放送の復旧を図る。完全に機能を失った場合は、使用可能な機器により、親局から直接放送を行う。

- b 親局、中継局ともに被災した場合
状況を確認し、親局の復旧を優先し対応する。
- c 中継回線が被災した場合
本社と親局間については、無線による伝送を行い、放送を確保する。

(イ) ケーブルテレビ対策

- a 演奏所が被災した場合
中継車とヘッドエンドを直接結び、送出する。
- b ヘッドエンドが被災した場合
予備機器等を使用し、放送の確保に努める。
- c 伝送路が被災した場合
状況を確認し、復旧作業を行う。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあつては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、**2ルート化及びグループ化の構成となり**、信頼性の向上を図っている。**平成27年度から4ヵ年にわたってヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。**

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 災害現場における情報収集活動を効率的に行うため映像機器、映像伝送機器の拡充整備を行う。
- ウ 情報の同報性、共時性を図るため衛星通信車の導入整備を行う。
- エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行う。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から空中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（都市建設部）

道路管理者として、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第2-1節 鉄道施設災害予防計画

第2-2節 災害広報計画

第2-3節 土砂災害等の災害予防計画

第2-4節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第 基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取り組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に 法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた対策及び警戒避難体制を構築する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

八ヶ岳一帯の山地は八ヶ岳熔岩類で覆われ、柳川水系より北部は泥流、車山、八子ヶ峰及び米沢の上部山地は霧ヶ峰、諏訪湖周辺火山岩類に覆われている。永明寺山及び米沢の山地の一部は花崗岩類であり、柳川と宮川を挟んだ標高1,000メートルより下部は、火山灰に覆われ、西山一帯は中古生層、ちの地区の平坦地及び米沢の平坦地は沖積層である。永明寺山・米沢山地の一部の花崗岩類は風化が激しいマサ土であり、水に弱く、露出している場所においては災害の起こる可能性がある。なお、県防災計画に掲載の地すべり危険箇所は令和5年6月1日現在、6箇所、土砂崩壊危険箇所は14箇所である。

〔資料66〕地すべり危険箇所（県防災計画分）

〔資料67〕土砂崩落危険箇所（県防災計画分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

- (ウ) 地すべり災害の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確率するものとする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部）
- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部）
- (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険対策

(1) 現状及び課題

当市の山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険区域は、資料のとおりである。山腹崩壊及び土砂流出の恐れのある山地災害危険地区については、令和5年4月1日現在、山腹崩壊危険地区81箇所、崩壊土砂流出危険地区118箇所である。

〔資料68〕山地災害危険地（県防災計画分）

〔資料69〕山地に起因する災害危険箇所（市調査分）

〔資料70〕民有林道における災害発生危険箇所（県防災計画分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

県と連携し、危険地域の周知を図り、関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、

警戒避難体制の確立を図る。

イ【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。

これらの情報を基に、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について長野県強化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進する。

ウ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現況及び課題

本市の地形は、傾斜した火山性扇状地であり、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多い。また、市内には糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断していることによる、大地震が発生した場合、かなりの災害が予想される。現在土石流発生危険溪流は、令和5年6月1日現在、市調査分26溪流、県防災計画掲載分118溪流である。

〔資料71〕土石流危険溪流（県防災計画分）

〔資料72〕土石流警戒河川（市調査分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。

(オ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村に提供するものとする。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

〔資料73〕急傾斜地崩壊危険箇所（県防災計画分）

〔資料74〕急傾斜地危険箇所（市調査分）

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。
- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (オ) 農業用排水施設等について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ【県が実施する計画】

- (7) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すものなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）
- (4) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村に提供するとともに、住民等に危険が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 土砂災害危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強、改修工事を実施する。（農政部）

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状と課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設がある。これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、健康福祉部）

- (7) 防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。
- (4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

イ【県が実施する計画】

- (7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図るものとする。（建設部）
- (4) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知するものとする。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図

り、その推進に努めるものとする。（危機管理部）

- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努めるものとする。（建設部）
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進するものとする。（農政部）
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供するものとする。（農政部）
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進するものとする。（林務部）
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等（林務部）
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載について助言をするものとする。
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行うものとする。
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知するものとする。（林務部）

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状と課題

本市の土砂災害警戒区域は、令和4年6月30日現在で**1299**箇所の区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は**613**箇所あり、区域内に住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

- (ア) 市民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の処置をとる。
 - a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

- (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
 - b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災ガイドブックを作成し、それらを市民に周知する。
 - (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。
- イ【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）
- (ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。
 - (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
 - (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
 - (エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。
 - (オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

ウ【市民等が実施する計画】

- (ア) 平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求めるものとする。

第25節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性、安全性の向上を図る。また、市内には多数の指定文化財が分布している中で、これら文化財の震災対策や防火対策など安全性の確保についても併せて推進する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて修繕、補強等耐震対策を講ずる。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等屋外構造物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また、災害時要援護者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、健康福祉部、教育委員会）

(ア) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

○市有（営）施設の耐震診断及び耐震改修の実施

・社会福祉施設及び市営住宅

昭和56年以前に建築された施設について耐震診断を実施する。診断後の改修については、必要な措置を行う。

・公立学校

教育委員会が所管する昭和56年以前に建築された施設について耐震診断を実施する。診断後の改修については、必要な措置を行う。

(イ) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に備える。

(ウ) 応急対策実施責任者（施設の管理者）は、施設毎に応急対策に関する実施事項を定めておく。

- a 実施者及び実施の組織
- b 対策実施の方法
- c 災害防止上、特に重点を置くべき箇所
- d 応急措置用資材・機材等の整備点検
- e その他、施設条件に伴う必要な事項

(エ) 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受診した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震新改修等を行う。また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行うものとする。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導（建設部）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(ウ) 防火管理者の設置（全機関）

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置

県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱に」に基づき建築する。

(オ) 緊急地震速報の活用

県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受診した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期手に訓練を実施するよう努める。（県有施設管理部局）

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に備える。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年度以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊等の恐れがあるので住宅の耐震診断、耐震改修を実施するなど、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 建築士会等の協力を得て、「耐震自己診断表」の作成をし、市民に自己診断の資料など配布するとともに、知識普及に努める。

(イ) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び市長が指定した民間の避難施設について、県との連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(エ) 特に老朽化住宅が占める割合が大きい地区は、重点的な耐震改修等を推進する。

(オ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、これら制度の普及促進に努める。

イ【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

a 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

b 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成する。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

a 住宅・建築物耐震改修総合支援事業による助成

(a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。

ｂ 住宅金融公庫のリフォームローンにより耐震改修の融資を行う。

(ｳ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。

(エ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努める。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、安全性の確保と建築物の適正な維持管理に努める。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を作成し、住宅の自己診断を実施する。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。

(イ) 市の補助制度を活用した改修を促進する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。

(イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をする。

(ウ) 屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

ウ【市民が実施する計画】

(ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

(イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4 文化財の災害対策

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は茅野市文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本市における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建築物についてはそのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防災対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

〔資料 77〕茅野市の文化財一覧表

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

市町村文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。
- (ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。
- (ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。

ウ【所有者が実施する計画】

- (ア) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。
- (イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（共用期間中1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 災害危険箇所の把握、改修に努め、震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大震災が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として道路管理者は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

(ア) 道路及び橋梁災害予防

- a 市街地中心の避難場所と主要な都市施設とを有機的に連絡させる道路整備に努める。
- b 既存の幹線道路及び生活道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、次の予防策を進める。
 - ・ 道路改良
 - ・ 道路法面保護
 - ・ 橋梁取り付け部強化による落橋防止対策

(イ) 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として使用されることから、法面崩落対策及びボックス等の取り付け部について対策を講じ、災害による地区の孤立化を避けるようにする。

(ウ) 林道及び橋梁災害予防計画

林道は山間部等の幹線度道路等の補完として使用されることから、法面崩落対策、地すべりの対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(エ) 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設は、巡視を実施して状況の把握に努め、交通上支障のある施設の整備を積極的に進める。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 落石等の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部）
- (イ) 橋梁の危険箇所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。（建設部）
- (ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備する。また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。（警察本部）
- (エ) 道の駅を道路ネットワーク上の防災拠点として整備を進める。（建設部）
- (オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。（地方整備局）
- (イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。（地方整備局）
- (ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）
- (エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道及・上信越

自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計されている。日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(中日本高速道路㈱)

- (ウ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(中日本高速道路㈱)
- (エ) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大震災が発生し道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者の単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部)

- (ア) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。
- (イ) 応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

〔資料50〕災害時における応急対策協力に関する協定書(長野県建設業協会諏訪支部茅野分会)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部)
- (エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共

有できる体制の整備に努める。(建設部)

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、市との協定等に協力する。
- (イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体と協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

第27節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

本市は広範囲にわたりしかも急峻な地形ため、中小河川が多く、地震発生に伴い河川施設等の亀裂・沈下等の破損、または破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

〔資料 78〕河川の状況

第2 主な取り組み

- 1 河川、堤防等の安全点検を行い、安全性の不十分なものは、安全性の向上を図るため河川改修の促進を図る。
- 2 市防災会議をはじめ、関係管理者と協力体制を強化する。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながる恐れがある。諏訪地方には洪水時にいったん破堤すれば、背後地に甚大な被害を及ぼす諏訪湖があるため堤防の耐震点検を行い、安全度の向上を図り、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

未改修河川については、市の実施計画により河川管理施設の改修整備を促進する。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。
- (イ) ダム・堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

河川施設等の災害に対応するためには、情報の収集等その管理者及び関係団

体との協力体制が重要である。このため、関係機関との情報交換に努めるほか相互に協力し、災害防止体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

気象情報、災害情報の伝達・収集のため通信体制と伝達系統を整備する。

第28節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、耐震性が確保されていない施設については、耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。

(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

県内には、1,800余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらの半数以上が江戸時代以前の築造であり、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や耐震化工事が必要である。

2 実施計画

(1) 【県が実施する計画】（農政部）

ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。

イ 地震耐性評価の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。

ウ 市町村が実施するため池ハザードマップ作成を支援する。

エ 市町村・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。

(2) 【市町村が実施する計画】

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。

イ ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。

イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市町村に点検結果を報告するものとする。

第29節 農林水産災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで地震による被害を軽減するため、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針により予防技術対策を、諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき、良好な森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農林水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補修工事が求められる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

イ【県が実施する計画】（農政部）

- (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。

(ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 県、市等と連携し、農業者等に予防技術の周知徹底を図る。

(イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全を確保する。

エ【市民が実施する計画】

(ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

(イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木倒壊防止のため、適正な森林造成を図るよう森林整備を実施している。

林産物生産、流通、加工施設の設置にあたっては、機械、施設等を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部）

(ア) 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

イ【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施行を実施する。
- (ウ) 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

エ【市民が実施する計画】

- (ア) 市森林整備計画に基づく、森林整備に協力する。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努める。

第30節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い市づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保をするための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 5 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 6 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 7 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 8 積雪時においても市が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 9 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。
- 10 スキー場利用客の避難・救助などの対策についての計画を定めるように努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状と課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。そのため、「茅野市地域防災計画（雪害対策編）」等を策定し、雪対策を推進している。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

「茅野市地域防災計画（雪害対策編）」等に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

イ【県が実施する計画】（危機管理部）

「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な

雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状と課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 市は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

(イ) 市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

イ【県が実施する計画】

(ア) 地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しようよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立する。（建設部）

(イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図る。（建設部）

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。（地方整備局）

(イ) 地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図る。（中日本高速道路㈱）

エ【自主防災組織・市民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

3 鉄道運行の確保

(1) 現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】（鉄道会社）

ア 排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制

4 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

市内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

イ【県が実施する計画】

(ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。（林務部）

(イ) 雪崩危険区域の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。（林務部）

(ウ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。（建設部）

(エ) 融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。（建設部）

(オ) 豪雪地域における液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）

(カ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。（農政部）

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずるものとする。

5 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行規則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

(イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

イ【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 克雪住宅の対策について、積雪を見込んだ木造住宅の構造方法等を手引きとして示すなど、雪に強い住宅建設の促進を図る。
- (オ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

6 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪により消防活動が制約され特に消火活動に支障を来すことが予想される。このため、各消防機関は、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

- (ア) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。
- (イ) 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。
- (ウ) 防火水槽の積雪対応型への切り替えを推進する。

7 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても市民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア【市及び県が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備
- (イ) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- (ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的に消融雪施設等の整備

イ【市が実施する計画】(総務部)

- (ア) 地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。
- (イ) 避難誘導のための標識は、市民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

8 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(総務部)

- ア 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等)の備蓄に努める。
- イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住民の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

9 スキー客等に対する対策

(1) 現状及び課題

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部)

スキー場を有する本市にあっては、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について地域防災計画等で定めるように努める。

イ【スキー場が実施する計画】

スキー場は、山間地に存するため、地震時に道路が寸断され、多数のスキー客が孤立する可能性が高い。スキー場関係者はスキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定めるように努める。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害防止のための措置を講ずる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講ずる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係わる二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

ア [建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から市民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

イ [道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア [建築物関係]

(ア) 【市が実施する計画】（都市建設部）

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を、下記のとおり整備する。

- a 応急危険度判定士の派遣要請のための手順の確立
- b 応急危険度判定士の活動のための指揮命令系統の整備
- c 迅速な応急危険度判定を行うため、応急危険度判定士に対して案内及び説明を行える体制の整備

(イ)【県が実施する計画】

- a 建築士を対象にした被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を行う。
- b 建築士等を対象にした被災宅地応急危険度判定士の養成・登録を行う。

イ [道路・橋梁関係]

(ア)【市が実施する計画】（都市建設部）

- a 落石等の点検、盛土点検、橋梁点検等に基づき、重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- b 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁 から耐震性の強化を順次整備する。

(イ)【県が実施する計画】

- a 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。（林務部）
- b 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。（建設部）

(ウ)【関係機関が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設に係わる二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

ア [危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

イ [火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘導等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

ウ [高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

エ [液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

オ「毒物劇物関係」

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

ア「危険物関係」

(ア)【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部）

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- b 立入検査の実施等指導の強化
- c 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- d 自衛消防組織の強化についての指導
- e 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
- f 民間業者等の資機材保有実態の把握に努める。

(イ)【県が実施する計画】（危機管理部）

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- b 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

(ロ)【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- a 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- b 危険物施設の耐震性の向上
- c 防災応急対策用資機材等の整備
- d 自衛消防組織の強化促進
- e 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

イ「火薬関係」

(ア)【県が実施する計画】（商工労働部）

- a 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- b 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

(イ)【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- a 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- b 日頃から、近隣市民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

ウ「高圧ガス関係」

(7)【県が実施する計画】（商工労働部）

高圧ガス製造事業者等が、構すべき対策についての指導の徹底

(イ)【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- a 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- b 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- c 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- d ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- e 近隣市民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- f 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

エ「液化石油ガス関係」

(7)【県が実施する計画】（商工労働部）

- a 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- b 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- c 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

(イ)【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

(ウ)【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- a 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- b 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置するものと

する。

- c 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

オ「毒物劇物関係」

(ア)【県が実施する計画】（衛生部）

- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- b 毒物劇物営業者及び業務上取扱者「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- c 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- d 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

(イ)【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- b 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- c 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 河川管理施設の耐震性を向上させる。

- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 補助河川改修事業を推進し、併せて県単独事業も推進して河川の整備を図る。

- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検 実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（産業経済部、総務部）

（ア） 情報収集体制の整備

（イ） 警戒避難体制の整備

イ【県が実施する計画】（建設部）

（ア） 土砂災害危険箇所の把握

（イ） 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第3 2節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る。」が防災の基本であり、県、市及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。このため、県、市及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマ

スメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 地震及び津波に関する一般的な知識
- d 警報等や、避難指示等の意味や内容
- e 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識
- g 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- i 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- j 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- k 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- l 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- m 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- n 正確な情報入手の方法
- o 要配慮者に対する配慮
- p 男女のニーズの違いに対する配慮
- q 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

- r 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- s 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- t 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- u 避難生活に関する知識
- v 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- w 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- x 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
 - (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
 - (d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- y 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- z 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- aa 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
 - (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
 - (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
 - (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
 - (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携

して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

- (ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 上記ア(イ)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ク) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟

を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

- (ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 要配慮者に対する配慮
- (エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】

県及び市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- (ア) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (イ) 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第36節 企業防災に関する計画

第37節 ボランティア活動の環境整備

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の中高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

市においては、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

市、県各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部、産業経済部、都市建設部)

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県また民間等が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ【県が実施する計画】(危機管理部)

- (1) 国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努める。
- (3) 松代地震センターの運営参加し、地震関連データの収集、解析に努める。
- (4) 東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行う。
- (5) 被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ、見直しを図る。
- (6) 古文書の分析等の歴史額等も含めた総合的な研究についても検討する。

第40節 観光地の災害予防計画

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

→ 風水害対策編 参照

震災対策編
第 3 章

災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア【市及びが県実施する計画】（総務部）

受信した緊急地震速報を市民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

イ【放送事業者が実施する計画】

緊急地震速報を受信した放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（多量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

〔様式 1〕被害状況報告（概況速報）

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告をする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

諏訪地域振興局長は、被災地における被害の状況から、情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣す

る。また、県及び市は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は特に行方不明者の数については搜索・救助体制の検討に必要な情報にあるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内の行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
高齢者等避難 避難指示等避難状況	市町村	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・ 水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査書・水産試験場・農業協同組合
農地・農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・ 地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	市町村	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局
感染所関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公共事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○調査事項別の担当調査機関及び協力機関

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（調査事項別の担当調査機関及び協力機関）を準用する。

4 被害状況等報告内容の基準

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」（被害状況等報告内容の基準表）を準用する。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より県危機管理防災課（県災害対策本部等）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編のとおりとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において諏訪地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 市の実施事項

a 茅野市防災情報システム及び「別記1」に示す情報集連絡体制とり、本節第2の3において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、茅野市防災情報システムと長野県防災情報システムの連携及び本節第2の5に定める様式、連絡系統「別記2」により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。

c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は(イ)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

d 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（本節末尾【参考】参照）

(イ) 県（本庁）の実施事項

a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害

情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部を設置した場合は総務班。以下同じ。）関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係機関省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。その場合に備え、市町村と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくものとする。（本節末尾【参考】参照）
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。
- i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。
- j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。
- (ウ) 県現地機関等の実施事項
 - a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

- c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県(本庁)の主管課に報告又は連絡する。
- d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課(応援・受援本部)に情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣の派遣を求める。
- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課(災害対策本部室)に連絡するものとする。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(7) 緊急地震速報(警報・予報)

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。県、市、放送事業者は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線(個別受信機を含む。)等により住民への伝達を行うものとする。

住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始とした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

a 緊急地震速報(警報)

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報(予報)

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

(4) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報

(5) 地震情報(震源に関する情報)

震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。

(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報)

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務

所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（総務部）

ア 災害情報の共有並びに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動無線機器の活用を図る。

ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 【県が実施する事項】

ア 災害情報の共有並びに通信手段確保のため県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。（危機管理部）

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）

カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによる テレビ画像情報の送信を行う。（危機管理部、警察本部）

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行う。

〔資料 15〕アマチュア無線による災害時応援協定

【別記1】茅野市災害収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記1]を準用する。

【別記2】災害情報収集連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」[別記2]を準用する。

【参考】 災害時における安否不明者の公表の目安について

1 趣旨

災害発生時に迅速に要救助者を特定し、人命救助を効果的に行い、多くの人命を守るため、災害に巻き込まれた可能性のある方々を特定すること、また、大規模災害発生時に、安否確認のため家族や知り合い等から問い合わせが殺到し、混乱することを回避することを目的とする。

ただし、氏名等の公表に当たっては、本人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないか、個々のケースごとに慎重に判断するものとし、災害発生後48時間以内の公表を目標とする。

2 状況

令和4年8月に県としての考え方を整理したところであるが、その後、令和5年3月に国の指針が示されたことから、安否不明者等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る一連の手続き等について、改めて整理したものである。

3 区分ごとの公表の条件

安否不明者等の氏名等の公表条件は、下表のとおりである。

被災者区分	判断基準			公表・非公表	公表の範囲	備 考
	救出救助に資すること	公表による本人等の不利益の有無				
		住民基本台帳の閲覧制限等がないこと※1	家族等※2の同意			
行方不明者 安否不明者	○	○	－	公表	氏名 住所 年齢 性別	※1 住民基本台帳の閲覧制限措置がない場合においても、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがある特段の事情を把握したときは、氏名等を非公表とする。
	○	×	－	非公表	※3	※2 家族等とは、原則、配偶者や同居の親族とするが、それらの者がいないとき又は確認できないときは、子、父母、孫、祖父母など状況に応じて判断する。
	×	○	－			※3 非公表の場合、個人が特定されない情報を公表する場合がある。
死 者		○	○	公表	氏名 住所 年齢 性別	○ 不特定多数が巻き込まれた場合や、個人の特定に時間を要する場合（発災から48時間以内の公表に支障がある場合）等には、迅速な救助を優先するため、住民基本台帳の閲覧制限等の確認がなくても氏名を公表する場合がある。
		○	×	非公表	※3	
		×	○			

○ 公表の範囲 氏名、住所（大字まで）、年齢、性別

○ 用語の定義

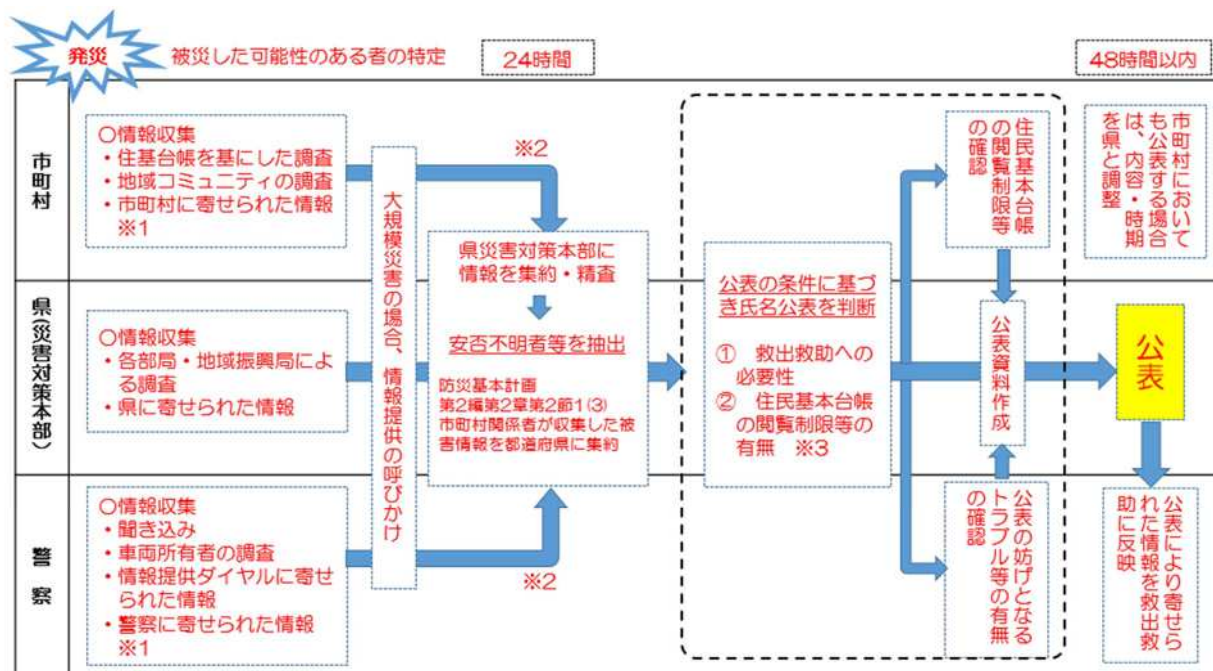
- ・行方不明者・・・当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- ・安否不明者・・・行方不明者となる疑いのある者

○ 根拠規定 個人情報の保護に関する法律第81条第1項（保有）、第89条第1項及び第89条第2項第4号（利用・提供）

4 公表主体

長野県災害対策本部（長野県）において公表するが、市町村が独自に公表することを妨げるものではない。

災害時における安否不明者等に対する対応



※1 家族から情報が寄せられた際や調査の上で家族と接触した際に必要に応じ氏名を公表する旨を説明

※2 個人情報の保護に関する法律第61条第1項（保有）、第69条第1項及び同条第2項第4号（利用・提供）に基づく

※3 住民基本台帳の閲覧制限措置がない場合においても、公表により本人又は家族（以下本人等）の権利利益を不当に侵害する恐れがないか確認

第2節 非常参集職員の活動

第4節 ヘリコプターの運用計画

第5節 自衛隊の災害派遣

第6節 救助・救急・医療活動

第7節 消防・水利活動

第8節 要配慮者に対する応急活動

第9節 緊急輸送活動

第10節 障害物の処理活動

→ 風水害対策編 参照

第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

○海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。

○南海トラフ地震について、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。

○大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ右欄に掲げる計画等に定めるところによるものとする。

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。

また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当

たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） ・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合	・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）
東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）
①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下本編において同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に

対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表震災対策編 第3章第3節広域相互応援活動市町村が先遣隊を派遣するものとする。また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- i 応援を求める理由及び災害の状況
 - ii 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
 - iii 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
 - iv その他必要な事項
- b 県に対する応援要請等
- 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。
- c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等
- 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あつせんを求めるものとする。

イ【県が実施する対策】

(7) 消防に関する応援要請（危機管理部）

- a 市町村長等に対する指示
- 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要がある時は、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。
- b 他都道府県に対する応援要請
- (a) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。

○緊急消防援助隊

○「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

○その他、他都道府県からの消防隊

- (b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

- i 援助を必要とする理由
- ii 援助を依頼する先の都道府県警察
- iii 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- iv 派遣の日時、場所
- v 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市町村長に対する要請

知事は、市町村において実施する応急措置等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

- (a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

○「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会4

7都道府県

- 「震災時等の相互応援に関する協定」 関東地方知事会 1都9県
- 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市
- 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県

- (b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、他の都道府県知事等に応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

- i 応援を求める理由及び災害の状況
- ii 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- iii 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- iv その他必要な事項

- (c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要求する。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

- (a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。なお、職員の派遣要請については、「第2節 非常参集職員の活動」による。

- (b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(T EC-FORCE) の出動を要請する。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請をするものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、県、市は、災害時は、事前に締結されている相互応援協

定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行うものとする。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市が一体となって支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、関係各部局）、市、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動するものとする。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意するものとする。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 県及び市は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」（資料編参照）に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部局）、市、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

(1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 →風水害対策編 参照_

第11節 避難受入及び情報提供活動

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を行う。避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示等における実施事項及び実施する機関は以下のとおり。

実施事項	機関等	根 拠	対象災害
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、受入	市町村長	茅野市地域防災計画	〃

- (イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難指示の意味

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難指示及び報告、通知等

(ア) 市長及び消防機関の長の行う措置

a 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）

（報 告）



（地域振興局長経由）

（報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）

（通 知）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

（通 知）



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

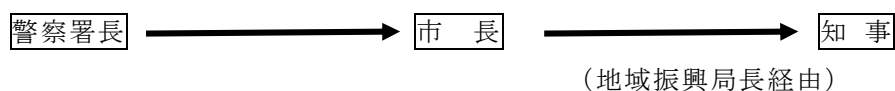
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）

（報 告）

（通 知）



(b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）

（順序を経て報告）

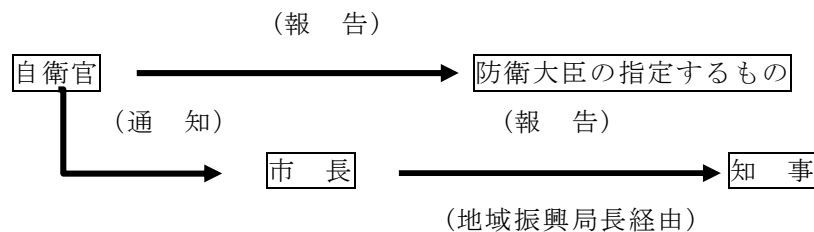


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ロ) 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (カ) 県及び市は、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (キ) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお、県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
- g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。この場合にあつて、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

- (イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (オ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護するものとする。
- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア

f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援

- (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、**受付時の確認**、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。
- (シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて避難の受入れ及び情報提供活動、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

- c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (㌥) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (㌦) 市教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（イ(エ)参照）に準じて、市の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (㌧) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (㌨) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (㌩) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- (㌪) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (㌫) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ【県が実施する対策】

- (㍑) 市長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕に共有するとともに、市の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。
(危機管理部)
 - a 市からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図る。
 - b 市からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。
- (㍒) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると

認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

- (ウ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の政府本部等に支援を要請する。（危機管理部）
- (エ) 県立学校における対策（教育委員会）
 - a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 広域避難の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

c 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

d 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当

該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

c 広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【市が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

a 協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提

供または住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
- (ロ) （公社）長野県宅地建物取引業協会（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（一社）全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）
 - a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。（国から通知があった場合はこの限りでない。）
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d （一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要請する。また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。

- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努めるものとする。
- (イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- (ウ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

- (エ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (オ) 県及び市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (カ) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- 第12節 孤立地域対策活動
- 第13節 食料品等の調達供給活動
- 第14節 飲料水の調達供給活動
- 第15節 生活必需品の調達供給活動
- 第16節 保健衛生、感染症予防活動
- 第17節 遺体の捜索及び処置等の活動
- 第18節 廃棄物の処理活動
- 第19節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動
- 第20節 危険物施設等応急活動
- 第21節 電気施設応急活動
- 第22節 都市ガス施設応急活動
- 第23節 上水道施設応急活動
- 第24節 下水道施設応急活動
- 第25節 通信・放送施設応急活動
- 第26節 鉄道施設応急活動
- 第27節 災害広報活動
- 第28節 土砂災害等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第29節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。また、緊急地震速報を受信した場合は利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、健康福祉部、都市建設部、教育委員会）

(ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(イ) 緊急地震速報受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

(ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

イ【県が実施する対策】

(ウ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。（建設部）

(ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。（県有施設管理部局）

(ウ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。

ウ【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、健康福祉部、都市建設部、教育委員会）

(ア) 被害の状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じるものとする。

(イ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行い、危険度判定のための班編成、実施計画を立てる。

(ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

イ【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。

(イ) 市町村から、被災住宅の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【市の実施する対策】（教育委員会）

(ア) 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ【県が実施する対策】

(ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市文化財所管部局を通じて指導する。

(イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市文化財所管部局等の関係機関と連携

して応急措置をとる。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市文化財所管部局の指導を受けて実施する。
- (エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第30節 道路及び橋梁応急活動

第31節 河川施設等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第3.2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物や宅地に係る二次災害を防止するため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の派遣等の活動を行う。
また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア [建築物や宅地関係]

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講じる。

イ [道路及び橋梁関係]

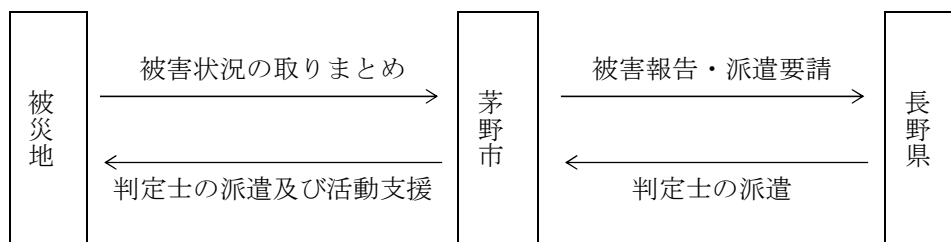
道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア [建築物関係]

① 【市が実施する対策】（都市建設部）

- a 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。
 - (a) 応急危険度判定士の派遣要請
 - (b) 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
 - (c) 市内の被災地域への派遣手段の確保
 - (d) 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- b 市長は必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる。
- c 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。



(イ) 【県が実施する対策】

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。また、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

(ウ) 【建築物や宅地の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講ずる。

イ [道路及び橋梁関係]

(ア) 【市が実施する対策】（都市建設部）

道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

(イ) 【県が実施する対策】

- a 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）
- b 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）
- c パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部）
- d 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下、「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時的適切に提供する。（建設部、警察本部、道路公社）
- e パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部）

(ウ) 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- a 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。
- b パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。
- c 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下、「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時的適切に提供する。
- d パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア [危険物関係]

災害の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ [火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。このため、災害時には、火薬類の安全な場所へ移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ [高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

エ [液化石油ガス関係]

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

オ [毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な処置をとる。県は、事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア「危険物関係」

(ア)【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】(総務部)

- a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一次停止等を命じる。

b 災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。

c 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(イ)【県が実施する対策】

a 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

b 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(ロ)【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

e 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

f 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ [火薬関係]

(ア) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

(イ) 【県が実施する対策】

- a 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。（商工労働部）
- b 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）
- c 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う（警察本部）

(ウ) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
- b 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受ける恐れのある地域では総て立ち入り禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させるものとする。

ウ [高圧ガス]

(ア) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部、企画部）

- a 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。
- b 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

(イ) 【県が実施する対策】（商工労働部）

- a 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。

(ウ) 【高圧ガス製造事業者が実施する対策】

- a 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。
 - (a) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
 - (b) 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
 - (c) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の

緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。

- (d) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
 - (e) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
 - (f) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
 - (g) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
 - (h) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
- b 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
- (a) 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - (b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - (c) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

エ [液化石油ガス]

- (ア) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】（総務部、企画部）
周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- (イ) 【県が実施する対策】（商工労働部）
災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。
- (ウ) 【（一社）長野県LPガス協会が実施する対策】
災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。
- (エ) 【液化石油ガス販売事業者が実施する対策】
自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

オ [毒物劇物関係]

- (ア) 【市が実施する対策】（総務部、企画部）
 - a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
 - b 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。
- (イ) 【県が実施する対策】
 - a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（衛生部）

- (a) 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- (b) 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- (c) 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
- b 緊急時における指示及び応援要請（衛生部）
毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- c 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。
- (ウ) 【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
 - a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
 - b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
 - c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - (a) 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
 - (b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部、都市建設部、産業経済部）

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中的箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。

- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。
- (エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (オ) 必要に応じて水防活動を実施する。

イ【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

ウ【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。
- (オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。
- (カ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。
- (イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。（長野地方気象台）
- (イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方災害の拡大防止と二次災害の防止活動公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。ま

た、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。（地方整備局）

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

緊急点検結果の情報にもとづき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 砂防ボランティア（斜面判定士）の派遣要請をする。

(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。

(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。

(オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

長野地方気象台が発表する大雨洪水警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

第3.3節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

地震によるため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。ため池が決壊した場合、又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

(1) 【市町村が実施する対策】

ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。

ウ 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するものとする。

(2) 【県が実施する対策】（農政部）

ア 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。

イ ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に対応できるよう市及び関係機関に協力する。

(3) 【関係機関が実施する対策】

ア ため池管理者は、地震発生後にため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告するものとする。

イ ため池管理者は、地震により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。

ウ ため池管理者は、市が実施する応急対策について協力するものとする。

第34節 農林水産物災害応急活動

第35節 文教活動

第36節 飼育動物の保護対策

第37節 ボランティアの受入れ体制

第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第39節 災害救助法の適用

第40節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照

震災対策編
第 4 章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第3節 計画的な復興

第4節 資金計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第6節 被災中小企業等の復興

→ 風水害対策編 参照

震災対策編
第 5 章

東海地震に関する
事前対策活動

第1節 総則

第1 計画の目的

東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された地域では、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進と充実を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 市の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、第3章第2節非常参集職員の活動に基づき配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備及び次の事項
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられた時は、「茅野市地震災害警戒本部」を設置し、地域防災計画に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 市内における地震防災対策の実施

第2 県の体制

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。

(1) 地震予知情報等の種別と活動体制

情報の種別	活動体制	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

※ 「警戒宣言及び東海地震予知情報」 東海地震	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進

に

「関連する調査情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。

(2) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、長野県地震災害警戒本部を設置する。

ア 本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

イ 本部の位置及び活動要領

(ア) 地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

(イ) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第17条第7項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行う。

2 東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

3 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第3 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (3) 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。

また、その所掌事務について発災時に備えて準備を行う。

第3節 情報収集伝達計画

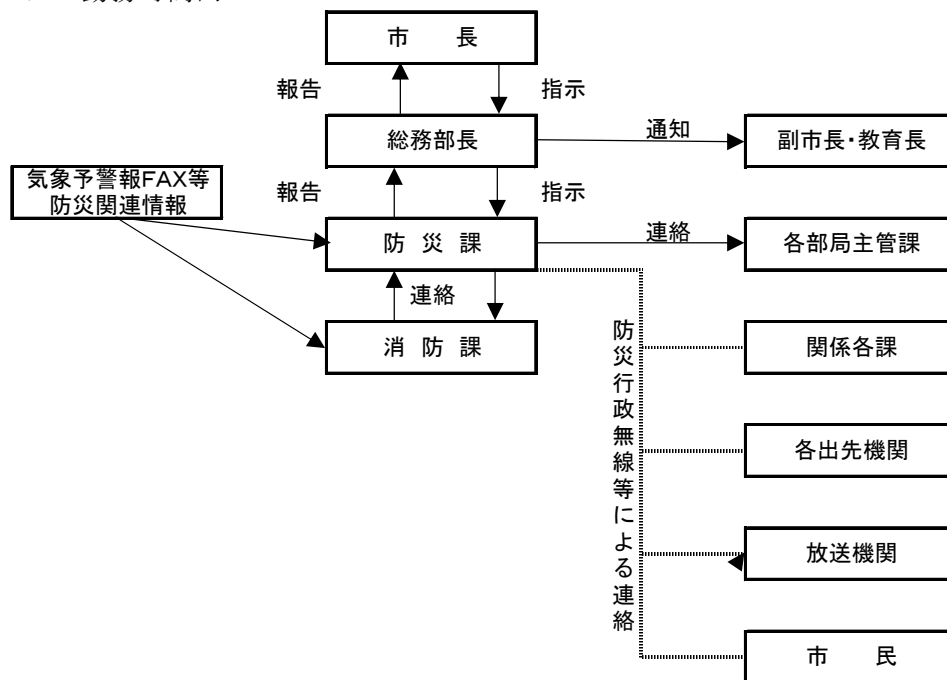
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

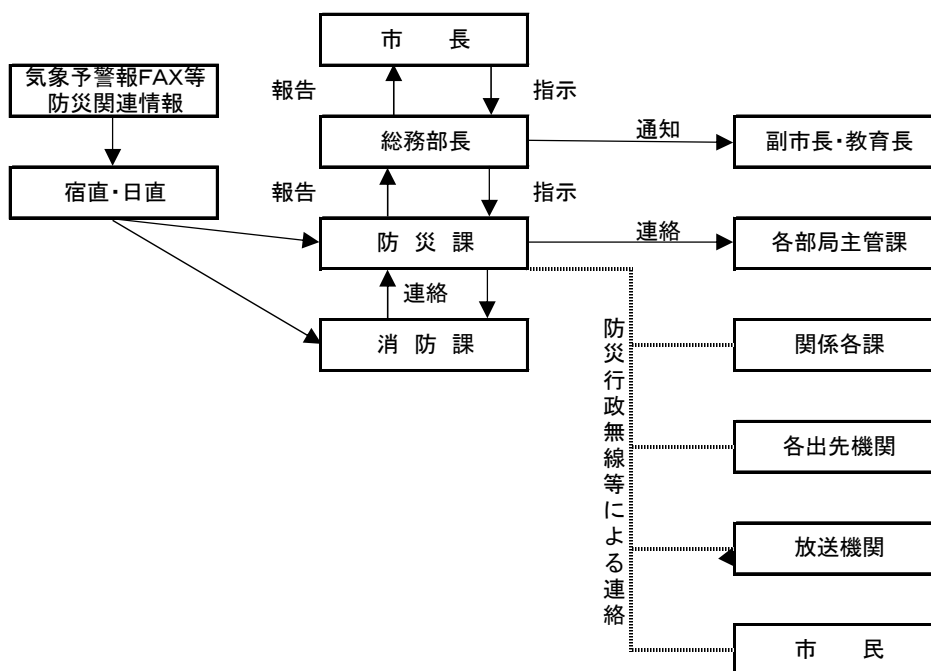
1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



(2) 勤務時間内の伝達要領

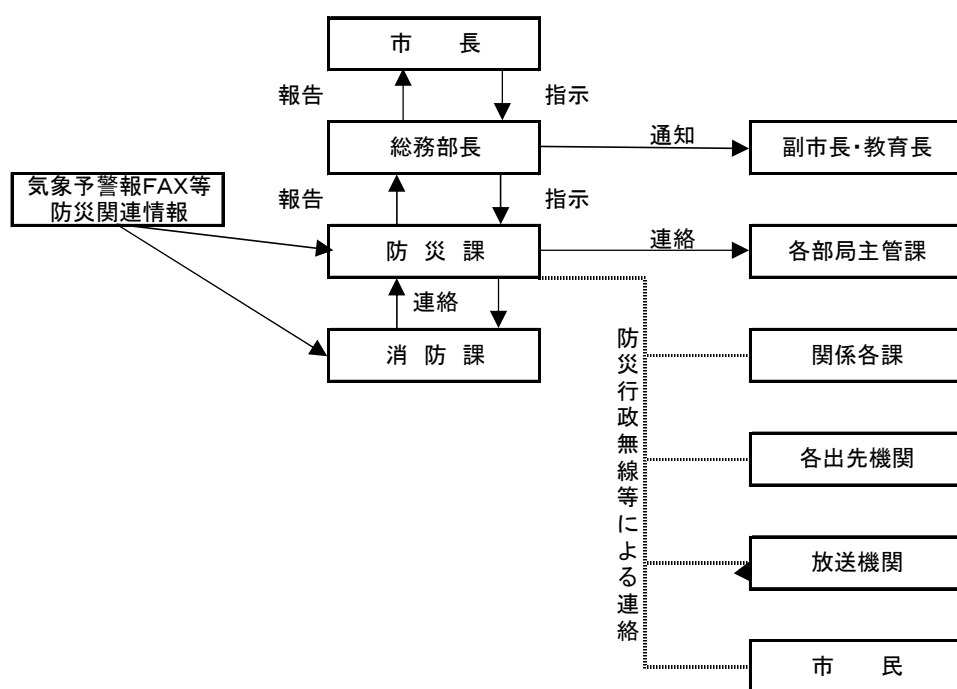
- ア 勤務時間内に、県等から東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した防災課長は、直ちに系統図に従い市長まで報告する。
- イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

- ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直職員は、ただちにこの旨を防災課長へ報告する。
- イ 報告を受けた防災課長は、系統図に従い市長まで報告し、必要な指示を受け、各部主管課に伝達する。
- ウ 防災課職員及び各部主管課職員は、速やかに登庁し、情報収集等にあたる。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

- ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。
なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を防災課長が受理した場合は、市長の指示により伝達系統図に準じて伝達する。
- イ 警戒宣言後、警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した防災課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、指示に基づき、一斉庁内放送により庁内に伝達するとともに、関係機関及び防災行政無線等を活用し市民へも伝達する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合（3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合（2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合（1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

※各情報発表後、東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡を取り、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者―市町村―保健福祉事務所（保健所） ―県警戒本部（健康福祉部）
金融機関の営業状況	金融機関―長野財務事務所―県警戒本部（危機管理部） （農協―市町村―地域振興局―県警戒本部）（農政部） （労働金庫―県警戒本部）（健康福祉部） （その他の金融機関―地域振興局―県警戒本部）（危機管理部）
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター―県警戒本部（農政部）
列車の運転状況、旅客の状況	JR各社―県警戒本部（企画部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社―県警戒本部（企画部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者―県警戒本部（危機管理部）
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部―県警戒本部（健康福祉部） （社）県医師会―県警戒本部（衛生部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱―県警戒本部（建設部） 地方整備局―県警戒本部（建設部） 市町村―建設事務所―県警戒本部（建設部）
緊急輸送車両の確保台数	（社）県トラック協会―県警戒本部（危機管理部）
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村―地域振興局―県警戒本部（危機管理部）
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会―教育事務所―県警戒本部（教育委員会） 私立学校―県警戒本部（総務部）

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

第2 活動の内容

1 東海地震注意情報受理時の広報

(1) 【市が実施する計画】（総務部、企画部）

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
 - (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
 - (ウ) 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
 - (エ) その他必要な事項

イ 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、以下の協定により、放送機関に要請してテレビ、ラジオ等を通じて住民に呼びかける。

- (ア) エルシーブイ株式会社との「災害緊急放送に関する相互協定」及び「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」
- (イ) ヤフー株式会社との「災害に係る情報発信等に関する協定」

(2) 【県が実施する計画】

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
 - (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
 - (ウ) 強化地域への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
 - (エ) その他必要な事項

イ 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報

(1) 【市が実施する計画】（総務部、企画部、市民環境部）

市は、警戒本部が設置された場合は、県等からの情報を得て、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者等がとるべき措置
- (キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (ク) 家庭において実施すべき事項
- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (シ) その他必要な事項

イ 広報手段

公共情報コモンズ、緊急速報メール、ビーナチャンネル、FMラジオ、新聞等で行うほか、広報車、ホームページ等により実施する。

また、防災行政無線、同報無線等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、市民に周知をする。なお、外国人市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

ウ 問い合わせ窓口

市民等の問い合わせに対応できるよう、市に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(2) 【県が実施する計画】

県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知に関する情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者等がとるべき措置
- (キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (ク) 家庭において実施すべき事項

- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (シ) その他必要な事項

イ 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車、インターネット等により実施する。なお、外国籍市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

ウ 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

エ 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

(3) 【防災関係機関が実施する計画】

ア 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

イ 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

ウ ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

エ N T T 東日本(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンクモバイル(株)、**楽天モバイル(株)**

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について市民に周知する。

オ J R 会社

報道機関及び駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

カ 路線バス会社

報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

キ 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について市民に周知する。

ク 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について市民に周知する。

ケ その他の防災関係機関状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、**避難指示**の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の市民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 活動内容

1 **避難指示**

(1) 【市が実施する計画】（総務部）

ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩落危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他市長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の市民等に地域防災無線、インターネット、広報車等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び**避難指示**の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時、市長は、避難対象地区に**避難指示**を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。また、市長は、自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 収容者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 避難行動要支援者の避難救護

(2) 【県が実施する計画】

ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、**避難指示**の実施に関する連絡調整及び指導を行う。（危機管理部）

イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部）

ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。

(ア) 危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示

(イ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所からの退去

(ウ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置。

エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

オ 次の事項について市町村に協力する。

(ア) 県が管理する施設の開放

(イ) 県が管理する介護施設等への該当者の収容

(ウ) 県が把握する物資等の供給、あっせん

(エ) 給水資機材の配備

(3) 【市民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の市民等は、市長の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

(1) 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

ア 市は、県警察本部、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。

ウ 車両避難対象区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

(2) 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

(3) 【市民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

3 屋内避難

(1) 【市が実施する計画】（教育委員会、健康福祉部）

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 市は、屋内避難指針に従い、公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

(2) 【県が実施する計画】

ア 市町村が、屋内施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。（危機管理部、建設部）

イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。（各部局）

4 要配慮者利用施設における避難対策

(1) 【市が実施する計画】（総務部、健康福祉部）

市は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(2) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村を指導する。

(3) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ア 夜間・休日を含めた連絡体制
- イ 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ウ 利用者・入所者の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【市が実施する計画】（総務部、教育委員会、健康福祉部）

- ア 市は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。
- イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。
 - (ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備蓄等について定めておくものとする。また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
 - (イ) 避難所で避難生活をする者は、**避難指示**を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
 - (ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - (エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - (オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市が行う。
 - (カ) 避難所には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

(2) 【県が実施する計画】

- ア 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。
- イ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町

村間の調整等を行う。

ウ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。

(3) 【市民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。また、地震発生時の飲料水確保について、市及び県は必要な措置を講ずるものとする。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【市が実施する計画】（総務部、企画部、産業経済部、教育委員会）

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった市民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行うものとする。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行うものとする。

エ 市は、避難対象地区以外において市民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。また、上記の要請が可能となるよう、市内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

オ 生活必需品等の備蓄について、市民に対して周知するものとする。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【県が実施する計画】（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

ア 市町村長の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、（一社）長野県LPGガス協会、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図る。この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求める。

イ 緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達又はその準備措置を要請する。

ウ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発する。

エ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11に基づき知事又は市長村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。

(4) 【市民が実施する計画】

市民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 【市が実施する計画】（総務部、企画部、都市建設部）

ア 市民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

オ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【県が実施する計画】

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を行う。

イ 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。

ウ 広域的な応援体制を確立する。

エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

オ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【市民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

県及び市は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

(1) 【市が実施する計画】（健康福祉部、総務部）

ア 医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。

イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。

ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。

エ 傷病者の搬送準備をするものとする。

オ 市民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

(2) 【県が実施する計画】

ア 市町村、日赤長野県支部、医師会等に対して医療救護活動の準備を要請するとともに、県立医療機関での医療救護活動の準備を整える。

イ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品等の緊急配分の準備を要請する。

ウ 強化地域以外の医療関係機関を含め、救護班派遣可能数及び搬送患者受入可能数を把握する。

エ 強化地域内の医療搬送拠点の確保を図る。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 日本赤十字社長野県支部

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

イ （社）長野県医師会、茅野、原医師会

市町村又は県から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

ウ 災害拠点病院

発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

エ 国立病院、大学病院

県から協力要請があったとき、又は病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣するものとする。

オ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会

県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

カ (社)長野県薬剤師会

県から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

2 保健衛生体制の確立

県及び市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、市民は、自己完結の努力をするものとする。

(1) 【市が実施する計画】 (都市建設部、市民環境部、健康福祉部)

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

(2) 【県が実施する計画】 (健康福祉部)

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(3) 【市民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。なお、学校等においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 【市及び私立学校が実施する計画】（教育委員会）

学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市町村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないように配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、市地震災害警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、市地震災害警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 【県が実施する計画】 （教育委員会）

県立の学校は、市が実施する計画の例に準じて、県の地震防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第9節 消防・救急救助等対策

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市は、市地域防災計画及び市消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。また、市は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動の内容

1 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】（総務部、企画部）

- (1) 市防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については市民等への広報を行う。
- (5) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団屯所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

2 【関係機関が実施する計画】（自衛隊、諏訪広域消防本部）

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保するものとする。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。（諏訪広域消防本部）
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。（諏訪広域消防本部）

3 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、警察本部）

- (1) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、消火薬剤・資機材、救急救助資機材等県が保有する物質、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市町村、各防災関係機関の消防対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。（危機管理部、警察本部）
- (3) 迅速な救急救助のため体制を確保する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (4) 警戒宣言が発せられた場合、報道機関の協力を得て、住民等に対し、火気使用の自

肅、消火の準備等火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。(危機管理部、総務部)

第10節 警備対策

第1 基本方針

警戒本部は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

第2 活動の内容

【県が実施する計画】（警察本部）

(1) 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

(2) 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

(3) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、市民等の不安の軽減に努める。

(4) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第2 活動の内容

1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンクモバイル(株)、**楽天モバイル(株)**）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 日本郵便(株)信越支社

- (1) 日本郵便(株)信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- (3) 郵便事業(株)は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

1 【市が実施する計画】（産業経済部、市民環境部）

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

2 【県が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 警戒宣言に便乗した悪質商法事犯の取り締まりや広報啓発活動を行うものとする。
（警察本部）

3 【市民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

(1) 【市が実施する計画】（産業経済部、都市建設部）

- ア 市は、関係業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- イ 市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

(2) 【県が実施する計画】（警察本部）

- ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。
- イ 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。
- オ 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。
- カ 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。
- キ 自動車運転者の執るべき措置の指導

平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中	① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ② 車両を置いて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難時	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 【中日本高速(株)が実施する計画】

中日本高速(株)は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

(4) 【路線バス会社が実施する計画】

ア 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

イ 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡を取り、必要な対応措置をとる。

2 鉄道に関する事項

(1) 【市が実施する計画】（産業経済部）

市は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行うものとする。

(2) 【県が実施する計画】

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

(3) 【J R会社が実施する計画】

ア 東日本旅客鉄道（株）

(イ) 東海地震注意情報発表時の対応

a 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止をしようようする。なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。

b 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行う。

(a) 強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。

(b) 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車(夜行寝台列車等)は、原則として強化地域内への入り込みを規制する。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

(c) 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施する。

イ 警戒宣言発令時の対応

(イ) 警戒宣言が発せられた場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表する。

(イ) 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間と

なった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあつ旋を行う。

(ウ) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行う。

- a 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
- b 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させる。
- c 強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行う。

第14節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。なお、県、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- ・ 地震防災応急対策実施要員
- ・ 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- ・ その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

(1) 【市が実施する計画】（都市建設部、総務部、企画部）

ア 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。

イ 市は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

(2) 【県が実施する計画】

ア 交通規制等

(ア) 県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第24条に基づき地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（警察本部）

(イ) 交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。

(ウ) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、（一社）長野県警備業協会に強力を求める。

イ 輸送手段の確保

(ア) 市町村からの要請等に基づき、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。（危機管理部）

(イ) 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保する。（総務部）

(ウ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会及び赤帽長野県自動車運送協同組合に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請する。（危機管理部）

ウ 物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市町村と協議のうえ、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行うものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

2 緊急通行車両の確認

(1) 【市が実施する計画】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」第3の4「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 【県が実施する計画】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第3章第9節「緊急輸送活動」の4「緊急通行車両等確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

第15節 他機関に対する応援の要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請するものとする。

第2 活動の内容

1 協定等に基づく応援要請等の準備

(1) 【市が実施する計画】（市全部局）

市は、災害が発生し、他の市町村等からの協定に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努めるものとする。

(2) 【県が実施する計画】

ア 県は、災害が発生し、他の都道府県等からの協定等に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努めるものとする。（危機管理部）

イ 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防本部等と連絡体制を確保し、受援体制を確保するように努めるものとする。

なお、県は、東海地震注意報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市町村及び関係機関と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備を行うものとする。

2 自衛隊に対する地震防災派遣の要請

(1) 【市が実施する計画】（総務部）

ア 市長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を要請する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 【県が実施する計画】

ア 知事（地震災害警戒本部長）は、必要があるときは、国の地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）（内閣総理大臣）に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を要請する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 地震防災派遣を要請する場合は、これに先立って、陸上自衛隊第13普通科連隊に、地震防災派遣を要請する予定である旨、また要請内容について明らかにし、事前準備を依頼する。連絡先は、震災対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣」のとおり。（時間内は第三科、時間外は駐屯地当直司令）

第16節 事業所等対策計画

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条1項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。これらの事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行うものとする。

第2 活動の内容

1 【事業所等が実施する計画】

(1) 施設内の防災体制の確立

ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。

イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。

ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

ア 火気使用を自粛する。

イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。

ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

2 【従業員の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させるものとする。ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

震災対策編

第 6 章

事前対策活動

【南海トラフ地震防災対策推進計画】

第1節 総則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、**後発地震に備えるために**とるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

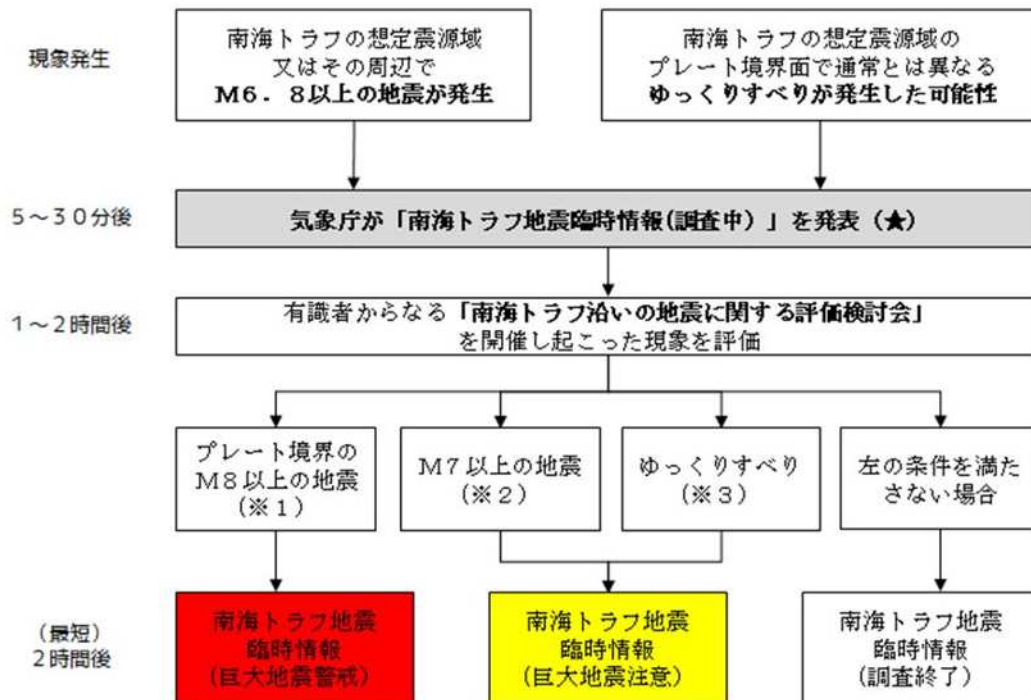
第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対策がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後に、「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



(★)：調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある。

※1：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2：南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

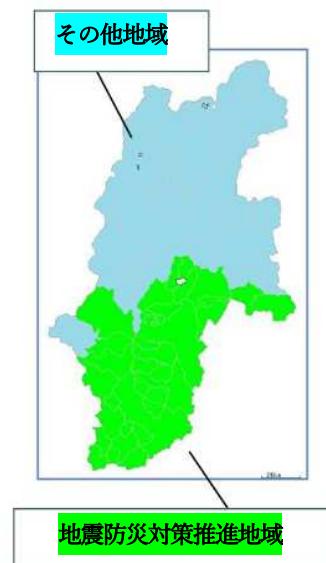
※3：ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状況が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

気象庁報道発表資料より

第4 推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。
また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは、「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ケ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊岡村、大鹿村、上松村、南木曽村、大桑村、木曽町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 市の体制

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制：事前配備

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたときは、茅野市地域防災計画等に定めるところにより活動体制（事前配備）をとり、次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の収集及び伝達
- (2) 住民等に密接に関係のある事項の伝達
- (3) 活動体制：事前配備とし、警戒・対策本部を設置
- (4) 地震防災応急対策の準備
 - ア 茅野市防災情報システムの準備・統括
 - イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)が発表された場合の対応等の確認
 - ウ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資・資機材等の確認
 - エ 管理している施設の緊急点検
 - オ 公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等発表時の体制：警戒配備

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは、茅野市地域防災計画等に定めるところにより活動体制（警戒配備）をとり次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施
- (4) 活動体制：警戒配備とし、災害対策本部設置の準備
- (5) 地震防災応急対策の準備
 - ア 茅野市防災情報システムの運用(長野県防災情報システムとの連携)
 - イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応等の確認
 - ウ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資・資機材等の確認
 - エ 管理している施設の緊急点検
 - オ 公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、災害対策本部を設置し、茅野市地域防災計画等に定めるところにより活動体制（非常配備）をとり次の業務を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容等の広報
- (3) 活動体制：非常配備とし、「茅野市災害対策本部」を設置
- (4) 地震防災応急対策の準備

- ア 茅野市防災情報システムの運用(長野県防災情報システムとの連携・報告)
- イ 後発地震に対して注意する措置の実施
- ウ 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- エ 市内における災害応急対策に係る措置の実施

4 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

5 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 県の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報(調査中)の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)等(※ ₁)	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容等の広報
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)等(※ ₂)	災害対策 本部	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※₁ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報

※₂ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、長野県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報(調査中)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づき、警戒・対策本部を設置する。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定める。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定める。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定める。

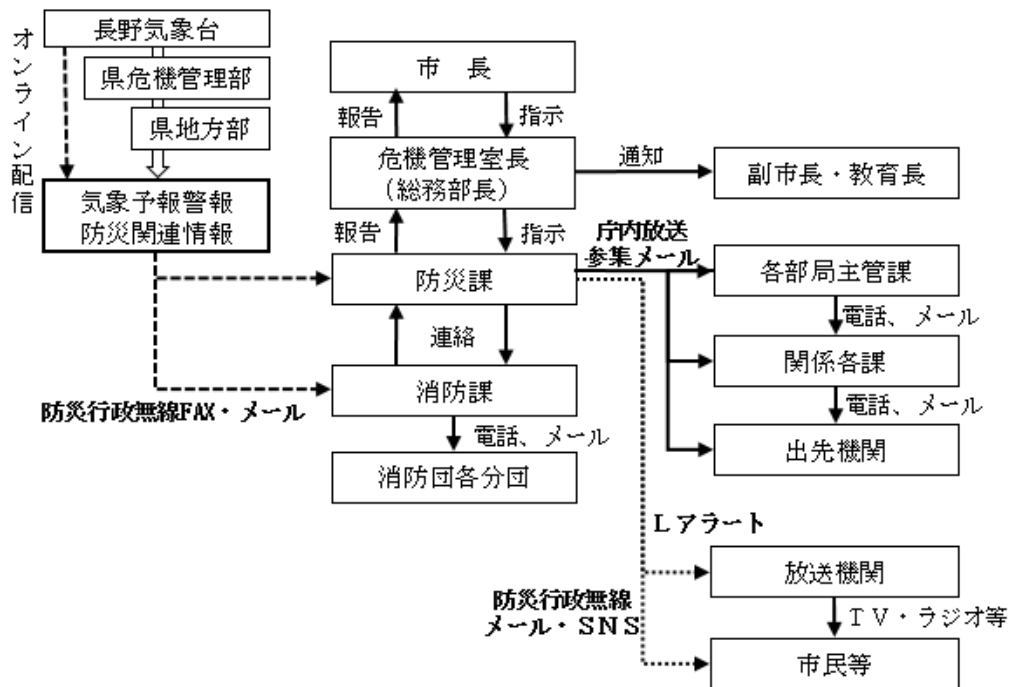
第3節 情報の収集伝達計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

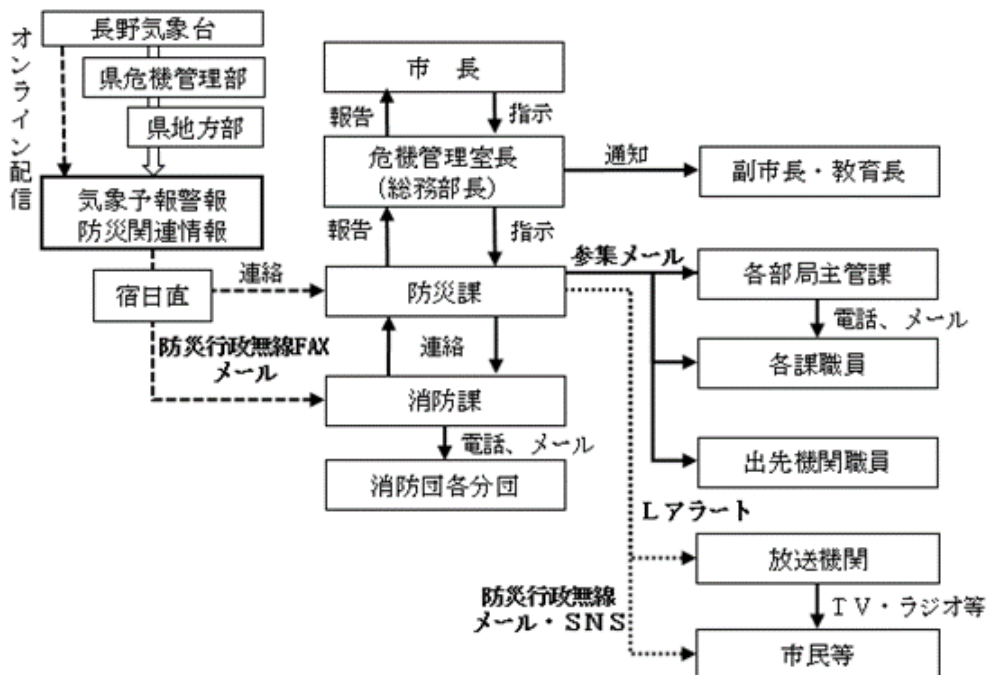
南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

1 伝達系統図

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、県・気象庁等から南海トラフ地震臨時情報を受理した防災課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、防災行政無線等により市民、出先機関、防災関係機関へ伝達する。
- (2) 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、県・気象庁等から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を防災課長へ報告する。
- (2) 報告を受けた防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い市長へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 防災課職員は速やかに登庁し、防災行政無線等により市民、出先機関、防災関係機関へ伝達する。
 なお、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時には、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

県、市、防災関係機関は、相互に連絡を取り、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとる。なお、県災害対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－市町村－建設事務所－県災害対策本部(建設部)
電話等の疎通状況、 利用制限の状況	電気通信事業者－県災害対策本部(危機管理部)
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県災害対策本部(危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県災害対策本部)(農政部) (労働金庫－県災害対策本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県災害対策本部)(危機管理部)
道路の交通規制の状況・車両 通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県災害対策本部(建設部) 地方整備局－県災害対策本部(建設部) 市町村－建設事務所－県災害対策本部(建設部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社－県災害対策本部(企画振興部)
滞留旅客等の状況	市町村－地域振興局－県災害対策本部(危機管理部)

第4節 広報計画

第1 基本方針

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施する。

第2 活動の内容

1 【市が実施する計画】（総務部・企画部・市民環境部）

茅野市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- （ア） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容
- （イ） 推進地域内への不要不急の旅行の自粛等住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

- （ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- （イ） 交通に関する情報
- （ウ） ライフラインに関する情報
- （エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

- （ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容
- （イ） 交通に関する情報
- （ウ） ライフラインに関する情報
- （エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報系無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部、災害対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

市長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、「災害緊急放送に関する相互協定」、「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」により、放送機関（LCV(株)）に要請してテレビ、ラ

ジオを通じて直接**住民**に呼びかける。

2【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部）

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（イ） 住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

（ア） 南海トラフ**地震**臨時情報（巨大地震注意）の内容

（イ） 交通に関する情報

（ウ） ライフラインに関する情報

（エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） **後発地震に備えるための基本的な防災対応**

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容

（イ） 交通に関する情報

（ウ） ライフラインに関する情報

（エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） **後発地震に備えるための基本的な防災対応**

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報系無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

(5) 推進地域外の住民等に対する広報

推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況について的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促す。

3【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記に準じた、内容、手段、方法により県及び市町村等から得た情報等

について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報する。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

(4) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について市民に周知する。

(5) JR会社

報道機関及び駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

(6) 路線バス会社

報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について市民に周知する。

(7) 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について市民に周知する。

(8) 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について市民に周知する。

(9) その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

【参考】 県・市から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている本市は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

- 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。
- 「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本計画

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示する。検討を行うに当たっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行いながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対策の検討を促す。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

推進地域内に位置する茅野市の住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、あらかじめ避難者数を想定しておく。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておく。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、市が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討する。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さな

い広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。

- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。

- ア 施設名、住所、面積、収容人数
- イ 管理者、管理者の連絡先(複数名選定を推奨)
- ウ 耐震性(想定される最大震度に対する建物の安全性)の有無
- エ 非構造部材の落下防止対策の有無
- オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- カ 学校の状況(授業継続又は休校)
- キ 周辺の避難場所からの移動距離
- ク 要配慮者の受入れ可否(福祉避難所としての機能を有しているか)
- ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

推進地域内のである茅野市は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらった上で避難を実施してもらう必要があることに留意する。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討する。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。なお、定員を超過して受入れる場合も入居者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内である茅野市は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特
性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施
による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人ひとりが、自助に基づき、災害リスクに対し
て、「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検
討・実施することを基本とし、その際、県及び市は必要な情報提供を行う等その検討・実施について
支援を行う。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

1 推進地域内

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることが
ないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施する。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

1 推進地域内

- (1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所
や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発
地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。
- (2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認
する。
- (3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、で
きるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安
全な行動をとる。また、ハザードマップ等を活用し土砂災害等の危険性の高い地域を把握する。日
常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒す
る。

2 推進地域外

住民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求め
るが、冷静な対応を行う。

第8節 企業等対策計画

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることがを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき防災対応について、以下の手順に従って検討する。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握する。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認する。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討する。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えてとるべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することのほか、事前の防災・減災対策を講ずるなど、防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定する。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握する。

4 企業等の防災対応(巨大地震注意対応)の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応(巨大地震警戒対応)の検討

- (1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、すべての企業等が検討することが望ましい。

ア 安否確認手段の確認

イ 什器の固定・落下防止対策の確認

ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア 荷物の平積み措置

イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ ヘルメットの携行の徹底

カ 定期的な重要データのバックアップ

キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討する。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておく。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内容をあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとりべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水 道

県及び市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電 気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガ ス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通 信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、

災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとりべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、

速やかに点検等を行うものとする。なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

県及び市は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設課、農林課等】

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 河川・ダム

a 河川【建設課】

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

b ダム【建設課・農林課等】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ ため池・用水路【農林課】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 松本空港【県企画振興部】

滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。

オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・入場者等への情報伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

- ・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）。
- ・上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】

後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。

ウ 保育園、小・中学校等【こども部】

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

エ 社会福祉施設【健康福祉部】

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

オ 病院・診療所等【健康福祉部】

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

カ 上下水道施設【水道課・環境課】

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

キ 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）

車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部課】

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、市、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。

第3 滞留旅客等に対する措置

1 【市が実施する計画】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第1 基本方針

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、県及び市は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 【市及び防災関係機関が実施する計画】

市及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

また、県は推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずる。

さらに、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 【市が実施する計画】

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、前記(1)に準じた内容を実施内容として行うものとする。また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。

ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。

ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

茅野市地域防災計画

原子力災害対策編

(平成 24 年度新設)

(令和 4 年度修正)

茅野市防災会議

□□□原子力災害対策編 目次□□□

第1章 総則

..... N-1～

第2章 災害に対する備え

..... N-2～

第3章 災害応急対策

..... N-3～

第4章 災害からの復旧・復興

..... N-4～

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

..... N-5～

原子力災害対策編

第1章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

(8) 緊急事態の区分

ア 警戒事態 (AL)

原子力発電所所在地市町村で震度6弱以上の大地震や大津波などにより原子力施設で異常事象の発生又はその恐れがある段階

イ 施設敷地緊急事態 (SE)

原子力施設で全交流電源喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性がある段階

ウ 全面緊急事態 (GE)

原子力施設で冷却機能喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性が高い段階

3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、茅野市防災会議が作成する「茅野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定め

るものとする。なお、この計画(原子力災害対策)に定めのない事項については、「茅野市地域防災計画(風水害対策編、地震対策編)」によるものとする。

4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域(原子力事業所から概ね半径5km)」及び「緊急防護措置を準備する区域(原子力事業所から概ね30km圏内)」にも市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、次の各号に掲げる事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において放射性物質等による緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、またそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

- (1) 国内の原子力施設の事故による災害
- (2) 周辺国の原子力施設の事故による災害
- (3) 核燃料物質等輸送中の事故による災害

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集及び県との連絡体制を確保し、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

(2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置をとるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置をとる。

(4) 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県及び市が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）

ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）

エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）

オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。

カ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。

キ 健康被害の防止に関すること。

ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。

ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。

コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。

サ 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。

シ 汚染物質の除去等に関すること。

ス その他原子力防災に関すること。

(2) 原子力事業者各々が処理すべき事業又は業務

（中部電力(株)、東京電力ホールディングス(株)等）

ア 原子力施設の防災管理に関すること。

イ 従業員等に対する教育、訓練に関すること。

ウ 関係機関に対する情報の提供に関すること。

エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。

オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。

カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。

原子力災害対策編 第1章 総 則

- キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- ク 汚染物質の除去に関すること。

原子力災害対策編

第2章

災害に対する備え

第1節 災害に対する備え

市は、災害発生時の放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3節に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1 モニタリング等

市は、県と相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを計画的に実施する。（市民環境部）

県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。（県環境部）

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 市は、施設管理者の同意を得て、放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を施設管理者等の同意を得て、退避所及び指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

- (1) 市は、県と相互に連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。（健康福祉部）
- (2) 国、県等から災害時備蓄医薬品(安定ヨウ素剤)配布の指示に対応するため準備体制を整えておく。（健康福祉部）

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県、市及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。（危機管理室、関係部局）

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 国・県・市が講じる対策の内容に関すること
- (5) 屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

5 原子力防災に関する訓練の実施

県及び市は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。（危機管理室）

- (1) 緊急時モニタリング訓練
- (2) 緊急被ばく医療訓練
- (3) その他、必要な訓練

6 消防本部の放射線対応能力の向上

- (1) 県は、消防学校における放射線防護資機材を充実させる。
- (2) 消防本部員は、県消防学校が行う教育訓練を受け、消防職員に対し必要な知識及び技術能力の向上を図る。（消防本部、市消防課）

原子力災害対策編

第3章

災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 【県・関係事業者が実施する事項】

ア 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響を把握する。

イ 収集した情報は、必要に応じて随時市町村、防災関係機関に連絡する。（総務部、企画課、市民環境部）

ウ 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。（危機管理部、環境部）

エ 東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。

(2) 【市が実施する事項】

ア 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。（総務部、企画部）

イ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び市内において原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法）に係るに緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民の屋内退避・避難等の状況及び国、所在県、県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について必要な調整を行う。（総務部、企画部）

ウ 県と連携を密にして情報の把握に努める。（関係部局）

エ 必要に応じ情報連絡のため各避難所等との通信手段を確保する。（総務部、企画部）

2 通信手段の確保

(1) 県及び市は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。（危機管理部、警察本部）

(2) 県は、必要に応じ電気通信事業者に対して県、市、防災関係機関等の重要通信の確

保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。（危機管理部）

第3節 活動体制

1 市の活動体制

(1) 警戒本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

- (ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- (イ) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

茅野市災害対策本部条例に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

○組織

段階の説明	災害対応	
	参集範囲	組織の体制（警戒本部）
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。または、市長が必要と認めたとき。	・全部長 ・全コミュニティセンター所長 ・全課長 ・本部事務局職員 ・各課庶務担当係長 ・避難所担当職員 ・広報担当職員	・本部長：市長 ・副本部長：副市長・教育長 ・本部員 - 全部長 - 茅野市社会福祉協議会事務局 - 長消防署長等 ・対策本部事務局 ・本部連絡員

ウ 所管事務

茅野市地域防災計画 第3章 第3節 「地震災害警戒本部・災害対策本部事務分掌」の組織及び事務分掌のほか、次の表による。

○事務

担当部	班名	事務分掌
企画部 総務部	企画班・秘書広報班・パートナーシップのまちづくり推進班・会計班・選監事務局班	・避難所(市域外)の確保に関すること。
	総務班	・職員の被爆管理に関すること。
	財政班	・市域外避難時の避難車輛の確保に関すること。
	防災班・消防班	・避難経路の設定、避難誘導に関すること。
市民環境部	税務班・収納班・市民班	・汚染除去作業
	生活環境班・美サイクルセンター班	・放射能モニタリングの実施及び収集データの管理に関すること。 ・放射性物質による汚染調査に関すること。

		・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に關すること。
健康福祉部	地域福祉推進班・茅野市社会福祉協議会班	・災害時要援護者の安否確認に關すること。
	保健班・全保健福祉サービスセンター班	・緊急被爆医療に關すること。 ・農林水産物の摂取制限に關すること。
産業経済部	産業振興班・農林班・商工班・観光班・農業委員会事務局班	・農林水産物の出荷制限に關すること。 ・県の実施する放射能濃度の測定に關する協力に關すること。
都市建設部	建設班・都市計画班・水道班	・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に關すること。
こども部 生涯学習部	こども班・幼児教育班・学校教育班・生涯学習班・文化財班・スポーツ健康班	・避難所等においての放射能モニタリングに關すること。

エ 警戒対策本部の廃止

概ね次の基準による。

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれがなくなつたと認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になつた場合、災害対策本部を設置する。

- (ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となつたとき。
- (イ) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

茅野市災害対策本部条例に定める組織に準ずるところによるほか、次の表による。

○組 織

段階の説明	災害対応	
	参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となつたとき。または、市長が必要と認めたとき。	・全職員	・本部長：市長 ・副本部長：副市長・教育長 ・本部員 - 全部長等 - 茅野市社会福祉協議会事務局 - 茅野市議会事務局長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員

ウ 所管事務

警戒対策本部に準ずる。

エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

- (ア) 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなつたとき。

- (イ) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等が整備される。

1 災害時のモニタリング

- (1) 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。（環境部、危機管理部）
- (2) 市は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射性物質濃度の測定

- (1) 県は、あらかじめ定めた放射性物質濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。（関係部局）
- (2) 市は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

市は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。（健康福祉部）

第6節 住民等への的確な情報伝達

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。
情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。（危機管理部、企画振興部）
- (2) 県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。（危機管理部、企画振興部）

2 情報の伝達

(1) 迅速・的確な情報の伝達

市は、原子力事業所の事故により放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。（総務部、企画部）

(2) 伝達する情報

提供すべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。（総務部、企画部）

(3) 情報提供の継続

状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。（総務部、企画部）

(4) 情報提供の留意事項

ア 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。（総務部、企画部）

イ 要配慮者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮を行う。

(5) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、放射線に関する相談窓口を設置し、住民等からの健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。（関係部局）

(6) 風評被害の未然防止

市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。（総務部、企画部）

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

(1) 県及び市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。（総務部、関係部局）

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

ウ 消防本部・消防団の消防車等による広報車等による広報活動

エ 市の防災行政無線や広報車等による広報活動

オ 市教育委員会等を通じた小中学校への連絡

カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。（総務部、関係部局）

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日：令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2} ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{※4} させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改訂される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域

ではあるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

2 広域避難活動

- (1) 市は、市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施協力を要請する。また、県に対して避難先の調整及び輸送ルートの調整を要請する。（総務部）
- (2) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (3) 要避難市町村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (4) J R 会社、鉄道会社、路線バス会社等は、県、市町村と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 自衛隊は、県及び市と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- (6) 県及び市は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

3 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、市長が屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。（危機管理部、警察本部）

4 避難所の開設・運営

茅野市地域防災計画 風水害対策編 第3章 第12節 第3 に準じる。

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送体制の確立

茅野市地域防災計画 風水害対策編 第3章 第10節に準じるほか、次による。

ア【県が実施する事項】

- (ア) 関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。（危機管理部）
- (イ) 人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。（危機管理部）

イ【市が実施する事項】

- (ア) 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対

して人員、車両等の支援を要請する。（総務部、企画部）

(イ) 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。（総務部）

(ウ) 避難者の輸送に当たっては、県公安委員会及び警察等から交通情報の提供を受ける。（総務部）

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊

2 緊急輸送のための交通路確保

(1) 県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。（警察本部）

(2) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。（警察本部）

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

(1) 県は、国の指示、要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。（環境部、危機管理部）

(2) 市又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。（都市建設部）

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

(1) 県は、国の指示及び要請に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。（農政部、林務部）

(2) 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。（産業経済部）

3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム以上

(「原子力災害対策指針(令和4年7月6日)」より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上

(厚生労働省令及び告示より)

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

1 避難者の受入れ

(1) 緊急的な一時受入れ

ア 県は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県(以下「避難元都道府県」という。)と連携し、必要に応じて次の対応を行う。なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。(関係部局)

(ア) 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

(イ) 市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(ア) 県の要請を受けた場合は、市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。(関係部局)

(イ) 受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。(関係部局)

(2) 短期的な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。(関係部局)

(ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市の施設で対応する。

(イ) (ア)による受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内のホテル・旅館等を県が借り上げて、避難所とする。

イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(ア) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れに準じて市の施設で対応する。(関係部局)

(イ) 市の施設で受入れが困難な場合、県と協議の上、市内の旅館・ホテル等を市が借り

上げて、避難所とする。（関係部局）

(3) 中期的な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）

(ｱ) 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。

(ｲ) 民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

(ｳ) 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(ｱ) 市は、県との協議の上、必要に応じて民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供する。（総務部、関係部局）

(ｲ) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。（関係部局）

4 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 市は、市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。（関係部局）

(2) 市は、県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して情報を提供する。（総務部、企画部）

(3) 市は、県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。（総務部、企画部）

原子力災害対策編

第4章

災害からの復旧・復興

第1節 災害からの復旧・復興

1 基本方針

市は、復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

2 活動の内容

(1) 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。（関係部局）

(2) 事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

3 その他災害後の対応

(1) 各種制限措置の解除

県及び市が行う災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。（関係部局）

(2) 緊急時モニタリングの実施と公表

市は、県及び関係機関と協力して緊急時モニタリングを行い、その結果を速やかに住民に公表する。（総務部、企画部、市民環境部）

(3) 風評被害の軽減

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と協力して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。（経済産業部）

(4) 健康相談体制

市は、心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じるとともに、正確な情報を提供して、住民等の不安軽減を図る。（健康福祉部）

原子力災害対策編

第5章

核燃料物質等輸送事故災害への対応

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章災害に対する備え」「第3章災害応急対策」「第4章災害からの復旧・復興」を準用する。

1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
- (2) 消火・延焼防止
- (3) 立入禁止区域の設定
- (4) 避難のための警告
- (5) 汚染の拡大防止及び除去
- (6) 放射線の遮蔽
- (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

2 警察及び消防機関の対応

- (1) 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、市町村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

茅野市地域防災計画

火山災害対策編

(令和 5 年度修正版)

茅野市防災会議

□□□火山災害対策編 目次□□□

第1章 総則

- 第1節 計画作成の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-1-1～
- 第2節 災害発生直前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-1-2～
- 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・P-1-3～

第2章 災害予防計画

- 第1節 風水害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-1～
- 第2節 災害発生直前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-2～
- 第3節 情報の収集連絡体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-3～
- 第4節 活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-4～
- 第5節 広域相互応援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-5～
- 第6節 救助・救急・医療計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-6～
- 第7節 消防・水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-7～
- 第8節 要配慮者支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-8～
- 第9節 緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-9～
- 第10節 障害物の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-10～
- 第11節 避難の受入活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-11～
- 第12節 孤立防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-12～
- 第13節 食料品等の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-13～
- 第14節 給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-14～
- 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-15～
- 第16節 危険物施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-16～
- 第17節 電気施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-17～
- 第18節 都市ガス施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-18～
- 第19節 上水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-19～
- 第20節 下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-20～
- 第21節 通信・放送施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-21～
- 第22節 鉄道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-22～
- 第23節 災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-23～
- 第24節 土砂災害等の災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-24～
- 第25節 防災都市計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-25～
- 第26節 建築物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-26～
- 第27節 道路及び橋梁災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-27～
- 第28節 河川施設等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-28～
- 第29節 ため池災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-29～
- 第30節 農林水産物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-30～
- 第31節 二次災害の予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-31～
- 第32節 防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P-2-32～
- 第33節 防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【風水害対策編】H-2-33～

第34節	災害復旧・復興への備え・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-34～
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-35～
第36節	企業防災に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-36～
第37節	ボランティア活動の環境整備・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-37～
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-38～
第39節	火山災害対策に関する調査研究及び観測・・・・・・・・		P-2-39～
第40節	観光地の災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・		P-2-40～
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-2-41～

第3章 災害応急対策計画

第1節	火山災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・		P-3-1～
第2節	災害情報の収集・連絡活動・・・・・・・・・・・・・・・・		P-3-2～
第3節	非常参集職員の活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-3～
第4節	広域相互応援活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-4～
第5節	ヘリコプターの運用計画・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-5～
第6節	自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-6～
第7節	救助・救急・医療活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-7～
第8節	消防・水防活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-8～
第9節	要配慮者に対する応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-9～
第10節	緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-10～
第11節	障害物の処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-11～
第12節	避難受入れ及び情報提供活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-12～
第13節	孤立地域対策活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-13～
第14節	食料品等の調達・供給活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-14～
第15節	飲料水の調達・供給活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-15～
第16節	生活必需品の調達・供給活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-16～
第17節	保健衛生、感染症予防活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-17～
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-18～
第19節	廃棄物の処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-19～
第20節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-20～
第21節	危険物施設等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-21～
第22節	電気施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-22～
第23節	都市ガス施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-23～
第24節	上水道施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-24～
第25節	下水道施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-25～
第26節	通信・放送施設応急活動・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-26～
第27節	鉄道施設応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-27～
第28節	災害広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-28～
第29節	土砂災害等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・		P-3-29～
第30節	建築物災害応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-30～
第31節	道路及び橋梁応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-31～
第32節	河川施設等応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-32～
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-33～
第34節	ため池災害活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-34～

第35節	農林水産物災害応急活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-35～
第36節	文教活動・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-36～
第37節	飼養動物の保護対策・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-37～
第38節	ボランティア活動の受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-38～
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-39～
第40節	災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-40～
第41節	観光地の災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・	【風水害対策編】	H-3-41～

火山災害対策編

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙岳噴火災害、御嶽山噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」及び茅野市防災会議が作成する「茅野市地域防災計画」の「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第4 茅野市強靱化地域計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

茅野市強靱化地域計画は、大規模災害等に対する市域の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、茅野市の国土強靱化に関する部分については、茅野市強靱化地域計画の総合目標「市民の生命・財産・生活を守り抜き、活力ある地域を持続する」を基本とし、基本目標(事前に備えるべき目標)は以下のとおりである。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
- IV 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること
- V 二次的な被害を発生させないこと

以上を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ市民に対する、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画

1 市民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

- (1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達経路については、別紙1のとおりであるが、市は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。
- (2) 別紙1(1)の伝達経路により、噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により住民等に対する広報活動を行うものとする。

2 避難誘導体制の整備

(1) 【県及び市が実施する計画】

ア 県及び市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。

イ 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(2) 【市が実施する計画】

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

第11節「避難収容活動計画」参照

3 広報計画

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(2) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、または必要に応じ作成し発表する。火山活動解説資料の伝達系統図は、別紙

1 (2) のとおり。

(3) 噴火警報等

ア 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

イ 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

○噴火警報及び噴火予報の発表基準等（横岳）

予報及び警報の名称	略称	発表基準	警戒事項等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報（山麓）	噴火警報	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域嚴重警戒 又は山麓嚴重警戒
噴火警報（火口周辺）	火口周辺 警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山規制
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺規制
噴火予報	—	火山活動が静穏な状態が予想される場合	平常

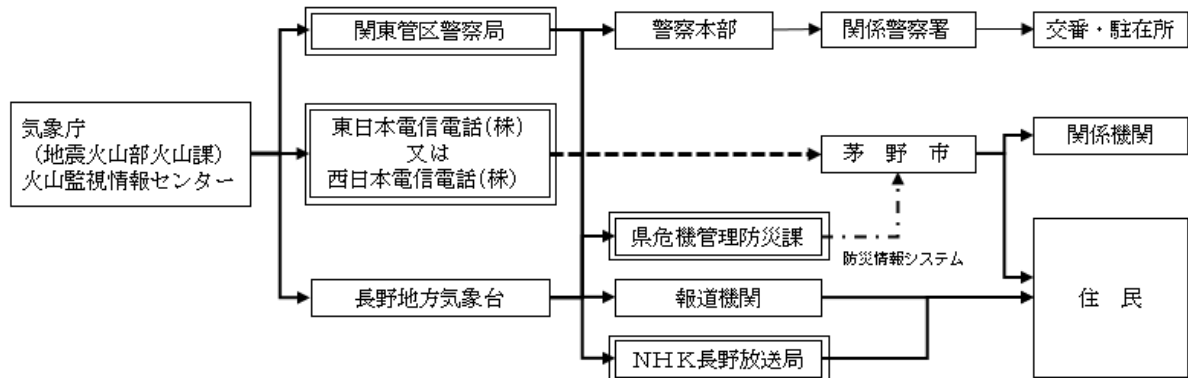
4 異常現象の通報

市民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。市長等は、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

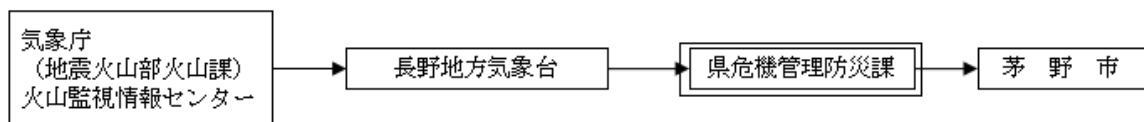
(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定通知機関。

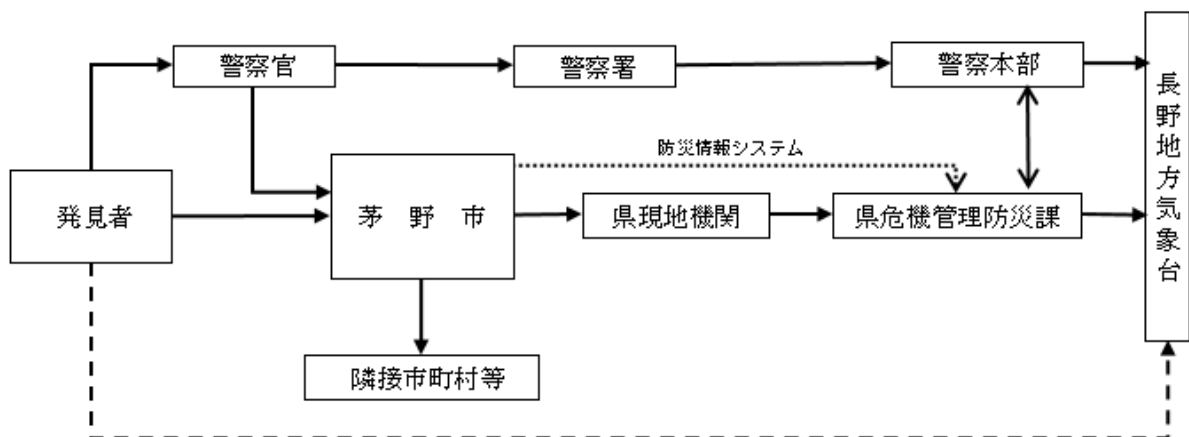
* 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



(注) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

別紙2 異常現象の通報系統図



第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 火山防災協議会

火山防災協議会は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

	(9) その他火山防災に関すること。

2 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
茅野市	(1) 市防災会議、市警戒本部及び市災対本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 (4) 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局	(1) 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関する事
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事
東京航空局 (東京空港事務所松本 空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 噴火警報等の伝達、解説に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事
長野労働局	(1) 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する事 (2) 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事
関東地方備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 (3) 地殻変動の監視に関する事

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

4 陸上自衛隊 第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。
J R 会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社) (1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)) (1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集に関すること。
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
電力会社	(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)) (1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
中日本高速道路(株)	中央自動車道、長野自動車道(岡谷 J C T ~ 安曇野 I C)の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 (2) 排水機場の改良及び復旧に関すること。
ガス会社	(諏訪瓦斯(株)、帝石パイプライン(株)、) (1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

路線バス会社等	(アルピコ交通(株)、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、エルシーブイ(株)、) Lアラートを経由した、気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
医師会、歯科医師会、 看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(一社) 長野県L Pガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(一社) 長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(社福)長野県社会福祉 協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
森林組合	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
漁業協同組合	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
商工会、商工会議所等 商工業関係団体	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
病院等医療施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における教育対策に関すること。

**火山災害対策編 第1章第3節 防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱**

	(3) 被災施設の災害復旧に関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。
青年団、婦人会等	県、市が行う災害応急対策の協力に関すること。

8 その他

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
火山防災協議会	火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関すること。 ア 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。 イ 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。 ウ 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。 エ 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制に関すること。 オ 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関すること。 カ 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること。

火山災害対策編

第 2 章

災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

第1 基本方針

茅野市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。

長野県内及び近隣には10の活火山があり、茅野市にはそのうちの一つ、北八ヶ岳の横岳（北横岳）がある。活火山の定義が変更され活火山に指定されたものであり、警戒を要する状態にはないとはいえ距離的にも、爆発・噴火の規模によっては、火砕流、溶岩流、降灰等の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 主な取り組み

1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強いまちを形成する。

2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

県内には、概ね過去1万年以内に噴火した火山10が活火山に指定され、現在活発な噴気活動のある火山（警戒を要する活火山）が6つあり、火山災害による大きな被害が懸念されることから、火山災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 火山災害に強い市域の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の

具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から市土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 火山災害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。
- (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害に強いまちの形成
 - a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
 - b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。
 - c 登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。

- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
 - e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備の促進を図る。
 - f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な**拠点と高規格道路等**のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、**強靱**で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、**国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ**、無電柱化の促進を図る。
- (イ) 火山災害に対する建築物等の安全性
- 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (ウ) ライフライン施設の機能の確保
- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- (エ) 降灰対策
- 活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。
- (オ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じる。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
 - e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
 - f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
 - g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。
また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
 - h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
 - i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
 - j 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
 - k 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
 - l 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。
 - m 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。
 - n 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- (カ) 火山災害警戒地域の指定
- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県にあった時は、想定される火山現象の状況に依

じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、県内の市町村が、火山災害警戒地域に含まれない火山防災協議会に任意に参加する場合は県も任意に火山防災協議会に参加することができる。

- b 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。
- c 火山災害警戒地域の指定があったときは、県地域防災計画において次の事項を定めるものとする。
 - (a) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - (b) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告を定める際の基準となるべき事項
 - (c) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路を定める際の基準となるべき事項
 - (d) 避難・救助に係る広域調整に関する事項
 - (e) その他必要な警戒避難体制に関する事項
- d 県防災会議は、県地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第5条第一項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- e 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）

火山名	県名	市町村名
浅間山	長野県、群馬県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬭恋村
焼岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
乗鞍岳	長野県、岐阜県	松本市、高山市
御嶽山	長野県、岐阜県	上松町、木曽町、王滝村、高山市、下呂市
草津白根山	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町
新潟焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市
弥陀ヶ原	富山県※	富山市、上市町、立山町※

※弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。

(キ) 避難施設緊急整備地域

内閣総理大臣が長野県内で火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じる又は生じるおそれがある地域でその被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定したとき、県は国の基本指針に基づき、住民等の速やかな避難のための必要な施設を緊急に整備するための計画を作成する。計画の作成にあたっては、関係市町村長の意見をあらかじめ聞くものとする。

イ【市が実施する計画】

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行

うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。

- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。
- c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図るものとする。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
- f 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- g 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- h 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。
- i 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降

灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする

(わ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(か) 火山災害警戒地域の指定

- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が茅野市にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会を組織する。なお、火山災害警戒地域に含まれない場合も、火山防災協議会に任意に参加できるものとする。
- b 火山災害警戒地域の指定があったときは、市地域防災計画において次の事項を定めるものとする。
 - (a) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項

- (b) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
- (c) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (d) 避難・救助に係る広域調整に関する事項
- (e) その他必要な警戒避難体制に関する事項
- (f) 避難促進施設に関する事項

また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成しなければならない。

- c 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。
- d 市防災会議は、市地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第6条第1項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- e 市地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要なる防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(キ) 避難経路の設定

住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定めるものとする。

(ク) 避難促進施設の指定

市防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。

現在、火山防災協議会で定めている避難促進施設指定基準は以下のとおり。

a 御嶽山における避難促進施設指定基準

(a) 対象施設

- ・活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設
- ・宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市長が判断する。

(b) 対象範囲

- ・ 剣ヶ峰南西斜面の火口（地獄谷火口）から4kmの範囲
- ・ 市長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする。

b 乗鞍岳における避難促進施設指定基準

(a) 対象施設

- ・ 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設
- ・ 宗教施設は火山法施行令に定めがないため、施設の利用形態を踏まえて市長が判断する。

(b) 対象範囲

- ・ 想定河口域から4kmの範囲内にある施設
- ・ 市長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- 火山災害警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、必要と認める地域については、警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら各地域の実情に応じて必要な事項を定めるものとする。

(イ) ライフライン施設の機能の確保

- ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 地方整備局は防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）
- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- h 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（別記）防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編参照

エ【火山防災協議会が実施する計画】

活動火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一堂に会し、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「火山単位」の統一的な警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。

- (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」
- (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」
- (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」

- (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施
- (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に伝達される体制
- (キ) 退避壕・退避舎等の整備の必要性についての検討

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ市民に対する、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 火山の異常を把握した際、住民、登山者等に対して行うわかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を図る。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備

住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、第3章第1節「災害直前活動」のとおりである。

県及び市は、气象台、市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。

2 避難誘導体制の整備

ア【県及び市が実施する計画】

- (ア) 県及び市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。
- (イ) 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

第11節「避難収容活動計画」参照

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。
- 2 県・市は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市と連携し、火山情報が確実に伝達できるよう、関係機関及び火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部）
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行う。
- (ウ) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照）（危機管理部）
また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。（全部局）
- (エ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。（危機管理部）
- (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。（警察本部）
- (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）

- (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。（危機管理部）
- (ク) 噴火及び泥流等の状況を把握するため、監視カメラ、雨量計等を設置する。（建設部）
- (ケ) 情報を一元的に収集・伝達する「長野県防災情報システム」の効果的運用を推進する。（危機管理部）
- (コ) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。（危機管理部）
- (サ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。（危機管理部）
- (シ) 噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、**臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「火山の状況に関する解説情報（臨時）」という。）**、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。
- (ス) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- (セ) **発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（危機管理部）**

イ【市が実施する計画】

- (ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- (ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
- (エ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (オ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (カ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
- (キ) 情報収集手段としてクラウド型による「茅野市防災情報システム」等、ネットワークの活用を推進するものとする。
- (ク) 「長野県防災情報システム」と「茅野市防災情報システム」の連携により県及び関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。
- (コ) 噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものと

する。

- (サ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、SNS、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

ウ【気象庁が実施する計画】

- (ア) 火山活動の状態をわかりやすく伝え、地方公共団体の的確な防災対応に資するよう、火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を5段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について火山防災協議会での検討を通じて進めると共に、噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準について、科学的知見に基づく精査を行ない、火山防災協議会と事前に調整、情報共有した上で公表する。
- (イ) 火山活動の変化を観測した場合、火山の状況に関する解説情報（臨時）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。
- (ウ) 気象庁、内閣府、県、市町村は、火山の状況に関する解説情報（臨時）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。

エ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 県及び市、関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- (ウ) 火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努めるものとする。（長野地方気象台）
- (エ) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (オ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (カ) 火山防災協議会において、噴火警戒レベルの引き下げの考え方についてあらかじめ検討し、関係機関で共有する。
- (キ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、「長野県防災情報システム」及び「茅野市防災情報システム」等ネットワークの活用により災害情報等共有化、住民への周知を図り、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議

会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の強化

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。（危機管理部）
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。（危機管理部）
- (ウ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部）
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、**公共安全LTE（PS-LTE）**等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、**公共安全LTE（PS-LTE）**等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山防災協議会の総合調整を行う。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じ見直しを行う。（詳細は第3章第3節 非常参集職員の活動に掲載）
- (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。
- (エ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (カ) 過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて活動体制の見直しを図る。見直し

においては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての活動体制についても検討するものとする。また、体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図る。

- (キ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
- (エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。
- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

住民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。現在、県、市にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県防災会議

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。防災会議は、知事を会長とし、防災関係

機関の長又は県職員のうちから任命された委員、専門委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。組織内の部会として地震対策部会、火山対策部会等を有する。

(イ) 地震対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。

(ウ) 火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。

(エ) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

a 御嶽山火山防災協議会

御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

b 浅間山火山防災協議会

浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

c 焼岳火山防災協議会

焼岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、焼岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

d 新潟焼山火山防災協議会

新潟焼山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、新潟焼山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

e 弥陀ヶ原火山防災協議会

弥陀ヶ原周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、弥陀ヶ原の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

f 乗鞍岳火山防災協議会

乗鞍岳周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策

の特殊性を踏まえ、乗鞍岳の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

g 草津白根山防災会議協議会

草津白根山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、草津白根山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

イ【市が実施する計画】

(ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

(イ) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。

*現在、茅野市が直接連携する火山防災協議会はない。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

(イ) 火山防災協議会

「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。

a 御嶽山火山防災協議会

b 浅間山火山防災協議会

c 焼岳火山防災協議会

d 新潟焼山火山防災協議会

e 弥陀ヶ原火山防災協議会

f 乗鞍岳火山防災協議会

g 草津白根山防災会議協議会

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシス

テムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)
- (イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)及び県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設、合同現地対策本部としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要

となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ｱ) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(ｲ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市及び関係機関が実施する計画】

(ｱ) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

(ｲ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第5節 広域相互応援計画

第6節 救助・救急・医療計画

第7節 消防・水防活動計画

第8節 要配慮者支援計画

第9節 緊急輸送計画

第10節 障害物の処理計画

→ 風水害対策編 参照

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客、（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等、登山者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】

(ア) 県及び市は、火山防災協議会等における検討を通じた火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(イ) 県及び市は、**予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の**

災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

- (ウ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。
- (エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理局）

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）
- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（健康福祉部、県民文化部）
- (ウ) 帰宅困難者等や登山者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等や登山者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・健康福祉部・農政部）
- (オ) 市が策定する避難計画について、市地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者、帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。（危機管理部）
- (カ) 市及び関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。（危機管理部）
- (キ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。（警察本部）

- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。（危機管理部、警察本部）

ウ【市が実施する計画】

(ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

b 高齢者等避難の発令基準及び伝達方法

（避難指示・高齢者等避難については風水害対策編第3章第12節を参照）

c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

d 指定緊急避難場所及び指定避難所名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(a) 給食措置

(b) 給水措置

(c) 毛布、寝具等の支給

(d) 衣料、日用品の支給

(e) 負傷者に対する救急救護

g 指定避難所の管理に関する事項

(a) 避難受入れ中の秩序保持

(b) 避難住民に対する災害情報の伝達

(c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(d) 避難住民に対する各種相談業務

h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(a) 平常時における広報

○ホームページ、SNSによる周知

○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○住民に対する巡回指導

○防災訓練等

(b) 災害時における広報

○ホームページ、SNSによる周知

○広報車による周知

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく等、必要な準備を整えておくものとする。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を構すべきことにも留意するものとする。

(イ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(エ) 登山者等対策

県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。（全機関）

(イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）

(ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化、避難体制の確立を図るものとする。

(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難指示等を発令する際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

(オ) 県及び市町村、関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- d 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか。
- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合での家族の分担。

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

- (ウ) 避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、マスク等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

○帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。(県有施設管理局)
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理局)
- (ウ) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。(危機管理部)

イ【市が実施する計画】

- (ア) 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市地域防災計画に掲載するものとする。

- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に

応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- (エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (カ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (ウ) 火山活動によって、登山者等の生命及び身体に被害が生じ又は生ずる恐れがある火口周辺の施設管理者及び所有者等は、それぞれの火山の特性について、専門家等の意見を踏まえ、退避壕等の整備や山小屋等の既存施設の補強等について、努めることとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)
- (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。(県有施設管理局)
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理局)
- (エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。(県有施設管理局)
- (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を

踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- (イ) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、**医療的ケアを必要とする者**等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。**特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。**
- (ウ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 市は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- (ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。**また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。**
- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

- (ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、**NPO・ボランティア**等との定期的な情報交換に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため県及び市は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、（**公社**）長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b （一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び、（一社）長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を

強化する。

- c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

火山の噴火等により災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、火山災害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 火山災害対策等に係わる防災組織の編成
 - (b) 火山災害対策等に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 火山災害時等における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

 - a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が火山噴火等の衝撃によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する
 - b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理（教育委員会）

火山災害等での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

 - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育委員会）
 - a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする

(d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(㉔) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

- 第12節 孤立防止対策
- 第13節 食料品等の備蓄・調達計画
- 第14節 給水計画
- 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画
- 第16節 危険物施設等災害予防計画
- 第17節 電気施設災害予防計画
- 第18節 都市ガス施設災害予防計画
- 第19節 上水道施設災害予防計画
- 第20節 下水道施設災害予防計画
- 第21節 通信・放送施設災害予防計画
- 第22節 鉄道施設災害予防計画
- 第23節 災害広報計画
- 第24節 土砂災害等の災害予防計画
- 第25節 防災都市計画
- 第26節 建築物災害予防計画
- 第27節 道路及び橋梁災害予防計画
- 第28節 河川施設等災害予防計画
- 第29節 ため池災害予防計画
- 第30節 農林水産物災害予防計画
- 第31節 二次災害の予防計画

→ 風水害対策編 参照

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、県、市及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時、要支援に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾

電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油

- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
 - c 警報等や、避難指示等の意味や内容
 - d 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - i 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
 - j 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - l 様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - m 正確な情報入手の方法
 - n 要配慮者に対する配慮
 - o 男女のニーズの違いに対する配慮
 - p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - r 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
 - s 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - t 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するマニュアルの配布、火山防災エキスパート、火山専門家等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (オ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及

を図る。

- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (キ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (ク) 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、火山防災エキスパート等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (カ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ク) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (ケ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居

住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【気象台が実施する計画】

- (ア) 火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報、噴火警戒レベル、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報、降灰予報、火山活動解説資料等の火山情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- (イ) 登山者等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるように、気象庁ホームページ等で火山情報の周知に努める。
- (ウ) 登山者等が遅延なく防災対応が取ることができるよう、平時から火山観測データを公表するものとする。

オ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

カ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ【登山者等が実施する計画】

自らの安全を確保するため、長野県登山安全条例に基づき、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等という。以下同じ。）提出等行うものとする。

ク【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マ

ニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

ケ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市が実施する計画】

市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- (ア) 防災知識一般
- (イ) 避難の際の留意事項
- (ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- (エ) 具体的な危険箇所
- (オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】

県及び市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 火山災害等に関する一般的な知識
- イ 火山災害等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 火山災害等対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後火山災害等対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第36節 企業防災に関する計画

第37節 ボランティア活動の環境整備

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

火山災害にあつては、その災害事象が激甚かつ長期に及ぶことがあり、災害対策の推進に当たっては、様々な分野からの調査研究が重要となる。既に、国においても、噴火予知をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、観光客の増加等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な火山災害対策の実施を図る。

また、平成26年9月27日の御嶽山の噴火を受け、監視及び火山活動に関する情報発表に必要な観測体制の強化を図る。

第2 主な取り組み

- 1 県・市・各機関が協力し火山災害等に関する情報集整理等を行う。
- 2 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制の強化を行う。

第3 計画の内容

1 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (1) 国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討する。（危機管理部）

2 【市が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努めるものとする。

3 【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った火山災害対策等に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市への提供について協力するものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。
- (3) 水蒸気噴火の先行現象を確実に検知しその兆候の早期把握に努めるものとする。

ア 火口付近への観測施設の増強

イ 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握できる手法の開発

ウ 地元の専門家や日頃山を見ている人など現地からの情報を収集できるネットワークの構築

エ 火山活動の監視と評価をよりの確に行うことのできる人材の確保及び育成

(4) 本県に係る気象庁が常時監視する活火山の観測は以下のとおり実施されている。

ア 浅間山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所浅間火山観測所が必要な観測を行っている。

イ 御嶽山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。

ウ 焼岳

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所等が必要な観測を行っている。

エ 乗鞍岳

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。

オ 草津白根山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京工業大学、草津町が必要な観測を行っている。

カ 新潟焼山

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所、新潟県が必要な観測を行っている。

キ 弥陀ヶ原

気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、京都大学が必要な観測を行っている。

ク 横岳（北八ヶ岳）

気象庁が常時監視する活火山の対象には指定されていない。現在、警戒すべき活動は認められない。

第40節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。御嶽山噴火災害では登山者に多くの被害が発生したことから、登山者等の安全確保対策を推進するとともに安全確保対策の推進に当たっては、各火山防災協議会での検討結果を踏まえたものとする。また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。
- 3 火山噴火時の登山者等の安全確保を推進する。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【県及び市が実施する計画】

- ア 観光地での災害発生時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。（観光部）
- イ 火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。
- ウ 火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。

(2) 【市が実施する計画】

- ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。
- ウ 火山防災協議会において、避難場所、避難経路、避難手段等を協議し、あらかじめ住民、山小屋関係者等に周知を図る。
- エ 火山災害時の登山者の把握、安否確認等を早期に行うため、登山計画書の届出について十分な周知を図る。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 【県が実施する計画】（県民文化部、観光部）

研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。

(2) 【県及び市が実施する計画】（観光部）

ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

(3) 【市が実施する計画】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

(4) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

3 登山者等の安全確保

(1) 【県が実施する計画】（危機管理部、観光部）

ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努める。
（観光部）

イ 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。（危機管理部）

ウ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努める。（危機管理部）

エ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット等）の配備に努める。（観光部）

オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努める。

(2) 【市が実施する計画】

ア 火山への登山者等に対し、看板の設置等により、緊急時の対応方法等の周知に努めるものとする。

イ 火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。

ウ 噴火災害から登山者等を守るため、防災用品（ヘルメット、マスク等）の配備に努めるものとする。

エ 火山における救助活動に必要となる火山ガス検知器の配備に努めるものとする。

オ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は火山災害の発生を想定し、防災用品（ヘルメット、マスク等）や避難体制の整備に努めるものとする。
- イ 火山活動に変化があった場合及び火山噴火の発生時には、迅速かつ速やかに登山者等及び火山関係者に情報伝達ができる体制の構築に努めるものとする。
- ウ 県及び市と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の 推進

→ 風水害対策編 参照

火山災害対策編

第 3 章

災害応急対策計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難指示等を発令する。

第3 活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報・噴火速報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア) 【県が実施する対策】

- ・市町村への通知

火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の噴火警報（居住地域）が該当する（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上）。

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

(イ) 【市が実施する対策】

- ・住民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応

(ア) 【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

- a 噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。
 - b 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達
 - c 関係市町村に対する助言
 - (a) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の住民、登山者等への広報
 - (b) 登山禁止措置についての広報
- (イ) 【長野地方気象台が実施する対策】
- a 気象庁が発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、降灰予報、火山ガス予報、噴火に関する火山観測報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。
 - b 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第12条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」、「噴火速報」をいう。
 - c 噴火警報・予報
 - ・噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）
 - 気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。
 - ・噴火予報
 - 気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。
 - d 噴火警戒レベル
- 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警

戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山 乗鞍岳、弥陀ヶ原 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカンダナ山、妙高山

(a) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは切迫している状 態にある	5 (避 難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生すると予想される（可能性 が高まってきている）	4 (高齢者等避 難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす（この範囲に入った場合には 生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あ るいは発生すると予想される	3 (入山規制)
		火口から少し離れ たところまでの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される。	2 (火口周辺規 制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態に よって、火口内で火山灰の噴出等が みられる。（この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ）	1 (活火山である ことに留意)

(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは発生すると予想 される	居住地域 厳重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす（この範囲に入った場合には 生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あ るいは発生すると予想される	入山危険

		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意

e 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

g 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

h 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

i 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

(ウ) 【市が実施する対策】

- a 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、市地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関、放送事業者等、住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。

なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

- b 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

(エ) 【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

- a 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
b 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
c 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
d 鳴動：異常音の発生
e 火山性地震：有感地震の発生
f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度・色等の変化の変化
g 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
h その他：火映、異常臭、動物の異常行動、動物の死体など
異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されていない火山では、レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

市及び防災関係機関が行う防災対応について、必要に応じて協力援助する。

イ【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行うものとする。

ウ【市が実施する対策】

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて各市町村の地域防災計画等で定められた防災対応を行う。~~噴火警戒レベルが運用されている火山のレベルに応じた防災対応は、各市町村の地域防災計画等で定めるものとする。~~

(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、~~噴火警戒レベルが運用されている火山~~前項に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行うものとする。

3 警戒区域の設定、避難指示等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難指示等を発令するなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置をとる。

(ア) 本庁各部の警戒体制の強化

(イ) 隣接県との情報の共有

(ウ) 地域振興局

a 警戒体制の強化

b 火山防災協議会等の開催

c その他

(エ) 関係市町村に対する助言

a 災害対策本部の事前設置等警戒体制の強化

b 登山禁止措置

c その他

(オ) 防災関係機関への要請

a 警戒体制の強化

b その他

イ【市が実施する対策】

(ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域の設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含

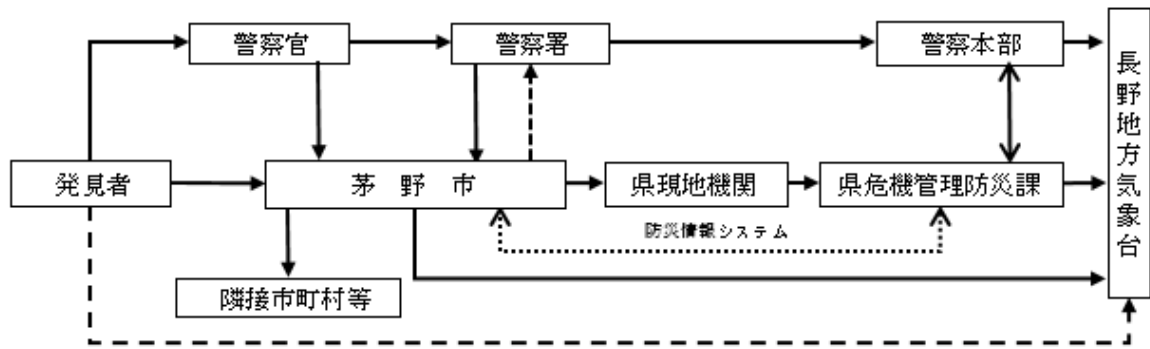
む) に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

- (イ) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- (ウ) 避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、災害が発生するおそれのある場合には避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (カ) 警戒区域、避難指示等の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

別紙 2 異常現象の通報系統図（点線は副系統を示す。）



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。

(2) 調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

(3) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

(4) 諏訪地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

(5) 職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6) 県・市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

(7) 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察本

部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市	地域振興局
高齢者等避難・避難指示 緊急安全確保等避難状況	市	地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	市	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・ 食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農地農業用施設被害	市	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・市 森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市	建設事務所
水道施設被害	市	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	市	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市・警備業協会
火災速報	市	
危険物等の事故による被害	市	
水害等速報	水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び

総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア)【県（本庁）の実施事項】

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指

定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

- i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。
- j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

(イ) 【県現地機関等の実施事項】

- a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。
- d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。

(ウ) 【市の実施事項】

- a あらかじめ定められた「茅野市地域防災計画」等における情報収集連絡体制を取り、第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、「火災・災害等即報要領第3直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

- (オ) 「長野県防災情報システム」と「茅野市防災情報システム」の連携により、関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）
 - a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

ウ 噴火に関する情報

噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や、避難対象地域の判断等に重要であることから、気象庁、地方公共団体等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）
- カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（危機管理部、警察本部）

(2) 【市が実施する事項】

- ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

別 記 災害情報収集連絡系統

→風水害対策編第3章第2節参照

第3節 非常参集職員の活動

第4節 広域相互応援活動

第5節 ヘリコプターの運用計画

第6節 自衛隊の災害派遣

第7節 救助・救急・医療活動

第8節 消防・水防活動

第9節 要配慮者に対する応急活動

第10節 緊急輸送活動

第11節 障害物の処理活動

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

第13節 孤立地域対策活動

第14節 食料品等の調達・供給活動

第15節 飲料水の調達・供給活動

第16節 生活必需品の調達・供給活動

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

第19節 廃棄物の処理活動

第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

第21節 危険物施設等応急活動

第22節 電気施設応急活動

第23節 都市ガス施設応急活動

第24節 上水道施設応急活動

第25節 下水道施設応急活動

第26節 通信・放送施設応急活動

第27節 鉄道施設応急活動

第28節 災害広報活動

→ 風水害対策編 参照

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災、降灰等の規模を早急に調査し、土石流、泥流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき関係機関が連携して応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 土砂流出、泥流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 危険区域等の情報を各機関と共有するとともに応急工事を実施する。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【国が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河川勾配が10度以上ある区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。
- (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

ウ【市が実施する対策】

- (ア) 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。

- (イ) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難指示等の措置を講じるとするものとする。
 - (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
 - (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。
- エ【住民が実施する対策】
- 警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

- 第30節 建築物災害応急活動
- 第31節 道路及び橋梁応急活動
- 第32節 河川施設等応急活動
- 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
- 第34節 ため池災害活動
- 第35節 農林水産物災害応急活動
- 第36節 文教活動
- 第37節 飼養動物の保護対策
- 第38節 ボランティア活動の受入れ体制
- 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制
- 第40節 災害救助法の適用
- 第41節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照

茅野市地域防災計画

その他災害対策編
(雪害対策編)
(航空災害対策編)
(道路災害対策編)
(鉄道災害対策編)
(危険物等災害対策編)
(大規模火事災害対策編)
(林野火災対策編)

(令和 5 年度修正版)

茅野市防災会議

□□□その他災害対策編 目次□□□

一 雪害対策編 一

第1章 災害予防計画

- 第1節 雪害に強い地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・S-1-1
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え・・・・・・・・S-1-12
- 第3節 観測・予測体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・S-1-14

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 災害直前活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・S-2-1
- 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動・・・・・・・・・・S-2-3
- 第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮・・・・・・・・S-2-9

一 航空災害対策編 一

第1章 災害予防計画

- 第1節 情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・A-1-1
- 第2節 災害応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・A-1-2

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 情報の収集・連絡・通信の確保・・・・・・・・・・A-2-1
- 第2節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・A-2-2
- 第3節 搜索、救助・救急及び消火活動・・・・・・・・・・A-2-3
- 第4節 関係者等への情報伝達活動・・・・・・・・・・A-2-5

一 道路災害対策編 一

第1章 災害予防計画

- 第1節 道路交通の安全のための情報の充実・・・・・・・・D-1-1
- 第2節 道路（橋梁等を含む）の整備・・・・・・・・・・D-1-2
- 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・D-1-3

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・D-2-1
- 第2節 救急・救助・消火活動・・・・・・・・・・D-2-2
- 第3節 災害応急対策の実施・・・・・・・・・・D-2-2
- 第4節 関係者への情報伝達活動・・・・・・・・・・D-2-4
- 第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動・・・・・・・・・・D-2-5

一 鉄道災害対策編 一

第1章 災害予防計画

- 第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実・・・・・・・・・・T-1-1
- 第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等・・・・・・・・・・T-1-1
- 第3節 鉄道車両の安全性の確保・・・・・・・・・・T-1-4
- 第4節 鉄道交通に携わる人材の育成・・・・・・・・・・T-1-5
- 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・・・T-1-6
- 第6節 再発防止対策の実施・・・・・・・・・・T-1-9

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・T-2-1
- 第2節 活動体制及び応援体制・・・・・・・・・・T-2-2
- 第3節 救助・救急・消火活動・・・・・・・・・・T-2-4
- 第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保・・・・・・・・・・T-2-5
- 第5節 関係者等への情報伝達活動・・・・・・・・・・T-2-6

一 危険物等災害対策編 一

第1章 災害予防計画

- 第1節 危険物等関係施設の安全性の確保・・・・・・・・・・K-1-1
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・・・K-1-4

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・K-2-1
- 第2節 災害の拡大防止活動・・・・・・・・・・K-2-2
- 第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策・・・・・・・・・・K-2-6

一 大規模な火事災害対策編 一

第1章災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・F-1-1

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え・・・・・・・・F-1-3

第2章災害応急対策計画

第1節 消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・F-2-1

第2節 避難誘導活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・F-2-2

第3章災害復旧・復興計画

第1節 計画的復興の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・F-3-1

一 林野火災対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・T-1-1

第2節 林野火災防止のための情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・T-1-3

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え・・・・・・・・T-1-4

第2章 災害応急対策計画

第1節 林野火災の警戒活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・T-2-1

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・T-2-2

第3節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・T-2-2

第4節 消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・T-2-4

第5節 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・T-2-5

第3章 災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・T-3-1

雪害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要幹線道路等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、茅野市雪対策連絡会議において協議し、「茅野市雪害予防実施計画」を定める。

第1節 雪害に強いまちづくり

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保及び緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 雪害時における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、復旧啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知を図る。
- 11 雪害時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

(2) 実施計画

ア【県、市及び関係機関が実施する計画】

県、市及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

イ【市が実施する計画】（市全部局）

- (ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の整備を行うよう努めるものとする。
- (イ) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。
- (ロ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (エ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (オ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

ウ【県が実施する計画】

- (ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (イ) 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。
- (ロ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (エ) 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の設備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う
- (オ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。
- (カ) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

2 道路交通の確保計画

(1) 現状及び課題

県内の冬期道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。県、市及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県、市及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。
- (イ) 豪雪時に病院、学校などへアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。
- (ウ) 集中的な大雪に対しては、国（国土交通省）、地方公共団体及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。

イ【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 市は除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (イ) 常設雪捨て場及び臨時雪捨て場の指定、設置を行い、市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。
- (ウ) 除雪機械は十分な整備を行い、本市の実情に合う機械により除雪体制が効果的に行えるよう、民間の除雪機械の保有状況等を把握しておく。
- (エ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。
- (オ) 市町村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

ウ【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、排雪場所の設定その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。（建設部）
- (イ) 豪雪時に迅速かつ適切な交通規制を行うため、道路管理者、警察が連携体制を整備する。（建設部、警察本部）

- (ウ) 豪雪時に県と市町村が相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (エ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)
- (オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (カ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。
- (キ) 有料道路における交通確保(道路公団)

除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与える恐れがある支障木の伐採等の対策を行う。

- (ク) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。
- (ケ) 県は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行う。なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握する。(地方整備局)
- (イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための機器等の整備を行う。(地方整備局)
- (ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制に努める。(中日本高速道路(株))
- (エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める。(路線バス会社)
- (オ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信・交通規制を行うものとする。

オ【市民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるので、次のことについて円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

- (ア) 路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない。
- (イ) 道路除雪後、除雪された雪が凍結する前に、住宅・車庫等から道路までの通路を確保する。
- (ウ) 道路状態を悪化させるため、道路への雪出しは行わない。
- (エ) 下流において溢れる原因となるため、水路への雪捨てを行わない。

3 鉄道運行確保計画（鉄道会社）

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、

市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。なお、市とも事前に打合せ等を行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして運転不能という不測の事態を極力避ける。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（JR東日本）

- (ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- (イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (ウ) 利用者に対する通行（遅延）情報の提供体制の整備
- (エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。（林務部）
- (イ) 雪崩危険地区の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。（林務部）
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。（建設部）
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守るため、雪崩防止柵の設置等、雪崩対策事業を実施する。（建設部）
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施策の強化を行う。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】（中部電力株式会社）

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。
 - a 電線の太線化
 - b 難着雪化電線の使用
 - c 支持物の強化
 - d 冠雪対策装柱の採用
 - e 雪害対策支線ガードの採用
 - f 支障木の伐採

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- ア 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。（産業労働部）
- イ 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置を講ずるとともに、設備破損によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。（産業労働部）
- ウ 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導體制の構築について、（一社）長野県エルピーガス協会を指導する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。特に、病院、指定避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。（産業労働部）

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】（東日本電信電話株式会社長野支社）

- ア 電気通信設備の予防措置

雪害の恐れのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：健康福祉部 県：健康福祉部）

ア へき地診療所整備事業の実施

イ 患者輸送車整備事業の実施

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

(2) 実施計画

ア【市及び県が実施する計画】（市：産業経済部 県：農政部・林務部）

(ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。（市：産業経済部 県：農政部）

(イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。（市：産業経済部 県：農政部）

(ウ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。（農政部）

(エ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。（市：産業経済部 県：林務部）

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

(イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

イ【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。

(イ) 多数の者が利用する建築物の所有者に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。

(ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。

(エ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導す

る。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

1.1 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては児童生徒及び幼児等（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（教育委員会）

(ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。

(イ) 県が実施する対策に準じて、市の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

イ【県が実施する計画】（教育委員会）

(ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。

a 建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損する恐れがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。

c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

d 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。

e 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受け入れに配慮する。

(イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編成の認可等を行う。

1.2 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本市における国・県指定文化財の中で、多雪地区あるいは山間地にある文化財建築物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（教育委員会）

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ【県が実施する計画】（教育委員会）

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。

ウ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

1.3 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

諏訪広域消防、茅野市消防団ほか関係機関と密接な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる

イ【県が実施する計画】（警察本部）

(ア) 警備措置

a 危険地域等の調査

(a) 調査対象

- i 雪崩災害危険箇所
- ii 交通途絶地域
- iii 融雪災害危険地域
- iv 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- i 危険地域の状況
- ii 危険、被害予想
- iii 警備措置（事前観測体制、危険状態伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等）

1.4 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動及び市民相互の支えあい活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。このため、市民に対する雪害に関する知識及び雪害を予測する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるとともに、集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部）

降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

イ【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部・警察本部）

- (ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
 - b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
 - c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
 - d 屋根の雪下ろしの際の転倒防止への注意
- (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者世帯の除雪を支援するため要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いによる支援体制を整えるよう働きかける。
- (ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。
- (エ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

※ 参考 過去に発生した大雪の状況

発生年月日	積雪量	被害状況
大正元年	56cm	不明
昭和3年	63cm	不明
昭和6年	53cm	不明
昭和12年	52cm	不明
平成10年1月 8日 1月12日 1月15日	35cm 14cm 45cm	1月15日 茅野市雪害対策本部設置 (対策・被害) ・小・中学校臨時休校 ・人的被害 3件(雪下ろし中の転落等) ・建物被害 倉庫倒壊2棟 ・交通関係 路線バス・JR線全面運休、中央自動車道通行止め ・被害額 農林関係77,100千円、市道の除雪80,000千円 その他42,000千円
平成13年1月27日	70cm	1月27日 茅野市雪害対策本部設置 (対策・被害) ・人的被害 2件(雪下ろし中の転落等) ・交通関係 路線バス・JR線全面運休、中央自動車道通行止め ・被害額 農林関係15,491千円、市道の除雪154,30千円 その他7,860千円
平成26年2月 8日 2月15日	45cm 57cm	2月15日 茅野市雪害対策本部設置 (対策・被害) ・避難所開設 金沢、宮川地区(滞留車両乗務員。乗客用) ・人的、建物被害なし ・交通関係 R20に滞留車両約400台 福祉バスビーナちゃん、路線バス・JR線全面運休 中央自動車道の通行止め ・農業被害:甚大(約7億円)

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。このため、雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備
- 2 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 3 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 4 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 5 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 6 冬期における児童生徒の教育の確保
- 7 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 8 警備体制の確立による応急活動の実施
- 9 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 計画の内容

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画第1節「災害直前活動」の「伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部、産業経済部）

(ア) スノーシェッドの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保

(イ) 信号機、情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性の確保を図る。（警察本部）

3 避難収容関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、企画部、教育委員会、都市建設部）

(ア) 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。

(イ) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

(ウ) 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩の恐れがない場所を把握する。

(エ) 市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

4 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部、都市建設部、健康福祉部）

(ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進するものとする。

(イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図るものとする。

(ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。

(エ) 建設業団体等と連携して除排雪に必要な機械の確保を図るものとする。

イ【県が実施する計画】（危機管理部、社会部）

(ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。

(イ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

(ウ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

ウ【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

(ア) ボランティア事前登録の推進を図るものとする。

(イ) 除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

雪害対策本部の設置（茅野市災害対策本部及び茅野市地震災害警戒本部に関する条例）

1 設置基準

市長は、大雪により道路交通が遮断され、建物、農業用施設等に被害が発生するなど、市民生活に多大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、除雪対策を中心に庁内体制を強化するため、雪害対策本部を設置する。

2 組織

雪害対策本部の組織及び事務分掌は、「各部の所掌事務」に定めるところによる。

3 各部の活動要領

- (1) 雪害対策本部室は、原則として市役所3階事務室及び会議室に置く。
- (2) 本部員（各部長）は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じ、本部事務局（防災課）に報告する。
- (3) 本部事務局長（防災課長）は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- (4) 本部長（市長）は、大雪による被害の状況、市の対策及び市民への要請事項等を報道機関の協力を得て周知する。
- (5) 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。
- (6) 各部長は、所属の課長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- (7) 各部長は、必要に応じ所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、本部室に派遣する。

4 本部員会議

- (1) 本部員会議は、原則として第2応接室で開催する。
- (2) 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- (3) 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部事務局に申し出る。

5 雪害対策本部の廃止

本部長は、大雪に係る応急対策が概ね完了した場合で通常の体制で対処できると判断したとき、又は災害対策本部が設置された場合は、本部を解散する。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。また、複数の観測機関の協力による市民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 市民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

ア【市及び県が実施する計画】（都市建設部、総務部）

- (ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理する。
- (イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。（市：総務部 県：危機管理部）
- (ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。（市：都市建設部、県：建設部）
- (エ) 広域的な道路管理上必要な観測点で、観測を実施するものとする。（市：総務部、県：建設部）
- (オ) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、コミュニティFM放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (イ) 市ホームページ、ビーナチャンネル、インターネットポータル会社等を活用し、市民に対して各種の情報を提供する体制の整備を進める。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 地域衛星通信ネットワークによる情報の多ルート化
- (イ) 災害対策本部室の設置に伴う新しい通信技術を利用した情報システムの整備
- (ウ) インターネットポータル会社等の活用による情報の提供
- (エ) 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等による迅速な情報提供

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有なものについて定める。

第 1 節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を行う。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

第3 計画の内容

- ## 1 気象警報・注意報等の伝達活動

- ## (1) 現状及び課題

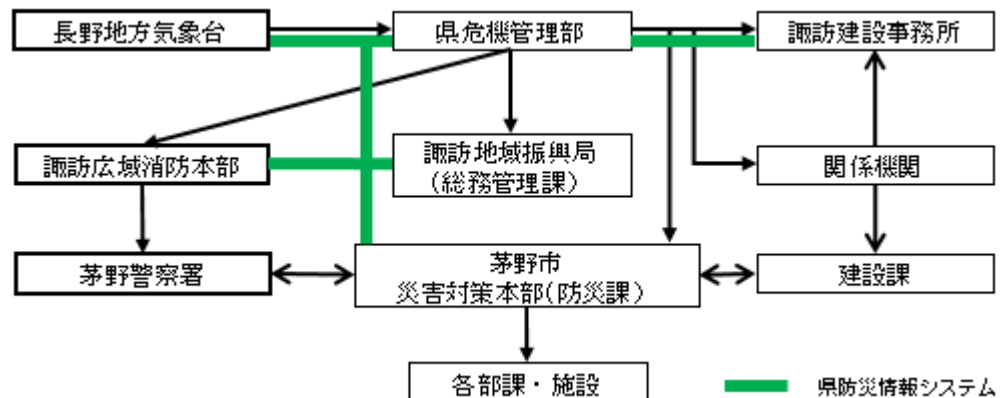
長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、関係機関に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。なお、活動体制については、風水害等対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照。

- ## (2) 実施計画

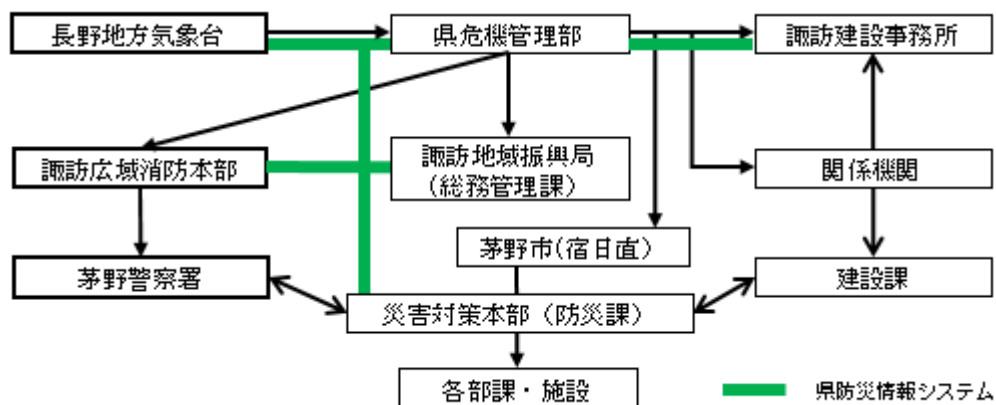
ア【市が実施する計画】（総務部、全市部局）

雪に関する気象警報・注意報の伝達系統伝達とは、他の気象警報・注意報と同様に行われるが、市においては、以下のとおり行う。

(勤務時間内)



(勤務時間外)



(2) 実施計画

イ【関係機関が実施する対策】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

○長野地方気象台が発表する警報・注意報

ア 気象警報基準

種類	発 表 基 準		
暴 風	平均風速 17m／s 以上		
暴風雪	平均風速 17m／s 以上 雪を伴う。		
大 雪	中部	諏訪地域	12 時間の降雪の深さ 20 cm以上

イ 気象注意報基準

種類	発 表 基 準		
風 雪	平均風速 13m／s 以上 雪を伴う。		
大 雪	中部	諏訪地域	12 時間の降雪の深さ 10 cm以上
なだれ	表層なだれ：積雪が 50 cm以上あって降雪の深さが 20 cm以上で、風速 10m／s 以上又は、積雪が 70 cm以上あって降雪の深さが 30 cm以上 全層なだれ：積雪が 70 cm以上あって最高気温が平年より 5℃以上、又は日降水量が 15 mm以上		
着氷・着 雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		
融 雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20 mm以上		

注※1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関

係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安です。

※2 警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

※3 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

2 市民の避難誘導等

(1) 基本方針

ア 積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（総務部）

(ア) 市は、市民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

(イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

(ウ) 住民への避難指示等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

イ【県が実施する対策】

市町村からヘリコプターの出動について要請があった場合は、震災対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣する。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施

- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合を常に図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。
- (イ) 市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

《除雪路線と出動基準》

「除雪路線」・「排雪路線」を設定し、冬期間の道路管理を行う。

種 別	選定基準
除雪路線 (幹線道路、バス路線)	主要幹線（バス路線を含む）、主要幹線間を結ぶ路線及び各集落を結ぶ路線（除雪路線＝茅野市道認定路線から選定）
排雪路線 豪雪時のみ実施	除雪路線の排雪が必要になった段階で、幹線道路から実施（除雪路線＝茅野市道認定路線から選定）

「除雪作業の出動基準」：車両の通行により圧雪状態になる前、路線の雪を側方に押しやることを目的とする。

区 分	出動基準（道路上の積雪量）	作業終了時間（目安）	出動判断
除雪路線	10cm	通勤、通学の時間帯前の完了をめざす。	除雪業者判断

《市民が行う除雪体制》

＜市民への除雪協力依頼＞

- 1 除雪路線以外の道路（生活道路）の除雪
- 2 歩道、横断歩道橋の除雪
- 3 ゴミステーション、消火栓まわり等道路以外の必要箇所の除雪
- 4 道路への雪出しの禁止
- 5 路上駐車禁止
- 6 水路への雪捨て禁止
- 7 機械での除雪後、各戸の玄関前の雪の除雪

＜凍結防止剤の提供＞

凍結防止剤を必要とする地域には、希望があれば区・自治体単位で提供します。

「用意する場所」：市役所、北山・金沢コミュニティセンター

＜排雪用トラックの提供＞

区、自治会で公道の除雪活動を行う場合は、ダンプトラックを提供します。

イ【県が実施する対策】

- (ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊の協力を得て必要な措置をとる。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してピーコン、情報版等により迅速に情報提供すること。
- (イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）
「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。
- (ウ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に迅速かつ適切な交通規制等の実施（建設部）

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

道路交通の確保のため、国道工事事務所長が除雪量など適切に判断して随時除雪の出動を実施する。なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるよう措置する。

2 鉄道運行計画（JR東日本）

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的な考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運行規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する対策】（鉄道各社）

- (ア) 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪

の総力を結集してこれにあたる。

- (イ) 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運行規制を実施する。
- (ウ) 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予算措置を行い、安全運転の確保を図る。
- (エ) 雪害時には、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが非常時には、市町村・住民に協力を求めて、給食・医療等万全を期する。
- (オ) 雪害時において旅客の生命、身体に危険がおよび社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請を行う。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話（株））

ア 電気通信設備の復旧体制

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の疎通確保と迅速な復旧に努める。
- (イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。また、通信の疎通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、災害対策用機器及び車両を配備する。
- (ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは定められた復旧順位により応急復旧措置を実施する。

4 市民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための雪害救助員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア【市（健康福祉部）、県（危機管理部）、社会福祉協議会等が実施する対策】

- (ア) 市民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。
- (イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

イ【県が実施する対策】（危機管理部）

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等に対して、市町村が行う、雪害救助員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）においては、児童生徒及び幼児等（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全

確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講じる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】（教育委員会）

(ア) 市立の学校においては、以下の対策を実施する。

- a 学校長は、天候の急変に際して市教育委員会と密接な連絡のうえ、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- b 学校長は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- c 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- d 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止するなどの措置を講ずる。

イ【県が実施する対策】（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

- (ア) 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制を執る。
- (イ) 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- (ウ) 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。
- (エ) 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- (オ) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における指定文化財のなかで、山間地にある文化財建造物等について積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

諏訪広域消防茅野消防署、茅野市消防団等防災関係機関と連絡を密にし被害が最小限におさまるよう努める。

イ【県が実施する対策】（警察本部）

(ア) 警備措置

a 事前措置

- (a) 事前情報の収集と情勢判断
- (b) 警備体制の確立
- (c) 装備資器材等の確保
- (d) 関係機関との連絡協調
- (e) 広報活動の実施

b 雪害発生時の措置

- (a) 雪害情報の収集・被害の調査等
 - ・事前情報
 - ・雪害発生時の情報
 - ・関係機関に対する連絡
- (b) 避難措置等
 - ・雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - ・市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - ・避難誘導
 - ・避難後の措置
- (c) 罹災者の救出（救護）活動
 - ・人命救助活動
 - ・関係機関の行う救護活動に対する協力

c 雪害発生後の措置

- (a) 犯罪の予防・取締
- (b) 行方不明者の捜索・死体の見分
- (c) 各種紛争事案に対する措置
- (d) 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- (e) 広報の実施
 - ・雪害の状況
 - ・今後の見通し
 - ・復旧措置の状況
 - ・罹災者の収容状況

(イ) 交通の確保（規制）措置

- a 道路交通の実態把握
- b 関係機関との連絡協調
- c 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
- d 交通整理・取締員の配置
- e 交通情報の収集・提供
- f 交通安全施設等の視認性の向上
- g 交通規制等の広報

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本市は、急峻な地形が多く、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

(ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、県等と連携を図りながら雪崩危険箇所の点検を実施する。

(イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。

(ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

イ【県が実施する対策】（建設部、林務部）

(ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。

(イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。

(ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

ウ【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市町村等から要請があった場合、協力する。

第3節 避難収容活動にあたっての雪害災害等に対する措置

第1 基本方針

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

第2 主な活動

避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

1 基本方針

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行う。

2 実施計画

(1)【市が実施する計画】（市全部局）

ア 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ別紙1の活動体制をとる。

イ 避難誘導にあたっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。

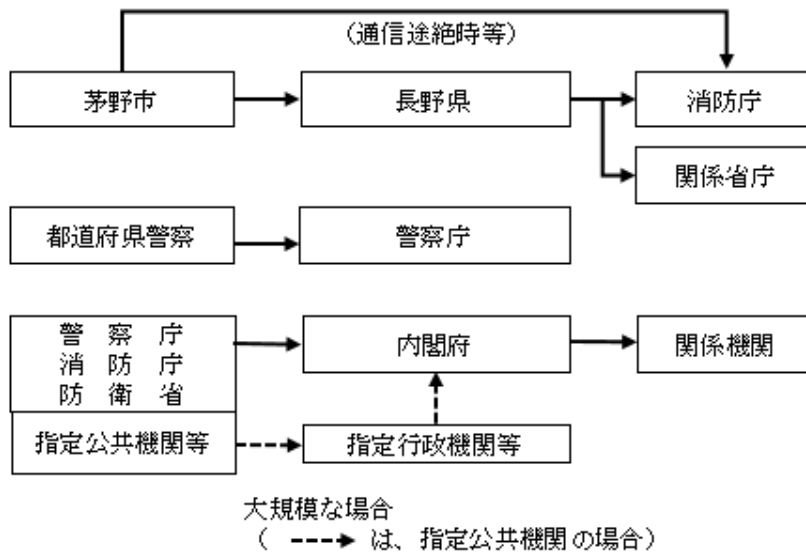
ウ 指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

(2) 【県が実施する対策】

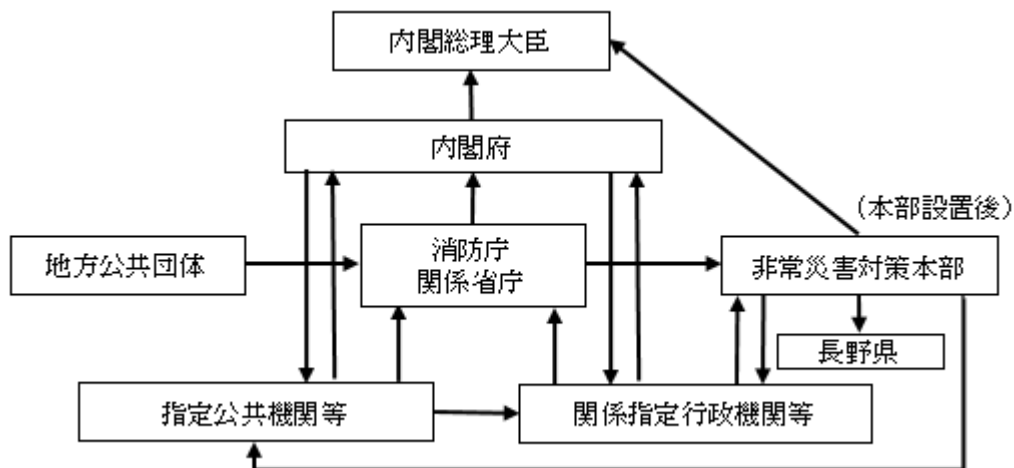
応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

雪害における連絡体制

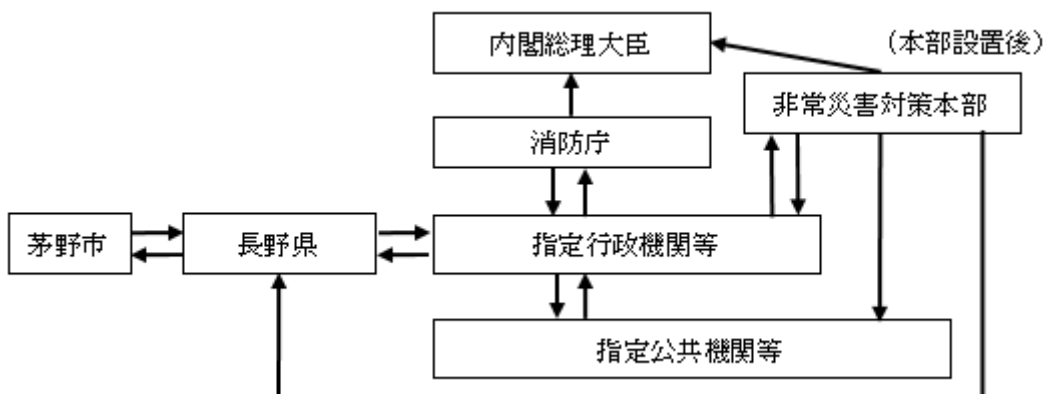
(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報



※ この図は、茅野市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定られた、国の機関や県・市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

別紙 1 雪害時の活動体制基準

活動体制の名称	事前配備	警戒配備	非常配備
防災気象情報	・大雪注意報の発表	・大雪警報の発表 (暴風雪を含む。)	・大雪特別警報の発表
配備基準 (積雪量等) ◎基準観測値 茅野市観測所 ※茅野市の参考値 ハケ岳総合博物館	・大雪注意報 12時間の降雪深度10cm以上が予想される場合 ・風雪注意報 平均風速13m/s以上 (雪を伴う。) ◆【国交省：国道事務所】 大雪による「準備体制」に入 った場合(国道20号) 30cm/6時間、10cm/1時間の予想 ◆【県：諏訪建設事務所】 「注意体制」に入った場合	・大雪警報 12時間の降雪深度20cm以上が予想さ れる場合 ・暴風雪警報 平均風速17m/s以上 (雪を伴う。) ・災害発生の恐れ ・広範囲な交通障害発生の恐れ ・市長が必要と認めた場合 ◆【県：諏訪建設事務所】 「警戒体制」に入った場合	・大雪特別警報 50年に一度の積雪(58cm)となる大 雪が予想される場合 積雪深度40cmを越え、今後(1日 以上)も天候の回復が見込めない場 合 ・大規模な災害の発生 ・甚大な交通障害の発生・拡大 ・市長が必要と認めた場合 ◆【県：諏訪建設事務所】 「非常体制」に入った場合
対応する組織	危機管理室	警戒対策本部	茅野市災害対策本部
判断責任者	危機管理室長		災害対策本部長
活動内容	◎情報収集・伝達体制 ◎委託業者への待機依頼 ◎委託による除雪作業対応 ◎豪雪時の対応について(諏訪建設事務所)	◎情報収集・伝達体制 ◎各部への連絡(委託業者等) ◎避難所開設準備 ◎排雪場所の確保・広報	◎情報収集・伝達 ◎災害応急対策 ◎避難所開設 ◎帰宅困難者等対策
市防災情報システム	システム運用(災害名自動設定：県システムに連携)		
災害対策本部等 対応職員	必要に応じ参集(待機) ●防災課 ●建設課	●危機管理室長 ●本部事務局員 ・防災班(全員) ・消防班(当直員) ・総務班(1名) ・財政班(1名) ・秘書広聴班(1名) ・企画班(1名) ・地域創生班(1名) ・Pまち班(1名) ・地域福祉班(2名) ・建設班(2名) ・学校教育班(1名) ・水道班(2名) ・幼児教育班(1名) ・農林班(2名) ●産業経済部 部長、農林班長 観光班長 ●都市建設部 部長、建設班長 関係職員	●本部長 : 市長 ●副本部長 : 副市長、教育長 ●本部員 : 全員 ●本部連絡員: 全員 ●班 員 : 全員
出先機関職員の動員	関係施設長(待機:連絡手段を確保)		全 員
地区〇〇職員の動員	関係所長(待機:連絡手段を確保)		全 員

航空災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

県・市及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

県・市及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

- (ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。**(東京航空局)**
- (イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備するものとする。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報網が円滑に機能するよう常に見直しを図る。(企画振興部)
- (イ) 住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、**東京航空局**や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画振興部、警察本部)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息をたつ等、遭難が予想される場合は、上空からの搜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

ア【県が実施する計画】

(ア) 消防防災ヘリコプターの活用について、緊急運航要綱等にあらかじめ定める。(危機管理部)

(イ) 県警ヘリコプターによる、ヘリコプターテレビ画像伝送システムを利用した情報収集体制を整えておく。(警察本部)

イ【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に務めるものとする。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

県・市及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に務める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

県・市及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 職員による迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。(危機管理部)

イ 空港内及びその周辺の事故について「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」及び「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、松本広域消防局と松本広域圏救急・災害医療協議会を交えた定期的な訓練を実施する。(企画振興部)

ウ 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。
(危機管理部)

2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

県、市、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 空港管理者は空港内の事故に備えるため、消防車両、救難機材等の整備を行うとともに、消防主管部局は消防防災ヘリコプターによる救助、救急活動に必要な資機材の整備を行う。(危機管理部、企画振興部)

(イ) 空港管理者は、空港内の事故で負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。(企画振興部)

(ウ) 空港内の事故に備えるため、空港管理者は医療機関、消防との連絡体制の整備を図るとともに、医療機関は相互の連絡・連携体制について計画を策定するよう努める。(企画振興部、健康福祉部)

イ【市が実施する計画】

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

3 関係者への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

空港管理者及び航空運送事業者は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 空港管理者は空港内での事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を電気通信事業者等との連携を図りながら整備する。(企画振興部)

イ 空港管理者は空港内での事故について家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ航空運送事業者と連携をとりながら計画をしておく。(企画振興部)

ウ 空港外の事故については、風水害対策編第2章第23節「災害広報計画」に準じて体制を整備する。
(危機管理部)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

県・市及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたるものとする。

第2 主な活動

- 1 県は国土交通省から得た情報を、関係市町村等へ連絡する。
- 2 県及び市町村は、航空機や無人航空機、画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 3 県及び市は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 関係市町村等への連絡等

(1) 基本方針

県は国土交通省等から得た災害発生情報について市町村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する対策】

- (ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行うものとする。（東京航空局）
- (イ) 松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行うものとする。（東京航空地方気象台松本航空気象観測所）

イ【県が実施する対策】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報により速やかに現地関係機関に出動の要請を行う等体制を整える。（危機管理部、企画振興部、警察本部）
- (イ) 災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地域振興局を通じ市へ連絡を行う。（危機管理部）

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

県及び市は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報系統の定めるところにより収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関（国土交通省、関係省庁）へ報告を行う。（危機管理部、企画振興部、警察本部）

(イ) 航空機事故等の災害発生の情報を得た場合は、必要に応じてヘリコプターによる情報収集を行う。（危機管理部、警察本部）

(ウ) 地域振興局は市町村を通じて得た災害発生直後の1次情報を速やかに、危機管理防災課へ報告する。

イ【市が実施する対策】

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡するものとする。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

県及び市は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

県は指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部が設置された場合は本部に対して随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、市町村等へ提供する。（危機管理部、企画振興部、警察本部）

イ【市が実施する対策】

市は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡するものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

地方公共団体、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより、関係職員は早期参集を行うとともに、想定される災害の規模を勘案し、必要に応じて、災害対策本部を設置する。（危機管理部）

イ【市が実施する対策】

市の定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

- 2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する対策】

県及び市は、災害の規模等により、被災地方公共団体の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整えるものとする。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 4 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は速やかに、ヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への搜索、市町村へ情報の収集を指示するとともに、必要に応じてヘリコプター等による搜索活動を実施する。（危機管理部、警察本部、企画振興部）

イ【市が実施する対策】

県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに非常備消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡するものとする。

2 消火、救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 空港内で発災した場合は、「松本空港消火救難対策実施要領」に基づき、空港管理者は速やかに各班長に必要な指示を行うとともに消防、警察、医療機関等の関係機関に状況の報告、出動の要請を行い、「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき活動を実施するものとする。（企画振興部）

イ 空港外で発災した場合は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより救助・救急活動及び消火活動を実施する。

ウ 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、前述したとおり、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより要請する。（危機管理部）

3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、地域医師会や日本赤十字社長野県支部、自

衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 空港管理者は空港内の事故について「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき活動する。

(企画振興部)

イ 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所要の要請を行うとともに不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとる。(危機管理部、健康福祉部)

ウ 空港外で発生した事故の場合には、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。また、緊急車両が特定の道路に集中し、渋滞等が発生しないように、必要に応じて、ヘリコプター等により、上空からの規制を実施する。(警察本部)

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

(ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医

療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

- (イ) 空港外で発生した事故については、風水害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

イ【関係機関が実施する対策】

航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供するものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

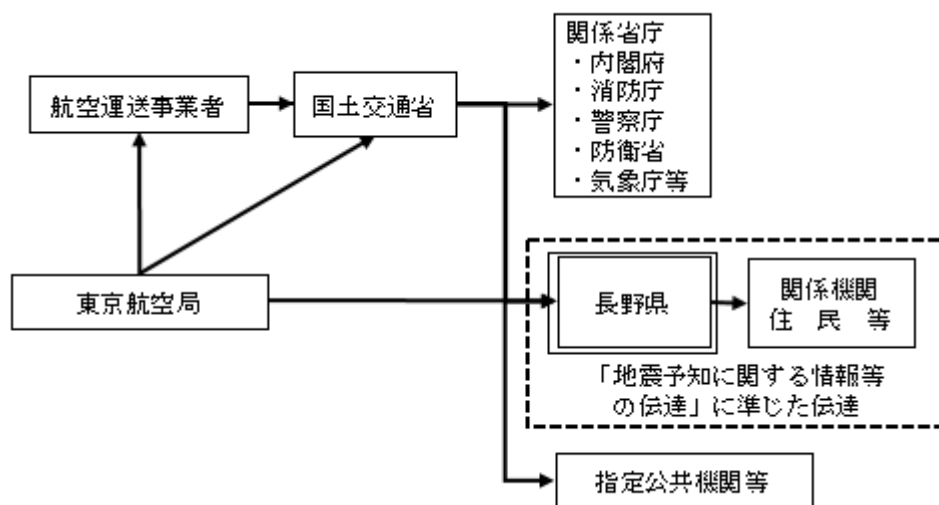
- (イ) 空港外で発生した事故については、風水害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、住民等に対する広報活動を実施する。

イ【関係機関が実施する対策】

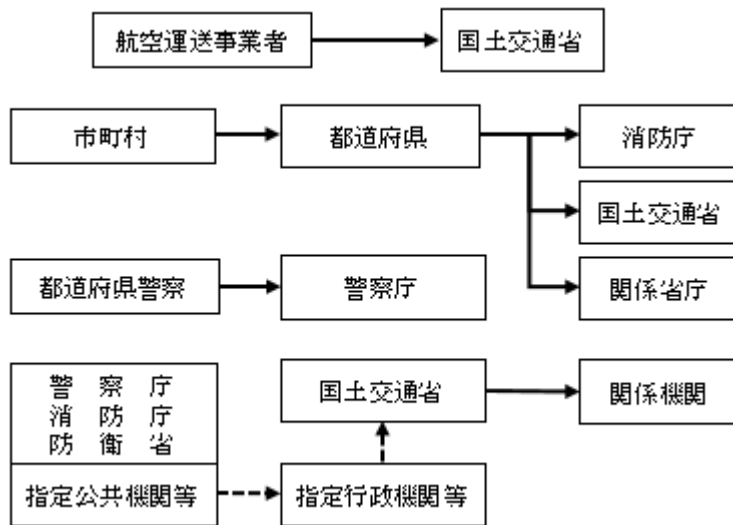
航空運送事業者は航空機の運航等交通機関利用者、一般住民の必要な情報の提供を行うものとする。

航空災害における連絡体制

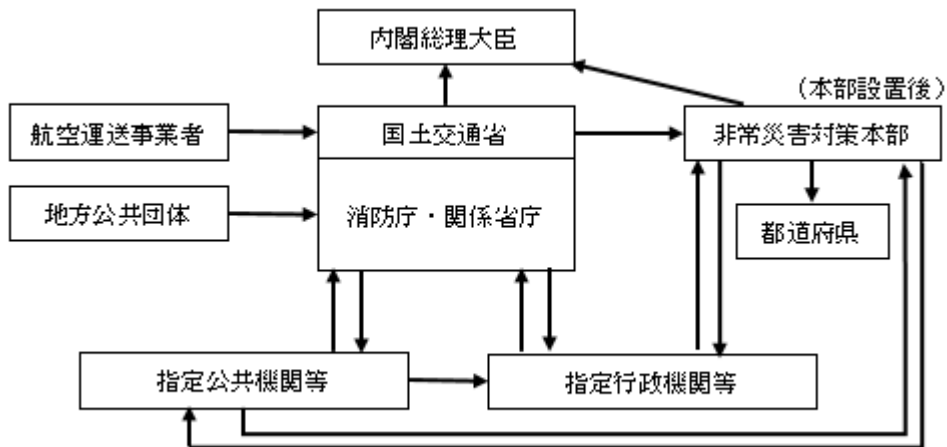
(1) 航空事故情報等の連絡



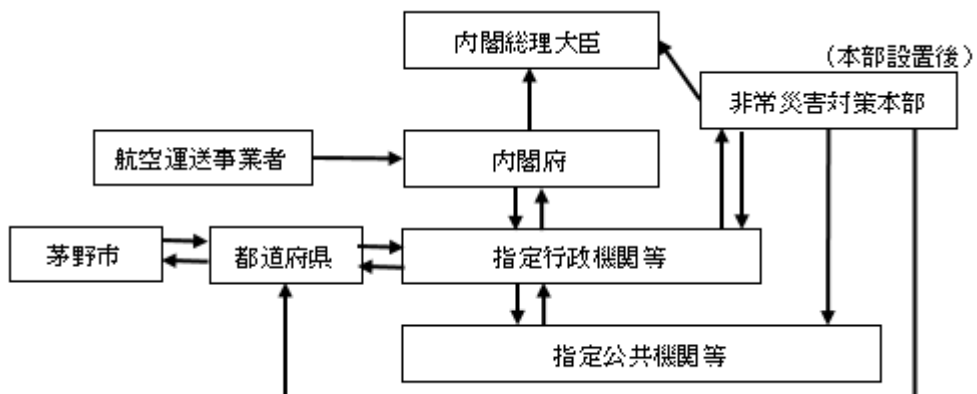
(2) 航空機事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社）

(イ) 道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。（建設部、警察本部、道路公社）

イ【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達するものとする。（長野地方気象台）

第2節道路（橋梁等を含む）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 自然災害・事故が予測される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備する。（林務部、農政部、建設部、道路公社）
- (イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備する。（建設部、道路公社）

イ【市が実施する計画】

- (ア) 市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。
- (イ) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）
- (イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連絡を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。（危機管理部）
- (イ) 自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて普段から災害応急体制の整備を図る。（警察本部）
- (ウ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。（全機関）
- (エ) 応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図る。（建設部、道路公社、警察本部）
- (オ) 地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。また、県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市が実施する計画】

市は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市の協定等に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合には、事前に必要な措置をとっておくものとする。（地方整備局）
- (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。（医療機関）
- (エ) （一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。（医師会）

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 道路（橋梁等を含む）の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社、警察本部）

(イ) 収集した情報に基づき、交通規制の実施、迂回路の選定及び情報の提供を行う。（建設部、道路公社、警察本部）

イ【市が実施する対策】

パトロール等の結果や通報、市町村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。（地方整備局、東日本高速

道路(株)・中日本高速道路(株)

- (イ) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに県、市、関係各機関へ通報するものとする。また、市や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用するなどお互いに協力するものとする。(地方整備局、東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株))

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

県・市及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する対策】

「風水害対策編」第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施するものとする。

イ【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するものとする。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）
- (イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。（警察本部）

イ【市が実施する対策】

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）
- (イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して関係機関の一元化した情報提供を行うものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

パトロール等の点検結果や通報等の情報を、速やかに防災行政無線等を利用して市、関係各機関へ通報する。また、入手した情報をもとに、お互いに必要な人員資材を融通し合うことにより、効率的な人員資材の運用に努める。（危機管理部、建設部、警察本部、道路公社）

イ【市が実施する対策】

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

パトロール等による点検の結果や通報等の情報を、速やかに県、市、関係各機関へ通報する。また、市や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努めるものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

被災家族等に対する的確な情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

2 実施計画

ア【県、市、関係機関が実施する対策】

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

1 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図るものとする。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

ア パトロール等の点検結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。応急対策業務に関して、必要に応じて災害時における応急対策業務に関する協定等に基づき、建設業者団体等に協力を要請する。（建設部、道路公社）

イ 信号機の倒壊等が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。また、道路標識の倒壊、損壊については、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

(2) 【市が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

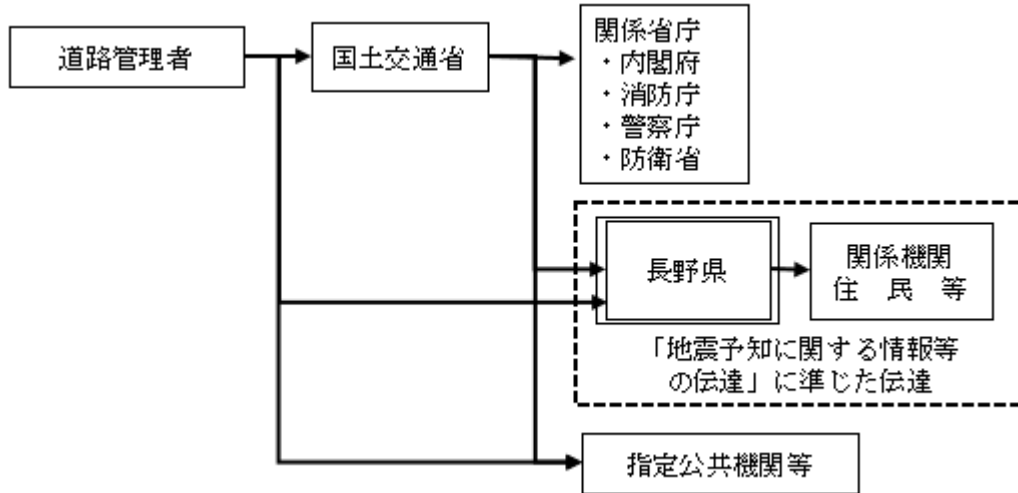
(3) 【関係機関が実施する対策】

ア パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

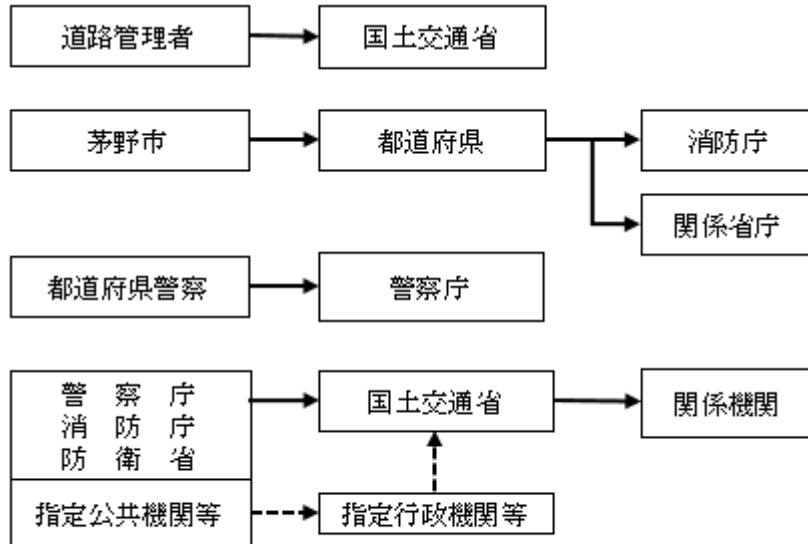
イ 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施するものとする。（建設業者団体等）

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

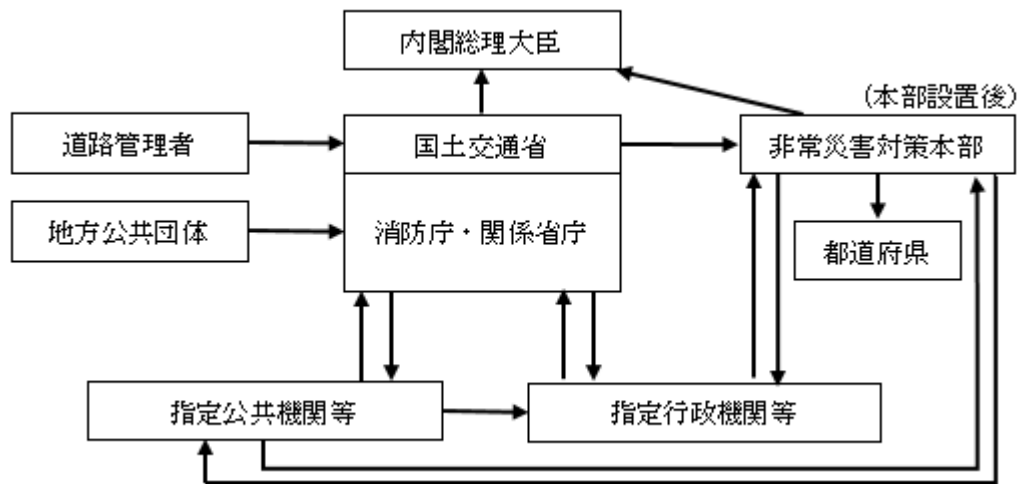


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

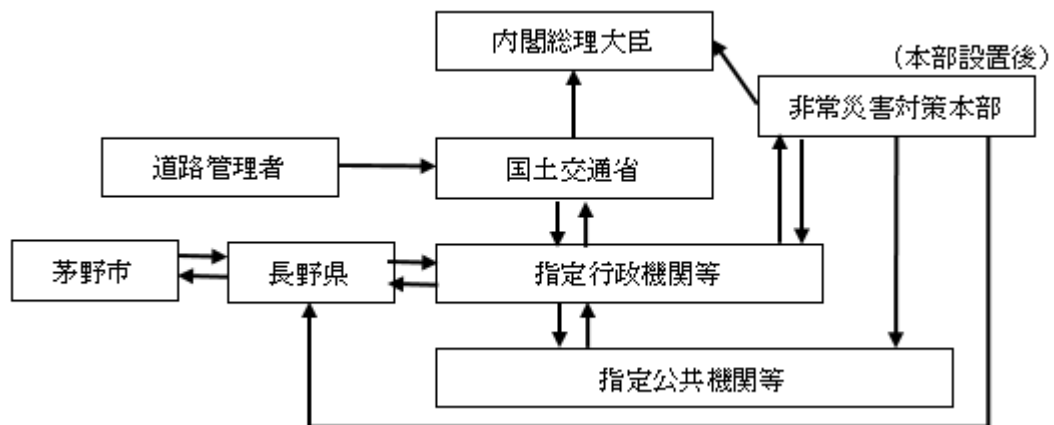


大規模な場合
(---> は、指定行政機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1章 災害予防計画

基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取組み

県及び鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

事故防止のための知識の普及

1 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

2 実施計画

【県及び鉄道事業者が実施する計画】（警察本部、鉄道会社）

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。また、被害がさらに拡大することを防止するため、

あらかじめ適切な措置をとる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 県、市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 県、市及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 県及び市は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置をとる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

【県、市、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置をとることができるよう、以下の対策を行うものとする。

- (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守
- (イ) 線路防護施設の整備の推進
- (ウ) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- (エ) 諸施設の新設及び改良
- (オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
- (カ) 救援車・作業車等の整備
- (キ) 建築限界の確認
- (ク) 保安設備の点検・整備

イ【東日本旅客鉄道㈱が実施する計画】

復旧機材の保管場所及び主要部品をあらかじめ定めておくものとする。

ウ【東海旅客鉄道㈱が実施する計画】

非常用具及び応急工事用具、材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

エ【しなの鉄道㈱が実施する計画】

防災業務計画の実施計画において、災害等の防止に関し重要と認める施設、火気使用施設及び危険物貯蔵施設等の点検・巡視について定めるものとする。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置をとっておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施するものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努めるものとする。

(イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努めるものとする。

ウ【北陸信越運輸局が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建

築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。

- (イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。
- (ウ) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故を防止するためには、鉄道車両の安全性をより一層向上させることが重要であり、そのため鉄道事業者は、検査体制の充実に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、検査体制を充実させるため、検査精度の向上及び検査データの科学的分析等に努める。

第3 計画の内容

検査体制の充実

1 基本方針

鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】（鉄道会社）

ア 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るものとする。

イ 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

(2) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道車両の検査については、IT 技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより車両故障等の予防を図る。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

人材の育成

1 基本方針 鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】

ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

(2) 【東日本旅客鉄道㈱が実施する計画】

鉄道事故に備え、次の事項について社員に徹底しておくものとする。

ア 事故の応急措置及び復旧方法

イ 事故情報の伝達及び旅客誘導方法

ウ 非常招集の範囲及び方法

エ 復旧用具の整備

オ その他必要と認める事項

(3) 【東海旅客鉄道㈱が実施する計画】

鉄道事故に備え、あらかじめ次の事項についての具体的な応急復旧体制を定め、訓練の実施等により、社員に徹底しておくものとする。

ア 旅客の救出、救護要請及び医療機関に対する連絡・誘導

イ 旅客の誘導、連絡及び案内

ウ 社員の非常招集の範囲及び連絡方法

エ 事故応急復旧の作業分担

オ 応急復旧用機器及び材料の整備

(4) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向

上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 県、市町村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置をとる。
- 3 県、市町村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 県、市町村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村及び鉄道事業者が実施する計画】

ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努めるものとする。
- (イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

イ【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (ア) 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (イ) 鉄道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導する。
- (ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- (エ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの導入による航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) ドクターヘリによる救急搬送体制の確立を図る。
- (ウ) 市、消防機関等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ【市が実施する計画】

風水害対策編第2章「災害予防計画」第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努めるものとする。

ウ【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、県・市及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、県・市及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。

- (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努めるものとする。
- (エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況及び医療スタッフの状況等、迅速な情報交換のため、広域災害救急医療情報システムの利用を推進するとともに効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。
- (ウ) 市事故対策本部等へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。
- (エ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- (イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県、市及び道路管理者が実施する計画】

県、市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。

ウ【東海旅客鉄道㈱が実施する計画】

緊急自動車の配置所所長は、台帳を備えつけ、責任者を指定しておくとともに、年3回以上又は出動の都度整備を行い、あわせてその機能状況を記録しておくものとする。

6 防災訓練の実施

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

1 事故原因の究明等

(1) 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。
- (イ) 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。

イ【東海旅客鉄道㈱が実施する計画】

- (ア) 事故復旧に従事する者は、事故の原因調査に協力するものとする。
- (イ) 事故復旧に従事する者は、関係物件を保持するとともに、現場見取り図、写真等必要な資材を提供するものとする。

ウ【しなの鉄道㈱が実施する計画】

- (ア) 災害等の原因に関係があると認められる物件については、復旧作業を遅らせない範囲で速やかに関係者の立会いのもと調査を実施し、必要に応じて見取り図の作成、写真の撮影等を行い、原因を究明するものとする。
- (イ) 証拠物件については、拾得場所、状況、時間等を記した札等をつけるなどして、その保存に努めるものとする。

エ【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て運輸安全委員会が行う調査の支援を行う。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

イ【県、市及び鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 県、市及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、県及び市はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

ウ【県及び東海旅客鉄道㈱が実施する対策】

- (ア) 県及び東海旅客鉄道株式会社は、斜面の浮き石、落石等を発見した場合には「斜面災害対策連絡体制」に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。

- (イ) 発見又は連絡に基づき、県はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 発見又は連絡に基づき、東海旅客鉄道株式会社はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置をとるものとする。

エ【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。

2 その他各種情報等の収集・連絡

(1) 基本方針

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後速やかに必要な措置をとり、必要な体制をとる。
- 2 県及び市は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 県及び市は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続をとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 被害拡大防止措置

- a 関係列車の非常停止の手配
- b 乗客の避難
- (イ) 活動体制の確立
 - a 職員の非常招集
 - b 情報収集連絡体制の確立
 - c 対策本部の設置
- イ【東日本旅客鉄道㈱が実施する対策】
 - (ア) 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努めるものとする。
 - (イ) 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設けるものとする。
 - (ウ) 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、必要により対策本部を設けるものとする。
- ウ【東海旅客鉄道㈱が実施する対策】
 - (ア) 非常招集の事故が発生したときは、飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置するものとする。
 - (イ) 対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、FAX等必要な情報連絡設備を設置するものとする。
- エ【しなの鉄道㈱が実施する対策】
 - (ア) 輸送に著しい影響を及ぼす重大な災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合並びに死傷者が生じるような災害等が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部を設置するものとする。
 - (イ) 災害等現場での応急措置及び復旧の指揮命令系統の統一、調整を図るため、必要に応じ、現地対策本部を設置するものとする。
- オ【長野電鉄㈱が実施する対策】

災害等が発生し、人命もしくは財産の被害が極めて大きく、あるいは事業の公共性に重大な影響を及ぼし、全社的に緊急対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するものとする。
- カ【アルピコ交通㈱が実施する対策】
 - (ア) 事故が発生した場合、その対策及び復旧の指揮命令の統一と調整を図るため事故対策本部及び事故復旧本部を開設するものとする。
 - (イ) 事故対策本部は、事故の復旧、動員、救護の計画及び応急輸送対策並びに広報事務その他を処理するものとする。
 - (ウ) 復旧本部は、事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、財産の保全、復旧計画及び復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他を処理するものとする。
- キ【北陸信越運輸局が実施する対策】
 - (ア) 鉄道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。
 - (イ) 鉄道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。

- (ウ) 鉄道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導する。

2 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、県・市町村は広域応援を要請し、また他の県・市からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する対策】

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求めるものとする。

イ 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、県は自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

イ【市が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

第2 主な活動

県、市及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

救急・救助・消火活動

1 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・市及び鉄道事業者等が強力に連携する必要がある。

2 実施計画

(1) 【県及び市が実施する対策】

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施するものとする。

(2) 【鉄道事業者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(3) 【しなの鉄道㈱が実施する対策】

ア 救援列車の運転手配

イ 救急車等の派遣要請

ウ 他鉄道事業者への派遣要請

(4) 【アルピコ交通㈱が実施する対策】

ア 事故救援のための救援列車の運行手配

イ 救援班の派遣

ウ 他事業者の車両・クレーン車の派遣要請

(5) 【北陸信越運輸局が実施する対策】

ア 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

イ 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

1 県は、緊急交通路を確保するため、交通規制を行う。

- 2 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急交通路の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

2 代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する対策】

(ア) 他路線への振替え輸送

(イ) バス代行輸送

(ウ) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

イ【北陸信越運輸局が実施する対策】

(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。

(イ) 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア【県、市及び鉄道事業者が実施する対策】

県、市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者、関係機関等と連携の下、鉄道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

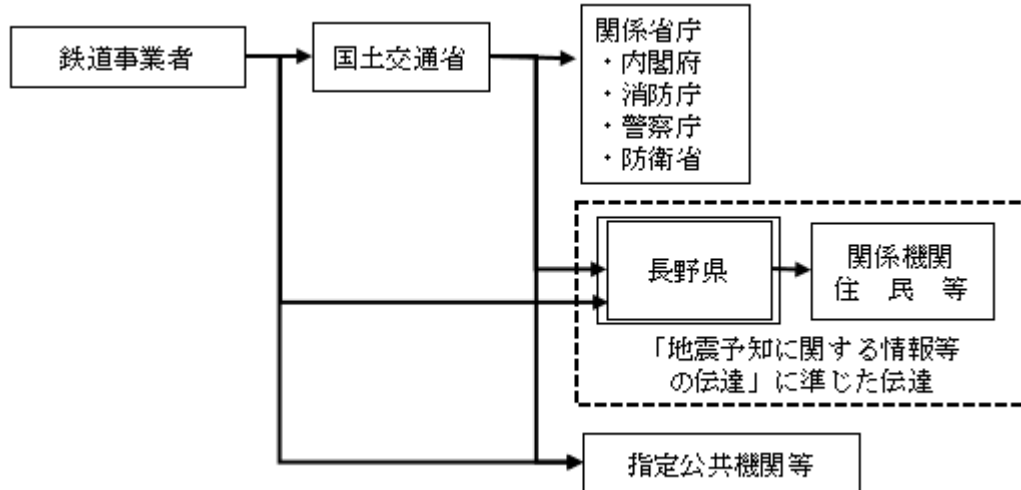
ア【県、市及び鉄道事業者が実施する対策】

県、市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

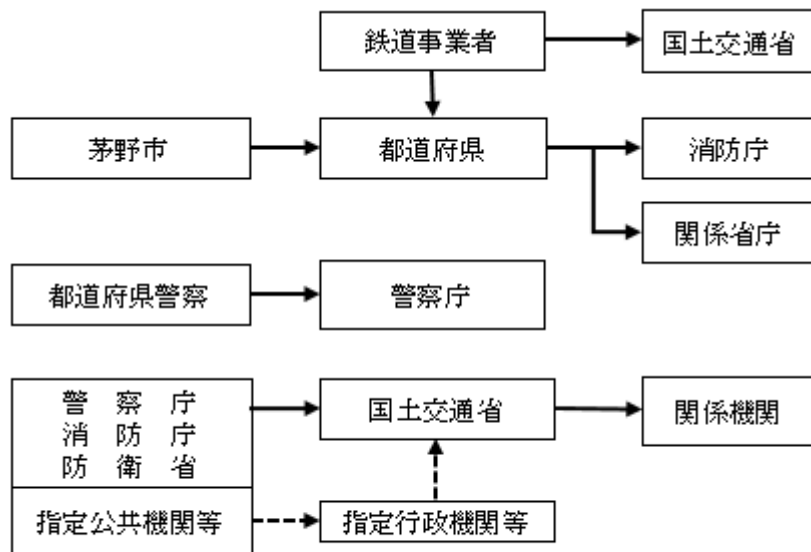
このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

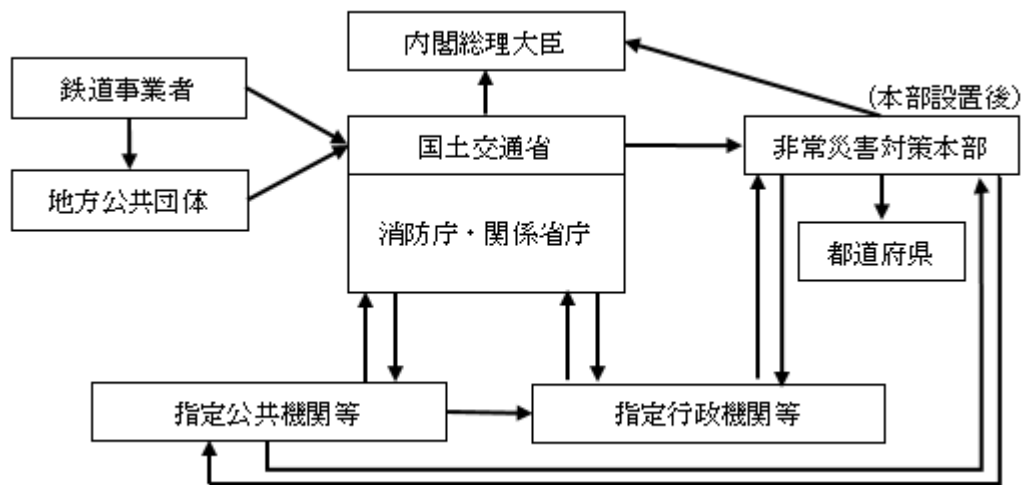


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

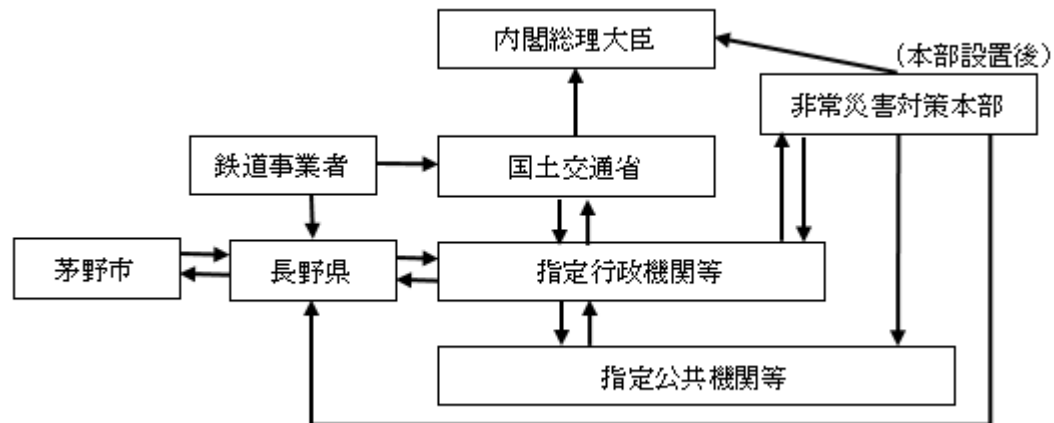


大規模な場合
(----> は、指定公共機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。また、火薬類の取扱いに

関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

[毒物劇物関係]

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。また、研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 市に対し、危険物施設における保安体制の強化及び安全性の向上について指導する。

(イ) 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

イ【市が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(イ) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。
- (イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。
- (ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

[火薬関係]

【県が実施する計画】（産業労働部）

- ア 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- イ 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう要請する。
- (イ) 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。
- (ウ) 高圧ガス製造事業者等に対し、下記ウの実施について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

ウ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施するものとする。
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持するものとする。
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施するものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- (イ) 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、研修会を開催し、関係機関に対して指導を行う。

イ【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

市町村に対し、危険物施設における災害応急体制の整備について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【市が実施する計画】

(ア) 消火資機材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図るものとする。

(イ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取り扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

(ウ) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

災害時の緊急体制等の整備について、火薬類取扱施設の管理者等に対し、下記のイに掲げる事項の指導徹底を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

(ア) 自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。

(イ) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

- a 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- b 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。また、災害防止訓練の実施を推進する。
- c 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- d 災害発生状況を把握するため、地域振興局等への空気呼吸器の配備などの現地確認体制の整備を図る。
- e 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
- f 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス協会、指定保安検査機関）

高圧ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

ウ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立するものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 災害発生緊急通報システムを作成する。
- b 中毒事故発生時における治療情報等の提供を行う。
- c 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器等を配備するとともに体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量についての情報連絡体制を確立し、施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 行政機関、警察署、消防署等の関係機関との連絡体制の整備や、災害応急体制の整備について事業者等に対して指導する。（危機管理部、健康福祉部）
- (イ) 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。（健康福祉部）
- (ウ) オイルフェンス等油防除資機材の整備状況を調査し、消防、警察等の関係機関に対する情報提供を行う。（危機管理部）

イ【市が実施する計画】

- (ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。
- (イ) 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）

- (ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。
- (イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。
- (ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体

等との相互応援体制を整備するものとする。(水道事業者)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

災害情報の収集・連絡活動

1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

- ア 危険物等による大規模な事故が発生し、事業者、市町村等からの連絡を受けた場合、それぞれの危険物の取扱規制担当省庁へ連絡する。
- イ 危険物等の取扱規制担当省庁から情報を受けた場合、これを市町村へ連絡する。
- ウ 市町村等からの情報収集を行うとともに必要に応じて情報収集チームを派遣する等の活動を行う。

(2) 【市が実施する対策】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡するものとする。

(3) 【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡するものとする。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

危険物等施設における災害拡大防止応急対策

1 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

[火薬関係]

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。

このため、発災時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

[タンクローリー等の横転事故関係]

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2章の各節において定めたところにより実施する。

2 実施計画

〔危険物関係〕

(1) 【県が実施する対策】

ア 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

イ 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(2) 【市が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

(3) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の取扱事業所に応援を要請するものとする。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

(1)【県が実施する対策】

ア 知事は、災害拡大防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。（産業労働部）

イ 下記（２）の応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（産業労働部）

ウ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。（警察本部）

(2)【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

イ 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をとり、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を避難させるものとする。

[高圧ガス関係]

(1)【県が実施する対策】

ア 下記の（２）の応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。（産業労働部）

イ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。（警察本部）

(2)【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

ア 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報するものとする。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものと

する。

オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

カ 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。

キ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。

〔毒物・劇物関係〕

(1) 【県が実施する対策】

ア 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。（健康福祉部）

イ 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。（健康福祉部）

ウ 飲料水汚染のおそれがある場合、市町村等へ連絡する。（環境部）

エ 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）

オ 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。（健康福祉部）

カ 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。（健康福祉部）

キ 緊急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。（健康福祉部）

ク 毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（健康福祉部）

ケ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。（警察本部）

(2) 【市が実施する対策】

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行うものとする。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。

ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行うものとする。

(3) 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

イ 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

ウ 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

(イ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

(4) 【水道事業者等が実施する対策】

取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。

[タンクローリー等の横転事故関係]

【県が実施する対策】

- (1) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。(建設部、道路公社、警察本部)
- (2) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは、通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。(警察本部)

[共通事項]

【県及び市が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施するものとする。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

2 実施計画

(1)【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、環境部）

- ア 流出した危険物等の種類、量等を確認する。
- イ 環境モニタリングを実施する。
- ウ 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。（環境部）
- エ 毒物劇物の中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）

(2)【市が実施する対策】

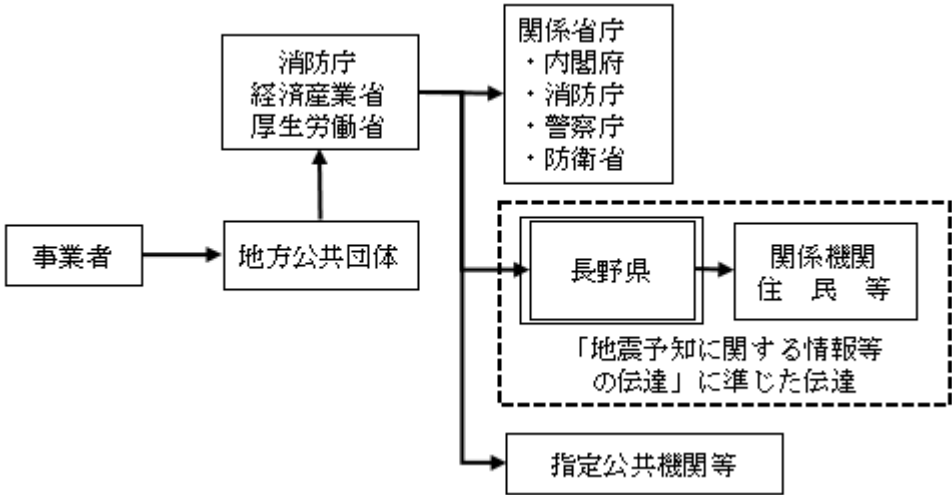
- ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとるものとする。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。
- ウ 環境モニタリングを実施するものとする。

(3)【関係機関が実施する対策】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等）

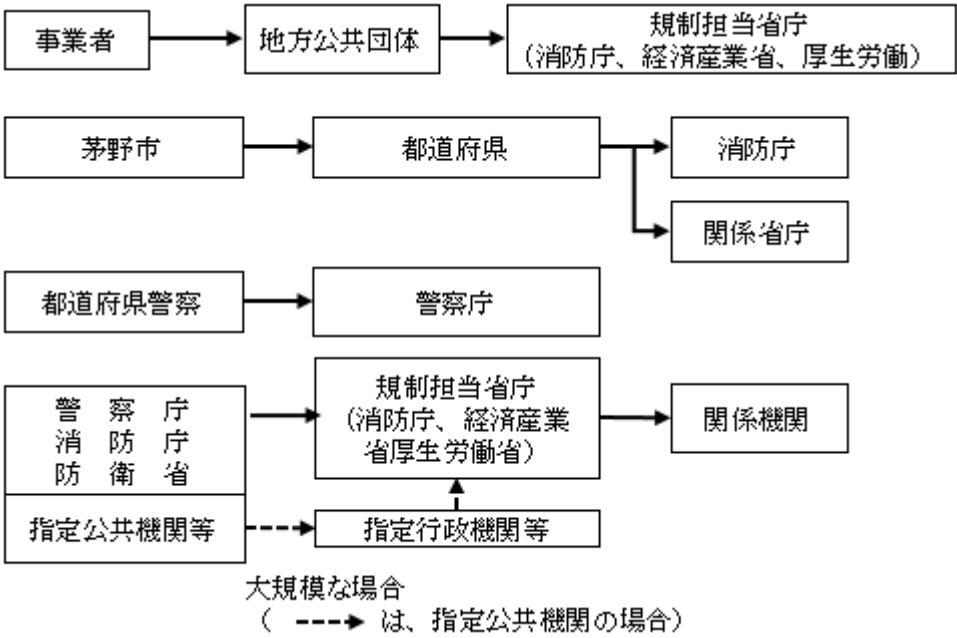
- ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。（河川管理者、危険物等施設の管理者等）
- イ 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報するものとする。（危険物等施設の管理者等）
- ウ 取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。（水道事業者）

危険物災害における連絡体制

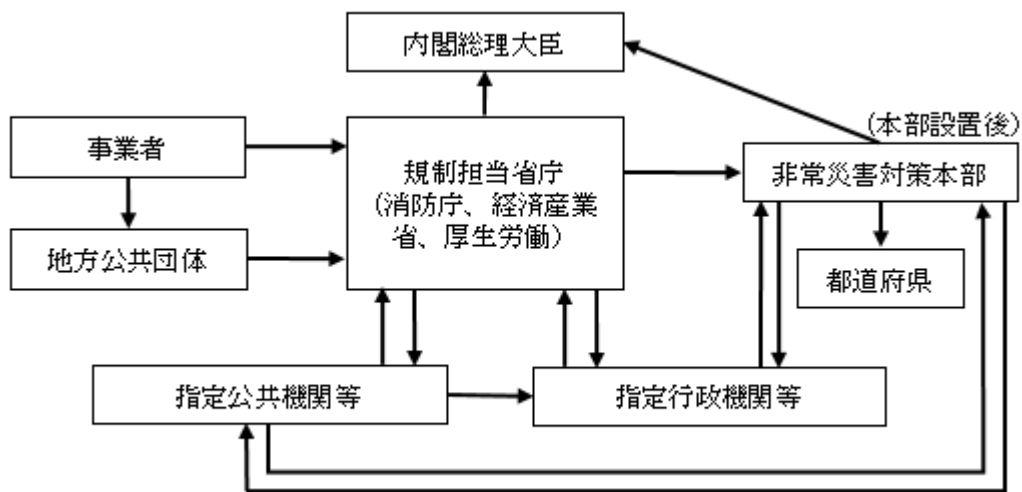
(1) 危険物等事故情報の連絡



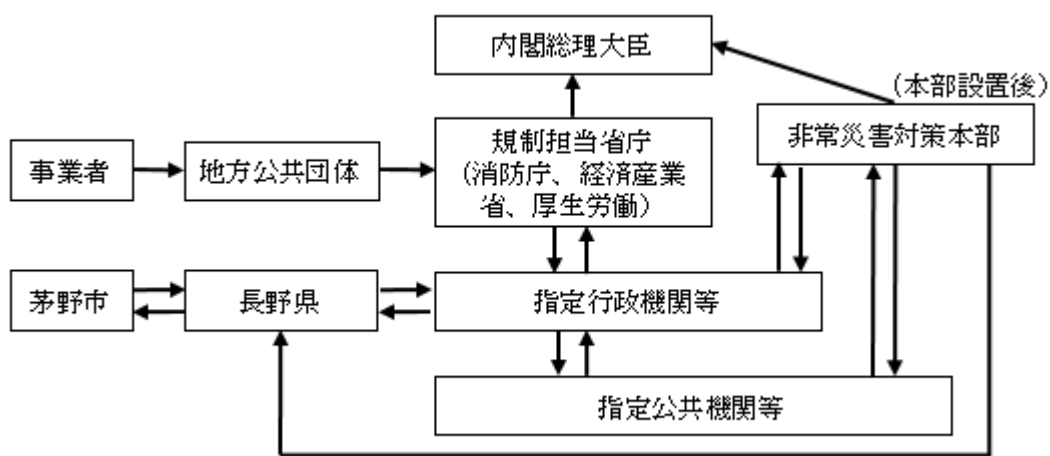
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

大規模な火事災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成するものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

県及び市は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

(1) 基本方針

県及び市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い県づくり市町村づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。（全部局）
- (イ) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ助言を行う。（建設部）
- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について、協議、調整し事業が適正に施行されるよう助言を行う。（建設部）
- (エ) 大規模な火事災害時における指定緊急避難場所としての防災機能を有する公園整備に努める。（建設部）
- (オ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。（建設部）

- (カ) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

このため、事業の推進に向けて市町村へ助言を行う。（建設部）

イ【市が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定めるものとする。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。
- (エ) 大規模な都市における都市防災構造化事業計画を策定するものとする。
- (オ) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努めるものとする。
- (カ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努めるものとする。
- (キ) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進するものとする。
- (ク) 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、用途、規模、地域により、耐火性能を確保し、避難上の安全確保が要求される建築物について、耐火構造または準耐火構造とするように指導する。（建設部）
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地について指定する建築基準法第22条区域内の建築物の屋根の不燃化等を促進するよう指導する。（建設部）
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。（全機関）
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。（危機管理部）

市教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。（教育委員会）

イ【市が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導するものとする。
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進するものとする。
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備えるものとする。
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。
- (オ) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

救助工作車の及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化が果たされているが、更なる促進が必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。
- (エ) 警察本部及び警察署は、発災時の迅速な救助体制の確立を図るとともに、ヘリコプター及びレスキュー車、投光車、トイレカー、ファイバースコープ等の装備資機材を整備する。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行々とともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社長野県支部）
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社長野県支部）
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入するものとする。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。（健康福祉部）
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）

- (ウ) 市町村において、大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が、的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成について助言する。（危機管理部）
- (エ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。（警察本部）
- (オ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市が実施する計画】

- (ア) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要請
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) （一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市町村に対し、市町村消防計画の作成について助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模な火事災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。（危機管理部）
- (イ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して、災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。（危機管理部）
- (ウ) 消防水利として活用される河川施設、農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。（農政部、建設部）

イ【市が実施する計画】

「市消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(エ) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(d) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定めるものとする。

(e) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、予め締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

市は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

- (ア) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。
- (イ) 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

消火活動

1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（危機管理部）

ア 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体への応援要請等を風水害対策編第3章第4節により行う。

イ 市町村長の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、消火活動及び救助活動等を実施する。

(2) 【市が実施する対策】

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

(ウ) 応援要請等

a 市長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第3章第4節により行うものとする。

b 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節により要請するものとする。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。なお、本項については、風水害対策編第3章第7節に定める。

(3) 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

(2) 【市が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

(3) 【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ【市が実施する対策】

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

```

graph LR
    A[茅野市] --> B[都道府県]
    B --> C[消防庁]
    B --> D[関係省庁]
    E[都道府県警察] --> F[警察庁]
    F --> G[消防庁]
    F --> H[関係機関]
    G --> I[関係機関]
    G --> J[内閣情報調査]
    K[指定公共機関等] -.-> L[指定行政機関等]
    L --> G
    L --> J
    K -.-> J
    
```

大規模な場合
(---> は、指定公共機関の場合)

The diagram illustrates the organizational structure of the Fire and Disaster Management Agency (FDMA). At the top is the Prime Minister (内閣総理大臣). Below the Prime Minister is the Fire and Disaster Management Agency (消防庁関係省庁). To the right of the Fire and Disaster Management Agency is the Emergency Response Headquarters (非常災害対策本部). Below the Fire and Disaster Management Agency are the Designated Public Organizations (指定公共機関等) and the Designated Administrative Organizations (指定行政機関等). Below the Emergency Response Headquarters is the Nagano Prefecture (長野県). Arrows indicate the flow of information and coordination between these entities.

```

graph TD
    PM[内閣総理大臣] --> FDMA[消防庁関係省庁]
    FDMA --> PM
    FDMA --> EHQ[非常災害対策本部]
    EHQ --> PM
    EHQ --> Nagano[長野県]
    Nagano --> EHQ
    FDMA <--> DPO[指定公共機関等]
    DPO --> DAO[指定行政機関等]
    DAO --> EHQ
    DPO --> EHQ
    Local[地方公共団体] --> FDMA
  
```

The diagram illustrates the organizational structure of the disaster response system after the establishment of the Disaster Response Headquarters. At the top is the Prime Minister of the Cabinet (内閣総理大臣). Below the Prime Minister is the Ministry of Fire and Disaster Management (消防庁). To the right of the Ministry of Fire and Disaster Management is the Disaster Response Headquarters (非常災害対策本部), which is noted as being established after the headquarters was set up. The Disaster Response Headquarters has a direct line to the Prime Minister and a line to the designated administrative organs (指定行政機関等). The Ministry of Fire and Disaster Management has a bidirectional relationship with the designated administrative organs. The designated administrative organs have a bidirectional relationship with the designated public organs (指定公共機関等). On the left side, the city of Matsuyama (茅野市) and the prefecture of Nagano (長野県) are shown with bidirectional relationships with the designated administrative organs. The prefecture of Nagano also has a bidirectional relationship with the designated public organs.

F-3-2

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 基本方針

県及び市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、林務部）

市町村に対し、林野火災対策計画の作成について助言し、予防対策の万全を期す。

イ【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

- (イ) 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画
 - c 防ぎよ鎮圧要領
- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

【県、市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する計画】

市及び諏訪広域消防茅野消防署は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図るものとする。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図るものとする。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進するものとする。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図るものとする。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図るものとする。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進するものとする。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立するものとする。
- (オ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定、諏訪地域広域市町村 圏災害

時の相互応援協定及び大規模災害発生時における相互応援に関する協定（甲州街道沿線12市）に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

長野地方気象台からの情報の収集のほか、オンラインによる気象実況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

イ【市が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

- (ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。
- (イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報するものとする。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

林野火災発生時の職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ【市が実施する計画】

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行うものとする。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行うものとする。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 市町村に対し、消防水利の多様化とともに、適切な配置について助言を行う。
- (イ) 林野火災の初期消火を実施するため、消防防災ヘリコプターの迅速な出動体制を確保する。
- (ウ) 林野火災空中消火資機材を備蓄し、空中消火を実施する消防機関に貸与する。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化するものとする。
- (イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握するものとする。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 総合防災訓練において自衛隊及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (イ) 空中消火資機材の取扱いに関する講習会を実施する。

イ【市が実施する計画】

- (ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施するものとする。
- (イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生の恐れのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1)【県が実施する対策】（危機管理部、林務部）

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、テレビ、ラジオ等により入林者等に対し火気取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡視、監視を強化して、火災の発生を防止する。

(2)【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議するものとする。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請するものとする。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。

(ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号に

よる信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底するものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

ア ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施

イ 関係機関とのホットラインの設置

ウ 現地情報収集チームの派遣

(2) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】

ア ヘリコプターによる偵察の要請

イ 職員の災害現場への派遣

ウ 各所管施設等の被害状況の把握

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

1 災害情報の収集・連絡を実施する。

2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、林務部、警察本部）

- (ア) ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施
- (イ) ホットライン等による関係機関からの情報収集の実施
- (ウ) 現地情報収集チームによる現地情報の収集
- (エ) 消防庁への火災即報の送信（必要に応じて林野庁、関係省庁への報告）

イ【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】

- (ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (イ) 消防本部からの県への火災即報の送信
- (ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求めるものとする。

イ【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行うものとする。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

(1)【県が実施する対策】（危機管理部、林務部）

県は、林野火災の状況を的確に把握し、次に掲げる事項について、応急措置をとるとともに、市町村に対し助言を行うものとする。

ア 通報連絡

林業関係機関及び林業関係団体に通報し、必要と認めるときは、(イ)、(ウ)、(エ)、に掲げる応援機関に通報し、応援を得て、消火活動を実施するものとする。

イ 市町村相互応援

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるので、火災の拡大にともない、当該市町村のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状況を勘案しつつ、他市町村に対し応援を指示するものとする。

ウ 広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により要請するものとする。(資料編参照)

エ 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編 第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」により、要請するものとする。

オ 林野火災空中消火

消防防災ヘリコプター等による空中消火を実施する。

(2) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】

市は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずるものとする。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防ぎよ担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 救急救護対策

ク 住民等の避難

ケ 空中消火の要請

(3) 【関係機関が実施する対策】 (中部森林管理局)

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編 第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請するものとする。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から県民を守るための措置をとる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置をとるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置をとる。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

ア 林務部が実施する対策

機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。

イ 建設部が実施する対策

(ア) 緊急点検マニュアルにより、土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 必要に応じ、斜面判定士の派遣要請をする。

(ウ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。

(2) 【市及び諏訪広域消防茅野消防署が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

(1)【県が実施する対策】（林務部）

ア 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽し、森林を造成する。

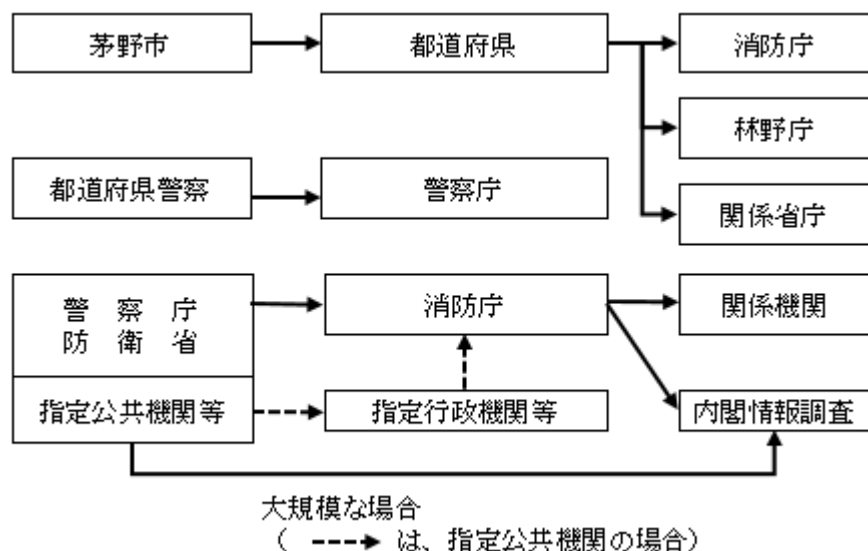
イ 寡雨地帯においては、森林の延焼を防止又は軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討する。

(2)【市が実施する対策】

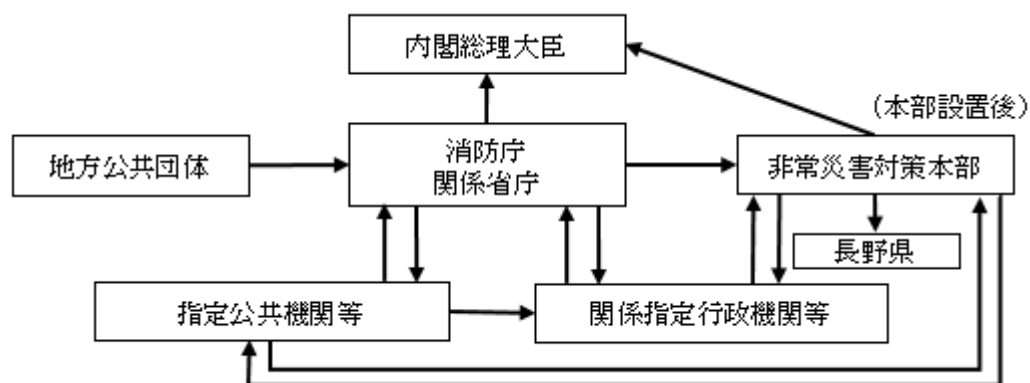
寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行うものとする。

林野火災における連絡体制

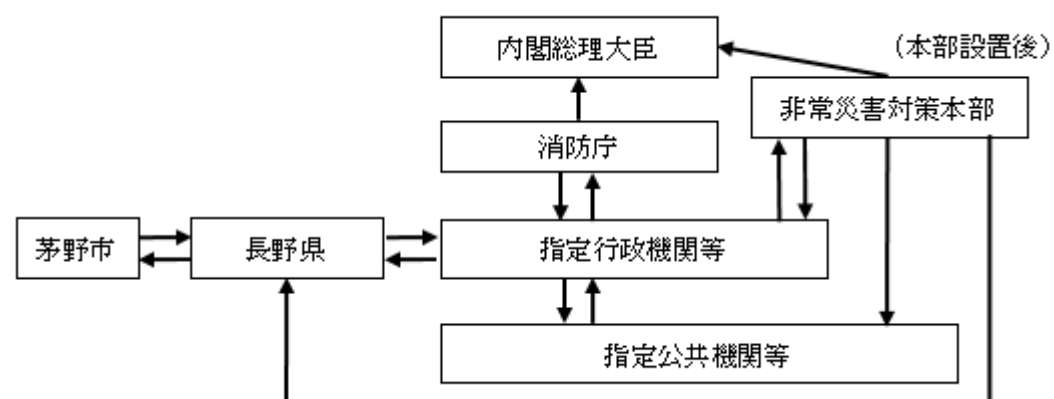
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。